

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 8 月31日
【計算期間】	第 2 期（自 2025年 3 月 1 日 至 2026年 2 月28日）
【ファンド名】	オルトゥ・クールバ・トラスト - グローバル株式セクター厳選ファンド （Ortu Curva II Trust - Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund）
【発行者名】	IQ EQファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッド （IQ EQ Fund Management (Ireland) Limited）
【代表者の役職氏名】	取締役 ポール・オシェイ （Paul O'Shea, Director）
【本店の所在の場所】	アイルランド、ダブリン 2、サー・ジョン・ロジャーソンズ・キー76番 （76 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2, Ireland）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 大 西 信 治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	弁護士 大 西 信 治 同 白 川 剛 士 同 金 光 由 以
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03（6212）8316
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注 1）グローバル株式セクター厳選ファンド（以下「ファンド」といいます。なお、ファンドの愛称として「バリュー・サーティ」を用いることがあります。）は、アンブレラ・ファンドであるオルトゥ・クールバ・トラスト（以下「トラスト」といいます。）のサブ・ファンドです。

- (注2) 米ドルクラス受益証券(以下「米ドルクラス」という場合があります。)、円ヘッジクラス受益証券(以下「円ヘッジクラス」という場合があります。)および豪ドルヘッジクラス受益証券(以下「豪ドルヘッジクラス」という場合があります。)を個別にまたは総称して「受益証券」または「ファンド証券」といいます。
- (注3) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)およびオーストラリア・ドル(以下「豪ドル」といいます。)の円貨換算は、2026年6月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=162.39円および1豪ドル=111.56円)によります。以下同じです。
- (注4) ファンドは、アイルランドの法律に基づいて設定されていますが、米ドルクラス受益証券は米ドル建て、円ヘッジクラス受益証券は円建て、および豪ドルヘッジクラス受益証券は豪ドル建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り、それぞれ米ドル、円または豪ドルのいずれかをもって行います。
- (注5) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。
- (注6) 本書の中で、計算期間(以下「会計年度」ということもあります。)とは3月1日に始まり翌年2月末日に終了する一年を指します。ただし、第1会計年度は2024年6月11日(ファンドの運用開始日)から2025年2月28日までの期間を指します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

a．ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

グローバル株式セクター厳選ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、アンブレラ・ファンドとしてアイルランドの法律に基づき構成されているユニット・トラストであるオルトゥ・クールバ・トラスト（以下「トラスト」といいます。）のサブ・ファンドです。

2026年8月31日現在、トラストは、1本のサブ・ファンドで構成されています。なお、アンブレラとは、1つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一つまたは複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指します。

ファンドの目的は、クロッキー・セクター指数（以下「参照指数」といいます。）（または参照指数と実質的に同じ市場を追跡するために管理会社が随時決定するその他の指数）のパフォーマンスを複製することを目指すことです。

ファンドについては、信託金の限度額はありますが、申込可能な受益証券の価額の最大総額は、米ドルクラス受益証券については10億米ドル、円ヘッジクラス受益証券については1,000億円、豪ドルヘッジクラス受益証券については10億豪ドルです。

b．ファンドの特色

ファンドは、アイルランドの法律に基づきオープン・エンドのアンブレラ型投資信託として設定されました。

管理会社は、ファンドの勘定で受益証券を発行する権利を有します。日本の受益者は、関連する換金（買戻し）申込日の午後3時（日本時間）または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の時刻までに販売会社に通知を行い販売会社所定の事務手続を完了することにより、受益証券の買戻しを請求することができます。詳細は販売会社にご確認ください。買い戻された受益証券について支払われる買戻価格は、関連する買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格です。

ファンドは、信託期間約10年の追加型投資信託です。信託期間とは、2024年6月11日の運用開始日からファンドの満期日までの期間をいいます。

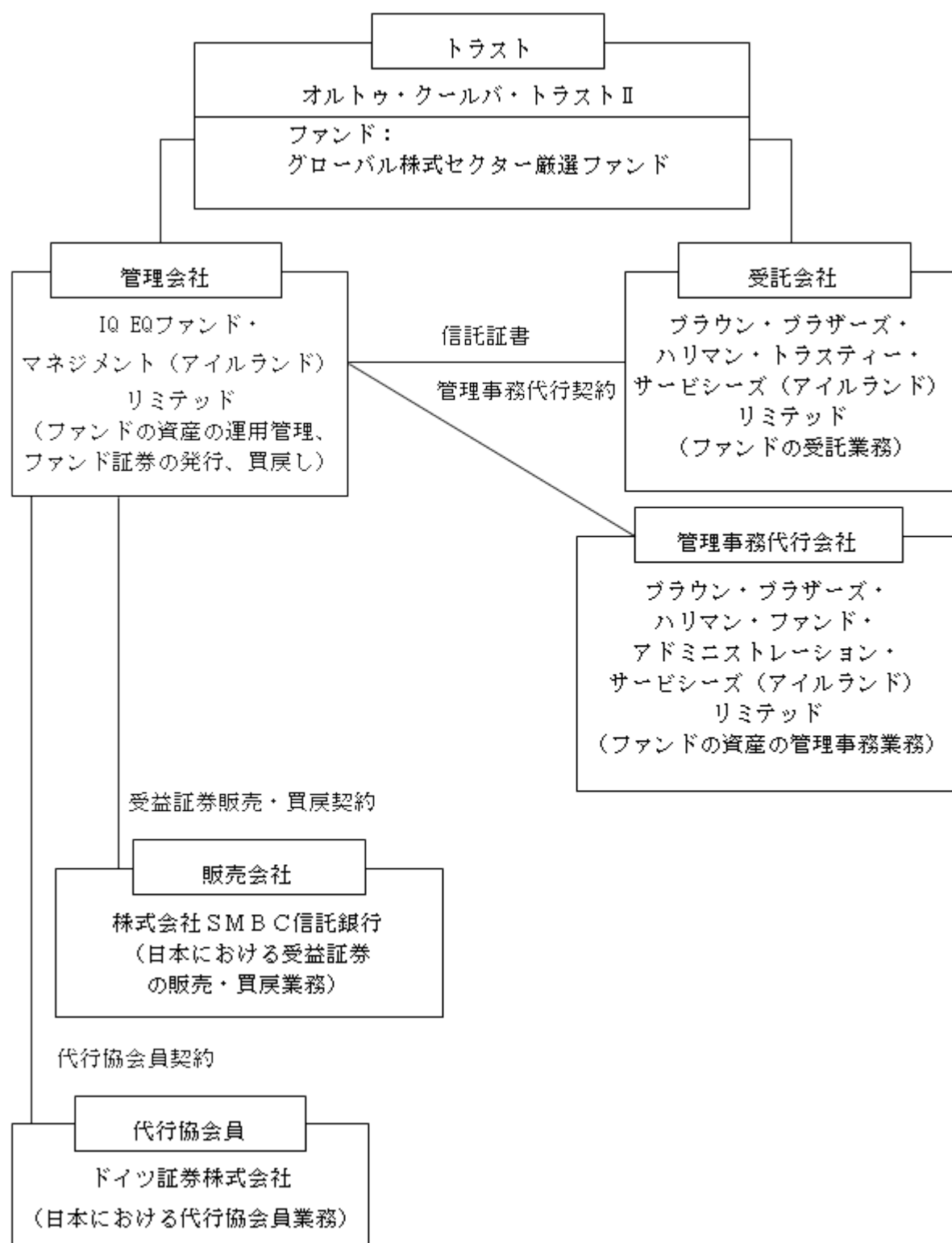
トラストは、アイルランド中央銀行により、アイルランド中央銀行が発行するAIFルールブック（以下「AIFルールブック」といいます。）に従って、投資適格者（募集または譲渡の日付現在）のみが投資できるものとして認められています。トラストの受益証券の最低当初申込額は、常に10万ユーロもしくは外国通貨による相当額以上であり、受益証券は、投資適格者のみが入手可能であり、トラストは集団投資スキームに関するアイルランド中央銀行の規則において、適格投資家スキームとして適格とされています。

（２）【ファンドの沿革】

1989年8月3日	管理会社設立
2024年5月2日	信託証書締結
2024年6月11日	ファンドの運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
IQ EQファンド・マネジメント （アイルランド）リミテッド （IQ EQ Fund Management （Ireland） Limited）	管理会社	2024年5月2日付で信託証書を受託会社と締結。ファンド資産の運用管理、ファンド証券の発行・買戻しならびにファンドの終了について規定しています。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシーズ （アイルランド）リミテッド （Brown Brothers Harriman Trustee Services（Ireland） Limited）	受託会社	信託証書を管理会社と締結。信託証書は、上記に加え、ファンドの資産の保管について規定しています。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシーズ（アイルランド）リミテッド （Brown Brothers Harriman Fund Administration Services （Ireland） Limited）	管理事務代行会社	2024年5月2日付で管理事務代行契約（注1）を管理会社と締結。管理事務代行契約は、トラストおよびファンドの日常的な管理業務（純資産価額および1口当たり純資産価格の算定等）を行う責任について規定しています。
ドイツ証券株式会社	代行協会員	2024年5月2日付で管理会社との間で代行協会員契約（注2）を締結。代行協会員契約は、代行協会員業務について規定しています。
株式会社S M B C 信託銀行	販売会社	2024年5月2日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注3）を締結。日本における販売・買戻業務について規定しています。

（注1）管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社がファンド証券の発行または買戻しの手配等の業務を提供することを約する契約です。

（注2）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券1口当たり純資産価格の公表および受益証券に関する目論見書、運用報告書その他の書類の販売取扱会社に対する送付等代行協会員業務を提供することを約する契約です。

（注3）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

管理会社の概要

（ ）設立準拠法

管理会社は非公開株式会社で、アイルランド会社法に基づき1989年8月3日にアイルランドで設立され、登録番号は148223です。管理会社は、2014年7月22日にアイルランド中央銀行から、AIFM規制に従ってAIFに対してAIFMとして行動する権限を付与されました。AIFMの主な業務は、トラストのような集団投資スキームへの管理サービスの提供です。

（ ）会社の目的

管理会社の主たる目的は、トラストのような集団投資スキームへの管理サービスの提供です。管理会社は、ファンドのために受益証券の発行および買戻し、ファンド資産の管理・運用を行う義務があります。

（ ）資本金の額

管理会社の資本金の額は、2026年6月末日現在、3,655,000ユーロ（約6億7,745万円）です。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2026年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝185.35円）によります。以下同じです。

（ ）会社の沿革

1989年8月3日 設立

2022年5月4日 商号を「デイビー・グローバル・ファンド・マネジメント・リミテッド（Davy Global Fund Management Limited）」から「I Q E Qファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッド（I Q E Q Fund Management (Ireland) Limited）」に変更

（ ）大株主の状況

（2026年6月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
グリーン・ベイ・アクイジションズ・リミテッド	アイルランド、ダブリン2、ダブリン、サー・ジョン・ロジャーソンズ・キー76番5階	2,924,000株 (1株1.25ユーロ) (3,655,000ユーロ)	100%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

（ ）準拠法の名称

トラストは、1990年ユニットトラスト法および欧州共同体（オルタナティブ投資ファンド運用者指令）規則（2013年S.I.No.257。随時行われる改正を含みます。）（以下「AIFMD規則」といいます。）に基づいて設立されています。

（ ）準拠法の内容

ファンドは、管理会社と受託会社との間で締結された信託証書によって設定され、ユニット・トラストを構成するアンブレラ型の投資信託です。

ファンドは、1990年ユニットトラスト法に基づきアイルランド中央銀行により認可・監督されています。

アイルランド中央銀行はアイルランド中央銀行がファンドを認可したことによって、またファンドの債務不履行に起因してファンドに関する法律により与えられる機能をアイルランド中央銀行が執行することを理由として、責務を負うものではありません。ファンドの認可は、ファンドの関係組織の信頼性や財政状態に関してアイルランド中央銀行が保証することを意味するものではありません。また、アイルランド中央銀行による認可は、アイルランド中央銀行によるファンドの推奨または保証を意味するものではなく、アイルランド中央銀行が目論見書の内容に責任を持つということでもありません。

アイルランド中央銀行は、管理会社および受託会社の任命を認可しなければなりません。

アイルランド中央銀行は一定の場合、認可を取り消すことができます。

受益証券の販売に際し使用される目論見書およびその追補、刷新または追加を、アイルランド中央銀行に提出しなければなりません。

ファンドは、独立監査人の監査を受けなければなりません。

(5) 【開示制度の概要】

アイルランドにおける開示

(a) アイルランド中央銀行に対する開示

アイルランド共和国においてまたはアイルランド共和国から公衆に対しファンド証券を公募する場合は、アイルランド中央銀行の承認が要求されます。いずれの場合でも、かかる公募に関する年次財務報告書および半期財務報告書等をアイルランド中央銀行に提出しなければなりません。さらに、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、アイルランド中央銀行により承認された独立の監査人により監査されなければなりません。ファンドの独立の監査人は、プライスウォーターハウスクーパース アイルランド(PricewaterhouseCoopers Ireland)です。ファンドは、AIFMD規則およびAIFルールブックに基づき、アイルランド中央銀行に対して、月次報告書を提出することが要求されています。

(b) 受益者に対する開示

受益者は毎年2月末日に終了する期間のファンドの監査済財務書類を含む年次報告書を受領します。

年次報告書は、関連する期間の終了後6か月以内に入手可能な状態となるか、または適用される法律で義務づけられている場合には、受益者に送付されます。また、受益者は毎年8月末日に終了する半年間の半期報告書を受領します。半期報告書は、関連する期間の終了後2か月以内に受益者に送付されます。

日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)(以下「金融商品取引法」といいます。))に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(以下「EDINET」といいます。))等において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。))を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。))を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。)(以下「投信法」といいます。))に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に書面または日本における販売会社が別途告知する電磁的方法により提供され、運用報告書(全体版)は、電磁的方法により、ファンドの代行協会のホームページにおいて掲載されます。ただし、いずれかの受益者が書面で交付することを求める場合、日本における販売会社より当該受益者に交付するものとします。

(6)【監督官庁の概要】

ファンドは、アイルランド中央銀行の監督に服しています。

監督の主な内容は次のとおりです。

認可の届出の受理

AIFMD規則の下でアイルランドに所在する認可投資信託(以下「認可投資信託」といいます。)は、アイルランド中央銀行の監督に服し、アイルランド中央銀行の認可を受けなければなりません。

認可の拒否または取消

アイルランド中央銀行が、()認可投資信託の認可要件が満たされなくなったと判断する場合、()投資信託としての認可の存続がファンド証券の受益者もしくはファンド証券の申込人の利益にとって望ましくないと判断する場合、または()(前記()に反することなく)管理会社もしくは受託会社がAIFMD規則およびAIFルールブックの条項に違背し、かかる条項に従って、アイルランド中央銀行に対して不実、不正確、もしくは誤解を招くこととなる情報を提供し、またはAIFMD規則およびAIFルールブックにより課される禁止事項もしくは要求に違背したと判断する場合、認可投資信託の認可を取り消すか承認を拒否することがあります。アイルランド中央銀行は、管理会社もしくは受託会社の請求により認可投資信託の認可を取り消すことができますが、アイルランド中央銀行が認可取消に先立ち、認可投資信託に関する事項の調査が必要と判断する場合または取消が受益者にとって不利益と判断する場合は、認可の取消しを拒否することができます。

認可が拒否または取消された場合、届出人は、アイルランド第一審裁判所(高等法院)に訴える権利があります。

目論見書の届出の受理

ファンド証券の販売に際し使用される目論見書は、アイルランド中央銀行の承認を得なければなりません。

ファンドの財務状況およびその他の情報に関する監督

認可投資信託の財務状況ならびに投資者およびアイルランド中央銀行に提供されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければなりません。監査人および受託会社は、AIFMD規則に従い、情報に不一致がある場合には、その旨をアイルランド中央銀行に報告しなければなりません。同様にして監査人は、アイルランド中央銀行が要求するすべての情報をアイルランド中央銀行に提出しなければなりません。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

ファンドの目的は、参照指数（または参照指数と実質的に同じ市場を追跡するために管理会社が随時決定するその他の指数）のパフォーマンスを複製することを目指すことです。

ファンドは、その投資目的を達成するため、原則として受益証券の発行手取金（からファンドの設立および受益証券の募集に関連する費用ならびにファンドの資産から支払われるその他の手数料および費用のための準備金を控除した金額）の全額を、スワップ契約（以下「スワップ契約」といいます。）に従ってドイツ銀行（以下「スワップ・カウンターパーティー」といいます。）との間で行われる一または複数のトータル・リターン・スワップ（以下、総称して「トータル・リターン・スワップ」といいます。）へ投資します。スワップ契約およびスワップ・カウンターパーティーについての詳細は、以下に記載します。

トータル・リターン・スワップは、米ドル建てのファンデッド型（すなわち、トータル・リターン・スワップの下でのエクスポージャーと引き換えに、受益証券の発行手取金の一部または全部がスワップ・カウンターパーティーに対して支払われます。）であり、ファンドに対して、参照指数のエクスポージャーを提供します。ファンドのトータル・リターン・スワップに対するエクスポージャーは、申込日／買戻日において、（ ）ファンドが申込請求を受領した場合には増加し、（ ）ファンドが買戻請求を受領した場合には減少します。ファンドのパフォーマンスは、参照指数のパフォーマンスに連動します。

トータル・リターン・スワップの締結に加え、ファンドは、留保中の投資、投資家への金銭の返還またはファンドの運用過程で発生する可能性のある特定の継続的な報酬もしくは費用の支払に充てるために、現金を保有することがあります。

管理会社は、円ヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラスの投資者がファンドの基準通貨で達成されるリターンと実質的に同等のリターンを受け取ることができるように、円ヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラスの為替エクスポージャーをヘッジすることを意図しています。このような戦略を実行するために使用される金融商品は、先物、先渡、オプションでありファンド全体の資産／負債となります。ただし、このような取引は、関連する円ヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラスに明確に帰属し、関連する金融商品の損益およびコストはこれらのクラスのみが発生します。なお、管理会社が為替エクスポージャーをヘッジすることができる保証はなく、為替変動の影響を受ける可能性があります。

ファンドの投資が成功する保証およびファンドの投資目的が達成される保証はありません。参照指数（または参照指数と実質的に同じ市場を追跡するために管理会社が随時決定するその他の指数）のパフォーマンスを複製するファンドの能力は、ファンドの費用、報酬および手数料、現金および担保の管理コストおよびリターン、タイミングの違い、取引コスト、ヘッジコスト、ファンドの規模、ファンドへの申込みと買戻し等の複数の要因によって影響を受けます。また、参照指数へのエクスポージャーの過不足により、ファンドが参照指数のパフォーマンスを下回る場合があります。これは、トータル・リターン・スワップの想定値に対応する動きがないままファンドの純資産価額が変動した結果生じる可能性があります（例えば、買戻し、資金管理、ファンドの資産から支払われる費用またはその他の要因によるものがあります）。したがって、ファンドの実際のパフォーマンスは、参照指数のパフォーマンスから大きく乖離する可能性があります。投資者はファンドへの投資に関連するリスクを慎重に評価する必要があります。後記「3 投資リスク、（１）リスク要因」の項を参照してください。

ファンドの目的

ファンドの目的は、クロッキー・セクター指数のパフォーマンスを複製することを目指すことです。

ファンドの特色

1. ファンドは、日本・米国・欧州株式戦略の投資成果を反映したクロッキー・セクター指数のリターンを享受することを目指します。

※「クロッキー・セクター指数」とは、ドイツ銀行グループが独自に開発した株式分析手法である「クロッキーモデル」に基づき、割安と判断される株式を選定する戦略のリターンを反映する指数です。

※「クロッキーモデル」は、客観的なルールに基づいて会計データを経済実態に沿ったデータに再構築することで、国や地域、業種を超えた同一基準での銘柄分析を行います。

※クロッキーは「Cash Return on Capital Invested」の頭文字で、「投下資本に対する現金収益比率」を意味しています。

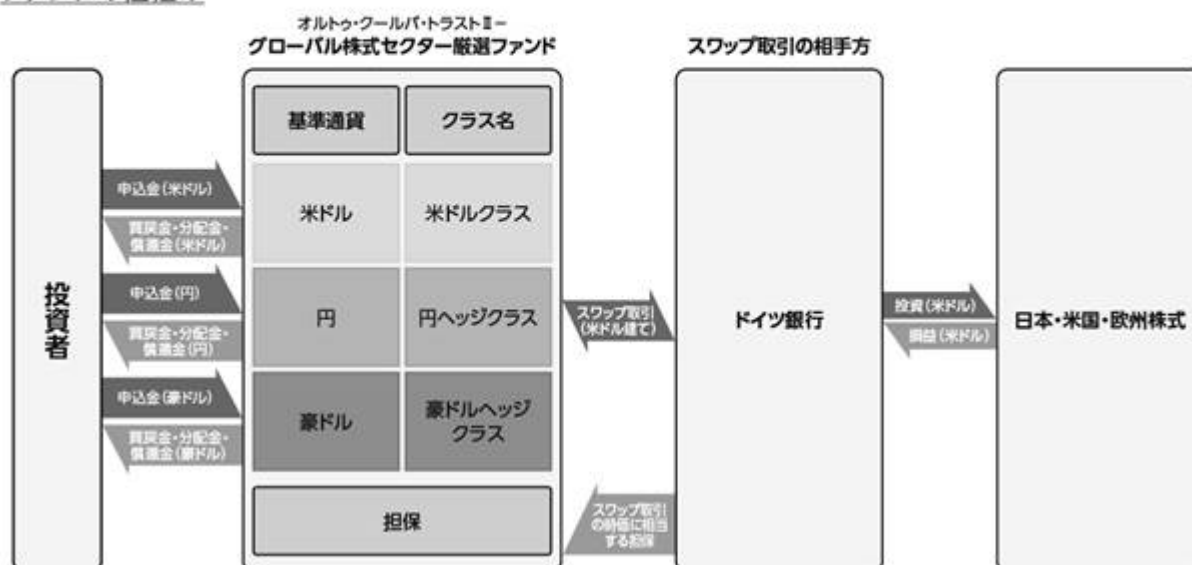
2. ファンドは、クロッキー・セクター指数のリターンを享受するために担保付スワップ取引を行います。

3. 「米ドルクラス」、「円ヘッジクラス」および「豪ドルヘッジクラス」の3つのクラスがあります。「円ヘッジクラス」は原則として米ドル売り日本円買い、また、「豪ドルヘッジクラス」は原則として米ドル売り豪ドル買いの為替予約取引を行い、「円ヘッジクラス」については米ドル／日本円の、また、「豪ドルヘッジクラス」については米ドル／豪ドルの為替変動リスクの低減を図ります。

※「豪ドルヘッジクラス」については対日本円での為替変動リスクの低減を図るものではないことにご留意ください。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み



ファンドは、その投資目的を達成するため、ドイツ銀行(以下「スワップ・カウンターパーティー」といいます。))との間で行われるトータル・リターン・スワップ(以下「トータル・リターン・スワップ」といいます。))へ投資します。

トータル・リターン・スワップは、ファンドに対して、クロッキー・セクター指数のパフォーマンスに対するエクスポージャーを提供します。ファンドのパフォーマンスは、クロッキー・セクター指数のパフォーマンスに連動します。

トータル・リターン・スワップの締結に加え、ファンドは、留保中の投資、投資家への金銭の返還またはファンドの運用過程で発生する可能性のある特定の継続的な報酬もしくは費用の支払に充てるために、現金を保有することがあります。

ファンドの投資が成功する保証およびファンドの投資目的が達成される保証はありません。投資者はファンドへの投資に関連するリスクを慎重に評価する必要があります。後記「投資リスク」をご覧ください。

トータル・リターン・スワップの概要

ファンドのために行う管理会社は、クロッキー・セクター指数のパフォーマンスに対するエクスポージャーを得るため、スワップ契約を締結します。

スワップ契約の条項の下、スワップ・カウンターパーティーは、クロッキー・セクター指数のプラスのパフォーマンスを反映するクロッキー・セクター指数の価値の上昇に基づいてファンドに対して支払を行う義務を負います。

参照指数の概要

参照指数は、ドイツ銀行（以下「参照指数スポンサー」といいます。）が作成した、合成ルールに基づく独自の戦略です。参照指数は、日本、米国、欧州の大型株により構成されるセクション・プールにおいて、3セクターから選ばれた30銘柄のパフォーマンスを反映することを意図しています。セクション・プールは、（ ） S&P500指数（以下「S&P500」といいます。）の時価総額上位251銘柄（S&P 500の時価総額上位271銘柄に含まれる場合は、現在の構成銘柄）、（ ） ユーロストックスラージ指数（以下「ユーロストックスラージ」といいます。）の構成銘柄、および、（ ） TOPIX100指数の構成銘柄で構成され、S&P500およびユーロストックスラージとあわせて「参照指数」といいます。ただし、一定の制限銘柄、関連する業種分類基準に従って特定される金融銘柄および以下に記載するその他の銘柄（以下「対象銘柄」といいます。）を除外します。

参照指数は、金融セクターを除く9つの産業セクター、すなわち、生活必需品、一般消費財・サービス、エネルギー、ヘルスケア、情報技術、資本財・サービス、素材、コミュニケーション・サービス、公益事業を対象としています。参照指数は月次ベースで再構成されます。

参照指数スポンサーは、参照指数の計算代理人（以下「参照指数計算代理人」といいます。）として行為し、参照指数の価値を計算します。

参照指数および参照指数のメソッドロジーの詳細は、管理会社に対して請求することにより入手可能です。

スワップ・カウンターパーティーの概要

ドイツ銀行は、ファンドのスワップ・カウンターパーティーとして行為します。ドイツ銀行は、ドイツ連邦共和国、フランクフルト・アム・マイン地方裁判所、HRB番号30 000で設立された有限責任株式会社であり、イングランドおよびウェールズにおける支店登録はBR000005で、登録住所はEC2Y 9DB ロンドン、ムーアフィールズ21です。ドイツ銀行は、ドイツ銀行法に基づいて認可されており、欧州中央銀行およびドイツ連邦金融監督庁（BaFin）の認可および規制を受けています。ドイツ銀行は、健全性規制機構（PRA）の認可を受けており、金融行為規制機構（FCA）の規制を受け、健全性規制機構（PRA）の限定的な規制に服しています。ドイツ銀行の健全性規制機構（PRA）による認可および規制の範囲に関する詳細は、請求により、または、<https://www.db.com/legal-resources>の「企業および規制に関する開示」の項目において閲覧可能です。

ドイツ銀行は、消費者ローン、住宅ローン、外国為替、シンジケート・ローン、M&Aアドバイス、証券引受、貿易金融、証券仲介、資産運用、プライベート・バンキング、保険商品を提供しています。ドイツ銀行は、世界中の顧客にサービスを提供しています。スワップ・カウンターパーティーは、ファンドの資産に対する裁量権を有しません。

ファンドは、スワップ・カウンターパーティーに対して大きなエクスポージャーを取るため、スワップ・カウンターパーティーの債務不履行または経営・財務状況の悪化等が生じた場合、ファンドが大きな損失を被る可能性があります。後記「3 投資リスク、（1）リスク要因」の項を参照してください。

管理会社は、その単独の裁量により、ファンドが取引を行うことができるスワップのカウンターパーティーを随時追加で承認することができます。そのような追加のカウンターパーティーは、すべて年次報告書において開示されます。

トータル・リターン・スワップの概要

トータル・リターン・スワップは、ファンドに対して参照指数へのシンセティック・エクスポージャーを提供するファンデッド型のトータル・リターン・スワップです。トータル・リターン・スワップは、国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）マスター契約（以下「ISDAマスター契約」といいます。）に準拠します。

スワップ・カウンターパーティーは、ファンデッド型のスワップにおけるファンドのスワップ・カウンターパーティーに対するエクスポージャーについて、担保をファンドに差し入れます。

スワップ契約は、ISDAマスター契約に基づき文書化され、ISDAマスター契約に基づく標準的かつ慣例的な解約条項のほか、ファンドに特有の追加的な解約事由（以下において記載します。）が含まれます。さらに、スワップ契約は、参照指数またはその原資産において特定の混乱事象が発生した場合、トータル・リターン・スワップに基づく支払いが遅延し、および／または調整され、参照指数の価値がそのような状況下において代替的に決定される可能性があることを規定しています。また、スワップ契約は、ファンドの投資者に影響を与える可能性のある特定の事象の結果についても定めています。

スワップ契約の条項の下、スワップ契約は、スワップ・カウンターパーティーにより、その単独かつ絶対的な裁量において一方的に終了させることができます（以下「スワップ早期終了事由」といいます。）。スワップ・カウンターパーティーは、様々な状況において、かかる終了を選択することができ、これには、トータル・リターン・スワップの想定元本が、ファンドとのトータル・リターン・スワップの取引を継続することがもはや経済的に持続可能でない金額まで減少したとスワップ・カウンターパーティーが判断した場合、または、法的、政治的もしくは経済的枠組みの変化がトータル・リターン・スワップおよび／もしくはスワップ・カウンターパーティーに悪影響を与える／与える可能性があるとしてスワップ・カウンターパーティーが判断した場合が含まれますが、これらに限定されるものではありません。

また、トータル・リターン・スワップの終了は、既存の、発表された、または新たな法的もしくは規制の枠組み、または管轄権を有する当局によるその解釈により、スワップ・カウンターパーティーがトータル・リターン・スワップをヘッジできない、またはスワップ・カウンターパーティーがそのようなヘッジを実行するために追加コストが発生する場合にも、発生する可能性があります。

証券融資取引規制

ファンドは、現在、証券貸付取引、レポ取引またはリバース・レポ取引を行っていません。ファンドのトータル・リターン・スワップへの想定および上限エクスポージャー（純資産価額に対する比率）は以下の通りです。

	想定	上限
トータル・リターン・スワップ	100%	100%

管理会社は、財務的に健全であり、適切な信用格付を有し、関連する種類の取引に必要な組織構造およびリソースを有し、スワップ・カウンターパーティーがこれに基づいて選択されたものとするカウンターパーティーとのみ取引を行うものとしします。

ファンドは、トータル・リターン・スワップに関して担保を受け入れる場合があります。そのような担保は、所定の取引および特定のカウンターパーティーにとって適切な種類のものであり、現金またはG7（カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国および米国）加盟国が発行する債券の形態とすることができます。担保は、所有権の移転がある場合、受託会社（またはその委託先）に移管され保管されます。担保として有価証券を受領する場合、ファンドの英文目論見書の条項に従い（管理会社が必要または望ましいと判断した場合は適切なヘアカットを適用して）、担保の種類およびファンドの買戻日の頻度を考慮して管理会社が適切と判断した頻度で、管理会社により評価されます。

トータル・リターン・スワップに従って受け取った担保は、G7（カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国および米国）加盟国が発行する債券、マネー・マーケット・ファンドまたは現金に投資する目的で、ファンドにより再投資される場合があります。

ファンドは、トータル・リターン・スワップに関連して費用および手数料を負担する場合があります。さらに、ファンドは、代理人およびその他の仲介業者に対して、彼らが引き受ける業務およびリスクの対価として手数料を支払う場合があります。これらの手数料の額は、固定の場合もあれば、変動の場合もあります。

トータル・リターン・スワップのカウンターパーティーの身元（および、該当する場合には、それらが管理会社、受託会社またはそれらの代理人と有する可能性のある提携関係）、ならびに、これらの取引に関連してファンドが負担した直接的または間接的な運用費用および手数料に関する情報は、年次報告書において開示されます。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」の項を参照してください。

（３）【運用体制】

管理会社は、ファンドの資産について運用業務を提供し、主として投資がファンドの投資目的と一致することを確保するとともに、ファンドの資産が信託証書および目論見書に記載された投資制限および借入制限に反して使用されるかまたは投資されることを避けるため、合理的な措置を講じ、あらゆるデュー・ディリジェンスを実行します。

（４）【分配方針】

管理会社は、米ドルクラス受益証券、円ヘッジクラス受益証券または豪ドルヘッジクラス受益証券に関して、分配を宣言する意図はありません。これらの受益証券に関する分配可能利益は、ファンドの資産に留保され、当該受益証券の純資産価格に反映されます。

（５）【投資制限】

投資制限

管理会社は、ファンドの計算において、ファンドの総資産の50%超を金融商品取引法に定義される「有価証券」（社債、国債、コマーシャル・ペーパー、証券投資信託の受益証券およびミューチュアル・ファンドの投資証券など）（有価証券とみなされる金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる権利を除きます。）および当該有価証券に関連するデリバティブに対して投資します。

管理会社は、ファンドのために以下に掲げることを行いません。

- （a）取得の結果として管理会社が運用するすべての投資信託が保有する投資会社ではないいずれかの会社の議決権付株式の総数が当該会社の全発行済議決権付株式の20%を超える場合において、当該会社の株式を取得すること。
- （b）ファンドによって保有される上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象の価額の合計が、当該投資対象の取得の結果、当該取得の直後に直近の純資産価額の15%を超えることとなる場合において、上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象を取得すること（ただし、かかる制限は、当該投資の評価方法が英文目論見書または英文目論見書補遺において明確に開示されている場合および当該投資対象の価格の透明性を確保する適切な方法が取られている場合は、当該投資対象の取得を妨げないものとします。）。
- （c）自己取引を行い、または本人としての管理会社の取締役と取引を行うこと。
- （d）管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る目的での取引を含む（ただし、これらに限られません。）受益者の利益を害し、またはファンドの資産の適切な運用に反する取引を行うこと。
- （e）有価証券の空売りを行うこと。
- （f）後記「借入れおよびレバレッジ」の項に記載の借入制限に従わずに、借入れを行うこと。
- （g）一の発行者の株式または一の投資信託の受益証券について、その保有の結果として、一の発行者の当該株式または受益証券の価額（以下「株式等エクスポージャー」といいます。）が純資産価額の10%を超えることとなる場合において（当該株式等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。）、当該株式または受益証券を保有すること。
- （h）一の取引相手方とのデリバティブのポジションまたはデリバティブ取引の原資産である一の発行者に係るデリバティブのポジションについて、その保有の結果として、当該取引相手方または当該デリバティブのポジションに係る発行者に対して生じる純エクスポージャー（以下「デリバティブ等エクスポージャー」といいます。）が純資産価額の10%を超えることとなる場合において（当該デリバティブ等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。）、当該デリバティブのポジションを保有すること。（注：当該デリバティブ取引のもと、取引相手方（スワップ・カウンターパーティーを含みます。）の債務に担保が設定されまたは証拠金が差し入れられている場合、当該担保または証拠金の評価額は控除することができます。）
- （i）一つの主体により発行され、組成され、または引き受けられた、（ ）有価証券（上記（g）に定める株式または受益証券を除きます。）、（ ）金銭債権（上記（h）に定めるデリバティブを除きます。）および（ ）匿名組合出資持分について、その総額（以下「債券等エクスポージャー」といいます。）が純資産価額の10%を超えることとなる場合において（当該債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。）、当該（ ）有価証券、（ ）金銭債権および（ ）匿名組合出資持分を保有すること。（注：担保付取引の場合は、担保評価額を控除することができ、当該主体に対するファンドの負う支払債務が存在する場合は、支払債務額を控除することができます。）
- （j）一つの主体に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの総額が純資産価額の20%を超えることとなる場合において、当該主体に対するポジションを保有すること。

（k）内部管理モデル方式（VaR方式）の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量が純資産価値の80%を超えることとなる場合において、デリバティブ取引および日本証券業協会の規則の下におけるデリバティブ取引等の投資指図を行うこと。

前記（g）から（j）までの投資制限に基づく発行者集中およびカウンターパーティー・エクスポージャーのリスクを計算する目的において、ファンドが集団投資事業体および／または証券化商品に直接投資する場合、かつ、それらそれぞれの発行者および／またはビークルの資産が固有資産または当該発行者および／もしくはビークルが保有し、これらの集団投資事業体および／もしくは証券化商品に帰属しないその他の資産から分離されており、かつ、当該発行者および／またはビークルが倒産隔離の団体である場合、当該集団投資事業体および／または証券化商品の裏付資産に対するファンドの間接的なポジションのエクスポージャーは、エクスポージャーを算定する際にルック・スルーすることができます。

管理会社は、上記の投資制限に係る適用ある制定法または規則が修正されまたはその他新たなものとなり、管理会社の意見において投資制限が適用ある法律および規則に違反することなく修正できる場合、受託会社と協議の上、受益者の同意を得ることなく、上記の投資制限のいずれについても、追加、修正または削除（該当する方）を行う権限を有するものとします（ただし、当該修正または削除について受益者に対し事前の通知を行うものとします。）。

管理会社は、（ ）受益証券の購入申込みもしくは買戻請求が大量になされると単独で判断する場合、（ ）ファンドが投資する市場もしくは投資対象の急激もしくは大幅な変動を単独の裁量により予期する場合もしくは管理会社の合理的な支配を超えるその他の事由が存在する場合、ならびに／または（ ）投資方針およびガイドラインからの逸脱が（a）ファンドを終了する準備を行うためもしくは（b）ファンドの資産の規模の結果として管理会社の単独の裁量により合理的に必要な場合、前記の投資制限（ただし、（a）ないし（f）の投資制限を除きます。）から一時的に逸脱することを決定することができます。当該逸脱を認識した場合、管理会社は、受益者の利益を考慮し、合理的に可能な限り速やかに当該逸脱を是正することを目指します。

サステナビリティ方針

管理会社はファンドを、サステナブルファイナンス開示規則（EU）2019/2088（以下「SFDR」といいます。）における第6条ファンドに分類しています。これは、ファンドが、環境または社会的な特徴をSFDR第8条に定める特定の基準に適合した方法で推進しないこと、また、サステナブル投資を自己の目的としてSFDR第9条に定める特定の基準に適合した方法で掲げないことを意味します。ファンドの目的は、参照指数（または参照指数と実質的に同じ市場を追跡するために管理会社が随時決定するその他の指数）のパフォーマンスを複製することを目指すことですので、管理会社は、ファンドに関して行う投資判断において、サステナビリティ・リスクを組み込みません。

SFDRはサステナビリティ・リスクを、それが発生した場合に、投資対象の価値に現実のまたは潜在的な重大なマイナスの影響を及ぼしうる環境、社会もしくはガバナンス上の事象または状況と定義しています。ファンドの投資戦略に鑑みて、管理会社は、サステナビリティ・リスクがファンドに重大な影響を及ぼすとは考えていません。しかしながら、サステナビリティ・リスクは、以下を含みますが、これらに限らない様々な方法で顕在化する可能性があり、スワップ・カウンターパーティーまたはファンドが間接的なエクスポージャーを有する事業体（参照指数の構成銘柄を含みます。）が直面するサステナビリティ・リスクはファンドの財務特性、収益性または評判にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。

- 環境、社会またはガバナンスの基準の非遵守の結果、レピュテーションが損なわれ、これを原因として商品およびサービスの需要が低下しまたは企業や業界グループの事業機会が喪失すること
- 法律、規制または業界水準の変更により、企業または業界全体の成長および発展の見通しに影響を及ぼす罰金、制裁または消費者行動の変更を生じさせる可能性
- 法律または規制の変更により、より高いESG基準を満たしていると見られる企業の有価証券の需要が高まり、ひいては同有価証券の価格が過度に上昇する可能性

- 法律または規制の変更により、環境、社会またはガバナンス上の基準または活動について、誤解を招く情報を提供するインセンティブを企業に与える可能性

サステナビリティ・リスクが発生する場合、またはサステナビリティ・リスクが管理会社の予期せぬ方法で発生する場合、トータル・リターン・スワップの価値、ひいてはファンドの純資産価額に、突然、重大なマイナスの影響が生じる可能性があります。

SFDR第4条(1)(b)に従い、管理会社は、その活動の性質と規模、および利用可能にする金融商品の広範かつ多様な範囲を十分に考慮し、当面の間、ファンドの投資決定が持続可能性要因に及ぼす主な悪影響を（SFDR第4条(1)(a)が特に意図する方法で）考慮しないことを選択しました。管理会社は、これがSFDRに基づく義務を遵守するための現実的かつ経済的なアプローチであると考えています。

適切で正確なデータがより広く利用可能になり／アクセス可能になり、規制の状況が安定する範囲において、管理会社が、そのような評価の結果が、管理会社が利用可能にする金融商品の投資家にとって有意義であると考えられる場合、管理会社は、将来、SFDR第4条(1)(a)の意味における持続可能性要因に対する投資意思決定の主要な悪影響を検討することを検討する可能性があります。このような状況では、これらの金融商品の関連する契約締結前文書は適宜更新されます。

ファンドの投資対象は、タクソノミー規則（EU規則2020/852）に規定されている、環境的に持続可能な経済活動に関する欧州の基準を考慮していません。

借入れおよびレバレッジ

ファンドは、一時的な流動性管理目的で、借入れを行うことができます。日本証券業協会の規則に基づき、ファンドは、純資産価額の10%を超えて、借入れを行いません。AIFMDは、レバレッジをファンドのエクスポージャーと純資産価額との比率で表すことを義務付けており、そのようなエクスポージャーの計算方法として、グロス方式とコミットメント方式の2種類の方式を規定しています（いずれもAIFMDレベル2に詳細が記載されています。）。ファンドのレバレッジは、コミットメント方式では350%を超えず、グロス方式では350%を超えません。

3【投資リスク】

（１）リスク要因

ファンドの受益証券１口当たり純資産価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きおよび為替相場の変動等により上下します。また、ファンドの米ドルクラス受益証券および豪ドルヘッジクラス受益証券の純資産価格は外貨建てで算出されるため、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、受益証券１口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

（ ）トラストに関するリスク要因

ファンドの投資目的が達成される保証はありません。

ファンドへの投資には、高度なリスク（投資額の全額を失う可能性があるリスクを含みます。）が伴います。トラストの各サブ・ファンドは、主として特定の投資対象を購入するように設計されており、かかる投資対象は、当該ファンドに重大なリスクをもたらします（資産のパフォーマンス、価格ボラティリティ、管理事務リスクおよびカウンターパーティー・リスクを含みます。）。ファンドの投資プログラムが成功するという、または当該ファンドのリターンが示す投資者の伝統的な証券ポートフォリオとの相関性は低いという保証または表明は行われません。投資予定者は、ファンドへの投資が適切な投資であるかを判断する際に以下の追加の要因を考慮すべきです。

ファンドは、投機的投資とみなされることがあり、完全な投資プログラムとして意図されているものではありません。ファンドへの投資は、自らの投資を失う経済的リスクに耐えることができ、かつ、英文目論見書および申込契約に定められる条件を満たしている者にのみ適しています。ファンドがその投資目的を達成する保証はありません。受益者となる予定の者は、ファンドへの投資に伴うリスク（以下に述べるものを含みますが、これに限られません。）を慎重に考慮すべきです。以下に述べる様々なリスクが、ファンドに当てはまる可能性があります。以下は、ファンドへの投資について発生しうるリスクをすべて記載することを意図したものではありません。また、以下で取り上げられていない異なるリスクまたは新たなリスクが将来発生する可能性があります。受益者となる予定の者は、ファンドへの投資に係るリスクについて自らの法務アドバイザー、税務アドバイザーおよび金融アドバイザーに相談すべきです。かかるリスクはいずれも、ファンドおよびその受益者に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

一時点におけるファンドの受益証券の申込価格と買戻価格の差額（適用ある販売手数料、買戻手数料または希薄化防止賦課金によるものを含みます。）は、投資を中長期的なものとみなすべきであることを表します。

リスクの中には特定のファンドとの関連性がより高くなるものがありますが、投資者は、本書において述べられているリスクが当該ファンドに関連する可能性がある限りにおいて、自らがかかるリスクをすべて理解していることを確実にすべきです。

投資者は、自らが投資しようとする特定のファンドに当てはまるかどうかを判断すべく、本項において概説されるリスクをすべて読むべきです。

以下の投資リスクは、ファンドへの投資に関連する特定のリスクを詳述したものであり、投資者は、かかるリスクについて自らの専門アドバイザーに相談することが推奨されます。以下の投資リスクは、ファンドへの投資に関連するすべてのリスクを網羅的に要約したものとなることが意図されたものではありません。

信託証書に定められる場合を除き、受益者は、トラストの運用またはトラストの事業の管理に参加する権利を有しません。トラストは、管理会社およびその他のサービス提供会社の内部管理およびシステムが適切に機能しているかに左右されます。したがって、いかなる者も、トラストの運用面全般を管理会社およびかかるその他のサービス提供会社に委ねる意思を有しない限り、受益証券を購入すべきではありません。

政府による投資制限

政府の規制および制限により、ファンドが売買することができる有価証券の金額および種類が制限されることがあります。ファンドが特定の国の企業または政府の有価証券に投資する能力は、制限され、または場合によっては禁止される可能性があります。その結果、ファンドの資産の大部分は、かかる制限のない国に投資されることがあります。また、かかる制限は、有価証券の市場価格、流動性および権利に影響を及ぼす場合もあり、ファンドの費用を増大させる可能性があります。さらに、特定の国の政府が定めた方針が、ファンドの投資対象およびファンドがその投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼすことがあります。

その上、投資収益および投資資本の本国送金には、特定の政府の一定の同意が必要となる等の制限が課されることが多く、明確な制限がない場合であっても、本国送金の仕組みが、ファンドの運営の特定の側面に影響を及ぼす可能性があります。

受託会社に対するカウンターパーティー・リスク

トラストおよびトラストの各サブ・ファンドは、カウンターパーティーとしての受託会社、または受託会社もしくはその他の預託機関が現金を保有する場合に受託会社が用いる預託機関の信用リスクにさらされます。受託会社またはその他の預託機関が支払不能に陥った場合、関連するファンドは、関連するファンドの現金保有高に関して受託会社またはその他の預託機関の一般債権者として扱われます。ただし、関連するファンドの有価証券は、受託会社またはその他の預託機関により分別勘定で維持されており、受託会社またはその他の預託機関が支払不能に陥った場合には保護されることになっています。かかるカウンターパーティーが財務上の困難に陥った場合には、関連するファンドがその資本をすべて損失なく回収することができる場合であっても、関連するファンドによる取引がその間に著しく阻害され、場合によっては重大な損失をもたらすおそれがあります。

受益者を代表する独立した専門家の不存在

管理会社は、トラストおよびファンドの仕組みおよび条件に関して法律顧問、会計士およびその他の専門家に相談していますが、かかる法律顧問は、受益者を代表するものではありません。管理会社取締役は、各投資予定者に対し、受益証券の取得の是非およびトラストの受益証券に投資することの適切性に関して自らの法務アドバイザー、税務アドバイザーおよび金融アドバイザーに相談するよう奨励しています。

サービス提供会社に関するリスク

トラストには従業員はいません。したがって、トラストは、トラストおよびトラストの各サブ・ファンドの運営に不可欠なサービスを行うサービス提供会社（管理会社、管理事務代行会社および受託会社を含みますが、これらに限られません。）のパフォーマンスに依拠しています。かかるサービス提供会社がその任命条件に従ってトラストまたは関連するファンドに対する義務を履行しなかった場合（当該サービス提供会社が契約条件に違反している状況を含みます。）には、トラストおよび／または当該ファンドの運営に重大な悪影響が及ぶおそれがあります。

トラストおよびトラストの各サブ・ファンドの成否は、管理会社の投資運用者としての技能に大きく左右され、管理会社もしくは管理会社が起用する個人が関連するファンドに対して助言を提供し、かつ、関連するファンドのために取引を行う意思を有し続ける、もしくはかかる助言の提供もしくは取引を行うことが可能であり続ける、または管理会社もしくはかかる個人による取引が将来利益を上げる保証はありません。

サービス提供会社とトラストの関係を規定する契約では、当該サービス提供会社はトラストおよび特定の状況においては受益者に対してのみ責任を負うことが規定されており、ほとんどの場合、かかる契約は、サービス提供会社がトラストおよびトラストの各サブ・ファンドに生じさせる損失につき当該サービス提供会社を免責するものとなっています。

したがって、ファンドへのサービスの提供に従事するサービス提供会社の作為または不作為によりファンドが被った損失または損害を当該ファンドが回収する権利は、関連するサービス提供会社を任命する契約のうちの当該サービス提供会社の責任を制限する規定による影響を受けることがあり、かかる制限の結果として、当該ファンドの回収額（もしあれば）が実際に被った損失を大きく下回ることになる可能性があります。

多額の買戻し

受益者による短期間の多額の買戻請求により、ファンドは、当該買戻しの資金を賄うために現金を調達する目的で、本来望ましい時期よりも早期に一定の投資対象を換金し、より少ない資産ベースを適切に反映したポートフォリオを達成する必要が生じる可能性があります。その結果、ファンドの投資方針の実行に成功する管理会社の能力が制限されることがあり、買戻対象の受益証券の価値および発行済みのまま残存する受益証券の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。また、買戻請求の受領後、ファンドは、適用ある買戻日より前に資産を換金する必要が生じる場合があり、その結果、ファンドは、当該買戻日までの間、現金または流動性の高い投資対象を保有することとなる可能性があります。当該期間中、管理会社のファンドの投資方針を実行する能力が損なわれるおそれがあり、その結果、ファンドのリターンに悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、多額の買戻請求が出される期間にかかわらず、結果としてファンドの純資産価額が減少することにより、ファンドは、利益を生み出すことまたは損失を回復することがより困難になる可能性があります。受益者は、特定の買戻日に係る多額の買戻請求についての通知をファンドから受領しないため、買戻しを行う受益者より前に、または同時期に受益証券またはその一部を買い戻す機会を得られない場合があります。

ファンドが仕組商品（当該仕組商品に基づくポジションのヘッジに関連するものを含みますが、これに限られません。）、とりわけ存続期間が定められた仕組商品の募集に直接または間接的に関連する投資を受け入れる場合、短期間の多額の買戻請求のリスクが高まる可能性があります。ファンドは、その単独裁量により決定するところに従い、かかる投資を受け入れ、または受け入れないことができ、かかる投資は、いつでもファンドの純資産価額の重要な部分を占める可能性があります。

申込金および買戻金回収口座の運用について

トラストは、トラストの名義でアンブレラ・レベルの回収口座（以下「アンブレラ現金回収口座」といいます。）を設定しており、ファンド・レベルではかかる口座を設定していません。ファンドへの申込金、ファンドからの買戻金および分配金はすべて、アンブレラ現金回収口座に支払われます。ファンドに関して受領した早期申込金を含むアンブレラ現金回収口座の資金は、2013年アイルランド中央銀行（監督および執行）法（第

48条（１）項）ファンド・サービス・プロバイダーのための2015年投資家資金規則による保護の対象とはなりません。

受益証券の発行および／または関連するファンド名義の口座への申込金の支払いならびに買戻金または分配金の支払いが留保されている間、アンブレラ現金回収口座内の資金は、それらが帰属する関連するファンドの資産であり、関連する投資家は、当該ファンドによって支払われたまたは当該ファンドが支払うべき金額に関して、当該ファンドの無担保債権者となります。

ファンドに帰属するすべての申込金（受益証券の発行に先立って受領した申込金を含みます。）ならびにファンドから支払われるすべての買戻金、配当金または現金での分配金は、アンブレラ現金回収口座を介して分配され、管理されます。アンブレラ現金回収口座に支払われた申込金は、トラスト名義の口座に入金されます。買戻金および分配金は、支払期日までアンブレラ現金回収口座に保管され、その後、関連するまたは買戻しを行った投資主に支払われます。ブロックされた買戻金または分配金は、支払いが認められた日まで、トラストの名義で個別に保有される口座に移管されます。

受託会社は、アンブレラ現金回収口座内の資金の保管および監督に責任を持ち、アンブレラ現金回収口座内の関連する金額が適切なファンドに帰属することを確認します。

AIFM（またはその関連会社のいずれか）、登録機関および名義書換代理人、ならびに受託会社は、アンブレラ現金回収口座に関する運用手順（トラストの参加ファンドの特定、アンブレラ現金回収口座からの資金移動のために従うべき手順およびプロトコル、日々の調整プロセス、ならびに申込金の支払いの遅れによりファンドに不足額および／またはタイミングの違いにより他のファンドに帰属する資金の当該ファンドへの移動が生じた場合に従うべき手続き）に同意しています。

投資家または関連ファンドを特定するのに十分な書類が揃わないまま、アンブレラ現金回収口座に申込金が支払われた場合、当該金額は、関連する投資家に返却されます。必要な完全かつ正確な書類の提供を怠った場合、投資家の責任となります。

外国税

トラストは、実収入および自己の投資につき生じたキャピタル・ゲインに関して、アイルランド以外の国の税金（源泉徴収税を含みます。）を納付する義務を負う場合があります。トラストは、アイルランドと他国との間の二重課税防止条約に基づき、かかる外国税の税率の軽減による恩恵を受けることができない可能性があります。よって、トラストは、特定の国において負担したいかなる外国源泉徴収税についても、返還を求めることができない可能性があります。かかる状況が変わり、トラストが外国税の払戻しを受けた場合、ファンドの純資産価額は改定されず、払戻し時の比率に応じてその時点で存在する受益者に利益が分配されます。

受益証券の限定的流動性、買戻し

受益証券には一定の制限（後記「第２ 管理及び運営、２ 買戻し手続等、（１）海外における買戻し手続等」の項に定める買戻しの制限を含みます。）が課されるため、ファンドへの投資は、流動性が限定的です。限定的な買戻権に従い、各受益者は、トラストへの投資の経済的リスクを無期限に負う用意がなければなりません。受益証券には、譲渡の制限が課されます。後記「第２ 管理及び運営、４ 受益証券の譲渡」の項をご参照ください。買戻権は、一定の状況において制限または延期される場合があります。後記「第２ 管理及び運営、２ 買戻し手続等、（１）海外における買戻し手続等」の項をご参照ください。

よって、ファンドへの投資は、自らの受益証券の限定的流動性に関連するリスクを負うことのできる投資に精通した一定の投資者のみに適しています。受益証券の売買のための独立した市場は存在せず、かかる市場が形成される予定もありません。

流動性リスク

ファンドが保有するすべての証券または投資が上場または格付けされ、活発に取引されるとは限らないため、流動性が低くなる可能性があります。さらに、投資対象によっては追加投資または保有資産の処分に時間

がかかったり、不利な市場環境の影響を受けたり、不利な価格で行わなければならない場合があります。また、すべての商品について市場形成が行われ、価格が提示される保証はありません。活発な流通市場が存在しない場合、ファンドが金融商品を不確定な期間保有する必要性が生じる可能性があります。

管理会社は、受益者の買戻請求に対応するため、一連の内部管理手段によって投資ポートフォリオの流動性リスクをコントロールしようと努めますが、大量の買戻請求があった場合、ファンドはそのような請求に対応するために大幅な割引価格で投資対象を清算する必要があるため、ファンドはそのような取引で損失を被る可能性があります。

資産の評価

純資産価額を計算する目的で取得されるファンドの資産の評価は、有価証券の売却価格に反映されない場合があります。資産の評価の詳細については、後記「第2 管理及び運営、5 資産管理等の概要、（1）資産の評価」の項をご参照ください。

評価リスク

ファンドの投資対象の性質上、取引相手方が当該投資対象の評価を提供できる唯一の当事者である可能性があります。そのため、常に独立した第三者から評価を得ることができるとは限りません。このような状況が発生した場合、ファンドは、そのような投資対象に関する取引が、独立した立場で交渉された通常の商業条件で実行されるように努めます。

個別の法律顧問の不存在

トラストおよび管理会社のアイルランド法律顧問は、アイルランドの法律事務所であるマテソン・エルエルピー（以下「マテソン」といいます。）が務めます。英文目論見書は、管理会社取締役および管理会社により提供された情報に基づき作成されたもので、マテソンは、当該情報を独自に検証していません。マテソンは、ファンドの投資者を代理することはなく、受益者を代理して行為する独立した法律顧問は雇用されていません。

金融取引税

多数のEU加盟国が、金融取引税（以下「FTT」といいます。）の実施を提案しており、現在協議が行われています。提案された形式では、FTTは、金融機関が関与する金融商品の一定の取引に対して、少なくとも1当事者が参加EU加盟国に所在する場合、または金融商品が参加EU加盟国で発行される場合に適用されます。FTTは現在、最低0.01%の利率で課税されることが提案されているデリバティブを除くすべての取引に対して、最低0.1%の利率で課されることが提案されています。FTTは、各カウンターパーティーの活動の性質、所在地および取引の対象物に応じて、カウンターパーティーの双方に課される可能性があります。よって、現在の提案は、11か国の参加EU加盟国外に所在する一定の金融機関ならびにEU圏外に所在する一定の金融機関に対して影響を及ぼします。

提案されたFTTを実施する法律および関連規則の正確な時期および最終的な形式は、依然として完全に明らかにはなっていません。EU圏内における金融取引に係る現在の課税制度の変更（提案されたFTTにより企図される変更を含みます。）は、トラストおよびそのファンドが追及する投資戦略またはヘッジ戦略の費用、ならびにトラストおよびそのファンド内の一定の資産（有価証券、デリバティブおよび仕組金融証券等）の価値および流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。また、提案されたFTTには、これらの負担による影響を軽減するトラストおよびそのファンドの能力を制限する一定の回避防止ルールが含まれています。フランスおよびイタリアにおいて類似の税金が既に導入されており、他のEU加盟国も類似の税金を導入する可能性があることに留意すべきです。FTTを実施するフランスおよびイタリア等の参加EU加盟国は、FTTの実施をもって一切の類似の税金を廃止する予定です。

上記のリスク要因一覧は、トラストへの投資に伴うリスクを完全に列挙または説明するものではありません。投資予定者は、トラストに投資するか否かを決定する前に、本書をもれなく読み、自らのアドバイザーに相談すべきです。また、トラストの投資プログラムが時間の経過とともに発展し、変更されるにつれて、トラストへの投資は、追加の異なるリスク要因にさらされる可能性があります。

（ ）ファンドに関するリスク要因

各投資者は、受益証券に投資する前に独立した投資助言を得るべきです。

以下のリスク要因は、投資アドバイザーによる独立した助言に代わるものではなく、各投資者は、これらの助言をいかなる場合においても受益証券の買付けの決定前に得るべきです。本書に含まれる情報は、投資者の要求、投資目的、経験、知識および状況に合わせてなされる独立した助言に代わるべきものとはなり得ないため、投資決定は、これらのリスク要因のみに依拠して行われるべきではありません。

受益証券への投資には重大なリスクが伴い、多くの予測不可能な要因に影響を受けます。ファンドのリスク特性の急激な変化は、受益証券の価値に重大な悪影響を及ぼしえます。受益証券に流通市場が存在する可能性は低いです。投資者は、ファンドにおけるその投資の相当部分または全部を損失する場合もあります。したがって、各投資者は、ファンドへの投資のリスクに耐えることができるか否かを慎重に考慮すべきです。また、すべての投資者は、本書に記載される受益証券の取得の結果に関する影響およびリスクについて、自身の顧問に相談することを奨励されます。以下に掲げるリスク要因の記載は、ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明を意図するものではありません。

ファンドに関連するリスク

投資目的および取引リスク

ファンドの投資目的が、一定期間のうちに達成される保証はありません。

投資者は、受益証券の価格が上昇することあれば下落する可能性もあることを認識すべきです。特に、ファンドに対する投資は、投資者が投資元本全額を失う可能性を含む投資リスクに服します。

流通市場の不在

受益証券に関して流通市場が形成されることは予定されていません。したがって、受益者は、後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等（1）海外における買戻し手続等」の項に定める手続きおよび制限に基づく買戻方法によらない限り、その受益証券を換金することができないおそれがあります。関連する買戻通知の日付から関連する買戻日までの期間中にその受益証券の買戻しを請求する受益者によって保有される受益証券に帰属する純資産価額の減少に関するリスクは、買戻しを請求する受益者が負います。さらに、受益者が自らの受益証券の買戻しをさせることができないおそれもあります。

無保証

ファンドに対する投資は、政府、官庁または機関のいずれによっても保証または付保されておらず、銀行による保証也没有。ファンドの受益証券は、銀行の預金または債務ではなく、銀行によって保証または裏書きされず、受益証券に投資された金額は上下に変動する可能性があります。元本の確保は保証されません。ファンドに対する投資は、元本の損失の可能性を含む一定の投資リスクを伴います。受益者が当初の投資の総額を回収することができるという保証はありません。受益者は、投資総額を上限とする損失を被る覚悟をしておくべきです。

他のファンドの過去の実績

管理会社が運用する他の投資ファンドの過去の実績は、ファンドの将来の結果を示すものではありません。

価格変動リスク

ファンドへの投資には、参照指数の価値の変動等の様々なリスクが伴います。参照指数の価値の下落、スワップ・カウンターパーティーの破綻や財務状況の悪化等の市場環境により、ファンドの純資産価額が下落し、投資元金を割り込み損失を被ることがあります。

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け変動します。

集中投資リスク

管理会社は、参照指数へのエクスポージャーを通じて、ファンドの投資ポートフォリオを特定の投資先資産に集中します。その結果、ファンドの投資ポートフォリオは、かかる特定の投資対象および／またはカウンターパーティーに影響を及ぼす不利な経済状況または事業環境から生じる価格変動に対してより影響を受けるおそれがあります。

投資対象資産の流動性

流動性は、ファンドの計算において適時に投資対象を売却する管理会社の能力に関連します。相対的に流動性が低い有価証券の市場は、より流動性が高い有価証券の市場よりも価格変動性が高い傾向にあります。相対的に流動性が低い有価証券に対してファンドの資産を投資することにより、管理会社がファンドの投資対象を希望する価格で希望する時期に処分する能力が制限されることがあります。ファンドのポートフォリオは集中しており、これはファンドの流動性に影響を及ぼすことがあります。さらに、当該投資対象の転売は、時として契約上の条項により制限を受けることがあり、これ自体、当該投資対象の価値に影響を及ぼすことがあります。ある取引所が、特定の商品もしくは契約の取引を停止し、特定の商品もしくは契約の即時の清算および決済を命令し、または清算のみのために特定の商品もしくは契約の取引を行うことを命令する可能性があります。非流動性のリスクは、店頭取引の場合にも発生します。当該商品または契約には規制市場がないことがあり、買呼値および売呼値は、これらの商品または契約のディーラーによってのみ設定される可能性があります。市場性のない有価証券に対する投資は流動性リスクを伴います。さらに、当該有価証券は、評価が困難であり、発行体は、投資者の保護に関する規制市場の規則に必ずしも服するものではありません。

一時停止リスク

管理会社は、信託証書の条項に基づき、一定の状況において、純資産価額の計算ならびに／または受益証券の申込みおよび買戻しを停止することができます。投資者は、当該停止が実行された場合、受益証券の買戻しを行うことはできません。投資者は、純資産価額の算定が停止されている場合、自らの投資資産の時価を獲得することができません。

買戻しが与える影響

受益者の保有する受益証券に関して大量の買戻し請求が行われる場合、買戻しに必要な現金を調達するために、管理会社は、望ましい時機よりも早期にファンドの投資対象を換金しなければならない可能性があります。

分配

分配方針は、受益者に分配を行うことではなく、ファンドの純収益および実現キャピタル・ゲインのすべてを再投資することです。したがって、ファンドへの投資は、インカム・ゲインを求める投資者には適合していないことがあります。

受益証券 1 口当たり純資産価格

設立費用は、管理会社が他の方法を適用することを決定しない限り、最初の 3 会計期間にわたって償却されます。当該償却の結果、純資産価額は、減額されます。最初の 3 会計期間末より前に受益証券の買戻しを選択する受益者は、高い比率の経費を負担するおそれがあります。

為替リスク

米ドルクラス受益証券は米ドル建て、円ヘッジクラス受益証券は日本円建て、および豪ドルヘッジクラス受益証券は豪ドル建てです。そのため、投資者の金融活動が主に米ドル、日本円および豪ドル以外の通貨または通貨単位（以下「投資者通貨」といいます。）建てである場合、通貨の転換に関連する一定のリスクが生じます。これらのリスクには、為替相場が著しく変動するリスク（米ドル、日本円または豪ドルの切り下げまたは投資者通貨の切り上げによる変動を含みます。）および関連する米ドル、日本円もしくは豪ドルまたは投資者通貨（いずれか該当する方）を管轄する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれます。米ドル、日本円または豪ドルに対する投資者通貨の価値が上昇した場合、（a）純資産価額および受益証券 1 口当たり

純資産価格の投資者通貨相当額ならびに（b）支払われるべき分配金（もしあれば）の投資者通貨相当額が減少します。

また、円ヘッジクラス受益証券および豪ドルヘッジクラス受益証券につきましては、為替ヘッジ取引を行い、為替変動リスクの低減を図ることが意図されていますが、為替リスクを完全にヘッジできる保証はなく、為替変動の影響を受ける可能性があります。

なお、ファンドの実質的な投資対象となるクロッキー・セクター指数は、その構成銘柄に（米ドル建ての資産の他）米ドル以外の通貨建ての資産が含まれ、当該資産の米ドルに対する為替変動による影響を受けます。

この点、円ヘッジクラス受益証券および豪ドルヘッジクラス受益証券に関して行われる為替ヘッジ取引は、（それぞれの基準通貨である日本円および豪ドルの）米ドルに対する為替変動リスクの低減を図るものであるところ、これらは各クラス受益証券に関して行われるものであり、ファンドのポートフォリオのレベルで行われるものではないため、上記のクロッキー・セクター指数における米ドル以外の通貨建ての資産の米ドルに対する為替変動リスクの低減を図るものではないことにご留意ください。

クラス間債務

受益証券は、様々なクラスで発行されます。信託証書は、ファンドの債務が様々な受益証券クラス間に帰属する方法を規定しています（債務は、債務が発生した特定の受益証券クラスに帰属します。）。しかしながら、ファンドは単一の信託として構成されており、いかなる受益証券クラスの保有者も、他の受益証券のクラスに帰属する資産がそれらの債務を返済するのに不十分である場合、当該保有者の保有する受益証券クラスに対応しない他の受益証券クラスに関して発生した債務を負担することを強制されることがあります。したがって、受益証券クラスに帰属する債務が、特定の受益証券クラスに限定されるものではなく、一または複数の他の受益証券クラスに帰属する資産から支払われることを要求される可能性があるというリスクがあります。

受益証券のクラスの設定の失敗または早期買戻し

ある受益証券のクラスが運用を開始できなかった場合、またはある受益証券のクラスのすべての受益証券がファンドの満期日前に買い戻された場合（以下、それぞれを「シングル・クラス・イベント」といいます。）、残りの受益証券のクラスは、シングル・クラス・イベントが発生しなかった場合よりも多くのコストおよび費用を負担する可能性があります。シングル・クラス・イベントの発生により、残存する受益証券の1口当たり純資産価格が減少します。

受益証券の追加クラスの費用

将来、受益証券の追加クラスが発行される可能性があります。当該追加受益証券クラスの設定に関連する経費および費用の一部または全部は、当該受益証券クラスのみによって負担されず、例えば、ファンド全体によって負担されることがあります。これは、当該追加受益証券クラスが設定される前に発行されている受益証券クラスの受益証券1口当たりの純資産価格に悪影響を与える可能性があります。

補償

管理事務代行会社、管理会社および受託会社を含みますがこれらに限定されない様々なサービス・プロバイダーは、ファンドに関するサービスについてそれぞれの契約条件に基づき、ファンドの資産から補償を受ける権利を有する場合があります。ファンドは、これらの義務により、相当な補償の支払いを求められる可能性があります。

ドイツ銀行免責条項

ドイツ銀行およびその関連会社は、ファンドまたはその関係もしくは関連する会社もしくはファンドを含みますがこれに限られない金融商品もしくは投資信託と、（ファンドに関して管理会社のために代行協会員として委託された事務を除き）何らの関係、関与または関連もありません。ドイツ銀行およびその使用許諾者は、有価証券一般もしくはファンドへの投資またはファンドが市場一般もしくは指数実績を追跡する能力の有無もしくは投資リターンを提供する能力の有無に関して、ファンドの保有者または公衆に対し、明示的か黙示的かを問わず、いかなる表明または保証も行いません。

ドイツ銀行は、ファンドの純資産価額または金額、ファンドの発行または販売の時期、ファンドを現金化し、引き渡しまたは償還する（場合によります。）ための等式の決定または計算に、責任を負わず、また関与

していません。ドイツ銀行は、ファンドの管理事務に関して義務および責任を負いません。投資商品が、正確に指数実績を追跡すること、または投資リターンを提供することについて、保証はありません。ドイツ銀行は投資助言者ではなく、そのため、いかなる有価証券についても購入、売却または保有の推奨を行わず、また投資助言も行っていない。ドイツ銀行および管理会社は、ファンドを支持し、承認し、スポンサーとなり、または販売促進することはありません。投資者は、ファンドへの投資を行う前に、自らの法務アドバイザーおよび税務アドバイザーに相談すべきです。

トータル・リターン・スワップおよびスワップ・カウンターパーティーに関するリスク

スワップ・カウンターパーティーの義務の不履行

ドイツ銀行がスワップ契約上の単独または主たるスワップ・カウンターパーティーとなることが企図されています。例外的な状況下において、スワップ・カウンターパーティーは、破綻や財務状況の悪化等の市場環境、規制上の理由、スワップ・カウンターパーティーに関連する税法もしくは会計法の変更、またはその他の理由により、スワップ契約に基づく義務を履行できない可能性があります。このような場合、ファンドの投資戦略が中断または中止されるリスクがあります。このような状況下において、ファンドの投資目的および投資方針が達成されない可能性があり、ファンドにおいて発生した損失を回復できない可能性があります。

ファンドが受益者に対する義務を履行できるかどうかは、スワップ契約の下でスワップ・カウンターパーティーがファンドに対して義務を負う支払いをファンドが受領することができるかどうかによって依拠します。その結果、ファンドはスワップ・カウンターパーティーの信用力にさらされることになります。

利益相反 - スワップ・カウンターパーティー

ドイツ銀行は、ファンドの単独または主たるスワップ・カウンターパーティーとなり、また、参照指数計算代理人も兼務する可能性があります。ファンドが締結するトータル・リターン・スワップは高度に専門化されている可能性があり、ドイツ銀行以外にそのような店頭デリバティブ商品を提供するカウンターパーティーが存在しない可能性があります。

スワップ・カウンターパーティーは、トータル・リターン・スワップの価格から利益を得る可能性がありますが、これは市場で入手可能な最良の価格とは限りません。潜在的な利益相反の詳細につきましては、後記「潜在的な利益相反」の項を参照してください。

参照指数に関するリスク

混乱事由、参照指数の変更および参照指数の取消し

参照指数計算日に関して、混乱事由が発生または存続している場合、参照指数計算代理人は、参照指数の規則の規定に従い、合理的な裁量権を行使して、（ ）当該参照指数計算日に関して、参照指数終値水準を計算できるようにするために必要な関連する価格、価値、金額、率または水準を決定し、または、（ ）参照指数終値水準の決定および公表を最大で8参照指数計算日延期することができるものとし、8参照指数計算日について混乱事由が存在する場合には、参照指数の計算または公表を終了することができるものとします。

参照指数に関する参照指数規則の重要な修正または変更後、参照指数計算代理人は、適切と考える参照指数規則に関する決定または調整を行い、および/または参照指数の計算および公表を終了することができるものとします。

一定の状況において、参照指数に関する計算または決定に使用された値が修正された後、参照指数計算代理人は、明白な誤りがある場合には、その修正を考慮するために参照指数の条件または水準を調整または修正するものとします。

一定状況において、参照指数スポンサーが後継スポンサーに交代し、および/または参照指数が後継指数に変更されることがあります。

参照指数に関するこのような調整および／または決定、あるいは参照指数終値水準の計算および公表を恒久的に停止する決定は、参照指数管理者が行うものとします。

計算方法の変更

市場、規制、法律、金融、財政またはその他の事情により、参照指数計算代理人において参照指数の計算方法の修正または変更が必要と考える場合、参照指数計算代理人はその合理的な裁量において当該修正または変更を行う権利を有するものとします。また、参照指数計算代理人は、その合理的な裁量に基づき、明らかな誤りや証明された誤りの修正、本書に含まれる規定の欠陥や曖昧な規定の修正、訂正、補足、指数の意図された商業目的の維持（かかる修正または変更が形式的、軽微または技術的な性質のものである場合）、および／または関連するオプションの取引条件の変更を考慮するなど（ただしこれらに限定されない）、必要または望ましいと判断した場合には、参照指数の条件に修正および／または変更を加えることができるものとします。参照指数計算代理人は、このような修正または変更により、参照指数計算代理人の合理的な裁量に基づく判断において、参照指数規則に記載された方法論と意図された商業目的が一致する方法論となるようにするものとします。

受託者責任（フィデューシャリー・デューティー）

ドイツ銀行およびドイツ銀行の子会社もしくは持株会社、または当該持株会社の子会社（これらの用語はドイツ2006年会社法第1159条および別表6において定義されています。）（個別にまたは総称して「ドイツ銀行エンティティ」といいます。）は、発行体、債務者、ディーラー、スポンサー、アドミニストレーター、インデックスの計算代理人または金融商品の計算代理人の各役割またはいずれかの役割を果たすに際し、常に規制上の義務に服し、金融商品の投資家またはその他の者のために行動したり、注意義務や受託者責任を引き受けたりすることはありません。

参照指数に関するリスク

投資予定者は、参照指数スポンサー（<https://index.db.com/>）から入手可能な、参照指数に関する規則および方法論（メソドロジー）を読む必要があります。

参照指数のスポンサーは、場合により、方法論および／または参照指数の構成または水準を変更する可能性のある方法論の変更を行う場合があります。また、参照指数のスポンサーは、場合により、参照指数の計算または公表を変更、中止または中断する場合があります。このような変更は、参照指数および参照指数終値水準に影響を与える可能性があります。

将来における参照指数に関する規制の変更

法律や規制の変更は、参照指数を含む指数に悪影響を及ぼす可能性があります。将来の法律や規制の変更が指数に及ぼす影響は予測できない場合がありますが、重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。これはファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。

ESG要因

ファンドおよび参照指数は、環境・社会・ガバナンス（ESG）目標を追求しておらず、また、ESG要因を考慮していません。

クロッキー・グループのリスク要因

DWSインベストメンツUKリミテッド（以下「AMクロッキー」といいます。）は、クロッキーのデータおよび関連情報の提供にあたり、受託者の立場において行動するものではなく、情報の提供に関連する助言（投資、財務、法務、税務、会計に関する助言、または投資の適合性、妥当性、収益性に関する助言を含みますが、これらに限定されません。）またはファンドもしくは参照指数に関して一任もしくは非一任の資産運用を行うものではなく、明示または黙示を問わず、本書において言及されている金融商品または戦略、およびそれらの過去、現在、または将来の価値に関する提案または推奨（投資推奨を含みます。）を行うものではありません。また、本書に記載された情報は、金融商品の勧誘を目的としたものではありません。AMクロッキーは、クロッキーの指数の管理者ではなく、また、クロッキーの指数の管理業務を行うものでもありません。

AMクロッキーは、明示的であると黙示的であるとを問わず、本書に含まれる情報の正確性、完全性、およびその受領者が得る結果について、いかなる保証も行わないものではありません。AMクロッキーは、本資料に掲載さ

れた情報の誤り、不正確性または遺漏について、いかなる責任も負わず、また、万一不正確であることが判明した場合でも、情報を更新、修正または変更する義務を負うものではありません。

AMクロッキーは、クロッキーの指数の所有権を有しています。ドイツ銀行は、参照指数管理者および参照指数計算代理人です。AMクロッキーの事前の承認を得ることなく、クロッキーの指数の公表またはその規定もしくは数値の利用を行うことはできません。よって、AMクロッキーは、クロッキーの指数に関連して、いかなる者に対しても、当該者との書面による契約に定める場合を除き、いかなる義務、責務または責任も負いません。

潜在的な利益相反

参照指数スポンサー、参照指数管理者または参照指数計算代理人と、参照指数のスポンサー、管理者または計算代理人として、および／または参照指数の株式の発行体、債務者もしくはディーラーとして、または参照指数に連動する取引相手方として、その他の役割を果たすドイツ銀行エンティティとの間には、利益相反が存在または発生する可能性があります。関連するドイツ銀行エンティティは、参照指数に連動または関連する投資または金融商品に関して、投資者への影響を考慮することなく、自らの利益を守るために適切と思われる行動を追求し、措置を講じます。ドイツ銀行エンティティは、参照指数に連動または関連する投資または金融商品の投資者が入手できない可能性のある、1つまたは複数の株式に関連する情報をいつでも所有している可能性があります。法律で義務付けられている場合を除き、ドイツ銀行エンティティには、参照指数に連動または関連する投資または金融商品の投資家に対して、そのような情報を開示する義務はありません。

ドイツ銀行エンティティは、参照指数に連動または関連する投資または金融商品に従って、あるいはその他の方法で、手数料またはその他の支払いを受け取る権利、および、仮にそのようにすることが参照指数に連動または関連する投資または金融商品の投資家に不利益をもたらす可能性があるとしても、解約権または辞任権を含むすべての権利を行使する権利を有するものとします。

参照指数スポンサーおよび／またはその他のドイツ銀行エンティティは、金融商品のヘッジに関連して、参照指数の基礎となる金融商品または関連する金融商品においてヘッジ活動を行うことがあります。さらに、ドイツ銀行エンティティは、グローバルな銀行として、ほとんどの金融市場においてヘッジ、顧客注文の執行、およびその他の取引業務に従事しています。また、ドイツ銀行エンティティは、競合商品を市場に導入する可能性のある、上記のいずれかのパフォーマンスの変化に連動または関連するリターンを持つ他の証券または金融もしくはデリバティブ金融商品を発行または引き受ける可能性があります。さらに、参照指数に連動する金融商品に関連するヘッジ活動には、参照指数スポンサーおよび／またはその他のドイツ銀行エンティティが、参照指数に関連する再組成日および／またはリバランス日に先立って参照指数計算代理人および／またはその他のドイツ銀行エンティティから指数の選択データを受領すること、あるいは参照指数スポンサーおよび／またはその他のドイツ銀行エンティティが、かかる再組成日および／またはリバランス日に先立って指数の選択データを計算することが含まれる可能性があります。そのようなヘッジ活動は、そのような再構成日および／またはリバランス日および／または時間に先立って開始される可能性があります。

これらの活動は、参照指数の基礎となる金融商品の価格に影響を与える可能性があり、参照指数計算日に關する指数の終値レベルにマイナスの影響を与える可能性があります。金融商品の投資者は、運用開始前の指数のパフォーマンスには、ヘッジ活動によって生じる市場影響（もしあれば）は考慮されておらず、指数のパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があることに留意する必要があります。これらの活動に関しては、ドイツ銀行およびその関連会社のいずれも、いかなる時点においても指数の水準を考慮する義務を負いません。

参照指数開始日において、ドイツ銀行は、参照指数を構成する「セレクション・プール・シェア」のマーケット・メーカーとして行動し、または行動する可能性があります。ドイツ銀行が参照指数の関連株式の価値に直接影響を与える可能性がある限りにおいて、ドイツ銀行がマーケット・メーカーとして行動する間に利益相反が存在または発生する可能性があります。

参照指数の計算

参照指数は、参照指数計算代理人により計算されます。

参照指数は規則に基づくものですが、参照指数に関する規則は、参照指数計算代理人に対して、特定の状況において参照指数に関する特定の決定、計算、調整を行う能力を付与しています。

別段の記載がない限り、参照指数計算代理人は、参照指数に関する規則に従って必要とされるすべての決定および計算を行います。投資予定者は、参照指数に関連するこれらの計算および決定が、明白な誤りがない限り、最終的なものであり、すべての当事者を拘束するものであることに留意する必要があります。ここでいう「明白な誤り」とは、（ ）対象データへの再照会、または、（ ）計算式の適用や再適用なしに、計算または決定の結果自体から単純かつ明白に特定できる誤りを意味します。

トータル・リターン・スワップにおける参照指数計算代理人の決定

スワップ・カウンターパーティーは、トータル・リターン・スワップの参照指数スポンサーおよび参照指数計算代理人であり、特定の状況下において、トータル・リターン・スワップの価値に悪影響を及ぼし、結果としてファンドに悪影響を及ぼす可能性のある決定を下す能力を有しています。このような決定には以下が含まれますが、これらに限定されるものではありません。

- (a) トータル・リターン・スワップで参照されるストラテジーが計算・公表されない場合の後継ストラテジーの特定
- (b) 公表されたストラテジー水準が修正された場合、トータル・リターン・スワップの支払額または調整額の決定
- (c) スワップ・カウンターパーティーが期待する方法で自らのリスクヘッジを決済できない場合のトータル・リターン・スワップ条件の調整
- (d) 特定のヘッジおよび市場混乱イベント、その他の早期終了イベント、またはトータル・リターン・スワップの支払いに影響を与えるイベントがいつ発生したか、または発生しなくなったかの判断

さらに、欧州市場インフラ規制（EMIR）と一般に呼ばれる欧州の規制により、店頭デリバティブ市場は、証拠金規制の強化、報告義務、取引の集中清算および執行など（ただし、これらに限られません。）、重大な規制の対象となっています。これらの規制により、継続的なコスト、利益率の低下、投資機会の減少が生じる可能性があります。これらすべてがファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。

一般リスク

カウンターパーティー・リスク

ファンドは、契約の条件に関する紛争（善意であるかを問いません。）を理由としてまたは信用もしくは流動性の問題からカウンターパーティーが取引の条件に従って取引を決済しないことの影響を受けることがあります。これにより、ファンドが損失を被ることになります。当該「カウンターパーティー・リスク」は、決済を妨げる事象が生じた場合、または取引が単一もしくは少数グループのカウンターパーティーとの間で行われた場合に、満期がより長い契約について増大します。受託会社または管理会社のいずれも、取引を特定のカウンターパーティーに限ることまたは取引の一部もしくは全部を単一のカウンターパーティーに集中させることを禁止されてはいません。さらに、管理会社は、カウンターパーティーの信用力を評価する内部信用評価機能を有していません。受託会社および／または管理会社が一または複数のカウンターパーティーと取引を行う能力ならびに当該カウンターパーティーの財政的能力について有意義および独立した評価の欠落は、ファンドが損失を被る可能性を増大させます。

ファンドは、非上場デリバティブに関して取引を行うカウンターパーティーの信用リスクの影響を受けることがあります。これは、取引所決済機関の履行保証など組織化された取引所における当該商品の取引参加者に適用されるのと同様の保護がそれらの非上場デリバティブの取引では与えられないことによります。非上場デリバティブ取引のカウンターパーティーは、公認取引所ではなく、取引に関与する特定の会社または業者であるため、カウンターパーティーの支払不能、非流動性、破産または債務不履行およびカウンターパーティーとの契約の条件に関する紛争がファンドに多額の損失をもたらす可能性があります。受託会社および／または管理会社は、ファンドに関して、特定のデリバティブ取引に関連する契約に基づき、債務不履行に関して契約上の救済を得られることがあります。しかしながら、利用できる担保または他の資産が十分でない限りにおいて、当

該救済は不十分である可能性があります。大手の金融市場参加者数社（店頭取引および業者間取引のカウンターパーティーを含みます。）が以前履行期の到来時に同社の契約上の義務を履行することを怠り、または不履行となりかねない状況に陥り、このことにより、金融市場で観察される不確実性が高まり、前例のない政府介入、信用収縮および流動性縮小、取引および資金調達取決めの早期終了ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行に至りました。当該混乱によって、支払能力のあるブライム・ブローカーおよび貸付人までが、新規投資への資金提供に消極的になり、もしくは以前よりも積極的に行わなくなり、または当時主流であった条件よりも著しく不利な条件でしか、資金提供を行わなくなりました。カウンターパーティーが不履行に陥らないという保証はなく、その結果、ファンドが取引による損失を被らないという保証もありません。そのため、ファンドは、管理会社がファンドの取引を規制された取引所に限定した場合よりも不履行によるより大きな損失リスクにさらされます。

デリバティブの利用

管理会社は、投資目的のためにデリバティブを利用することにより、ファンドのため、様々なポートフォリオ戦略に従事することがあります。管理会社は、その裁量により、ファンドの投資戦略の適用において、オプションを含む（ただし、これらに限られません。）広範なデリバティブ商品の適切なポジションをとることができます。

デリバティブは、原資産となる一または複数の有価証券、金融ベンチマーク、通貨または指数とその価値が連動する商品および契約を含みます。デリバティブにより、投資者は、原資産に対する投資に係るわずかな費用で、特定の有価証券、金融ベンチマーク、通貨または指数の値動きをヘッジし、またはこれらに投機することができます。デリバティブの価値は、原資産の値動きに依拠するところが大きいものです。それゆえ、原資産の取引に適用されるリスクの多くがデリバティブ取引にも適用されます。しかしながら、デリバティブ取引に伴う他の多くのリスクがあります。例として、デリバティブの多くが取引の約定時に支払われ、または預託される金銭よりも著しく大きな市場エクスポージャーを提供するため、比較的小規模な不利な市場動向の結果、投資額全部の損失となるのみならず、ファンドをして、当初投資額を上回る損失の可能性の影響を受けさせることもあります。管理会社および/またはその委託先がファンドの計算において取得を希望するデリバティブを満足できる条件により特定の時期に入手することができるという保証はなく、またはこれ以外の条件もしくは時期によっても入手することができるという保証はありません。

デリバティブ商品に基づくファンドの債務を担保するために差し入れられた有価証券の価値が下落した場合、ファンドに追加証拠金が請求される可能性があり、追加資金を担保提供者に預託する必要があるか、または当該担保として差し入れた有価証券が価値の下落分を補填するために強制的に清算されることがあります。ファンドの資産の価値が急落した場合、管理会社は、当該証拠金債務を決済するのに十分な資産を迅速に換金できないことがあります。

カウンターパーティー・リスク・エクスポージャー：前記「カウンターパーティー・リスク」の項に記載されるとおり、ファンドは、ファンドの計算において買い付けられた投資対象または契約に関して、カウンターパーティーの履行不能のリスクの対象となります。カウンターパーティーにより担保が提供されており、かつ、これがファンドの計算において保有されている場合を除き、ファンドは、当該手続きにおいて無担保債権者となる見込みであり、当該状況においては回収が限定的となるか、または全く回収ができないことがあります。発行体の信用事由があった場合、管理会社は、それを通じて望ましい投資エクスポージャーを獲得することができます一または複数の代替となる発行体またはカウンターパーティーを発見するために必要な措置を講じることに努めます。しかしながら、管理会社が成功するという保証はありません。管理会社が当該代替の発行体またはカウンターパーティーを発見することができない場合、その結果、ファンドはその投資目的を達成できなくなり、管理会社がファンドの終了を選択することがあります。

法的リスク：取引またはデリバティブ取引の約定を行う当事者の法的資格の特徴によっては、デリバティブ契約が執行不能になる可能性があり、また、カウンターパーティーの支払不能または破産により、本来であれば執行可能な契約上の権利が無効になる可能性があります。

流動性リスク：デリバティブ取引、とりわけ店頭デリバティブ取引は、流動性のある流通市場からの恩恵が受けられないことがあります。したがって、ポジションが任意の時点でまたは当該デリバティブ取引の直近の帳簿価額に近接する価格によって構築され、または解消されるという保証はありません。

店頭取引：ファンドの計算において買い付けられまたは売り付けられるデリバティブ商品は、通常、取引所では取引されません。取引所で取引される商品の場合と比較して、店頭商品に係る債務者の不履行のリスクは、より大きくなることがあります、また管理会社が当該商品を処分し、または当該商品に関する反対売買を約定することがより容易ではないことがあります。さらに、取引所で取引されていないデリバティブ商品の「買気配」と「売気配」との間には、大幅な差異が生じることがあります。また、取引所で取引されていないデリバティブ商品は、取引所で取引される商品と同種の政府規制に服するものではなく、かかる商品に関して規制された市場の参加者に提供される保護の多くに与ることができないことがあります。

デリバティブ、技法および商品リスク

先物価格およびオプション価格を含むデリバティブ商品の価格は、非常に変動しやすいものです。先渡取引、先物取引およびその他のデリバティブ取引の価格変動は、とりわけ金利、需給関係の変化ならびに貿易、財政、金融および為替管理に関する政府のプログラムおよび政策ならびに国内外の政治的および経済的な事象および政策に影響されます。また、政府は、特定の市場、とりわけ、通貨関連および金利関連の先物およびオプションの市場に直接および規制により、随時介入します。当該介入は、しばしば価格に直接影響することが意図されており、およびとりわけ金利変動のために、他の要因と併せて、当該市場すべてをして、急速に同一の方向へ動かすことがあります。また、技法および商品の利用は、（ ）ヘッジされる投資対象の価格の変動および金利の変動を予測する能力への依拠、（ ）ヘッジ商品とヘッジされる投資対象またはヘッジされる市場セクターとの間の不完全な相関、（ ）これらの商品を利用するために必要とされる知見が投資対象の選択に必要とされる知見とは異なることならびに（ ）効率的なポートフォリオ管理または買戻請求に応じる能力を妨げる障害の可能性があることを含む一定の特別なリスクを伴います。

店頭取引における規制の不在およびカウンターパーティー・リスク

一般的に、店頭市場においては、組織化された取引所において約定される取引と比較して、政府の規制および監督が乏しいものです。また、取引所決済機関の履行保証等の組織化された取引所の参加者に対して与えられる保護の多くは、店頭取引に関しては利用することができません。このことにより、ファンドは、信用もしくは流動性の問題から、または契約の条件に関する紛争を理由として、カウンターパーティーが取引を決済しないリスクの影響を受けます。管理会社は、取引を単一のカウンターパーティーに集中させることについて制限を受けません。それゆえ、ファンドは、仮に管理会社がファンドの取引を規制された取引所に限定する場合よりも、不履行による大きな損失リスクの影響を受けます。

デリバティブ規制

ドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護法（以下「ドッド・フランク法」といいます。）は、その包括的なデリバティブに係る規制制度を通じて、ファンドの計算において管理会社によって約定される取引の種類を含む多くのデリバティブ取引（かつては規制されていなかった店頭デリバティブを含みます。）に対し、強制清算、取引所における取引および証拠金の要件を課すものです。ドッド・フランク法は、「スワップ・ディーラー」および「主要スワップ参加者」などの規制対象となる市場参加者の新たな区分も創設しており、かかる市場参加者は、重大かつ新たな資本、登録、帳簿記録、報告、開示、業務運営および他の規制に関する要件に服します。ドッド・フランク法に基づくデリバティブ規制が及ぼしうる可能性のある影響は、ファンドの費用全般の増加です。特に、証拠金要件、ポジション制限および資本に対する賦課は、ファンドに直接適用されない場合であっても、ファンドの計算において約定されるデリバティブ取引の費用の上昇をもたらすことがあります。登録、帳簿記録、報告および法令遵守などの新たな要件に起因する管理事務費用も、ファンドに直接適用されない場合であっても、デリバティブ価格の値上がりに反映されることがあります。商品取引および取引報告の要件は、デリバティブ取引の流動性の低下を招き、一定のデリバティブの不利な価格決定もしくは利用可能度の低下、または裁定機会の減少に至ることがあり、ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、欧州市場インフラ規制（EMIR）と一般に呼ばれる欧州の規制により、店頭デリバティブ市場は、証拠金規制の強化、報告義務、取引の集中清算および執行など（ただし、これらに限られません。）、重大な規制の対象となっています。これらの規制により、継続的なコスト、利益率の低下、投資機会の減少が生じる可能性があります、これらすべてがファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。

証券取引業務およびその他の取決め

ポートフォリオ取引を実行するブローカーまたはディーラーを選定する際に、管理会社は、競争入札を行う必要はなく、可能な限り低い手数料の費用を追求する義務も負っていません。管理会社は、管理会社の関連会社であるブローカーまたはディーラーを選定することができます。管理会社は、提供される取引業務および調査業務の価値に対して、手数料が合理的であると管理会社が誠実に判断する場合、調査もしくは業務の提供またはその支払いを行うブローカーまたはディーラーに支払われる手数料を、仮に同一の取引を実行するにあたり他のブローカーまたはディーラーから請求されるであろう金額より、高い価格とすることもできます。

保管リスク

保管者またはブローカーとの取引はリスクを伴います。保管者またはブローカーに証拠金として預託された証券およびその他の資産は、ファンドの資産として明確に特定されることが予想されます。しかしながら、この区別を達成することは常に可能とは限らず、かかる当事者の債務超過の場合に、証拠金として保有される資産に対するファンドの権利を行使することに関連する実務上または時間上の問題が生じることがあります。

ファンドの資産は、債務超過となった保管者およびブローカーによって保有されることがあります。資産が分別されない場合、ファンドは無担保債権者として格付けされ、資産は完全に回収できない可能性があります。

さらに管理会社は、直接間接を問わず、保管および／または決済システムが完全に発展していない市場においてファンドの勘定で投資を行う可能性があります。このような市場で取引され、副保管会社の使用が必要な状況において副保管会社に委託されたファンドの資産は、特定のリスクにさらされる可能性があります。このようなリスクには、非真正の同時決済、実物市場、その結果としての偽造証券の流通、企業行動に関する情報の不足、証券の利用可能性に影響を与える登録プロセス、適切な法的／財政的インフラの欠如、中央預金機関の補償／リスク基金の欠如などが含まれますが、これらに限定されません。

担保の取決め

ファンドは、ファンドまたはファンドの取引の対象となる可能性のある取引相手のいずれかに適用される法令に従うものを含め、一定の担保契約を履行することを要求されることがあります。

取引相手がファンドの勘定に現金担保を差し入れる場合、現金担保は、保管会社の分別担保口座または担保契約の当事者間で合意される他の銀行口座（以下「担保口座」といいます。）に差し入れられ、再投資目的で使用されません。担保口座から得られる利益（もしあれば）は、取引相手が要求する利息を支払うには不十分なことがあります。金利差は純資産価額に影響を与えます。受領済み非現金担保は、売却、再投資または担保提供されません。

さらにファンドは、取引相手の利益のために担保を差し入れることを要求されることもあります。このような状況において、ファンドのポートフォリオのうち、ファンドの投資目的のために利用可能なものは、他の場合よりも少なくなります。したがって、ファンド全体のリターンは、担保契約によって減少することがあります。

担保の運用を支援するために担保運用代行会社が任命されることがあり、かかる任命が行われた場合、当該代行会社の報酬は、ファンドの資産から、または別段の合意に基づき支払われます。

担保リスク

取引相手からの担保の入手および担保運用システムの導入は、ファンドが取引相手の債務不履行または債務超過にさらされる可能性を軽減することを目的としますが、当該リスクを完全に排除することはできません。提供された担保は、多くの理由により、取引相手の債務に十分に見合わないことがあります。さらに、取引相手から提供される担保は、日次で個別に評価されますが、担保として提供される確定利付証券および／または持分証券の価額は、常に実際の指値であるとは限りません。

担保が正確かつ適切に評価される保証はありません。担保が正しく評価されない範囲において、ファンドは損失を被る可能性があります。担保が正しく評価されたとしても、担保は、取引相手の債務不履行または債務超過の時点と担保が換金された時点との間で価額が低下する可能性があります。担保価額の低下リスクは、流動性の低い資産では当該資産の換金に要する期間が長いことにより大きくなる可能性があり、提供される担保のすべてまたは重要な部分が、かかる流動性の低い資産から構成される可能性があります。

担保運営リスク

取引相手の支払債務および取引相手が差し入れる担保は、各営業日に個別に評価され、担保の金額および構成は担保要件を満たすように調整されます。担保方針は管理会社によって監視される一方、当該方針が正しく遵守されないか、実施されない範囲において、ファンドは取引相手の債務不履行または債務超過により損失を被る可能性があります。

決済リスク

有価証券および他の取引の決済ならびに資産の保管に関連する市場慣行は、リスクを増大させることがあります。取引を執行するために利用可能な清算、決済および登録のシステムは、取引の決済および譲渡の登録に関連して、遅延および他の重大な困難の結果を生ずることがあります。顧客または取引のカウンターパーティーがその契約上の約束を履行しないこともあり得ます。決済についての問題は、純資産価額およびファンドの流動性に影響を与えることがあります。

将来的な規制上の変更は予測不可能であること

証券市場およびデリバティブ市場は、包括的な、規制および証拠金要件の対象となります。また、米国証券取引委員会および金融取引所は、市場に緊急事態が生じた場合に特別措置（例として、投機的ポジション制限またはより高額な証拠金要件の遡及的施行、日次の価格制限の設定および取引の停止を含みます。）を講じる権限を有します。米国内外における有価証券およびデリバティブに関する規制は、急速に変化する法律分野であり、政府および司法の措置による変更の対象となります。将来的な規制上の変更がファンドに及ぼす影響は、予測不可能ですが、重大かつ不利なものとなる可能性があります。

政治的リスクおよび規制上のリスク

ファンドの資産および担保の価値は、政情不安、政府の政策および税制の変更、海外投資および外貨送金に対する制限ならびに他の適用法令の展開等の不確実性による影響を受けることがあります。同様に、ファンドの計算において実行される取引のカウンターパーティー自身が銀行の再建および破綻処理体制を含む、進展中の規則および規制による監督の対象となることがあります。例として、米国連邦準備制度理事会による監督に関して米国金融安定監督評議会により指定された銀行持株会社は、破綻処理計画（リビング・ウィルとして一般的に知られます。）を定期的に米国連邦準備制度理事会および連邦預金保険公社に提出する必要があります。当該計画は、会社の重大な財政上の困難または不履行の場合における迅速かつ秩序ある破綻処理に係る会社の戦略を詳細に定めます。同様に、EUの銀行再建および破綻処理指令は、ある機関が不履行状態にありまたは不履行になると見込まれると当局が考える場合において、かかる当局に対してかかる機関の業務に介入することを可能にする広範な権能を付与します。それゆえ、ファンドは、それ自体が対象となる規制の変更のみならず、ファンドが取引を行うカウンターパーティーに影響する規制の変更により影響を受けることがあります。

サイバー犯罪およびセキュリティ侵害

ファンドのオペレーションに関連してインターネットおよびテクノロジーの使用が増加するにつれて、ファンドはサイバー・セキュリティ侵害を通して、より大きなオペレーションおよび情報セキュリティ・リスクにさらされています。サイバー・セキュリティ侵害は、コンピューター・ウィルスの感染、および資産もしくは機密情報の流用、データの破損、またはオペレーションの中断を引き起こすことを目的とする「ハッキング」もしくはその他の手段によるファンドのシステムへの不正アクセスを含みますが、これらに限定されません。サイバー・セキュリティ侵害は、サービス妨害攻撃、またはファンドのシステムに保存された秘密情報を承認された個人が意図的にもしくは意図せずに開示する場合など、不正アクセスを行う必要のない方法で発生することもあります。サイバー・セキュリティ侵害は、混乱を引き起こし、ファンドの運営活動に影響を及ぼす可

能性があり、その結果、財務上の損失、ファンドの純資産価額の決定不能、適用法の違反、規制上の罰および/または罰金、コンプライアンスおよびその他の費用に帰結する可能性があります。その結果、ファンドおよびその投資者は、悪影響を受けることがあります。さらに、ファンドは第三者のサービス提供会社と密接に連携しているため、このような第三者のサービス提供会社における間接的なサイバー・セキュリティ侵害は、ファンドおよびその投資者を、直接的なサイバー・セキュリティ侵害に関連するリスクと同じリスクにさらすことがあります。ファンドは、サイバー・セキュリティ侵害に関連するリスクを軽減するため、リスク管理体制を構築していますが、かかる手段が成功する保証はありません。

訴訟および規制措置

ファンドは、その活動および管理会社の活動に起因する訴訟または規制措置の対象となる可能性があり、弁護費用を負担しても、不成功の結果に終わるリスクを負う可能性があります。

ベンチマークに係る規制と改革

ロンドン銀行間貸出金利（LIBOR）やユーロ銀行間貸出金利（EURIBOR）を含む、「ベンチマーク」とみなされる金利や指数、その他の数値は、最近の国内および国際的な規制ガイダンスや改革提案の対象となっています。2017年7月27日、金融行動監視機構（以下「FCA」といいます。）は、LIBORを2021年までに段階的に廃止すると発表しました。しかし、多くの中間更新を経て、FCAは、2023年4月に、限定的な状況において2024年9月までLIBORを公表し続ける可能性があると発表しました。LIBORの代替参照レートは数多く提案されていますが、LIBORの代替レートとして普遍的に合意・採用されたものはまだありません。これらの改革は、投資プログラムが「ベンチマーク」を参照している限りにおいて重大な悪影響を及ぼす可能性があります。ベンチマーク規則（規制（EU）2016/1011）（以下「ベンチマーク規則」といいます。）は、ベンチマークの提供、ベンチマークへのインプットデータの貢献、EUおよび英国域内でのベンチマークの使用に適用されます。とりわけ、（ ）ベンチマーク管理者が認可または登録されていること（EUおよび英国の域外で活動する場合は同等の制度の対象となるか、その他の方法で承認されていること）、（ ）認可または登録されていない（EUおよび英国の域外で活動する場合は同等とみなされていない、または承認されていない）管理者が提供する「ベンチマーク」を、EUまたは英国の監督下にある事業体が特定の用途に使用することを禁止することが定められています。

ベンチマーク規則は、トータル・リターン・スワップが「ベンチマーク」に連動もしくは参照する限りにおいて、投資先債券に重大な影響を与える可能性があり、とりわけ、ベンチマーク規則の要件を満たすために「ベンチマーク」の計算方法やその他の条件が変更された場合には、その可能性が大きいと考えられます。そのような変更は、とりわけ、「ベンチマーク」の公表レートまたは水準のボラティリティを低下させたり、増加させたり、またはその他の方法で影響を与える効果を持つ可能性があります。

より広い意味では、国際的な改革や国内的な改革、あるいは「ベンチマーク」に対する一般的な規制上の精査の増加は、管理上の、また、「ベンチマーク」の設定に参加する上での、さらに、そのような規制や要件を遵守するための、コストやリスクを増大させる可能性があります。

このような要因は、特定の「ベンチマーク」に、（これらに限定されませんが）以下のような影響を及ぼす可能性があります。（ ）市場参加者が「ベンチマーク」の管理または貢献を継続することを阻害すること、（ ）「ベンチマーク」で使用されている規則または計算方法の変更を誘発すること、および/または（ ）「ベンチマーク」の消滅を導くこと。上記のいずれかの変更または国際的もしくは国内的な改革その他のイニシアティブもしくは調査の結果としてのその他の必然的な変更は、「ベンチマーク」を参照する投資の価値およびリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

法的リスクおよび法令遵守リスク

国内および/または外国の法律または規制は、ファンドに悪影響を及ぼす形で変更されることがあります。各国間または各法域間の法律の差異により、受託会社または管理会社がファンドに関して締結された法的契約を執行することが困難となることがあります。受託会社および管理会社は、ファンドの投資方針または投資目的を変更することを含め（ただし、これらに限られません。）、法律またはその解釈の変更による悪影響を制限または防止するための措置を講じる権利を留保します。

（２）リスクに対する管理体制

ファンドに固有のリスクは、管理会社の取締役会による監視のもとで、管理会社により管理されます。

運用部門

管理会社はファンドの資産について一任運用業務を提供し、主として投資がファンドの投資目的と一致することを確保するとともに、ファンドの資産が信託証書および英文目論見書に記載された投資制限および借入制限に反して使用されるかまたは投資されることを回避するために、合理的な措置を講じ、あらゆるデュー・ディリジェンスを実行します。

管理部門

管理会社は、管理事務代行契約の条項に従い、ファンドのために管理事務業務を行う管理事務代行会社を任命します。管理会社は、管理事務代行会社の業務遂行を監視し、管理事務代行会社に対し、管理会社への四半期報告書の提供を要求します。かかる報告書は取締役会により審議され、記録されます。

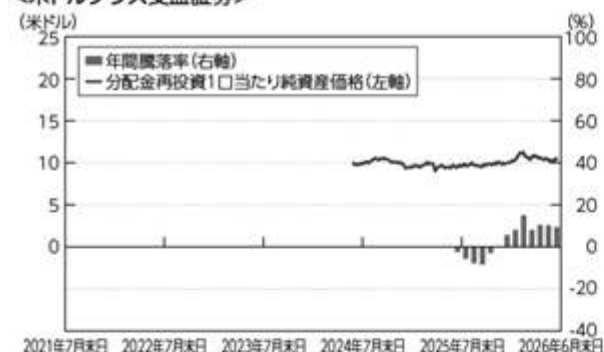
法務・コンプライアンス部門

管理会社の任命時に実施されたファンドの初期リスク評価後も引き続き、管理会社がファンドの運用に関する定期的な調査を行います。調査により浮き彫りにされ、またはファンドの運用の通常の管理において管理会社に知らされた事項が法律顧問の助言を必要とすると判断される場合、管理会社は、ファンドの法律顧問を起用します。

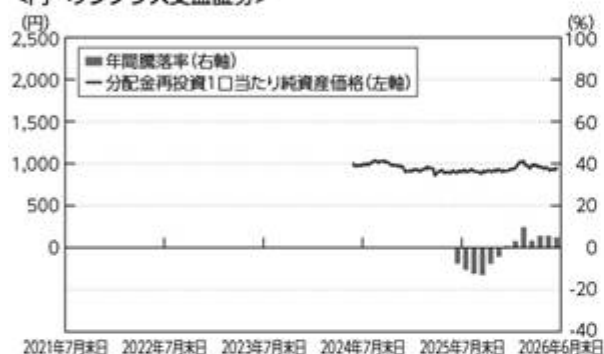
（３）リスクに関する参考情報

ファンドの分配金再投資純資産価格・
年間騰落率の推移

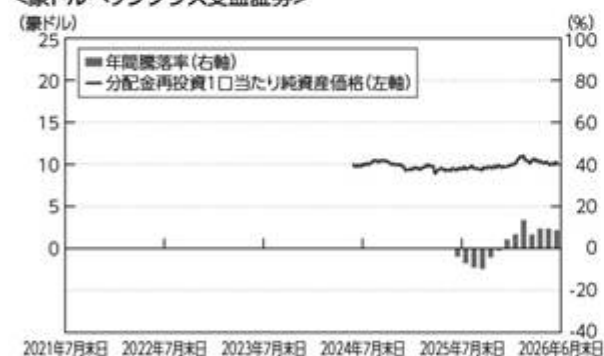
<米ドルクラス受益証券>



<円ヘッジクラス受益証券>

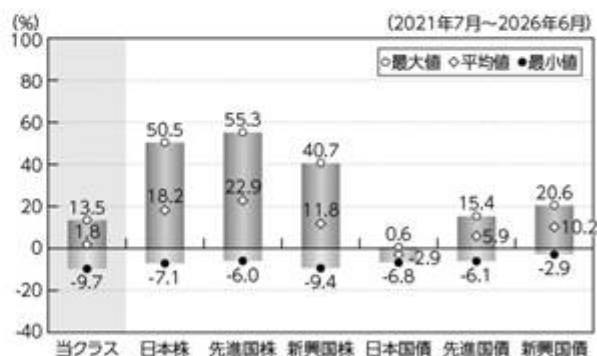
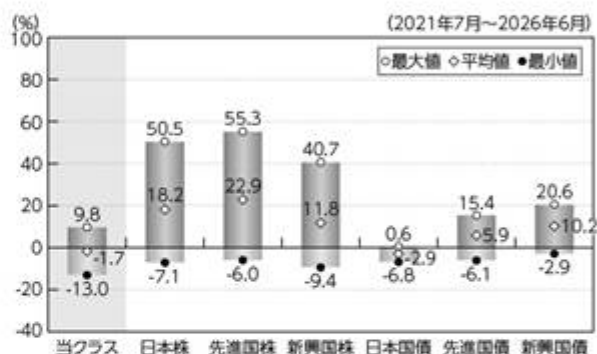
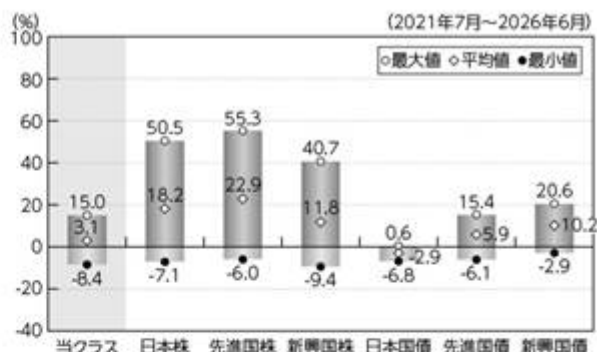


<豪ドルヘッジクラス受益証券>



※ファンドは2024年6月11日に運用を開始しました。

※分配金再投資1口当たり純資産価格は、分配金（税引前）を再投資したものとみなして計算した1口当たり純資産価格です。ただし、各クラス受益証券は設定以来、分配金の支払実績はないため、本項でいう「分配金再投資1口当たり純資産価格」の値は「受益証券1口当たり純資産価格」の値と同じとなります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較

出所:Bloomberg LPおよび指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- ・2021年7月～2026年6月の5年間の各月末時点の年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。ただし、設定から6年未満の場合は、設定後1年以降の年間騰落率を用いるため、各受益証券と代表的な資産クラスとで比較対象期間が異なります。
- ・各受益証券の年間騰落率は、各受益証券の表示通貨建てで計算されており、米ドルクラス受益証券および豪ドルヘッジクラス受益証券については、円貨に為替換算されておりません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ・代表的な資産クラスの年間騰落率は、2021年7月～2026年6月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出したものです。
- ・このグラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための参考情報の一つとしてご利用ください。

（ご注意）

○すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

○代表的な資産クラスを表す指数

日 本 株…TOPIX(配当込み)

先進国株…FTSE先進国株価指数(除く日本, 円ベース)

新興国株…S&P新興国総合指数

日本国債…ブルームバーグE1年超日本国債指数

先進国債…FTSE世界国債指数(除く日本, 円ベース)

新興国債…FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指数値およびTOPIXに係る標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数(除く日本, 円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本, 円ベース) およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

申込金額	申込手数料
50万米ドル / 5,000万円 / 50万豪ドル未満	1.65%（税抜1.50%）
50万米ドル / 5,000万円 / 50万豪ドル以上 100万米ドル / 1億円 / 100万豪ドル未満	1.10%（税抜1.00%）
100万米ドル / 1億円 / 100万豪ドル以上 300万米ドル / 3億円 / 300万豪ドル未満	0.55%（税抜0.50%）
300万米ドル / 3億円 / 300万豪ドル以上	0.275%（税抜0.25%）

かかる申込手数料は、当該申込金額に加えて、投資家が直接販売会社に対して支払うものであり、ファンドの資産を構成するものではありません。

日本国内における申込手数料

申込金額	申込手数料
10万米ドル / 1,000万円 / 10万豪ドル未満	2.20%（税抜2.00%）
10万米ドル / 1,000万円 / 10万豪ドル以上 50万米ドル / 5,000万円 / 50万豪ドル未満	1.65%（税抜1.50%）
50万米ドル / 5,000万円 / 50万豪ドル以上 100万米ドル / 1億円 / 100万豪ドル未満	1.10%（税抜1.00%）
100万米ドル / 1億円 / 100万豪ドル以上 300万米ドル / 3億円 / 300万豪ドル未満	0.55%（税抜0.50%）
300万米ドル / 3億円 / 300万豪ドル以上	0.275%（税抜0.25%）

購入（申込）手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続の対価として購入時に販売会社に支払われます。申込手数料の詳細については、販売会社にご照会ください。

（注1）管理会社と販売会社が随時合意することによりこれと異なる取決めを行うことができます。

（注2）申込手数料については、販売会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合があります。

（注3）円資金から該当通貨に交換したうえでお申込みの場合、別途、為替手数料が片道1円 / 往復2円（上限）がかかります。

（注4）手数料率は、消費税率に応じて変更となることがあります。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

該当事項はありません。

日本国内における買戻し手数料

該当事項はありません。

(3)【管理報酬等】

管理事務代行会社報酬および受託会社報酬

管理事務代行会社および受託会社は、管理事務および受託業務の提供に対してファンドの純資産価額の割合として計算される報酬を受領する権利を有します。

管理事務代行会社および受託会社の報酬は、ファンドの資産から支払われます。

管理事務代行会社および受託会社の報酬および費用は、毎月後払いで支払われます。

ファンドへの管理事務代行業務の提供に関して、管理事務代行会社は、ファンドの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する権利を有します。この報酬には、年率0.02%の会計業務報酬（年間最低報酬額22,500ユーロ）、年率0.02%のファンド管理事務代行報酬（年間最低報酬額22,500ユーロ）、年率0.01%の名義書換代行報酬（年間最低報酬額30,000米ドル）が含まれますが、これらに限定されるものではありません。ファンドへの受託業務の提供に関して、受託会社は、ファンドの純資産価額の年率0.004%の報酬を受領する権利を有します。開示された報酬を上回る受託会社および管理事務代行会社の報酬の増額は、受益者の承認を得る必要があります。

ファンドの純資産価額に対する料率として計算される報酬に加えて、管理事務代行会社および受託会社は、ファンドに担保として差し入れられた資産を含むがこれに限定されない、保管のために保有する資産の価値に対する料率としての保管手数料、および取引ごとの取引手数料を受領する権利を有するものとします。

管理事務代行会社および受託会社は、ファンドから、合理的であり、書面化された、立替費用を追加で受領する権利も有します。

管理事務代行会社報酬は、ファンドの資産の管理事務業務の対価として支払われます。

受託会社報酬は、ファンドの受託業務およびこれに付随する業務の対価として支払われます。

管理会社報酬

ファンドへの運用業務の提供に関して、管理会社は、ファンドの純資産価額の年率0.11%（受益者に通知することにより、0.15%を上限として変更される場合があります。）管理報酬（以下「管理報酬」といいます。）を受領します。ファンドには年額90,000ユーロ（受益者に通知することにより、135,000ユーロを上限として変更される場合があります。）の最低管理報酬額が設けられています。また、管理会社は、1回限りの設立報酬として受益証券の当初の申込時に75,000ユーロを受領しました。

管理報酬は、各評価時点で発生し、管理報酬で賄えない管理会社の職務遂行に伴い発生した合理的かつ記載された立替費用とともに、毎月後払いされます。管理事務代行会社、受託会社および監査法人に対する報酬および費用は、トラストの資産から支払われます。

ファンドは、（ ）ファンドの設定後に継続的に発生する弁護士費用（法的手続または行政手続に関して発生する手数料および費用を含みます。）、（ ）現在の投資家および投資家となる予定の者に対する英文目論見書、英文目論見書補遺、年次報告書、財務書類、通知およびその他の文書または情報の作成、印刷、公表、翻訳、配布（必要な言語によるもの）の費用、（ ）販売のためにいずれかの法域において規制当局から承認、登録および許可を取得し、および／または維持するための経費および費用、（ ）解散または清算に関して発生するすべての費用、（ ）コミッションおよびブローカー手数料等の投資費用（コミッションおよびブローカー手数料の交渉に関する費用を含みます。）、（ ）証拠金勘定およびその他の債務の利息、（ ）税金（源泉所得税、純所得税、キャピタル・ゲイン税、フランチャイズ税、付加価値税、印紙税、譲渡税を含みますが、これらに限定されません。）ならびにこれらにかかる利息および罰金またはその他これらの税金に対する加算金、（ ）クラス固有のヘッジ手数料を含みますがこれらに限られない、ファンドが負担することのある自らの運営費用（管理報酬により賄われる手数料および費用を除きます。）のすべてを負担します。

管理報酬は、ファンド資産の運用管理、受益証券の発行、買戻し業務の対価として支払われます。

代行協会員報酬

代行協会員は、販売会社に対する目論見書、運用報告書その他の書類の交付、日本における受益証券1口当たり純資産価格の公表その他の類似かつ付随する職務を含む自らの職務および機能の対価として、ファンドにより、ファンドの純資産価額の年率0.01%に相当する代行協会員報酬（以下「代行協会員報酬」といいます。）を支払われます。代行協会員報酬は、日々発生し、毎月後払いされます。代行協会員は、ファンドに係るサービスを提供する際に負担した立替費用を受領する権利も有します。

販売報酬

販売会社は、日本における受益証券の販売、購入・買戻しの取次ぎ業務、運用報告書の交付、既存の受益者に対する一定の情報の提供、販売後のサービスその他の類似または同等の職務を含む自らの職務および機能の対価として、ファンドにより、ファンドの純資産価額の年率0.90%に相当する販売報酬（以下「販売報酬」といいます。）を支払われます。販売報酬は、日々発生し、毎月後払いされます。販売会社は、ファンドに係るサービスを提供する際に負担した立替費用を受領する権利も有します。

（４）【その他の手数料等】

トラストの設立および運営費用

トラストの設立および組成費用（トラストの設立に関して管理会社が起用した専門家の報酬、英文目論見書の起草、重要な契約の交渉および作成、英文目論見書および関係する販売用資料の印刷に関する費用ならびに専門アドバイザーの報酬および費用を含みます。）は、トラストにより負担され、ファンドの存続期間の最初の3年間で償却されます。後続ファンドの設立費用およびその償却方法につきましては、関連する英文目論見書補遺に記載されます。

トラストの各サブ・ファンドは、当該ファンドに係る受益証券の当初募集の準備に際して負担される設立費用を支払います。管理会社は、重要性が増したと判断した場合直ちに、未償却の設立費用の残高を償却したものとみなす権利を留保します。トラストの各サブ・ファンドは、その英文目論見書補遺または英文目論見書に記載される自らの運営費用も支払います。

トラストは、（ ）外部の法務、会計、監査その他の専門家の報酬および費用、（ ）管理事務報酬および費用、（ ）一定の保険費用、（ ）調査費用（調査に関係する旅費を含みます。）、（ ）保管会社および副保管会社の報酬および費用、（ ）名義書換事務代行会社、登録事務代行会社、販売代理人、支払代理人、仕組担当代理人およびコルレス銀行に対して支払うべき報酬、コミッションおよび立替費用、（ ）評価業務の経費、（ ）現在の受益者および受益者となる予定の者に対する英文目論見書、英文目論見書補遺、年次報告書、財務書類、通知、報告書、証明書、確認書その他の書類または情報の作成、印刷、公表、翻訳および配布（必要な言語によるもの）に係る経費（かかる書類または情報を配布するためのコンピューター・ソフトウェアおよび電子送信技術の開発および強化に係る経費を含みます。）、（ ）関連するメディアにおける価格および利回りの情報の公表に係る費用、（ ）銀行業務の取得および／または維持に係る経費および費用、（ ）いずれかの法域における規制当局の許可または登録の取得および／または維持に係る経費および費用（アイルランド中央銀行により適用される徴収金を含みます。）、（ ）いずれかの取引所への上場および上場の維持に係る経費、（ ）マーケティングおよび販売促進の費用、（ ）受益者集会およびその他の集会の招集および開催に係る経費、（ ）トラストまたはファンドの終了、合併、再建または清算につき生じるすべての費用、（ ）設立費用、（ ）管理会社および投資運用会社（該当ある場合）の報酬、（ ）訴訟またはその他の臨時費用、（ ）コミッションおよびブローカー手数料等の投資費用（コミッションおよびブローカー手数料の交渉に関係する費用ならびに借入金の利息を含みます。）、（ ）商業銀行、ブライム・ブローカー、ストック・ブローカーまたはコーポレート・ファイナンスの手数料、（ ）協会および会員権に係る費用、（ ）証拠金勘定およびその他の負債の利息、（ ）租税公課（源泉徴収税、純所得税、フランチャイズ税、付加価値税、印紙税および譲渡税ならびにこれらに係る利息および罰金またはかかる税金のその他の追加税およびアイルランド中央銀行により課される規制上の徴収金を含みますが、これらに限られません。）、（ ）管理会社がその単独裁量により決定するファンドの資産の購入、売却、監視または移転に係るその他の費用、（ ）経常外項目および臨時項目（発生した場合）、および（ ）別途列挙されていないその他のすべての慣例的かつ合理的な経費（いずれの場合も、適用ある付加価値税が加算されます。）を含みますがこれらに限られない、自らの運営費用をすべて支払います。

管理会社取締役の報酬は、トラストの資産からは支払われません。

管理会社は、随時、自らの単独裁量で、かつ、自らの資金から、一部もしくはすべての受益者または仲介機関に対し、他の受益者に通知することなく報酬の一部または全部を割り戻すことを決定することができます。

追加の手数料

ファンドに関する追加の手数料は、関連する英文目論見書補遺に記載されます。

特定のファンドに帰属しない料金および費用は、管理会社取締役の裁量により、それぞれの純資産価額または料金の性質に応じたその他の合理的な根拠に基づいて、ファンド間で比例配分されることがあります。

ファンドの設立費用

管理会社に対する1回限りの75,000ユーロを含むがこれに限定されない、ファンドに係る受益証券の当初募集に関連して発生した設立費用は、400,000ユーロを下回りました。上記の報酬は3会計期間にわたって償却されます。

指数手数料

スワップ・カウンターパーティーは、ファンドの資産から、トータル・リターン・スワップの想定元本の年率0.6%の手数料を受領する権利を有します。当該指数手数料の増額は、受益者の承認を必要とします。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入(申込)手数料	申込金額	申込手数料
	10万米ドル／1,000万円／10万豪ドル未満	2.20%(税込)
	10万米ドル／1,000万円／10万豪ドル以上 50万米ドル／5,000万円／50万豪ドル未満	1.65%(税込)
	50万米ドル／5,000万円／50万豪ドル以上 100万米ドル／1億円／100万豪ドル未満	1.10%(税込)
	100万米ドル／1億円／100万豪ドル以上 300万米ドル／3億円／300万豪ドル未満	0.55%(税込)
	300万米ドル／3億円／300万豪ドル以上	0.275%(税込)

購入(申込)手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続の対価として購入時に販売会社に支払われるものです。申込手数料の詳細については、販売会社にご照会ください。
(注1) 管理会社と販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができます。
(注2) 申込手数料については、販売会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合があります。
(注3) 円資金から該当通貨に交換したうえでお申込みの場合、別途、為替手数料が片道1円／往復2円(上限)がかかります。
(注4) 手数料率は、消費税率に応じて変更となることがあります。

換金(買戻し)手数料	ありません。
スイッチング手数料	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの管理報酬等

ファンドの純資産価額の年率1.074%(ただし、管理会社報酬の最低報酬額として年間90,000ユーロならびに管理事務代行会社最低報酬額として年間45,000ユーロおよび30,000米ドルがかかります。)およびその他の費用・手数料がファンドから支払われます。

手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬率
管理会社報酬	管理会社	ファンド資産の運用管理、受益証券の発行、買戻し業務	管理会社は、ファンドの信託財産から、ファンドの純資産価額の年率0.11%(ただし、年間最低90,000ユーロ)の管理会社報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われます。
受託会社報酬	受託会社	ファンドの受託業務	受託会社は、ファンドの信託財産から、ファンドの純資産価額の年率0.004%の受託会社報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われます。
管理事務代行会社報酬	管理事務代行会社	ファンドの資産の管理事務代行業務、ファンドの会計業務および名義書換事務代行業務	管理事務代行会社は、ファンドの信託財産から、ファンドの純資産価額の年率0.05%(ただし、年間最低45,000ユーロおよび30,000米ドル)の管理事務代行会社報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われます。
代行協会員報酬	代行協会員	目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表、運用報告書等の文書の販売会社への送付等の業務	代行協会員は、ファンドの信託財産から、ファンドの純資産価額の年率0.01%の代行協会員報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われます。
販売会社報酬	販売会社	日本における受益証券の販売業務、購入・買戻しの取次ぎ業務、運用報告書の交付等購入後の情報提供業務、およびこれらに付随する業務	販売会社は、ファンドの信託財産から、ファンドの純資産価額の年率0.90%の販売会社報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われます。
その他の費用・手数料	①設立費用 ファンドの設立および受益証券の募集に関する費用・手数料は、管理会社により別の方法が適用されると決定されない限り、最初の3会計年度をかけて償却されます。 ②その他の運営費用 受益証券の募集により生じる費用(目論見書作成費用等を含みます。)、受益者向け通知の作成・配布費用、投資対象の保有にかかる費用、ファンドに関して課される税金、会計監査人の報酬および費用、法律、監査、評価および会計の費用、信託証書に基づく受託会社への払戻し、公租公課、補遺信託証書の作成および受益者総会の開催のための手数料および費用・その他ファンドの運営、管理および維持に関連する費用その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。 その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を表示することができません。		

参照戦略のパフォーマンスに影響し、間接的にファンドの純資産価額に影響を与える費用

トータル・リターン・スワップの取引執行に関連して発生するコスト(スワップ取引コスト。事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することはできません。)および指数手数料(トータル・リターン・スワップの想定元本の年率0.6%)が控除されます。なお、法令、規制の変更その他の理由によりこれらの指数手数料およびスワップ取引コスト等の水準は変更されることがあります。

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

(A) 日本

2026年8月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) 国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法等別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。）または金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2048年1月1日以後は15.15%の税率となります。）。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) 国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。
日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。
申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税

のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2048年1月1日以後は15.15%の税率となります。）。

- （５）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- （６）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（５）と同様の取扱いとなります。
- （７）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

（Ｂ）アイルランド

ファンドへの課税

受託会社は、自らがアイルランドの課税居住者となるように、その業務を行うことを意図しています。ファンドがアイルランドの課税居住者であるとの前提に基づき、ファンドはアイルランドの税務上、投資信託としての資格を有しており、したがって、その収益または利益に対してアイルランドの租税は免除されます。

後述のとおり、受益証券がアイルランドの非居住者である受益者により保有される場合（およびその他ある一定の状況における場合）、ファンドは、アイルランド内国歳入庁に対してアイルランドの所得税に関する報告を行う義務を負います。なお、「居住者」および「通常居住者」の用語の説明は、本項の末尾に記載します。

非アイルランド受益者への課税

受益者が、アイルランドの税務上アイルランドに居住（または通常居住）していない場合、ファンドは、受益者の非居住状態を確認する英文目論見書に添付されている申込契約に定める申告書を受領後は、受益者の受益証券に関連していかなるアイルランドの租税も徴収しません。アイルランドの居住者（または通常居住者）ではない投資者のために受益証券を保有する仲介者が当該申告書を提出することができますが、当該仲介者の知る限り当該投資者がアイルランドの居住者（または通常居住者）ではないということを条件とします。「仲介者」の用語の説明は本項の末尾に記載します。

ファンドがかかる申告書を受領しなかった場合、ファンドは受益者が非免税アイルランド居住受益者（下記をご参照ください。）であるものとして、受益者の受益証券に関してアイルランドの租税を徴収します。受益者の申告が誤りであると合理的に示唆する情報を有している場合であっても、ファンドは、アイルランドの租税を徴収します。受益者は、原則として、かかるアイルランドの租税の還付を受ける権利を有しません。ただし、受益者が会社であり、アイルランドの支店を通じて受益証券を保有している場合およびその他

限られた状況における場合はこの限りではありません。受益者がアイルランドの課税居住者になった場合、ファンドはそのことを通知されなければなりません。

原則として、アイルランドの課税居住者でない受益者は、自己の受益証券に関して他のアイルランドの納税義務を有しません。しかし、受益者が自己の受益証券をアイルランドの支店または代理人を通じて保有している会社である場合、受益者は、当該受益証券に関して生じた収益および利益に関してアイルランド法人税を（自己査定に基づき）納税する義務を負う場合があります。

免税アイルランド受益者への課税

アイルランドの税務上、受益者がアイルランドの居住者（または通常居住者）であり、アイルランドの租税統合法（以下「租税統合法」といいます。）第739条D（6）に記載される分類に含まれる場合、ファンドは、受益者の免税状態を確認する英文目論見書に添付されている申込契約に定める申告書を受領後は、受益者の受益証券に関連していかなるアイルランドの租税も徴収しません。

租税統合法第739条D（6）に記載される分類は、以下のとおり要約されます。

- 1.（租税統合法第774条、784条、785条に定める）年金基金
- 2.（租税統合法第706条に定める）生命保険事業を営む会社
- 3.（租税統合法第739条Bに定める）投資信託
- 4.（租税統合法第739条Jに定める）投資リミテッド・パートナーシップ
- 5.（租税統合法第737条に定める）特別投資信託
- 6.（租税統合法第731条（5）（a）の適用を受ける）無認可のユニット・トラスト
- 7.（租税統合法第739条D（6）（f）（i）に定める）慈善事業
- 8.（租税統合法第734条（1）に定める）適格管理会社
- 9.（租税統合法第734条（1）に定める）特定会社
- 10.（租税統合法第739条D（6）（h）に定める）適格ファンドおよび貯蓄マネジャー
- 11.（租税統合法第739条D（6）（i）に定める）個人退職貯蓄口座（PRSA）の管理事務会社
- 12.（1997年信用組合法第2条に定める）アイルランドの信用組合
13. 国家資産管理庁
14. 国家財務管理局もしくは財務大臣が単独で実質的に所有するファンド投資ピークル（2014年国家財務管理局（改正）法第37条に定めます。）または国家財務管理局を通じて行為するアイルランド
15. 1964年保険法（2018年保険（改正）法により改正済）に基づきアイルランド自動車保険機構により行われる自動車保険保証基金に支払われた金銭の投資に関するアイルランド自動車保険機構
- 16.（租税統合法第110条に定める）適格会社
17. 租税統合法第787条ACに規定する所得税およびキャピタル・ゲイン税を免除され、かつ、保有する受益証券が（租税統合法パート30第2D章に定める）汎欧州個人年金商品（PEPP）の資産に該当する者
- 18.（租税統合法第739条Bに定める）参加者に代わり受益証券を保有し、その旨をトラストに申告している（租税統合法第739条Bに定める）当局
19. ファンドにアイルランドの租税の徴収または報告を義務づけることなく、ファンドの受益証券を保有することを（租税統合法に基づき、またはアイルランド内国歳入庁の特別優遇措置により）許可されているアイルランドの居住者

免税資格を申請するアイルランド居住受益者は、受益証券に関連してアイルランドの租税額を自己査定に基づき報告する義務を負います。

ファンドが、受益者についてかかる申告書を受領しなかった場合、ファンドは受益者が非免税アイルランド居住受益者（下記をご参照ください。）であるものとして、受益者の受益証券に関してアイルランドの租税を徴収します。受益者は、原則として、かかるアイルランドの租税の還付を受ける権利を有しません。た

だし、受益者がアイルランドの法人税の対象となる会社である場合およびその他限られた状況における場合はこの限りではありません。

その他のアイルランド受益者に対する課税

受益者がアイルランドの税務上、アイルランドの居住者（または通常居住者）であり、「免税」受益者（上記をご参照ください。）でない場合、ファンドは、分配、買戻し、譲渡および下記に記載の「8年目事由」に対するアイルランドの租税を徴収します。

ファンドによる分配

ファンドが非免税アイルランド居住受益者に対して分配金を支払う場合、ファンドは、分配金からアイルランドの税金を徴収します。アイルランドの徴収される租税は以下のとおりです。

- 1．25%の適用を適切に申告している法人である受益者に対して分配金が支払われる場合、分配金の25%
- 2．その他の場合、分配金の38%

ファンドは、かかる税金をアイルランド内国歳入庁に支払います。

原則として、受益者は分配金に関してさらにアイルランドの租税の義務を負うことはありません。ただし、受益者が、分配金が取引の受取金である会社である場合、分配金総額は自己査定の目的上課税所得の一部を構成し、受益者は徴収された租税を法人税納税義務と相殺することができます。

受益証券の買戻しおよび譲渡

ファンドが非免税アイルランド居住受益者の保有する受益証券を買い戻す場合、ファンドは受益者に支払う買戻代金からアイルランドの租税を徴収します。

同様に、当該アイルランド居住受益者が受益証券に対する権利を（販売またはその他の方法により）譲渡した場合、ファンドはかかる譲渡に関してアイルランドの租税を報告します。徴収される、または報告を行うアイルランドの租税は、買い戻された、または譲渡された受益証券につき受益者に生じる利益（もしあれば）に従って計算され、以下に相当します。

- 1．受益者が25%の適用を適切に申告している法人である場合、かかる利益の25%
- 2．その他の場合、かかる利益の38%

ファンドは、かかる租税をアイルランド内国歳入庁に支払います。受益証券の譲渡の場合、かかるアイルランドの納税額をまかなうため、ファンドは、当該受益者が保有する他の受益証券を充当または解約することができます。これにより新たなアイルランドの租税が課される場合があります。

原則として、受益者は買戻しまたは譲渡に関してさらにアイルランドの租税の義務を負うことはありません。ただし、受益者が、買戻しまたは譲渡の支払いが取引の受取金である会社である場合、受益証券取得にかかる費用を差し引いた総支払額（徴収されたアイルランドの租税を含みます。）は自己査定の目的上課税所得の一部を構成し、受益者は徴収された租税を法人税納税義務と相殺することができます。

また、受益証券がユーロ建てでない場合、受益者は（自己査定に基づき）、受益証券の買戻しまたは譲渡により生じる為替収益についてアイルランドのキャピタル・ゲイン税を支払う義務を負うことがあります。

「8年目」事由

非免税アイルランド居住受益者が、取得から8年以内に受益証券を処分しない場合、受益者はアイルランドの税務上、受益証券の取得から8年目の時点（およびその後8年毎に）で受益証券を処分したものとみなされます。かかるみなし処分において、ファンドは、かかる8年の期間中に生じた受益証券の価格の上昇（もしあれば）について報告します。かかる報告されるアイルランドの税金は以下に相当します。

- 1．受益者が25%の適用を適切に申告している法人である場合、かかる価格の上昇の25%
- 2．その他の場合、かかる価格の上昇の38%

ファンドは、かかる租税をアイルランド内国歳入庁に支払います。かかるアイルランドの納税額をまかなうため、ファンドは、当該受益者が保有する他の受益証券を充当または解約することができます。

ただし、非免税アイルランド居住者の保有する当該サブ・ファンドの受益証券が（価格ベースで）10%を下回る場合、ファンドは、かかるみなし処分によるアイルランドの租税を報告しないことを選択することができます。この場合、ファンドは、アイルランド内国歳入庁に、かかる10%の要件が満たされているかにつき毎年確認し、アイルランド内国歳入庁に非免税アイルランド居住受益者の詳細（その受益証券の価格およびアイルランドの税務参照番号を含みます。）を提出し、ファンドがかかる免除の申請を選択したことを非免税アイルランド居住受益者に通知しなければなりません。

ファンドにより免除が申請される場合、非免税アイルランド居住受益者は自己査定に基づき、8年後（およびその後8年毎に）ファンドが支払うべきアイルランドの租税をアイルランド内国歳入庁に支払わなければなりません。

8年の期間中に上昇した受益証券の価値に関して支払われるアイルランドの租税は、かかる受益証券に関連して別途将来支払われるアイルランドの租税に関して比例的に相殺され、超過額については受益証券の最終処分の際に還付を受けることができます。

受益証券の交換

受益者が、ファンドの他の受益証券またはファンドの他のサブ・ファンドの受益証券を独立当事者間における取引条件により交換する場合であって、受益者に対する支払いが伴わない場合、ファンドはかかる交換に関してアイルランドの租税を徴収しません。

印紙税

受益証券の発行、譲渡または買戻しに対するアイルランドの印紙税（またはその他のアイルランドの譲渡税）の適用はありません。受益者がファンドから資産の分配金を正貨で受け取る場合、アイルランドの印紙税が賦課されることがあります。

贈与税および相続税

アイルランドの資産取得税（税率33%）は、アイルランドに所在する資産に対して、あるいは、贈与または相続を行った者がアイルランドの居住者または通常居住者である、もしくは贈与または相続を受け取る者がアイルランドの居住者または通常居住者である場合、適用されます。

受益証券がアイルランド籍のファンドにより発行されている場合、かかる受益証券は、アイルランドに所在する資産として取扱われます。ただし、受益証券の贈与または相続は下記の場合、アイルランドの贈与税および相続税が免除されます。

- （ ）受益証券がかかる贈与日または相続日、および「評価日」（アイルランドの資産取得税の目的上定義されます。）において、贈与または相続財産に含まれている場合
- （ ）処分日において、かかる贈与を行いまたは相続が行われた受益者が、アイルランドに住所を有さず、通常の居住者でもない場合
- （ ）贈与日、または相続日において、受贈者または相続者が、アイルランドに住所を有さず、通常の居住者でもない場合

OECD報告基準

アイルランドにおいては、経済協力開発機構の提案する「共通報告基準」と呼ばれる自動的な情報交換制度が適用されます。かかる措置に基づき、ファンドは、受益者に関する情報（受益者の身元および居住地ならびに受益者が受益証券に関して受領する所得、売却益または買戻益を含みます。）を報告しなければならない場合があります。かかる情報は、歳入庁ならびにOECD共通報告基準を実施する他のEU加盟国および法域の税務当局の間で共有される可能性があります。

第2の柱

アイルランドは、多国籍企業（MNE）グループおよび欧州連合内の大規模国内グループに対するグローバル・ミニマム課税水準の確保に関する理事会指令（EU）2022 / 2523（以下「第2の柱指令」といいます。）をアイルランド法に導入するための法令を制定しています。

第2の柱指令は、直前4事業年度のうち少なくとも2事業年度において年間連結収益が7億5,000万ユーロ以上であるMNEグループおよび大規模国内グループに対し、15%の最低実効税率を導入するものです。同指令には、所得合算ルール（以下「IIR」といいます。）および軽減課税所得ルール（以下「UTPR」といいます。）が含まれています。IIRおよびUTPRは、一般に、関連する財務基準を満たす連結グループに適用されます。したがって、ファンドに対する第2の柱の影響は、ファンドが他の者と財務上連結されているか否かによって異なります。ファンドが連結されており、かつ、当該グループの年間連結収益が直前4事業年度のうち少なくとも2事業年度において7億5,000万ユーロ以上である場合には、規則上「投資ファンド」に分類される事業体に対する適用除外の可能性を含め、第2の柱の適用可能性について詳細な検討を行う必要があります。

また、アイルランドは、適格国内トップアップ税（以下「QDTP」といいます。）を導入することを選択しています。QDTPは、財務上の連結が行われていない場合において、アイルランドに所在する単独事業体であり、その年間総収益が直前4事業年度のうち少なくとも2事業年度において7億5,000万ユーロを超える場合に適用される可能性があります。ただし、単独の「投資信託」については、これらの規則に基づくQDTPの課税対象とはなりません。したがって、ファンドはアイルランドの税務上「投資信託」に該当するため、ファンドが連結グループの一部を構成しておらず（したがって単独事業体である場合）、その単独収益が7億5,000万ユーロを超える場合であっても、QDTPはファンドに影響を及ぼさないものと考えられます。

第2の柱の実施に関する技術的ガイダンスは、引き続きOECDから公表されています。これらは、OECDモデルルールに関するコメントリーの形で公表されています。また、各法域における規則の適用の調整および一貫性の確保ならびに追加的な行政ガイダンスの提供を含め、その実施に関するさまざまな未解決の論点についても引き続き議論が行われています。将来的に、OECDモデルルール、第2の柱指令および関連するアイルランド法令についてさらなる変更が行われる可能性があります。

用語の意味

法人における「居住者」の意味

アイルランド内に管理および監督の中核組織を有する法人は、当社がどこで設立されたかに関係なく、アイルランドの課税居住者です。アイルランド内に管理および監督の中核組織を有しませんが、アイルランド内で設立された法人は、アイルランドと他国間の二重課税防止条約に基づきアイルランドの居住者ではないとみなされる場合を除き、アイルランドの課税居住者です。

個人における「居住者」の意味

個人は、以下の場合、一暦年度について、アイルランドの課税居住者とみなされます。

- （a）当該暦年度にアイルランドに183日以上滞在した場合
- （b）当該暦年度にアイルランドに滞在した日数とその前年度にアイルランドに滞在した日数の合計が280日に達する場合。個人が、一暦年度に、アイルランドに30日以下しか滞在しなかった場合、かかる2年基準の適用上計算に入れません。

個人が自ら当該日のいずれかの時間に滞在している場合、かかる個人は当該日にアイルランドに滞在しているとみなされます。

個人における「通常居住者」の意味

「通常居住者」の用語（「居住者」とは異なります。）は、個人の通常の生活形態と関連しており、ある一定の継続性を伴う居住者を意味します。

3 課税年度連続してアイルランド居住者である個人は、4 年目の課税年度開始時から、通常居住者となります。

アイルランド通常居住者であった個人は、連続してアイルランドの居住者でない3 課税年度目の終了時に通常居住者でなくなります。例えば、2024年にアイルランドの居住者であり、かつ通常居住者である個人は、当該年度にアイルランドを出国しても、2027年の課税年度終了時までは通常居住者のままです。

「仲介者」の意味

仲介者とは以下の者をいいます。

- (a) 他の者に代わり、アイルランドにおける規制された投資信託から支払いを受領する等の取引を遂行し、または、
- (b) 他の者に代わり投資信託の受益証券を保有する者。

5【運用状況】

ファンドは、2024年6月11日（設定日）から運用を開始しました。

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（2026年6月末日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計 （米ドル）	投資比率 （％）
スワップ	米国	9,474,184	99.88
現金、預金およびその他の資産（負債控除後）		11,805	0.12
合計 （純資産価額）		9,485,988 （約1,540百万円）	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項ありません（2026年6月末日現在）。

【投資不動産物件】

該当事項ありません（2026年6月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

スワップ

（2026年6月末日現在）

想定元本	償還日	時価	種類	対象指数銘柄	通貨	投資比率
7,972,521	2034年 6月12日	9,474,184	トータル・リターン・ スワップ	Deutsche Bank Croci Sectors III USD Total Return Index	米ドル	99.88%

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2026年６月末日までの１年間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

<米ドルクラス受益証券>

	純資産価額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第１会計年度末 (2025年２月末日)	7,908,685	1,284,291	9.815	1,594
第２会計年度末 (2026年２月末日)	7,334,195	1,191,000	11.292	1,834
2025年７月末日	7,293,648	1,184,415	9.585	1,557
８月末日	7,292,291	1,184,195	9.731	1,580
９月末日	7,208,522	1,170,592	9.622	1,563
10月末日	7,196,136	1,168,581	9.753	1,584
11月末日	7,289,749	1,183,782	10.114	1,642
12月末日	6,931,998	1,125,687	9.955	1,617
2026年１月末日	6,898,982	1,120,326	10.402	1,689
２月末日	7,334,195	1,191,000	11.292	1,834
３月末日	6,796,008	1,103,604	10.664	1,732
４月末日	6,770,962	1,099,537	10.655	1,730
５月末日	6,473,682	1,051,261	10.418	1,692
６月末日	6,281,508	1,020,054	10.408	1,690

（注）本表の数値は、取引を当該取引の翌営業日基準で処理し算出された取引純資産価額であり、会計期間の最終暦日までの全ての取引を反映している財務書類の数値とは異なる場合があります。以下同じです。

< 円ヘッジクラス受益証券 >

	純資産価額	1口当たり 純資産価格
	円	円
第1会計年度末 (2025年2月末日)	619,429,261	939
第2会計年度末 (2026年2月末日)	402,686,387	1,031
2025年7月末日	502,026,046	898
8月末日	501,434,171	908
9月末日	421,312,537	895
10月末日	394,134,759	903
11月末日	384,305,416	934
12月末日	381,037,272	915
2026年1月末日	372,612,602	952
2月末日	402,686,387	1,031
3月末日	356,805,440	971
4月末日	304,187,303	967
5月末日	313,709,959	943
6月末日	424,069,435	939

< 豪ドルヘッジクラス受益証券 >

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	千円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2025年2月末日)	1,158,370	129,228	9.721	1,084
第2会計年度末 (2026年2月末日)	1,391,193	155,201	11.038	1,231
2025年7月末日	1,213,272	135,353	9.413	1,050
8月末日	1,279,798	142,774	9.550	1,065
9月末日	1,164,302	129,890	9.436	1,053
10月末日	1,176,289	131,227	9.557	1,066
11月末日	1,218,705	135,959	9.901	1,105
12月末日	1,227,797	136,973	9.741	1,087
2026年1月末日	1,281,925	143,012	10.171	1,135
2月末日	1,391,193	155,201	11.038	1,231
3月末日	1,335,508	148,989	10.414	1,162
4月末日	1,338,463	149,319	10.403	1,161
5月末日	839,515	93,656	10.174	1,135
6月末日	859,157	95,848	10.166	1,134

< 参考情報 >

純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

<米ドルクラス受益証券>



<円ヘッジクラス受益証券>



<豪ドルヘッジクラス受益証券>



(注) ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。以下同じです。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

<米ドルクラス受益証券>

会計年度	収益率(%) (注)
第1会計年度	-1.85
第2会計年度	15.05

<円ヘッジクラス受益証券>

会計年度	収益率(%) (注)
第1会計年度	-6.10
第2会計年度	9.80

< 豪ドルヘッジクラス受益証券 >

会計年度	収益率（％）（注）
第 1 会計年度	- 2.79
第 2 会計年度	13.55

（注）収益率（％）＝100 ×（a - b）／ b

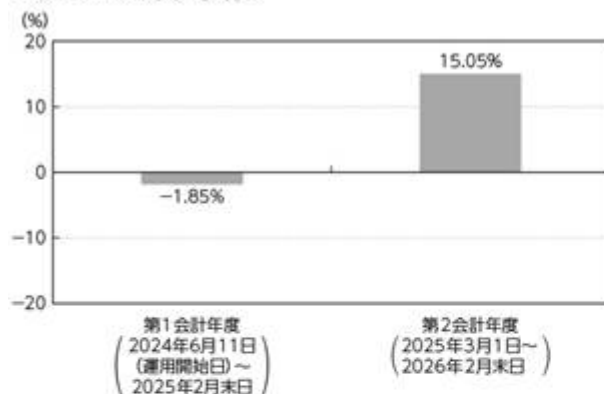
a = 会計年度末の 1 口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の 1 口当たり純資産価格（分配落の額）（第 1 会計年度の場合、1 口当たり当初発行価格（米ドルクラス受益証券：10.00米ドル、円ヘッジクラス受益証券：1,000円、豪ドルヘッジクラス受益証券：10.00豪ドル））

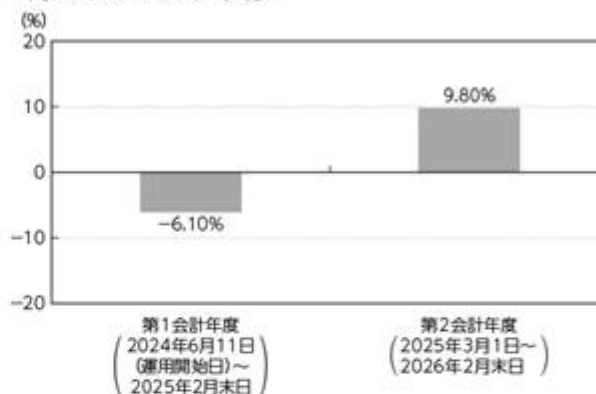
< 参考情報 >

収益率の推移

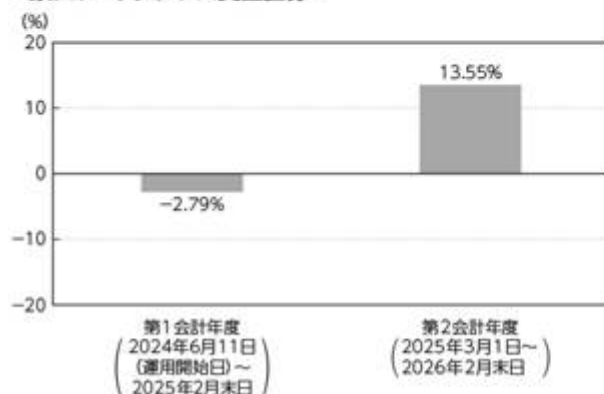
<米ドルクラス受益証券>



<円ヘッジクラス受益証券>



<豪ドルヘッジクラス受益証券>



（注）収益率（％）＝100×（a-b）／b

a = 当該会計年度末または当該期間末の1口当たり純資産価格（当該会計年度または当該期間の分配金（税引前）の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末または当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格（分配落の額）（第1会計年度の場合、1口当たり当初発行価格（米ドルクラス受益証券：10.00米ドル、円ヘッジクラス受益証券：1,000円、豪ドルヘッジクラス受益証券：10.00豪ドル））

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度の販売および買戻しの実績ならびに各会計年度末における発行済口数は次のとおりです。

<米ドルクラス受益証券>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	984,423 (984,423)	178,656 (178,656)	805,767 (805,767)
第2会計年度	89,293 (89,293)	245,528 (245,528)	649,532 (649,532)

<円ヘッジクラス受益証券>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	851,387 (851,387)	191,616 (191,616)	659,771 (659,771)
第2会計年度	36,896 (36,896)	306,271 (306,271)	390,396 (390,396)

<豪ドルヘッジクラス受益証券>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	120,160 (120,160)	1,002 (1,002)	119,158 (119,158)
第2会計年度	28,150 (28,150)	21,268 (21,268)	126,041 (126,041)

(注1) () 内の数字は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

(注2) 第1会計年度の販売口数は、当初申込期間に販売された販売口数を含みます。

(注3) 本表の数値は、取引を当該取引の翌営業日基準で処理し算出された受益証券口数であり、会計期間の最終暦日までの全ての取引を反映している財務書類の数値とは異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売手続等

受益証券の申込み

以下の受益証券クラスが申込可能です。

クラス	表示通貨	最低当初申込額	最低継続申込額 / 最低保有額	最低買戻単位
米ドルクラス	米ドル	10万ユーロ相当額の米ドル	100.00米ドル	1口
円ヘッジクラス	日本円	10万ユーロ相当額の日本円	10,000円	1口
豪ドルヘッジクラス	豪ドル	10万ユーロ相当額の豪ドル	100.00豪ドル	1口

上記の最低額は、管理会社取締役（またはその受任者）の裁量で、全般的にまたは特定の申込みもしくは買戻しに関して、増減または免除される場合があります。

投資者によるクラスへの申込みは、当該クラスの表示通貨で行われなければなりません。買戻代金もまた、関連するクラスの表示通貨で支払われます。

ファンドの受益証券は、関連する申込日現在の受益証券1口当たり純資産価格（から費用・手数料を控除した金額）で申込可能です。購入申込みは、後記「申込手続き」の項目に記載の要件に従い申込締切時間までに提出されなければなりません。決済資金は、関連する申込日から3営業日後の日の午後11時（日本時間）までに送金されなければなりません。

最低保有

管理会社が別段の決定を行う場合を除き、受益者は、上記の最低保有額または外国通貨による相当額を下回ることになる受益証券の一部買戻しを行うことはできません。

受益者が、自ら保有する受益証券について当該受益者の保有高が最低保有額を下回ることになる一部買戻しを請求した場合、管理会社は、その単独の裁量により、（a）関連する受益者の関連する受益証券クラスの全部の保有高の買戻しとして当該買戻請求を扱うか、（b）当該一部買戻請求を拒否するか、または（c）当該一部買戻請求を受理することができます。管理会社が、（ ）関連する受益者の関連する受益証券クラスの全部の保有高の買戻しとして当該買戻請求を扱うことを決定するか、または（ ）当該一部買戻請求を拒否することを決定した場合には、受益者は、関連する買戻日の前または後に通知を受けます。

ファンドの純資産価額の下落または為替レートの不利な変動により受益者の保有する受益証券の価額が最低保有要件を下回った場合であっても、これ自体は、最低保有要件の違反となるものとはみなされません。

現物による申込み

適用される法令で認められている場合、管理会社は、その裁量により、いずれかの者に対し、管理会社が適切と考える条件で当該者が保有する投資対象と交換することにより受益証券を発行することについての取決めを行うことができますが、当該受益証券は、かかる投資対象がAIFMDに従って受託会社またはかかるその他の者に付与されるまで発行されないものとします。また、いかなる交換も、譲渡される投資対象の価額（当該投資対象の付与に関連して当該ファンドの資産から支払われる会計費用、仲介手数料、登録費用またはその他の費用の適切な引当金に相当すると管理会社がみなす金額の控除後）に相当する時価で現金と引換えに発行されたであろう口数を発行される受益証券の口数とする条件で行われます。当該ファンドの勘定でトラストに譲渡される投資対象は、管理会社が決定する基準で評価されるものとします（ただし、当該価額が英文目論見書に記載される評価に関する規定に従って得られる最も高い金額を超えない場合に限りです。）。さらに、受託会社は、かかる交換の条件が既存の受益者を著しく害することにつながる可能性がないこと、ならびに当該ファンドに譲渡される資産の性質が、当該ファンドの投資目的、投資方針および投資制限に従って当該ファンドの投資対象として適格であることを確認します。トラストの各サブ・ファンドの関連する英文目論見書補遺において、当該ファンドに関して現物による申込みが可能かどうか記載されます。

申込手続き

各クラスに関する申込みは、申込締切時間までに受領されなければなりません。かかる申込みは、記入済みの申込契約およびすべての該当するマネー・ロンダリング防止に係る文書または（申込者が過去に申込契約に記入している場合は）追加購入書式を管理事務代行会社へ送付することにより、または別段指定されたとおりに行わなければなりません。当該時間後に受領された申込みは、翌申込日に取り扱われますが、管理会社の単独の裁量で、評価時点より前に申込みが受領されたことを条件として、当該時間後に受領された申込みを当該申込日の分として受理することができます。

管理会社または管理事務代行会社は、その理由を付すことなく申込みの全部または一部を拒否する権利を有するものとし、拒否された場合、申込金またはその残金は、関連する申込日後の合理的な期間内に、申込者の危険負担で無利息で、申込者に返還されます。

受益証券の割当ておよび発行の通知は、各申込日後の最初の営業日の営業開始時点から効力を生じ、関連する申込日後実務上可能な限り速やかに送付されます。契約書は、通常、関連する英文目論見書補遺に定められる期間内に発行されます。発行される受益証券の口数は、受益証券1口の1,000分の1単位まで端数処理され、剰余金は、トラストに計上されます。

受益証券が発行される端数よりも小さい受益証券の端数に相当する申込金は、申込者に返還されませんが、関連するファンドの資産の一部として留保されます。

所有権は、関連するファンドに関するトラストの登録簿への記載により証明され、所有権確認書が投資者に送付されます。

申込価格の支払い

いったん提出された申込みは、適用ある法律および規則に従うことを条件として、（管理会社の同意がない場合には）申込者によっては取消不能であり、申込者を拘束するものとします。支払いは、関連するファンドの関連する受益証券クラスの表示通貨で行われなければなりません。

本「（1）海外における販売手続等」に記載されている期間、決済資金での全額の支払いが当該申込日まで指定された口座で受領されない場合、管理会社またはその受任者は、受益証券のあらゆる割当てを取り消し、かつ／または、申込金の支払遅延または不払いにより管理会社または受託会社が被った利息およびその他の賦課金または費用を投資者に請求する権利を有するものとし、管理会社は、かかる賦課金を賄うために投資者の保有受益証券の全部または一部を売却する権利を有します。

マネー・ロンダリング

マネー・ロンダリングの防止を目的とする措置により、申込者の身元および申込金の源泉および／または財源の詳細な確認が要求される可能性があります。例として、個人の場合、パスポートまたは身分証明書の写しを、公共料金の請求書または銀行明細書等の当該個人の住所の証拠および生年月日の証拠とともに提示することを要求される可能性があります。法人申込者の場合、これにより、設立証明書（および名称変更証明書）、基本定款および通常定款（またはその同等物）の認証謄本、すべての取締役の名前、職業、生年月日、居住地住所および勤務先住所の提示が要求される可能性があります。管理会社または管理事務代行会社の裁量で、申込金の源泉および／または財源を確認するために追加の情報が要求される可能性があります。投資口の申込者は、記入済みの申込書およびマネー・ロンダリング防止のために必要なすべての関連情報を受領した場合のみ、投資家として認められます。

管理会社または管理事務代行会社は、管理会社または管理事務代行会社が申込者の身元（原本または同等の書類を含みます。）または申込金の源泉および／または財源を確認するために必要と考える情報を請求する権利を留保し、これにより生ずるあらゆる遅延については責任を負わないものとします。申込者が確認目的のために請求された情報を提示するのが遅れた、または提示しなかった場合、管理会社またはその受任者は、申込みおよび申込金の受領を拒否することができます。

申込金および買戻金回収勘定の運用について

受益証券の発行に先立ちファンドに関して受領した申込金は、トラスト名義でアンブレラ現金回収口座に保管され、関連するファンドの資産となります。投資家は、受益証券が発行されるまでの間、支払われた申込金

に関して、当該ファンドの無担保債権者となり、受益証券が発行されるまでの間、ファンドの純資産価額の上昇またはその他の受益者の権利（配当金を受領する権利を含みます。）から利益を受けることはありません。ファンドまたはトラストが債務超過に陥った場合、ファンドまたはトラストが無担保債権者へのすべての支払いに必要な資金を有している保証はありません。

ファンドによる買戻金および配当金の支払いは、管理事務代行会社が申込書類を受領し、すべてのマネー・ロンダリング防止手続きが遵守されていることを条件とします。上記にかかわらず、買戻しを行った受益者は、買い戻された受益証券について、当該買戻日から受益者でなくなります。買戻しを行った受益者および分配金を受領する権利を有する受益者は、適用ある場合、買戻日または分配日以降、ファンドの無担保債権者となり、買戻金額または分配金額に関して、ファンドの純資産価額の上昇またはその他の受益者の権利（さらなる配当金を受領する権利を含みます。）から利益を受けることはありません。この期間中にファンドまたはトラストが債務超過に陥った場合、ファンドまたはトラストが無担保債権者へのすべての支払いに必要な資金を有している保証はありません。したがって、買戻しを行った受益者および分配金を受領する権利を有する受益者は、未提供の書類および情報が速やかに管理事務代行会社に提供されることを確保しなければなりません。上記を怠った場合、当該受益者の自己責任となります。

トラストの他のファンドが債務超過に陥った場合、ファンドが受領する権利を有しているものの、アンブレラ現金回収口座の運用の結果、他のファンドに移転した可能性のある金銭の回収は、アイルランド信託法の原則およびアンブレラ現金回収口座の運用手順の条件に従うことになります。当該金額の回収に関しては、遅れおよび/または紛争が生じる可能性があり、また、債務超過のファンドが関連するファンドへの支払いに必要な資金を有していない可能性があります。したがって、当該ファンドまたはトラストが当該金額を回収できる保証はありません。さらに、かかる状況において、当該ファンドまたはトラストが無担保債権者への支払いに十分な資金を有している保証はありません。

受益証券の説明ならびに所有に関する制限および要件

トラストは、異なるファンドから成る場合のあるアンブレラ・ファンドであり、かかる異なるファンドそれぞれは、一または複数の受益証券クラスを有します。管理会社は、アイルランド中央銀行に対して事前の通知を行い、かつ、アイルランド中央銀行から許可を得た上で、随時、異なる受益証券クラスを発行することができます。各クラスは、別個の独立した投資ポートフォリオから成るファンドに対する持分を表章しています。受益証券を発行する前に、管理会社は、当該受益証券が発行されるファンドを指定します。

トラストの各サブ・ファンドの受益証券クラスは、価額、手数料、その他の報酬に関する取決め、最低申込水準および分配に関する取決めが異なることがあります。これに従い、同一ファンドの各受益証券は、関連するファンドの利益および分配ならびに終了した場合には関連するファンドの資産に、当該同一ファンドの他の受益証券と同等に参加する権利を有します。トラストの各サブ・ファンドの受益証券は、無額面であり、発行時に全額を払い込まなければならない、優先権または新受益証券引受権は付されません。

管理会社は、その単独の裁量で、受益証券の申込みの受理を拒否することができます。

受益者は、受益証券の当初申込みを行った後のいずれかの時点において米国人、給付プラン投資家もしくはアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である投資者（前記「第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、（5）課税上の取扱い、（B）アイルランド」の項において定義されます。）となった場合、または受益証券の申込みの一環として自らが行ったか、もしくは自らのために行われた宣言が有効でなくなった場合、管理会社および管理事務代行会社に直ちに通知することを義務付けられます。

また、受益者は、米国人、給付プラン投資家もしくはアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である投資者の勘定で、もしくはこれらの者のために、上記宣言が有効でなくなった受益証券を保有している場合、または何らかの法律もしくは規則に違反して受益証券を保有しているか、もしくはその他トラストもしくはその受益者に規制上、法律上、税務上もしくは財務上の悪影響を及ぼし、もしくはその可能性がある状況で受益証券を保有している場合、管理会社に直ちに通知することを義務付けられます。

上記に定められる制限に違反して受益証券を保有している者、自らが保有することによりいずれかの管轄権を有する法域の法律および規則に違反している者、当該者が保有することによりトラストが納税義務を負うか、もしくは金銭上の不利益を被ることになる（かかる保有がなければその一部または全部を負わずまたは被ることがなかったであろう場合）おそれがあると管理会社が判断する者、またはその他受益者の利益を損なう可能性があるとして管理会社が考える状況にある者は、一または複数のかかる者がトラストの受益証券を取得し、または保有することにより管理会社、受託会社、管理事務代行会社および受益者のうちの一または複数が被った損失につき、これらの者を補償するものとします。

受益証券は、関連するファンドの受益証券 1 口当たり追加購入価格で発行されます。

（２）日本における販売手続等

日本においては、有価証券届出書「第一部 証券情報、（７）申込期間」に記載の申込期間に販売会社により取扱いが行われます。

販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。投資者は、原則として約定日から起算して日本における２営業日目までに、申込金額等を販売取扱会社に支払うものとします。なお、「約定日」とは、購入または換金（買戻し）の注文の成立を日本における販売会社が確認した日（通常、申込日の翌国内営業日）をいいます。

なお、販売会社である株式会社ＳＭＢＣ信託銀行では、通常申込の日に申込金額等の引き落としを行います。

申込単位（購入単位）は、米ドルクラス受益証券の場合は3,000米ドル以上0.01米ドル単位（または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の金額）、円ヘッジクラス受益証券の場合は50万円以上１円単位（または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の金額）、豪ドルヘッジクラス受益証券の場合は3,000豪ドル以上0.01豪ドル単位（または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の金額）とします。申込期間中の追加購入単位の詳細については、販売会社にご照会ください。

日本の受益者は、関連する購入申込日の午後３時（日本時間）までに販売会社に通知を行い販売会社所定の事務手続を完了することにより、受益証券の購入を請求することができます。詳細は販売会社にご確認ください。

販売会社により、受益証券の取得申込みにあたって、以下の申込手数料が課されます。

申込金額	申込手数料
10万米ドル／1,000万円／10万豪ドル未満	2.20％（税抜2.00％）
10万米ドル／1,000万円／10万豪ドル以上 50万米ドル／5,000万円／50万豪ドル未満	1.65％（税抜1.50％）
50万米ドル／5,000万円／50万豪ドル以上 100万米ドル／1億円／100万豪ドル未満	1.10％（税抜1.00％）
100万米ドル／1億円／100万豪ドル以上 300万米ドル／3億円／300万豪ドル未満	0.55％（税抜0.50％）
300万米ドル／3億円／300万豪ドル以上	0.275％（税抜0.25％）

申込手数料の詳細については、販売会社にご照会ください。

（注１）管理会社と販売会社が随時合意することによりこれと異なる取決めを行うことができます。

（注２）申込手数料については、販売会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合があります。

（注３）円資金から該当通貨に交換したうえで申込みの場合、別途、為替手数料が片道１円／往復２円（上限）がかかります。

（注４）手数料率は、消費税率に応じて変更となることがあります。

米ドルクラス受益証券、円ヘッジクラス受益証券または豪ドルヘッジクラス受益証券に関して、申込期間中に発行することができる受益証券の価額の最大総額は、10億米ドル、1,000億円または10億豪ドルです。

投資者は、受益証券の保管を販売会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を販売会社から受領します。申込金額の支払いは、米ドルクラス受益証券の場合は米ドル建てで、円ヘッジクラス受益証券の場合は円建てで、豪ドルヘッジクラス受益証券の場合は豪ドル建てで支払うものとします。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社は、ファンドの純資産が１億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができません。

販売会社は、申込者が過度な取引を行った履歴がある場合、受益証券の取得申込注文を、その単独の判断において拒否する合理的な努力を行うことについて合意しています。受益証券の短期取引をすべて防止できる保証はありません。

2【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し手続等

受益証券の買戻し

受益者は、後記「買戻し」の項の要件に従い、関連する買戻締切時間までに買戻請求を提出することにより、いずれかの買戻日に係る買戻請求を提出することができます。受益証券は、関連する買戻日における関連する受益証券クラスの受益証券１口当たり純資産価格で買い戻されます。受益者に対して支払われるべき買戻代金の総額は、米ドルクラス受益証券の場合は0.01米ドル、円ヘッジクラス受益証券の場合は１円、豪ドルヘッジクラス受益証券の場合は0.01豪ドル未満を切り捨てた金額とします。かかる端数処理による利益は、ファンドの勘定で留保されます。受益証券１口の買戻価格を計算する目的において、受託会社および／または管理会社は、受益証券１口当たり純資産価格から、特定の買戻日における買戻請求を履行する資金を賄うために資金を換金し、またはポジションを手仕舞う際にファンドの勘定で負担する財務費用および販売手数料を反映した、適切な引当てと考える金額を差し引くことができます。

買戻代金は、関連する買戻日から５営業日以内に受益者に配布されることが一般的に予想されます。

ファンドの残存する受益証券は、すべてファンドの満期日に強制的に買い戻され、買戻代金は買戻後５営業日以内に受益者に支払われます。ただし、いずれかの申込日においてファンドの純資産価額が15,000,000米ドルを下回った場合、管理会社は、受託会社と協議の上、その裁量で、その時点で発行されているファンドの（一部ではなく）すべての受益証券を、失効日（以下において定義します。）に算出された買戻価格で買い戻すことができます。ただし、管理会社は、(i) すべての受益者に対して４週間前に書面による買戻しの通知を行い、当該通知の有効期限は通知に記載された日（以下「失効日」といいます。）とし、(ii) 当該失効日の翌日から４週間以内に当該受益証券を買い戻さなければなりません。かかる買戻しについては、受益者に対して書面で通知するものとします。

買戻し

本書に定められる場合を除き、受益者は、各買戻日に自ら保有する受益証券の全部または一部の買戻しを請求する権利を有します。関連する買戻日における買戻締切時間を過ぎてからの買戻請求は受理されません（ただし、この要件が免除されている場合はこの限りではありません。後記「申込要件および買戻要件の免除」の項をご参照ください。）。また、受益者は、管理会社と協議の上、管理会社の単独の裁量により（適用ある法律の遵守を目的とする場合を含みますが、これに限られません。）、管理会社が決定するその他の時点およびその他の条件で受益証券の買戻しを行うことができます。

受益証券の買戻しは、該当する評価日の関連するクラスの受益証券１口当たり純資産価格で行われます。適用される法令で認められている場合、買戻代金も、関係する受益者の同意を得た上で現物による譲渡により支払うことができます。譲渡される資産は、受託会社の承認を得た上で管理会社の裁量で選択されるものとし、当該買戻しが行われる受益証券の買戻価格を決定する際に用いられた価額（公租公課の適切な引当金に相当すると管理会社がみなす金額の控除後）で計上されるものとします。交換の条件が買戻しを行う受益者または残存する受益者の利益を著しく害することにつながる可能性がないことを受託会社が確認した場合にのみ、かかる分配は行われます。現物による買戻しは、買戻しを行う受益者がファンドの純資産価額の５％以上に相当する口数の受益証券の買戻しを請求した場合に、管理会社の裁量でのみ行うことができます（受益者の請求に応じてまたは受益者の同意を得ることはありません。）。かかる場合、管理会社は、請求を受けた場合、当該受益者のために資産の売却を行います。かかる売却の経費は、関連する受益者に請求されます。トラストの各サブ・ファンドの関連する英文目論見書補遺において、当該ファンドに関して現物による買戻しが可能かどうか記載されます。

買戻ゲート

買戻日における買戻請求が当該ファンドの純資産価額の10％（以下「ゲート額」といいます。）を超える場合、管理会社は、買戻しの請求が行われた受益証券のうちゲート額までの部分の買戻しを比例的に行い、かつ、管理会社の単独の裁量により、買戻しの請求が行われた受益証券のうちゲート額を超える部分の全部もしくは一部の買戻しを比例的に行うか、またはゲート額を超える買戻請求をその後の買戻日に繰り延べるものと

します。繰り延べられた買戻請求は、前文に記載される制限に引き続き服し、その後の買戻日において、受益者からその後の買戻日に受領された他の買戻請求に優先することはないものとします（なお、繰り延べられた買戻請求および新たな買戻請求の合計が当該その後の買戻日においてゲート額を超える場合、すべての買戻請求は、本書に記載されるとおりに比例的に減じられ、かつ／または、履行されます。）。管理会社の単独の裁量による場合を除き、かかる繰り延べられた買戻請求は、取り消すことはできません。

買戻手続き

適式に作成された買戻請求書は、買戻締切時間までに管理事務代行会社に対してまたは別段指定されるとおりにその事業所に、ファクシミリまたは管理会社が随時定めるその他の手段で（ただし、アイルランド中央銀行との間で事前に当該手段について合意されていることを条件とします。）、送付されなければなりません。請求が買戻締切時間後に受領された場合、当該請求は、翌買戻日に取り扱われます。ただし、管理会社の単独の裁量で、評価時点より前に当該請求が受領されたことを条件として、買戻締切時間後に受領された請求を当該買戻日の分として受理することができます。

買戻代金は、通常、関連する英文目論見書補遺に定められる期間内に、受益者が投資しているクラス通貨で、受益者の費用負担で、受益者の口座への電信送金により支払われます。適式に作成された買戻請求がファックスにより受領された場合、代金は、申込契約およびマネー・ロンダリング防止のために必要なすべての書類が受領され、すべてのマネー・ロンダリング防止に係る確認が完了している場合であって、かつ、申込契約の原本において指定されている口座に対して支払いを行うことが当該請求において明記されている場合にのみ支払われます。受益者の登録詳細の変更は、当該受益者からの指示書（指示書および文書の原本または同等物を含む場合があります。）が受領された場合にのみ効力が生じます。トラストまたはその代理人により電信送金が行われた後、管理事務代行会社は、送金プロセスにおける受益者の銀行の業務遂行についてさらなる責任を負いません。かかる業務遂行に関する問題が生じた場合、受益者は、当該仲介機関または銀行に対し直接対処しなければなりません。

受益者は、管理会社の事前の同意を得ることなく、自己の買戻請求を撤回することはできません。ただし、当該ファンドの資産の評価が一時的に停止されている場合はこの限りではなく、かかる場合には、停止期間の終了前に管理会社が書面による通知を受領した場合にのみ、撤回が有効となります。請求が上記のとおり撤回されない場合、買戻しは、停止終了直後の買戻日に実行されます。

信託証書により、管理会社は、ある受益者に対して送付された受益証券の受益証券券面、契約書またはその他所有権確認書につき、6年間受取通知書を受領しなかった場合、当該受益者の保有する受益証券の買戻しを行うことが認められています。当該6年の期間が満了した後、管理会社は、当該受益者に対し、かかる受益証券の買戻しを行う意向を通知しなければなりません。3か月以内に返答が受領されない場合、かかる受益証券の買戻しを行うことができます。トラストは、買戻金を、当該買戻金がトラストの資産の一部を構成することとなった時点からさらに1年間にわたって別個の有利子口座で保有することを義務付けられます。

申込要件および買戻要件の免除

管理会社は、受益者の最善の利益に適うよう行為する義務に従うことを条件として、受益者の申込請求または買戻請求の取扱いに関連する免除（通知期間または最低申込額（該当する場合）に関するものを含みますが、これらに限られません。）を承認することができます。適用ある法律により認められる限りにおいて、かかる免除は、同一の請求をした受益者（特定の受益者の受益証券に対する担保権を有する者を含みますが、これに限られません。）に対して認めることができます。受益者（かかる免除が承認されている期間中に受益証券の売買を行う受益者を含みます。）は、かかる事項について通知を受けることはできません。管理会社取締役は、通常、申込要件および買戻要件の免除に関して類似の権限を有することが見込まれています。

誤謬、誤謬の訂正方針および受益者への通知

管理会社は、受託会社と協議の上、訂正措置が必要かどうかまたはトラストもしくは受益者へ補償金を支払うべきかどうかを決定するため、投資目的、投資方針または投資制限の違反ならびにファンドの純資産価額の計算または申込みおよび買戻しの取扱いにおける誤謬について検討します。

管理会社は、管理会社取締役の単独の裁量により、受益証券の申込みおよび買戻しの取扱いに影響を及ぼす可能性のある誤謬の訂正を認めることができます。管理会社は、誤謬の解決にあたって重要性に関する方針に従うことがあり、その場合、訂正措置が行われる時期、またはトラストもしくは受益者への補償金の支払時期が限定され、または制限される可能性があります。また、適用ある法律に沿って管理会社取締役が承認した方針に従ったとしても、すべての誤謬が、補償可能な誤謬となるわけではありません。よって、誤謬またはその他の誤謬が発生している期間に受益証券を購入し、または買い戻した受益者は、誤謬またはその他の誤謬の解決に関して、補償を受けられないことがあります。

受益者は、いかなる誤謬の発生またはその解決について通知を受けることはできません。ただし、当該誤謬の訂正により、受益者が保有する受益証券口数、もしくはかかる受益証券が発行されたときの純資産価額、または当該受益者に支払われた買戻金の調整が必要となる場合は、この限りではありません。

強制買戻し

管理会社は、管理事務代行会社に対し事前に通知することにより、いつでも、理由の如何を問わず、信託証書に基づき受益証券の購入または保有から除外される受益者が保有している受益証券を買い戻し、またはかかる受益証券の譲渡を請求することができます。かかる買戻しは、かかる受益証券の買戻しが行われる関連する買戻日の受益証券1口当たり純資産価格に相当する価格で買戻日に行われます。

買戻注文によりある受益者が保有している受益証券の純資産価額が前記「受益証券の申込み」に記載の最低保有額または外国通貨による相当額を下回ることになる場合、トラストは、当該ファンドにおける全部の保有高の買戻しを行う注文として当該買戻注文を扱うことができます。

（２）日本における買戻し手続等

受益証券は、以下に定める手続に従って、各買戻日に、関連する買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができます。

受益者がいずれかの買戻日に買い戻すことのできる受益証券の最小口数は、1口以上1,000分の1口単位です。ただし、受益者が保有する受益証券の総計が1口に満たない場合、保有者はその全部を買戻しに供することができます。

日本の受益者は、関連する換金（買戻し）申込日の午後3時（日本時間）または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の時刻までに販売会社に通知を行い販売会社所定の事務手続を完了することにより、受益証券の買戻しを請求することができます。詳細は販売会社にご確認ください。

販売会社が買戻しの注文の成立を確認した日を約定日といい、通常、換金（買戻し）申込日の翌国内営業日です。

日本の投資者に対する買戻代金は、外国証券取引口座約款より定めるところに従い、原則として、買戻日の後5営業日目の海外受渡日のさらに日本における2営業日目（豪ドルヘッジクラス受益証券については3営業日目）以降の日（または海外受渡日の日本における2営業日目（豪ドルヘッジクラス受益証券については3営業日目）以降の日に決済を行うことができない場合、直後の決済可能な日本における営業日）（日本における受渡日）に、販売会社を通じて、各受益証券クラスの基準通貨で支払われるものとします。したがって、関連する買戻日の後7営業日目（豪ドルヘッジクラス受益証券については8営業日目）以降を目途として受益者の口座へ入金される予定です。

3【受益証券の転換】

(1) 海外における受益証券の転換

いずれかのファンドの特定のクラスの保有に関する制限(もしあれば)および関連する英文目論見書補遺に定められるその他の制限(最低保有期間に関するものを含みます。)に常に従い、受益者は、買戻日において、いずれかのファンドのいずれかのクラス(以下「転換元クラス」といいます。)の自己の受益証券の一部または全部を同一ファンドの異なるクラスまたは異なるファンドの同一クラスもしくは異なるクラス(以下「転換先クラス」といいます。)の受益証券へ転換することを申し込むことができます。書面による申込みは、転換書式の形式で、管理事務代行会社に対してまたは別段指定されたとおりに送付されなければなりません。転換は、通常、当該取引に適用される英文目論見書に概説される規定に従い、転換元クラスからの買戻しおよびこれに続く転換先クラスへの申込みとして行われます。管理会社取締役は、理由の如何を問わず、申込みを拒否することができるものとし、同様に、管理会社取締役は、理由の如何を問わず、転換請求を拒否することができるものとします。転換の申込みは、これに関する問題が管理会社の満足のいくように解決されたときにのみ取り扱われます。このことから、自ら保有する受益証券の転換を希望する受益者は、自らが転換が行われることを希望する買戻日に先立って適時に管理事務代行会社に連絡することが推奨されます。

転換指示書は、転換先クラスの買戻日であり、かつ転換元クラスの買戻日である営業日の買戻締切時間までに、管理事務代行会社によりまたは別段指定されたとおりに受領されなければなりません。異なった通貨建てのクラス間での受益証券の転換の場合を除き、買戻締切時間までに受領された転換指示書は、通常、転換先クラスの当該買戻日に取り扱われます。受益証券の転換が異なった通貨建てのクラス間でのものである場合において、買戻締切時間までに受領された転換指示書は、通常、転換先クラスについて翌買戻日に取り扱われます。買戻締切時間後に受領された指示書は、翌買戻日に取り扱われます。ただし、管理事務代行会社の同意を得た上で、管理会社の単独の裁量で、かつ、当該指示書が転換元クラスおよび転換先クラスそれぞれの評価時点より前に受領されたことを条件として、当該時間後に受領された指示書を当該買戻日の分として受理することができます。

あるクラスへの当初投資として受益証券の転換を請求する場合、受益者は、転換される受益証券の価額が転換先クラスの最低当初投資額(もしあれば)に相当するか、またはこれを超えることを確保しなければなりません。

(2) 日本における受益証券の転換

日本の受益者は、ファンドの他のクラスの受益証券との間でスイッチングを行うことができます。スイッチング手数料はかかりません。スイッチング請求に関しては、販売会社において、スイッチング元クラスの受益証券の買戻請求と、スイッチング元クラスの受益証券の買戻しの日本における受渡日以降におけるスイッチング先クラスの受益証券の買付申込みを受益者より一括して受注され、個々に行う取引として処理されます。なお、インターネットでは、スイッチング手続は取り扱われません。販売会社はスイッチングの取扱いを停止する場合があります。

4【受益証券の譲渡】

受益証券の譲渡は、管理会社の裁量でのみ許可されます。ただし、かかる譲渡は、通常もしくは一般的な様式または管理会社が随時承認するその他の様式の書面によって行われなければなりません。譲渡の書式はすべて、譲渡人および譲受人それぞれの正式な名称および住所が記載されていなければならない、譲渡人またはその代理人によって署名されなければなりません。管理会社は、譲受人または被譲渡人に対し、申込書、および当該譲渡が違法ではないこと、またはトラストもしくは受益者に対して規制上、課税上もしくは金融上の悪影響もしくは事務負担をもたらさない、もしくはもたらすおそれがないことを管理会社が納得するために必要なその他の申込資料を締結するよう要求することができます。受益証券は、米国人に対して譲渡することはできません。譲渡人が譲渡する権利を証するために管理会社が合理的に要求する他の証拠とともに、譲渡書が管理事務代行会社の登録事務所または管理会社が合理的に要求するその他の場所において預託されない限り、管理会社取締役は、受益証券の譲渡の登録を拒否します。譲渡人は、譲受人の氏名が受益者名簿に記載されるまで、引き続き当該受益証券の保有者とみなされるものとします。譲受人が既存の受益者ではない場合、管理会社が満足する形で譲受人が英文目論見書添付の申込書を記入しない限り、受益証券の譲渡は登録されません。

管理会社は、その絶対的裁量により受益証券の譲渡の登録を拒否することができます。

5【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

純資産価額の計算

管理会社は、健全で、透明性があり、包括的で、かつ、適切に書面化された評価プロセスを確保する書面による方針および手続きを制定しており、トラストのために維持、実施および再検討するものとします。一または複数の外部評価者が任命される場合、評価業務を遂行するために要求されるすべての必要な情報が提供されるようにするため、かかる評価方針および手続きは、管理会社と外部評価者との間の情報交換プロセスを規定するものとします。評価方針および手続きは、評価サービスを履行するために任命された第三者について、管理会社が初期および定期的なデュー・ディリジェンスを行うことを確保するものとします。

トラストの各サブ・ファンドの純資産価額は、当該ファンドの基準通貨で表示され、トラストの各サブ・ファンドの資産（完全子会社を通じて間接的に保有する資産を含みます。）から負債（管理会社またはその受任者が必要または適切とみなす引当金を含みます。）を控除した価額を決定し、その金額を小数点第4位以下または管理会社がファンドに関して随時決定するその他の小数位以下を四捨五入することにより各評価日の評価時点に管理会社またはその受任者によって決定されます。実現可能な範囲で、当該クラスの投資収益、支払利息、手数料およびその他の負債（管理報酬、運用実績報酬（もしあれば）およびその他の報酬を含みます。）が毎日、また、管理会社が決定するその他の期間に発生する場合があります。

トラストの各サブ・ファンドの受益証券の実績はそれぞれ異なると予想され、トラストの各サブ・ファンド（または場合に応じて各クラス）はそれぞれの報酬または費用を（当該ファンド（またはクラス）に明確に帰属する範囲で）負担します。その結果、トラストの各サブ・ファンドおよび単一のファンドの異なるクラス（場合に応じます。）の受益証券1口当たり純資産価格は、相互に異なると予想されます。

外国為替ヘッジは、特定のヘッジありクラスのために利用することができ、その費用ならびに関係債務および/または利益は、当該クラスの勘定にのみ計上されます。したがって、ヘッジありクラスにかかる外国為替ヘッジに帰属する費用、所得、損益に起因するファンドの純資産価額の増減は、関係するヘッジありクラスにのみ帰属します。

トラストの各サブ・ファンドの資産の価値は、各評価日につき以下のとおり決定されるものとします。

- （a）いずれかの市場においてまたはその規則に基づき値付けされ、上場され、または取引される有価証券（債務証券および持分証券を含みます。）は、各評価時点における最終買呼値で評価されます。有価証券が通常複数の市場においてまたはそれらの規則に基づき値付けされ、上場され、または取引される場合、有価証券について最も公正な評価基準を提供すると管理会社が判断する市場を関連する市場とします。関連する市場において値付けされ、上場され、もしくは取引される有価証券の価格が関連する時点で入手できない場合、または価値を表していないと管理会社が考える場合、かかる有価証券は、管理会社が慎重かつ誠実に当該有価証券の予想換金価格であると見積もる価格で評価されます。
- （b）有価証券（債務証券および持分証券を含みます。）が通常ある市場においてもしくはその規則に基づき値付けされず、上場されず、もしくは取引されていない場合、または有価証券（債務証券および持分証券を含みます。）に係る上記の最終買呼値が公正市場価格を表すものではないと管理会社が判断した場合、かかる有価証券は、管理会社が慎重かつ誠実に決定する予想換金価格で評価されます。
- （c）取引所または市場で取引されるデリバティブは、評価日の営業終了時に該当する取引所または市場の関連する決済価格で評価されます。そのような価格が入手できない場合、当該投資対象の価値は、管理会社がその目的のために指名した有能な人物によって慎重かつ誠実に見積もられた実現可能性の高い価値とします。取引所または市場で取引されていないクレジット・デフォルト・スワップ商品を除くその他のすべてのデリバティブ商品は、カウンターパーティーから入手した最新の評価額に基づいて評価されるか、独立した価格決定機関または管理会社によって指名された当事者によって供給された自由に入手可能な市場相場を参照して評価されます。市場で取引されていないクレジット・デフォルト・スワップ商品は、各評価日に、独立した価格決定代理人により提供される自由に入手可能な市

場相場を参照した評価済みの仲値により、または管理会社が任命するカウンターパーティーもしくは当事者から入手した価格により評価されます。

- (d) 集団投資スキームの受益証券は、当該受益証券の直近で公表された純資産価額に基づき評価されます。かかる価格を入手できない場合、受益証券は、管理会社が慎重かつ誠実に見積もる予想換金価格で評価されます。
- (e) 関連するファンドの基準通貨以外の通貨建ての資産は、管理会社がその状況において適切とみなす相場(公式・非公式を問いません。)をもって基準通貨に換算されます。
- (f) 預金および類似の資産は、その公正価値を反映するために調整を行うべきであると管理会社が考えない限り、その額面額および未払利息で評価されます。

管理会社は、ファンドに関して、評価時点における資産について、評価日において買戻しが申込みを上回った場合、関連する資産の価値は買呼値を参照して計算され、評価日において申込みが買戻しを上回った場合、関連する資産の価値は売呼値を参照して計算されることを決定することができます。管理会社は、特定のファンドの資産について、最終入札額、最終取引価格、最終中間市場価格または最新中間市場価格に基づき評価することができることを決定することもできます。

特定の資産について上記(a)ないし(f)に定める評価規則に従って評価を行うことが不可能または非現実的となった場合、管理会社は、当該資産の公正な評価を行うため、一般的に認められた他の評価方法を用いることができます。通貨、市場性、取引費用および/または関連するとみなされるその他の勘案事項を考慮した上で公正価値を反映するために必要とみなされた場合、管理会社は、資産の価値を調整することができます。価値の調整の根拠は、明確に文書化されなければなりません。

債務引当金

トラストは、随時、管理会社の認識の有無を問わず、また、確定または偶発を問わない債務(税金債務を含みます。)を課されます。管理会社が債務を認識している範囲において、管理会社は、適用ある会計基準により当該債務の引当てを要求されることがあり、または自らの裁量により当該債務の引当てを別途決定することがあります。当該引当ては、関連するファンドの純資産価額を減少させます。

本書の他の箇所に記載するところに従い、管理会社は、適用ある会計基準によって要求されない場合であっても、その単独裁量により、予想される未払費用、債務および偶発債務のために準備金を設けることができます。ただし、トラストがかかる準備金または引当てを設定するか否か、またどのような状況下で設定するかについては、不明瞭です。

純資産価額の計算の停止

管理会社は、受託会社に通知することにより、以下のいずれかの期間の全部または一部にわたって、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに/または受益証券の発行、買戻し、買戻代金の支払を一時的に停止することができます。

- (a) ファンドの投資対象の大部分が値付けされているか、上場されているか、取引されているか、もしくは売買されている取引所が通常の休日以外で閉鎖されている期間、または当該取引所での売買が制限されているか、もしくは停止されている期間
- (b) 政治的事象、軍事的事象、経済的事象、金融的事象、金融市況または管理会社の支配、責任および権限の及ばないその他の状況により、ファンドの投資対象の処分または評価を通常どおりまたはファンドの受益者の利益を害することなく行い、または完了することができないと管理会社が判断する期間
- (c) ファンドの投資対象の価値を決定する際に通常用いられている通信手段に障害が発生している期間、またはその他の理由によりファンドの投資対象の価値を速やかにもしくは正確に確認することができないと管理会社が判断する期間

- （d）ファンドが買戻代金の支払を行う目的のために資金を送金することができない期間、またはファンドの投資対象の換金もしくはこれに関連する資金の移動もしくは支払を通常の価格で行うことができないと管理会社が判断する期間
- （e）不利な市況により、買戻代金の支払がファンドまたはファンドの残存する受益者に悪影響を及ぼす可能性があるとして管理会社が判断する期間
- （f）金融商品もしくはポジションの大部分に関連する主要な市場もしくは取引所が閉鎖されているか、または当該市場もしくは取引所での取引が制限されているか、もしくは停止されている期間（通常の休日または慣習による週末の閉鎖を除きます。）
- （g）受益証券の売却代金または買戻代金の送金を関連するファンドの口座との間で行うことができない期間
- （h）受益証券の買戻しが適用ある法律の違反につながると管理会社取締役が判断する期間
- （i）当該ファンドがその資産の大部分を投資している集団投資スキームの売買が停止されている期間
- （j）一時的な停止を行うことがファンドの受益者の最善の利益に適合すると管理会社が判断した期間
- （k）関連するファンドを償還することが決定された後の期間（後記「（5）その他 ファンドの償還」の項をご参照ください。）。

停止期間中は、受益証券の発行（事前に当該ファンドによりまたは当該ファンドを代理して申込みが受領され、かつ、受理されている場合を除きます。）、買戻しまたは転換を行うことはできません。かかる停止の通知は、当該停止が終結したことを管理会社が宣言した時点で終了し、いかなる場合も当該停止をもたらした状況が消滅し、かつ、停止が認められるその他の状況が存在しない最初の営業日に終了するものとします。かかる停止の通知は、管理会社が決定する方法で公表することができます。いかなる停止も、アイルランド中央銀行に直ちに通知されるものとします。

（2）【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

（3）【信託期間】

ファンドは、後記「（5）その他、 ファンドの償還」に従い早期に償還されない限り、2034年5月の最終営業日に償還されます。

（4）【計算期間】

ファンドの会計年度末は毎年2月末日です。

（5）【その他】

発行限度額

米ドルクラス受益証券の発行金額は、10億米ドルを上限とします。

円ヘッジクラス受益証券の発行金額は、1,000億円を上限とします。

豪ドルヘッジクラス受益証券の発行金額は、10億豪ドルを上限とします。

ファンドの償還

管理会社は、以下の状況において、トラストまたはファンドを償還させることができます。

- （ ）トラストの受益者またはファンドの受益者により受益証券の償還を承認する特別決議が可決され、これに関して、遅くとも2週間前まで（早くても6週間前以降）に通知がなされた場合

- () 遅くとも2週間前まで（早くても6週間前以降）に受益証券の保有者に対して通知がなされた場合（随時）
- () トラストが認可ユニット・トラストでなくなった場合、またはこの点に関する法律上の助言を受けて、トラストが認可ユニット・トラストでなくなると管理会社が合理的に考える場合
- () トラストまたはファンドを継続することが違法となり、または管理会社の合理的な見解において、それが非現実的もしくは不適切とする法律が可決された場合
- () 管理会社が退任の希望を書面で表明した日付から3か月以内に受託会社が後任管理者を任命できなかった場合
- () 受託会社が退任の希望を書面で表明した日付から6か月以内に管理会社が新受託会社を任命できなかった場合
- () ファンドの純資産価額が1,500万米ドルを下回った場合

管理会社はまた、以下のいずれかの事象が発生した場合、その絶対的裁量に基づき、関連するファンドのすべての受益者が保有する受益証券の一部を比例按分で買い戻すことにより、または管理会社が関連する状況において適切と判断するその他の基準により、ファンドの資産を減少させることを決定することができます。

- () 当該ファンドの受益者により受益証券の比例按分による一部買い戻しを承認する特別決議が可決され、これに関して2週間以上6週間以下の通知が与えられている場合
- () 2週間以上6週間以下の通知が受益証券の保有者に与えられている場合（随時）
- () 当該ファンドを現在の資産規模で継続することを違法にし、または管理会社の合理的な見解において、非現実的もしくは不適切にする事由が発生した場合
- () 当該ファンドの規模を縮小するよう管理会社が勧告した場合
- () ファンドの純資産総額が、英文目論見書において開示される金額を上回った場合

受託会社は、以下の事象が発生した場合、トラストまたはそのいずれかのファンドを書面通知により終了させることができます。

- () 1990年会社法（改正済）に従い、管理会社が清算手続き（受託会社が事前に書面同意した条件に基づく再建または合併のための自発的清算を除きます。）に入る場合、または管理会社のいずれかの資産に関して財産保全管理人が任命された場合、または管理会社に対して審査官が任命された場合
- () 受託会社の合理的な見解において管理会社がその任務を遂行する能力を有しない場合
- () トラストまたはそのいずれかのファンドを継続することを違法にし、または受託会社の合理的な見解において、非現実的もしくは不適切にする法律が可決された場合
- () 受託会社が退任の希望を書面で管理会社に表明した日付から6か月以内に管理会社が信託証書の規定に従い新受託会社を任命できなかった場合

かかる受益証券の買い戻しは、トラストが解散するまで、または買い戻しを実行できるようトラストが十分な受益証券の発行を確保するまで繰り延べられる場合があります。トラストは、自らが公正かつ合理的とみなし、かつ、受託会社により承認される方法で、繰延買い戻しの対象となる受益証券を選択する権利を有します。

解散の場合、またはファンドの全受益証券が買い戻される場合、（債権者に対する弁済後の）分配可能な資産は、ファンドの保有受益証券の価格に応じ、比例按分で受益証券の保有者へ分配されます。トラストの他のサブ・ファンドのいずれにも関係しないファンドの残余資産は、受益者への分配の直前のトラストの各サブ・ファンドの純資産価格に比例してトラストの各サブ・ファンドの間で分配され、また受益者の保有する受益証券の価格に比例してトラストの各サブ・ファンドの受益者の間で分配されます。トラストの受益者の通常決議による承認をもって、ファンドは受益者に対し現物で分配を行うことができます。全受益証券が買い戻され、ファンド資産のすべてまたは一部が他社に譲渡されることが予定される場合、ファンドは、受益者の特別決議による承認をもって、受益者間の分配のために、かかるファンド資産を譲受人である会社の持分または同等の価値を有する権益と交換することができます。

信託証書の変更

管理会社および受託会社は、アイルランド中央銀行の事前の承認を得て、トラストの認可ユニット・トラストとしての資格を喪失させる目的以外の目的に資するとそれらが考える方法で、またその範囲で、補足証書の形式により信託証書の条項を変更することができます。ただし、受託会社が、当該変更が受益者の利益を害さず、かつ管理会社および受託会社の受益者に対する責任を免除することにならない旨を書面で証明する場合、かかる訂正、変更、追加がアイルランド中央銀行の規則により要求されるものである場合、またはかかる訂正、変更、追加が公認の取引所のリストの増加のために行われる場合を除き、受益者集会の特別決議による承認を必要とします。いかなる変更も、受益者に対し、その受益証券に関してさらに支払いを行いまたはそれに関する債務を負う義務を課するものではありません。

信託証書に定められる重要な事項の変更は公表されるか、または受益者に対し通知されます。

関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一当事者が他の当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、アイルランドの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

6【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は販売取扱会社との間の口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（ ）分配金請求権

受益者は、受託会社の決定した分配金を、持分に応じて受託会社に請求する権利を有します。

（ ）買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有します。

（ ）残余財産分配請求権

トラストおよびファンドが償還された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

（ ）損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

（ ）議決権

受託会社または管理会社はいつでも受益者集会を招集することができます（米国外で開催されます。）。受託会社または管理会社は、発行済ファンド証券総口数の50%以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を開催しなければなりません。別段の明確な規定がない限り、適式に招集され開催された受益者集会において行われるすべての議事は特別決議によるものとします。

いずれの集会についても、14日以上前の通知が受益者に与えられなければなりません。この通知には、集会の場所および日時ならびに提案される決議の条件を明記するものとします。集会が受託会社によって招集される場合を除き、通知の写しが郵便により受託会社に送付されなければなりません。集会が管理会社によって招集される場合を除き、通知の写しが郵便により管理会社に送付されなければなりません。偶発的な通知の非実行も、いずれの受益者による通知の非受領も、あらゆる集会における議事を無効にしないものとします。

定足数は、自らまたは委任状により出席する1名の受益者とし、ただし、トラスト管理会社の任命の終了の決議を審議し、適切と考えられた場合は可決するために動議が提出された集会の場合を除きます。この場合、定足数は、当該時点で発行中の受益証券数の少なくとも50%を保有または代表し、自らまたは委任状により出席する受益者とし、議事の開始時に必要な定足数の出席がない限り、いずれの集会においても議事は行われないものとします。

集会に指定された時点から30分以内に定足数の出席がない場合、当該集会は、議長により指定されるその後7日後以降の日時および議長により指定される場所に延期されるものとし、このような延期された集会においては、自らまたは委任状により出席する当該受益者を定足数とします。延期されたいずれの受益者集会の通知も行わないものとします。

いずれの集会においても、（a）挙手の際、自らまたは委任状により出席する各受益者は一票を有するものとし、（b）票決の際、自らまたは委任状により出席する各受益者は、自己が受益者である一つ一つの受益証券につき、一票を有するものとします。

受益者集会で決定される事項はすべて、関連する割合の受益者による書面同意により、普通決議または特別決議（場合に応じます。）として承認される場合もあります。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、アイルランドにおける外国為替管理上の制限はありません。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（ ）管理会社またはトラストおよびファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（ ）日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

です。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a．ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース アイルランドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．ファンドの原文の財務書類は、米ドルまたは豪ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2026年6月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝162.39円、1豪ドル＝111.56円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【2026年２月28日終了年度】

【貸借対照表】

オルトゥ・クールバ・トラスト
- グローバル株式セクター厳選ファンド
資産負債計算書
2026年２月28日現在
（米ドルで表示）

		2026年 2 月28日現在	
	注記	米ドル	千円
資産			
デリバティブ金融商品への投資	7、 8	10,633,041	1,726,700
現金および現金同等物	9	10,655,952	1,730,420
発行受益証券未収金		10,000	1,624
スワップ契約に係る未収金		96,226	15,626
前払費用およびその他の資産		192,645	31,284
資産合計		21,587,864	3,505,653
負債			
デリバティブ金融商品への投資	7、 8	24	4
ブローカーに対する担保		10,589,407	1,719,614
管理会社への未払金	4	4,770	775
買戻受益証券未払金		101,817	16,534
未払分配金および未払利息		7,312	1,187
その他の未払費用	4	69,104	11,222
負債合計		10,772,434	1,749,336
純資産		10,815,430	1,756,318

2026年７月23日にトラストの管理会社を代表して署名。

[署名]

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

オルトゥ・クールバ・トラスト
- グローバル株式セクター厳選ファンド
運用計算書
2026年2月28日に終了した会計年度
(米ドルで表示)

	注記	2026年2月28日に終了した会計年度	
		米ドル	千円
投資収益			
その他の収益		17,948	2,915
投資収益合計		17,948	2,915
費用			
管理会社報酬	4	103,528	16,812
管理事務代行会社報酬	4	134,171	21,788
代行協会員報酬	4	1,118	182
監査報酬	4	43,546	7,071
受託会社報酬	4	19,232	3,123
法務報酬	4	5,470	888
税金費用	2、4	57,551	9,346
その他の費用	4	377,798	61,351
費用合計		742,414	120,561
純費用		742,414	120,561
投資純損失		(724,466)	(117,646)
投資に係る実現および未実現（損）益			
実現純（損）益：			
外国為替取引および先渡為替契約		(159,366)	(25,879)
スワップ契約		230,057	37,359
未実現評価（損）益の純変動：			
外国為替取引および先渡為替契約		53,263	8,649
スワップ契約		1,913,996	310,814
投資に係る実現および未実現純（損）益		2,037,950	330,943
運用による純資産の純増加／（減少）		1,313,484	213,297

2026年2月28日に終了した会計年度において、運用計算書に記載されているもの以外のその他の利益または損失はなかった。すべての収益は継続事業から発生している。

2026年7月23日にトラストの管理会社を代表して署名。

[署名]

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

オルトゥ・クールバ・トラスト
 - グローバル株式セクター厳選ファンド
 純資産変動計算書
 2026年2月28日に終了した会計年度
 （米ドルで表示）

	注記	2026年2月28日に終了した会計年度	
		米ドル	千円
運用：			
投資純収益		(724,466)	(117,646)
投資、外国為替取引、先渡為替契約に係る 実現純利益		70,691	11,480
投資、外国為替取引、先渡為替契約に係る 未実現評価（損）益の純変動		1,967,259	319,463
運用による純資産の純増加／（減少）		1,313,484	213,297
受益証券取引：	3		
受益証券の売却による収入			
米ドルクラス		861,573	139,911
円ヘッジクラス		226,638	36,804
豪ドルヘッジクラス		173,252	28,134
受益証券の買戻しによる支払い			
米ドルクラス		(2,420,436)	(393,055)
円ヘッジクラス		(1,959,770)	(318,247)
豪ドルヘッジクラス		(131,498)	(21,354)
受益証券取引による純資産の純（減少）／増加		(3,250,241)	(527,807)
純資産の（減少）／増加合計		(1,936,757)	(314,510)
純資産：期首現在		12,752,187	2,070,828
純資産：期末現在		10,815,430	1,756,318

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

オルトゥ・クールバ・トラスト
 - グローバル株式セクター厳選ファンド
 財務ハイライト
 2026年2月28日に終了した会計年度

会計年度末	米ドルクラス 2026年2月28日		円ヘッジクラス 2026年2月28日		豪ドルヘッジクラス 2026年2月28日	
	米ドル	千円	日本円	豪ドル	千円	
期首現在 1 口当たり 純資産価格	9.82	2	938.89	9.72	1	
投資純収益 *	(0.63)	(0)	(61.67)	(0.58)	(0)	
投資に係る実現およ び未実現純（損）益	2.10	0	154.45	1.90	0	
投資運用からの合計	1.47	0	92.78	1.32	0	
期末現在 1 口当たり 純資産価格	11.29	2	1,031.67	11.04	1	
トータル・リターン	14.97%		9.88%	13.58%		
期末現在純資産価額	7,330,162	1,190,345	389,973,237	1,385,591	154,577	
平均純資産に対する 費用率	6.62 %		6.88 %	6.13 %		
平均純資産に対する 投資純収益率	(6.46) %		(6.72) %	(5.98) %		

* 2026年2月28日に終了した会計年度の平均発行済受益証券口数に基づいて計算されている。

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

オルトゥ・クールバ・トラスト - グローバル株式セクター厳選ファンド

財務書類に対する注記

2026年2月28日に終了した会計年度

1. 組織

オルトゥ・クールバ・トラスト（以下「トラスト」という。）は、1990年ユニット・トラスト法およびアイルランド中央銀行が発行するAIFルールブック（以下「AIFルールブック」という。）に基づき、2024年5月2日にアイルランドで設立されたユニット・トラストで、登録番号はC535962である。トラストはアンブレラ・ファンドとして構成され、それぞれが別個のファンドもしくは資産ポートフォリオである複数のファンドで構成される場合がある。トラストの受益証券は、ファンドを表す一または複数の受益証券クラスを含む、異なるクラスに分割することもできる。

トラストは、1990年ユニット・トラスト法に基づき、アイルランド中央銀行（以下「中央銀行」という。）により、ユニット・トラストとして認可されている。中央銀行は、中央銀行がトラストを認可したことによって、またトラストの債務不履行に起因してトラストに関する法律により与えられる機能を中央銀行が執行することを理由として、責務を負うものではない。中央銀行によるトラストの認可は、当該スキームの様々な当事者の信頼性や財政状態に関する中央銀行による保証を意味するものではない。また、中央銀行は英文目論見書の内容について責任を持つということではない。かかる認可は、中央銀行によるトラストの推奨または保証を意味するものでもない。

トラストは、2024年5月2日にトラストとAIFMとの間で締結された契約（以下「AIFM契約」という。）に基づき、IQ EQファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッド（以下「管理会社」という。）をオルタナティブ投資ファンド運用者（以下「AIFM」という。）に任命した。AIFMは、AIFM契約の条件に従い、トラストに関する管理サービスを遂行するために任命されている。

2026年2月28日現在、トラストは1つのファンドで構成されている。

- オルトゥ・クールバ・トラスト - グローバル株式セクター厳選ファンド

オルトゥ・クールバ・トラスト - グローバル株式セクター厳選ファンド（以下「ファンド」という。）は、登録番号C535962を有するユニット・トラストであるオルトゥ・クールバ・トラスト のファンドであり、ファンド間で分離された責任を有するアンブレラ型ファンドとして登録番号C537495で設立された。ファンドの管理会社であり、かつファンドの（ポートフォリオ管理の責任を有する）AIFMとしての役割も果たすのは、IQ EQファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッドである。

ファンドの投資目的は、下記に定義する参照指数（または参照指数と実質的に同じ市場を追跡するために管理会社が随時決定するその他の指数）のパフォーマンスを複製することを目指すことである。ファンドは、その投資目的を達成するため、原則として受益証券の発行手取金（からファンドの設立および受益証券の募集に関連する費用ならびにファンドの資産から支払われるその他の手数料および費用のための準備金を控除した金額）の全額を、スワップ契約（以下「スワップ契約」という。）に従ってドイツ銀行（以下「スワップ・カウンターパーティー」という。）との間で行われる一または複数のトータル・リターン・スワップ（以下、総称して「トータル・リターン・スワップ」という。）へ投資する。トータル・リターン・スワップの締結に加え、ファンドは、留保中の投資、投資家への金銭の返還またはファンドの運用過程で発生する可能性のある特定の継続的な報酬もしくは費用の支払に充てるために、現金を保有することがある。管理会社は、ファンドの計算において、ファンドの総資産の50%

超を金融商品取引法(1948年法律第25号)(改正済)(以下「金商法」という。)に定義される「有価証券」(社債、国債、コマーシャル・ペーパー、証券投資信託の受益証券およびミューチュアル・ファンドの投資証券など。)(有価証券とみなされる金商法第2条第2項各号に掲げる権利を除く。)および当該有価証券に関連するデリバティブに対して投資する。

クロッキー・セクター指数(以下「参照指数」という。)(ティッカー:DBGLS3UT)は、ドイツ銀行ロンドン支店が作成した、合成ルールに基づく独自の戦略である。参照指数は、米国、欧州、日本の大型株により構成されるセレクション・プールにおいて、3セクターから選ばれた30銘柄のパフォーマンスを反映することを意図している。セレクション・プールは、() S&P500指数(以下「S&P500」という。)の時価総額上位251銘柄(S&P500の時価総額上位271銘柄に含まれる場合は、現在の構成銘柄)、()ユーロストックスラージ指数(以下「ユーロストックスラージ」という。)の構成銘柄、および() TOPIX100指数の構成銘柄で構成され、S&P500およびユーロストックスラージとあわせて「参考指数」という。ただし、一定の制限銘柄、関連する業種分類基準に従って特定される金融銘柄および英文目論見書に記載するその他の銘柄を除外する。

管理会社はファンドを、サステナブルファイナンス開示規則(EU)2019/2088(以下「SFDR」という。)における第6条ファンドに分類している。ファンドは、SFDR第8条および第9条の意味における持続可能な投資目的を有していない。

2. 重要な会計方針

以下は、トラストが財務書類を作成するにあたり、一貫して遵守した重要な会計方針の要約である。これらの会計方針は、米国において一般に認められる会計原則(以下「米国GAAP」という。)に準拠している。

- (a) スワップの評価 — スワップ契約は、伝統的な価格決定要素を用いて再計算された市場価格に基づいて評価される。この評価には、原資産の価値、原資産のボラティリティ、金利およびスワップ契約の残存価値が考慮される。市場価格で評価されたスワップ契約は、資産負債計算書に計上される。未決済のスワップ契約に係る損益は注記8に記載されている。
- (b) 受益者への分配 — ファンドのいかなる受益証券クラスについても分配を宣言する意図はない。分配可能利益は、ファンドの資産に留保され、関連する受益証券クラスの純資産価格に反映される。
- (c) 作成の基礎 — 添付の財務書類は、米国GAAPに準拠し、継続企業の前提に基づいて作成されている。
- (d) 見積りの使用 — 米国GAAPに準拠した財務書類を作成する際、経営陣は財務書類および付随する注記に記載される金額に影響を与える見積りおよび仮定を行う必要がある。経営陣は、財務書類の作成に使用された見積りは合理的かつ適切なものであると考えているが、実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性がある。
- (e) 収益および費用 — 分配は、関連する投資が最初に「分配落ち」と公表された日に、その情報が合理的に入手可能な範囲で収益として認識される。受取利息および支払利息は、契約条件に従って発生主義で認識される。利息は日次で発生する。
- (f) 投資取引および関連する収益と費用 — 投資取引および受益者取引は、取引日に記録される。トラストは、投資取引から生じた損益を、売却された有価証券の元の取得価額と高価法に基づく売却代金の純額を比較することによって決定する。ファンド内において、受取分配金は分配落の日または情報が入手可能になり次第認識され、受取利息は発生主義に基づいて認識される。収益、費用(特定のクラスに帰属する費用を除く。)、および投資に係る実現および未実現損益は、各受益証券クラスの発行済口数に応じて、各受益証券クラスに配分される。

- (g) 現金および現金同等物 — 現金および現金同等物には、手許現金、銀行当座預金、当初満期が3か月未満のその他の流動性の高い短期投資、および当座借越が含まれる。銀行残高のすべての現金は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー、またはトラストによって承認された第三者機関に当座預金として預け入れられているか、または副保管会社に直接預け入れられている。銀行に預けられている当座預金は、翌日に受託会社に返還される。会計年度末に現金が預けられている金融機関の内訳は、注記9に記載されている。
- (h) 機能通貨および表示通貨 — 財務書類に表示される項目は、ファンドの主要な経済環境において使用される通貨(以下「機能通貨」という。)で測定される。トラストの機能通貨および表示通貨は米ドルである。
- (i) 外国為替換算 — トラストの機能通貨として指定された通貨以外の通貨で表示された金融資産および金融負債は、各会計年度末日の為替レートで換算される。有価証券の売買、収益および費用を含む当該会計年度中の取引は、取引日の為替レートで換算される。
- (j) 外国為替契約 — 会計年度中の外貨建取引は、取引日の為替レートで換算される。外貨建の資産および負債は、会計年度末日の為替レートで換算される。外国為替相場の変動による運用実績は、組入る有価証券の売却または価値の変動から生じる投資の損益と別々に報告される。外貨建取引に係る実現純損益および未実現損益の純変動は、外国通貨の売却および有価証券取引または分配金取引に係る取引日または分配落ち日と約定日までの間に生じた外国通貨の売却損益および為替差損益になる。
- (k) 担保 — ファンドは、トータル・リターン・スワップに関して担保を受け入れる場合がある。そのような担保は、所定の取引および特定のカウンターパーティーにとって適切な種類のものであり、現金またはG7（カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国および米国）加盟国が発行する債券の形態とすることができる。担保は、所有権の移転がある場合、受託会社（またはその委託先）に移管され保管される。担保として有価証券を受領する場合、ファンドの英文目論見書の条項に従い（管理会社が必要または望ましいと判断した場合は適切なヘアカットを適用して）、担保の種類およびファンドの買戻日の頻度を考慮して管理会社が適切と判断した頻度で、管理会社により評価される。トータル・リターン・スワップに従って受け取った担保は、G7（カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国および米国）加盟国が発行する債券、マネー・マーケット・ファンドまたは現金に投資する目的で、ファンドにより再投資される場合がある。
- (l) 運営費用 — トラストは、受託会社報酬、管理事務代行会社報酬、名義書換代行報酬、管理会社報酬、純資産価格の公表・配布手数料、監査報酬およびその他の専門家報酬、投資の取得および換金に際して発生する費用を含む、すべての通常の運営費用をその資産から支払う。このような費用は、通常、発生した会計年度において費用処理される。
- (m) 取引費用 — 取引費用とは、金融資産または金融負債の取得、発行または処分に直接起因する増分費用である。増分費用とは、企業が金融商品を取得、発行または処分しなければ発生しなかったであろう費用である。取引費用のうち、個別に識別可能なもののみを開示している。これらには、受託会社および副保管会社に支払われる取引費用、識別可能なブローカー手数料およびコミッション、識別可能な取引関連の税金およびその他の市場手数料、ならびに金融派生商品に関連する個別に識別可能な取引費用が含まれる。これらの要件は注記5に開示されている。

(n) 税金 - トラストは、1997年租税統合法(改正済)の第739B条に基づく投資信託である。トラストがアイルランドにおいて税務上の居住者であり、アイルランド中央銀行の認可を受けている限り、トラストは、課税事由の発生を除き、その関連する所得または利益に対してアイルランド税が課税されることはない。課税事由には、受益者への分配金の支払い、受益証券の換金、償還、消却、譲渡、および受益証券の取得から起算する各8年間の終了時点における受益証券の保有が含まれる。

トラストは、以下の課税事由に該当する場合、アイルランド税が課税されない：

- 課税事由の発生時にアイルランドの居住者ではなく、かつ税務上アイルランドに通常居住していない受益者。ただし、トラストが必要な署名入りの法定宣誓書を受益者から受領しており、かつトラストが当該宣誓書の内容が実質的に正確でなくなったことを合理的に示唆する情報を保有していない場合。またはトラストがアイルランド税務当局から適切な宣誓書が提出されていない場合でも、総額支払いを実施する権限を付与されている場合。
- 必要な署名入りの法定宣誓書をトラストに提出した(1997年租税統合法(改正済)の第739D条に規定された)アイルランドの税金を免除されるアイルランド居住者である特定の投資家。
- トラストと他のファンドとの適格な併合または再編により生ずる受益証券の交換。
- アイルランドの内国歳入委員会の命令により指定された公認の清算システムにおいて保有される受益証券に関する取引。
- 司法上の別居および/または離婚に際して行われる配偶者と元配偶者間の受益証券交換。
- 受益者がトラストの受益証券を独立当事者間における取引条件によりトラストの他の受益証券と交換する取引であり、受益者に対する支払いが伴わない場合。

トラストによる投資に係るキャピタル・ゲイン、分配金および利息(もしあれば)は、当該投資収益/利益を受け取る国により課税対象となる場合があり、かかる税金はトラストまたはその受益者により回収できない場合がある。

適切な申告が行われない場合、課税事由が発生した際には、トラストはアイルランドの租税を負担するものとし、トラストは、かかる租税を関連する受益者から源泉徴収する権利を留保する。

ASC740「法人税等」は、税務申告によって計上された、または計上されると予想されるタックス・ポジションの認識および測定のための財務会計および開示の要件を定めたものである。管理会社は、すべての未確定の課税年度についてトラストのタックス・ポジションを検討し、トラストの財務書類に所得税の引当金を計上する必要はないと結論付けた。

ファンドは、米国の株式に連動する特定の種類のデリバティブ商品(株式またはトータル・リターン・スワップを含む。)に関して、「配当等価物」に対して30%の源泉徴収税を課す米国内国歳入庁(以下「IRS」という。)第871条(m)の対象となる場合がある。

3. 受益証券取引

トラストの受益証券の最低当初申込額は10万ユーロ(もしくは外国通貨による相当額)以上となるため、トラストへの投資は、投資適格者(および知識のある投資家)のみが行うことができる。したがって、トラストは、集団投資スキームに関する中央銀行の規則において、適格投資家スキームとして適格とされている。トラストは中央銀行により認可されているが、中央銀行は、トラストの投資目的、投資方針、またはトラストが採用するレバレッジの程度に関して、トラストが子会社を通じて投資を行う能

力を妨げないことを条件に、いかなる制限またはその他の制約も設定していない。トラストは、発行体の経営に重要な影響を及ぼし得る議決権付受益証券を取得することはできない。トラストは、その投資対象の発行体に対して、法的または経営的な支配権を取得または取得しようとすることはできない。受益証券はいかなる米国人に対しても発行または譲渡することはできない。取締役は、その絶対的な裁量により、受益者が所在する国の法律および規則を遵守するために、受益者の利益に適合しまたは受益者の利益に反しない範囲で追加の投資制限を随時課することができる。

各ファンドの投資制限は、各ファンドの設立時に管理会社が指定し、関連する英文目論見書補遺に記載される。上記および関連する英文目論見書補遺に記載されている投資制限は、投資の購入時に適用されるものとみなされる。関連するファンドの制御不能な理由により、または、申込権の行使の結果として、これらの制限が超過した場合、関連するファンドは、受益者の利益を十分に考慮した上で、状況の改善を最優先の目的として措置を講じる。

ファンドについては、以下の受益証券クラスが申込可能である。

クラス	表示通貨	最低当初申込額	最低継続申込額 / 最低保有額	最低買戻単位
米ドルクラス	米ドル	10万ユーロ相当額の米ドル	100.00米ドル	1口
円ヘッジクラス	日本円	10万ユーロ相当額の日本円	10,000円	1口
豪ドルヘッジクラス	豪ドル	10万ユーロ相当額の豪ドル	100.00豪ドル	1口

上記の最低額は、管理会社の取締役（またはその受任者）の裁量で、全般的にまたは特定の申込みもしくは買戻しに関して、増減または免除される場合がある。投資者によるクラスへの申込みは、当該クラスの表示通貨で行われなければならない。買戻代金もまた、関連するクラスの表示通貨で支払われる。

ファンドの受益証券は、関連する申込日現在の受益証券1口当たり純資産価格（から費用・手数料を控除した金額）で申込可能である。購入申込みは、英文目論見書に記載の要件に従い申込締切時間までに提出されなければならない。決済資金は、関連する申込日から3営業日後の日の午後11時（東京時間）までに送金されなければならない。

受益者は、英文目論見書に記載の要件に従い、関連する買戻締切時間までに買戻請求を提出することにより、いずれかの買戻日に係る買戻請求を提出することができる。受益証券は、関連する買戻日における関連する受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格で買い戻される。受益者に対して支払われるべき買戻代金の総額は、米ドルクラス受益証券の場合は0.01米ドル、円ヘッジクラス受益証券の場合は1円、豪ドルヘッジクラス受益証券の場合は0.01豪ドル未満を切り捨てた金額とする。かかる端数処理による利益は、ファンドの勘定で留保される。受益証券1口の買戻価格を計算する目的において、受託会社および/または管理会社は、受益証券1口当たり純資産価格から、特定の買戻日における買戻請求を履行する資金を賄うために資産を換金し、またはポジションを手仕舞う際にファンドの勘定で負担する財務費用および販売手数料を反映した、適切な引当てと考える金額を差し引くことができる。

買戻代金は、関連する買戻日から5営業日以内に受益者に配布されることが一般的に予想される。

ファンドの残存する受益証券は、すべて2034年5月の最終営業日または管理会社が決定し、受益者に通知する、ファンドの期間が満了し、すべての残存する受益証券が買い戻される日(以下「ファンドの満期日」という。)を含むその他の日に強制的に買い戻され、買戻代金は買戻後5営業日以内に受益者に支払われる。ただし、いずれかの申込日においてファンドの純資産価額が15,000,000米ドルを下回った場合、管理会社は、受託会社と協議の上、その裁量で、その時点で発行されているファンドの（一部ではなく）すべての受益証券を、失効日（以下において定義する。）に算出された買戻価格で買い戻すことができる。ただし、管理会社は、(i)すべての受益者に対して4週間前に書面による買戻しの通知を行い、当該通知の有効期限は通知に記載された日(以下「失効日」という。)とし、(ii)当該失効日の翌日から4週間以内に当該受益証券を買い戻さなければならない。かかる買戻しについては、受益者に対して書面で通知するものとする。

2026年2月28日に終了した会計年度における受益証券取引は以下のとおりであった。

オルトゥ・クールバ・トラスト
- グローバル株式セクター厳選ファンド

2026年2月28日

米ドルクラス

期首受益証券口数	807,017
販売口数	88,043
買戻口数	(245,988)
期末受益証券口数	649,072

円ヘッジクラス

期首受益証券口数	659,771
販売口数	36,896
買戻口数	(318,661)
期末受益証券口数	378,006

豪ドルヘッジクラス

期首受益証券口数	119,158
販売口数	28,150
買戻口数	(21,794)
期末受益証券口数	125,514

４．管理会社との契約等

トラストは、管理会社との間で、トラストに対する投資助言業務を行うことを合意している。契約の条件に基づき、管理会社は、各ファンドについて、ファンドの資産から支払われるべき管理報酬を受領する権利を有している。当該報酬は、以下に定める年率で、日々発生し、毎月後払いで支払われる。

オルトゥ・クールバ・トラスト - グローバル株式セクター厳選ファンド：

管理会社報酬

ファンドへの運用業務の提供に関して、管理会社は、ファンドの純資産価額の年率0.11%（受益者に通知することにより、0.15%を上限として変更される場合がある。）の管理報酬を受領する。ファンドには年額90,000ユーロ（受益者に通知することにより、135,000ユーロを上限として変更される場合がある。）の最低管理報酬額が設けられている。また、管理会社は、1回限りの設立報酬として受益証券の当初の申込時に75,000ユーロを受領する。

管理会社は、2026年2月28日に終了した会計年度において、103,528米ドルの報酬を受け取った。2026年2月28日現在の未払管理会社報酬は4,770米ドルである。

ファンドは、（ ）ファンドの設定後に継続的に発生する弁護士費用（法的手続または行政手続に関して発生する手数料および費用を含む。）、（ ）現在の投資家および投資家となる予定の者に対する英文目論見書、英文目論見書補遺、年次報告書、財務書類、通知およびその他の文書または情報の作成、印刷、公表、翻訳、配布（必要な言語によるもの）の費用、（ ）販売のためにいずれかの法域において規制当局から承認、登録および許可を取得し、および／または維持するための経費および費用、（ ）解散または清算に関して発生するすべての費用、（ ）コミッションおよびブローカー手数料等の投資費用（コミッションおよびブローカー手数料の交渉に関する費用を含む。）、（ ）証拠金勘定およびその他の債務の利息、（ ）税金（源泉所得税、純所得税、キャピタル・ゲイン税、フランチャイズ税、付加価値税、印紙税、譲渡税を含むが、これらに限定されない。）ならびにこれらにかかる利息および罰金またはその他これらの税金に対する加算金、（ ）クラス固有のヘッジ手数料を含むがこれらに限られない、ファンドが負担することのある自らの運営費用（管理報酬により賄われる手数料および費用を除く。）のすべてを負担する。

管理事務代行会社報酬および受託会社報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(以下「管理事務代行会社」という。)は、トラストの管理事務代行会社、資金会計士および名義書換代理人としての役割を果たす。トラストの受託会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービシーズ(アイルランド)リミテッドである。受託会社は、信託証書に従い、受託会社の保管ネットワークにおいて受託会社の管理下にあるトラストのすべての資産(完全子会社を通じて保有されている資産を含む。)について保管している。受託会社はまた、トラストのキャッシュフローを監視し、ファンドの受益証券の申し込みに際して投資家により、または投資家の代わりに行われたすべての支払いが受領されたことを確認する責任を負う。受託会社は、トラストの資産の保管についても責任を負う。保管には、以下の事項が含まれる。(a) 受託会社の帳簿に開設された金融商品口座に登録可能なすべての金融商品および受託会社に物理的に引き渡すことが可能なすべての金融商品の保管、(b) その他の資産については、当該資産の所有権を確認し、それに応じた記録を保持すること(以下「保管機能」という。)、およびその他の監督義務。受託会社は、AIFMDに定められた条件に従って、トラストの資産の保管を第三者に委託することができる。特に、受託会社は、以下の事項を確認するものとする。(a) 保管されている金融商品の登録は、状況に応じて、受託会社、副保管会社もしくは名義人、またはトラストの名義のいずれかで、当該市場における通常の市場慣行に従い行われること、(b) 登録された金融商品は、受託会社、副保管会社もしくはそれぞれの名義人の事前の許可なしには、譲渡、移転、交換または引渡しが行われないこと、(c) 登録された金融商品は、受託会社、副保管会社もしくはそれぞれの名義人に属する資産から分離されること。管理会社は、投資家が受益証券を申し込む前に、受託会社がその責任を契約上免除するために措置を講じた場合、その旨を投資家に通知することを確保する。また、管理会社は、受託会社の責任に関するいかなる変更についても遅滞なく受益者に通知されるようにする。

管理事務代行会社および受託会社は、管理事務代行業務および受託業務の提供に対してファンドの純資産価額の割合として計算される報酬を受領する権利を有している。管理事務代行会社および受託会社の報酬は、ファンドの資産から支払われる。管理事務代行会社および受託会社の報酬および費用は、毎月後払いで支払われる。ファンドへの管理事務代行業務の提供に関して、管理事務代行会社は、ファンドの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する権利を有している。この報酬には、年率0.02%の会計業務報酬(年間最低報酬額22,500ユーロ)、年率0.02%のファンド管理事務代行報酬(年間最低報酬額22,500ユーロ)、年率0.01%の名義書換代行報酬(年間最低報酬額30,000米ドル)が含まれるが、これらに限定されるものではない。ファンドへの受託業務の提供に関して、受託会社は、ファンドの純資産価額の年率0.004%の報酬を受領する権利を有している。開示された報酬を上回る受託会社および管理事務代行会社の報酬の増額は、受益者の承認を得る必要がある。ファンドの純資産価額に対する料率として計算される報酬に加えて、管理事務代行会社および受託会社は、ファンドに担保として差し入れられた資産を含むがこれに限定されない、保管のために保有する資産の価値に対する料率としての保管手数料、および取引ごとの取引手数料を受領する権利を有するものとする。管理事務代行会社および受託会社は、ファンドから、合理的であり、書面化された、立替費用を追加で受領する権利も有している。

代行協会員報酬

管理会社は、代行協会員契約に基づき、ドイツ証券株式会社をファンドの日本における代行協会員(以下「代行協会員」という。)として任命している。代行協会員契約において、代行協会員は以下の機能を果たすこととされている。

- (a) 日本証券業協会の協会員(以下「日本証券業協会会員」という。)である金融商品取引業者または金融機関等であって、日本国内で受益証券を販売する可能性のある者に対し、日本の適用法令の規定に従って随時作成が要求される受益証券に係る目論見書を配布すること
- (b) 受益証券1口当たり純資産価格を日本国内において公表すること
- (c) 日本証券業協会会員で日本国内で受益証券を販売する可能性のある金融商品取引業者または金融機関等に対し、日本の適用法令および/または日本証券業協会の規則に従って随時作成が要求されるファンドに係る財務書類その他の書類を配布すること
- (d) 日本証券業協会が随時採択する外国投資信託受益証券の選定基準に適合しなくなった場合、日本証券業協会に報告し、日本証券業協会会員で日本国内で受益証券を販売する可能性のある金融商品取引業者または金融機関等に通知すること
- (e) 投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書(以下「運用報告書」という。)を、管理会社に代わって、電子的な方法により、代行協会員のウェブサイトにおいて提供すること
- (f) 代行協会員が上記に列挙された機能のいずれかを遂行するために付随する、または合理的に必要なあらゆる行為および事柄を管理会社に代わって遂行すること

代行協会員契約は、無期限で締結されている。管理会社の日本における代行協会員の後任の任命が日本が必要とされる限り、代行協会員契約は、管理会社または代行協会員のいずれかが3か月前に書面で通知することにより終了させることができる。

代行協会員は、販売会社に対する目論見書、運用報告書その他の書類の交付、日本における受益証券1口当たり純資産価格の公表その他の類似かつ付随する職務を含む自らの職務および機能の対価として、ファンドにより、ファンドの純資産価額の年率0.01%に相当する代行協会員報酬（以下「代行協会員報酬」という。）を支払われる。代行協会員報酬は、日々発生し、毎月後払いされる。代行協会員は、ファンドに係るサービスを提供する際に負担した立替費用を受領する権利も有している。

監査報酬

当会計年度においてトラストの監査人に支払われた監査報酬のうち、付加価値税等を除いた額は以下のとおりであった。

	2026年2月28日に終了した会計年度
- 法定会計監査	35,876米ドル

2026年2月28日に終了した会計年度において、監査以外の業務に関して監査人に支払うべき報酬はなかった。

プライスウォーターハウスクーパースがトラストの監査人に選任されている。

その他の費用

ファンドに関する追加の手数料は、関連する英文目論見書補遺に記載されている。特定のファンドに帰属しない料金および費用は、管理会社の取締役の裁量により、それぞれの純資産価額または料金の性質に応じたその他の合理的な根拠に基づいて、ファンド間で比例配分されることがある。

2026年2月28日現在の前払費用は192,645米ドルであり、前払設立費用から構成されている。管理会社に対する1回限りの75,000ユーロを含むがこれに限定されない、ファンドに係る受益証券の当初募集に関連して発生する設立費用は、400,000ユーロを超えないと予想される。上記の報酬は3会計期間にわたって償却される。

スワップ・カウンターパーティーは、ファンドの資産から、トータル・リターン・スワップの想定元本の年率0.6%の手数料を受領する権利を有している。当該指数手数料の増額は、受益者の承認を必要とする。

5. 取引費用

投資の売買に係る取引費用は、当該投資の売買に含まれる。

2026年2月28日に終了した会計年度における取引費用は以下のとおりであった。

オルトゥ・クールバ・トラスト
- グローバル株式セクター厳選ファンド

28,248米ドル

取引費用のうち、個別に識別可能なもののみを開示している。

6. 外国為替換算

2026年2月28日現在の米ドルに対する為替レートは以下のとおりである。

豪ドル	1.40321
英ポンド	0.74380
ユーロ	0.84696
日本円	156.12500

7. 金融商品および関連するリスク

トラストの活動は、トラストを様々な財務リスク、すなわち、市場リスク(市場価格リスク、金利リスクおよび為替リスクを含む。)、流動性リスク、信用リスクおよび評価リスクにさらす。資産負債計算書の日付時点で未決済の金融商品の性質と範囲、およびトラストが採用しているリスク管理方針は以下に説明される。

市場リスク

市場リスクとは、市場価格リスク、金利リスクおよび為替リスクへのエクスポージャーの結果として、金融商品の価値が変化するリスクである。

- 市場価格リスク

市場価格リスクは、主に保有する金融商品の将来価格に関する不確実性から生じる。これは、価格変動に直面して保有する市場ポジションを通してトラストが被る可能性のある潜在的な損失を表す。ファンドの市場価格リスクに対するエクスポージャーは、その投資目的によって決定される。トラストの市場価格リスクは、日々、管理会社により管理される。管理会社は、ファンドの投資目的に従いつつ、特定の市場セクターに関連するリスクを分散するために、ポートフォリオの資産配分を検討する。

- 金利リスク

金利リスクとは、市場金利の変動により金融商品の価値が変動するリスクをいう。トラストの資産および負債の大部分は無利息である。その結果、ファンドは重大な金利リスクにさらされない。一般的に、余剰現金または現金同等物は短期の市場金利で運用される。

- 為替リスク

トラストの資産価値は、ファンドの組入有価証券が取引または表示される通貨の価値が機能通貨に対して変動することにより影響を受けることがある。為替レートは、短期間に大きく変動することがあり、その場合、他の要因とともに、ファンドの純資産価格の変動を引き起こすことがある。

管理会社は、ヘッジ対象クラスのリスクを軽減するために、ファンドの基準通貨建てではないヘッジ対象クラスの為替エクスポージャーをヘッジするために、為替ヘッジ取引を使用することができる。為替ヘッジ目的で取引された未決済の先渡為替契約の詳細は、投資有価証券明細表に記載されている。

流動性リスク

ファンドが保有するすべての証券または投資が上場または格付けされ、活発に取引されるとは限らないため、流動性が低くなる可能性がある。さらに、投資対象によっては追加投資または保有資産の処分に時間がかかったり、不利な市場環境の影響を受けたり、不利な価格で行わなければならない場合がある。また、すべての商品について市場形成が行われ、価格が提示される保証はない。活発な流通市場が存在しない場合、ファンドが金融商品を不確定な期間保有する必要性が生じる可能性がある。

管理会社は、受益者の買戻請求に対応するため、一連の内部管理手段によって投資ポートフォリオの流動性リスクをコントロールしようと努めるが、大量の買戻請求があった場合、ファンドはそのような請求に対応するために大幅な割引価格で投資対象を清算する必要がある、ファンドはそのような取引で損失を被る可能性がある。

デリバティブ取引、とりわけ店頭デリバティブ取引は、流動性のある流通市場からの恩恵が受けられないことがある。したがって、ポジションが任意の時点でまたは当該デリバティブ取引の直近の帳簿価額に近接する価格によって構築され、または解消されるという保証はない。

保管リスク

保管者またはブローカーとの取引はリスクを伴う。保管者またはブローカーに証拠金として預託された証券およびその他の資産は、ファンドの資産として明確に特定されることが予想される。しかしながら、この区別を達成することは常に可能とは限らず、かかる当事者の債務超過の場合に、証拠金として保有される資産に対するファンドの権利を行使することに関連する実務上または時間上の問題が生じることがある。

ファンドの資産は、債務超過となった保管者およびブローカーによって保有されることがある。資産が分別されない場合、ファンドは無担保債権者として格付けされ、資産は完全に回収できない可能性がある。

さらに管理会社は、直接間接を問わず、保管および／または決済システムが完全に発展していない市場においてファンドの勘定で投資を行う可能性がある。このような市場で取引され、副保管会社の使用が必要な状況において副保管会社に委託されたファンドの資産は、特定のリスクにさらされる可能性がある。このようなリスクには、非真正の同時決済、実物市場、その結果としての偽造証券の流通、企業行動に関する情報の不足、証券の利用可能性に影響を与える登録プロセス、適切な法的／財政的インフラの欠如、中央預金機関の補償／リスク基金の欠如などが含まれるが、これらに限定されない。

管理会社は、受託会社の信用状況および財務状況を監視することによりリスクを管理し、当該リスクはさらに、受託会社が副保管会社の信用状況および財務状況を監視することにより管理される。

決済リスク

有価証券および他の取引の決済ならびに資産の保管に関連する市場慣行は、リスクを増大させることがある。取引を執行するために利用可能な清算、決済および登録のシステムは、取引の決済および譲渡の登録に関連して、遅延および他の重大な困難の結果を生ずることがある。顧客または取引のカウンターパーティーがその契約上の約束を履行しないこともあり得る。決済についての問題は、純資産価額およびファンドの流動性に影響を与えることがある。

未決済取引に関連するリスクは、決済期間が短く、利用するブローカーの信用状況が高いことから、小規模であると見込まれている。ファンドは、当該リスクをさらに軽減するため、利用するブローカーの信用格付けおよび財務状況を監視している。

信用リスクおよびカウンターパーティ・リスク

ファンドの証券取引は、取引相手方であるドイツ銀行1社だけに集中している。実質的にすべての現金残高は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーに保管されている。これらの金融資産に関するファンドの信用リスクおよびカウンターパーティ・リスクに対するエクスポージャーの範囲は、ファンドの資産負債計算書に計上されている帳簿価額に近似している。

ファンドは、可能な限りカウンターパーティとの間でマスター・ネットリング契約を締結することにより、店頭デリバティブおよび仕組商品に関連するカウンターパーティ信用リスクに対するエクスポージャーを軽減するよう努める。ファンドは、ドイツ銀行との間で、ISDAマスター契約を締結した。当該マスター契約には、当該マスター契約の対象となるデリバティブ商品と仕組商品の間の相殺権が含まれる。

ファンドは、資金調達済の店頭デリバティブに関連するカウンターパーティ信用リスクからの最大損失リスクは、一般的に、カウンターパーティがファンドに対して差し入れた担保を超える、未実現評価益とカウンターパーティへの支払残高の合計額であると考えている。ファンドの、資金未調達の店頭デリバティブに関連するカウンターパーティ信用リスクからの最大損失リスクは、一般的に、未実現評価益の合計額である。

評価リスク

ファンドの投資対象の性質上、カウンターパーティが当該投資対象の評価を提供できる唯一の当事者である可能性がある。そのため、常に独立した第三者から評価を得ることができるとは限らない。このような状況が発生した場合、ファンドは、そのような投資対象に関する取引が、独立した立場で交渉された通常の商業条件で実行されるように努める。

金融商品の公正価値

トラストは、公正価値の測定に関する権威ある指針に従う。当該指針は、入手可能な場合には最も観察可能なインプットを使用するよう要求することにより、公正価値を測定するための枠組みおよび観察可能なインプットの使用を最大化するとともに、観察不能なインプットの使用を最小化するような、公正価値の測定に使用されるインプットの優先順位を設定する。当該指針は、公正価値を測定するために使用され得るインプットの3つの区分を定めている。有価証券の評価に使用されるインプットまたは方法は、必ずしもそれらの有価証券への投資に伴うリスクを示すものではない。

トラストの投資の価値を決定する際には、様々なインプットが用いられる。これらのインプットは、以下に列挙される3つの大まかなレベルに要約される。

レベル1 - 同一の有価証券の活発な市場における未調整の相場価格。

レベル2 - レベル1に含まれる相場価格以外のインプットで、直接的あるいは間接的に観察可能なインプット。これらのインプットには、以下が含まれ得る。

- ・活発な市場における類似の資産の相場価格
- ・活発でない市場における同一または類似の資産の相場価格
- ・当該資産について観察可能な相場価格以外のインプット
- ・相関関係その他の方法により観察可能な市場データから主に得られた、または裏付けられたインプット

レベル3 - 重要な観測不能なインプット(投資の公正価値を決定する際のトラスト独自の仮定を含む。)。

以下は、2026年2月28日現在、公正価値で測定されている金融資産および金融負債の公正価値レベルの要約である。

オルトゥ・クールバ・トラスト - グローバル株式セクター厳選ファンド

2026年2月28日	レベル1 (米ドル)	レベル2 (米ドル)	レベル3 (米ドル)	合計 (米ドル)
投資				
資産				
- トータル・リターン・スワップ	-	10,627,470	-	10,627,470
- 先渡為替契約	-	5,571	-	5,571
負債				
- 先渡為替契約	-	(24)	-	(24)
合計	-	10,633,017	-	10,633,017

2026年2月28日現在、レベル間の振替はなかった。

8. デリバティブ商品

ファンドは、受益証券クラスのヘッジの目的で、特定のデリバティブ金融商品を利用することができる。管理会社は、円ヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラスの投資者がファンドの基準通貨で達成されるリターンと実質的に同等のリターンを受け取ることができるように、円ヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラスの為替エクスポージャーをヘッジすることを意図している。このような戦略を実行するために使用される金融商品は、ファンド全体の資産/負債となる。ただし、このような取引は、関連する円ヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラスに明確に帰属し、関連する金融商品の損益およびコストはこれらのクラスのみが発生する。なお、管理会社が為替エクスポージャーをヘッジすることができる保証はなく、為替変動の影響を受ける可能性がある。

- (a) 先渡為替契約とは、将来のある日に、交渉された先物レートで外貨を売買することを約束するものである。すべての約束は、各評価日に適用される外国為替レートで時価評価され、その結果生じた未実現損益は当該日に計上される。未実現評価損益は、運用計算書に含められる。

管理会社は、ファンドの基準通貨で表示されていない受益証券クラスの投資者が、当該クラスの通貨とファンドの基準通貨との間の価値の変動によって重大な影響を受けずに、当該クラスの表示通貨でリターンを受け取るように、当該クラスの為替エクスポージャーをヘッジすることができる。この文脈において、為替ヘッジは投機的な目的には使用されない。ファンドの基準通貨以外の通貨建てのクラス名に「ヘッジ」の表示がなされていない場合、当該クラスはヘッジ対象クラスではなく、管理会社は、ファンドの基準通貨と当該クラスの表示通貨との間の不利な為替変動のリスクを軽減する措置を講じない。

管理会社は先渡為替契約をヘッジ目的にのみ使用する。この戦略は、ヘッジ対象クラスの投資家が、当該クラスの通貨がファンドの基準通貨および/またはファンドの資産が表示されている通貨に対して下落した場合に、利益を得ることを制限することがある。ヘッジ戦略は、必ずしも各クラスに対して使用されるものではないが、このような戦略を実行するために使用される金融商品は、ファンド全体の資産/負債となる。ただし、ヘッジ活動に使用される関連する金融商品の損益およびコストは、該当するヘッジ対象クラスのみが発生する。

- (b) ファンドは、その投資目的を達成するため、原則として受益証券の発行手取金(からファンドの設立および受益証券の募集に関連する費用ならびにファンドの資産から支払われるその他の手数料および費用のための準備金を控除した金額)の全額を、スワップ契約(以下「スワップ契約」という。)に従ってスワップ・カウンターパーティとの間で行われる一または複数のトータル・リターン・スワップへ投資する。スワップ契約およびスワップ・カウンターパーティーについての詳細は、英文目論見書に記載されている。トータル・リターン・スワップは、米ドル建てのファンデッド型(すなわち、トータル・リターン・スワップの下でのエクスポージャーと引き換えに、受益証券の発行手取金の一部または全部がスワップ・カウンターパーティーに対して支払われる。)であり、ファンドに対して、参照指数(以下に定義する。)のエクスポージャーを提供する。ファンドのトータル・リターン・スワップに対するエクスポージャーは、特定の申込日/買戻日において、()ファンドが申込請求を受領した場合には増加し、()ファンドが買戻請求を受領した場合には減少する。ファンドのパフォーマンスは、参照指数のパフォーマンスに連動する。トータル・リターン・スワップの締結に加え、ファンドは、留保中の投資、投資家への金銭の返還またはファンドの運用過程で発生する可能性のある特定の継続的な報酬もしくは費用の支払に充てるために、現金を保有することがある。

カウンターパーティ信用リスクの詳細は、注記 7 の信用リスクで詳細に開示されている。

以下の表は、2026年 2 月28日現在のデリバティブ商品の細分化された公正価値と、同日に終了した会計年度における関連する運用計算書への影響を開示している。

オルトゥ・クールバ・トラスト - グローバル株式セクター厳選ファンド

2026年 2 月28日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値

	市場価格リスク (米ドル)	為替リスク* (米ドル)	合計 (米ドル)
デリバティブ資産 - デリバティブ金融商品への投資			
- 先渡為替契約に係る未実現評価益	-	5,571	5,571
- トータル・リターン・スワップ契約 (市場価格)	10,627,470	-	10,627,470
	10,627,470	5,571	10,633,041
デリバティブ負債 - デリバティブ金融商品への投資			
- 先渡為替契約に係る未実現評価損	-	(24)	(24)
	-	(24)	(24)

*先渡為替契約については、総額が資産負債計算書のデリバティブ金融商品への投資の項目に表示されている。

2026年2月28日に終了した年度の運用計算書におけるデリバティブ商品の影響

	市場価格リスク (米ドル)	為替リスク ** (米ドル)	合計 (米ドル)
実現純（損）益			
- 先渡為替契約	-	(160,521)	(160,521)
- トータル・リターン・スワップ契約	230,057	-	230,057
	230,057	(160,521)	69,536
未実現評価（損）益の純変動			
- 先渡為替契約	-	52,047	52,047
- トータル・リターン・スワップ契約	1,913,996	-	1,913,996
	1,913,996	52,047	1,966,043

** この列の金額は、先渡為替契約に係る実現損益および未実現評価損益のみ表示されている。

以下の表は、2026年2月28日に終了した会計年度における、先物為替契約の平均想定元本の内訳を示している。

オルトゥ・クールバ・トラスト - グローバル株式セクター厳選ファンド

	2026年2月28日
米ドルクラス	5,961米ドル***
円ヘッジクラス	3,230,719米ドル
豪ドルヘッジクラス	941,559米ドル

*** 先物為替契約は当該会計年度のうち1か月間保有されていた。

以下の表は、2026年2月28日に終了した会計年度における、市場価値に基づくトータル・リターン・スワップ契約の平均想定元本の内訳を示している。

ファンド	2026年2月28日
オルトゥ・クールバ・トラスト	10,621,190米ドル
- グローバル株式セクター厳選ファンド	

ファンドは、カウンターパーティ・リスクを軽減するために、カウンターパーティとの間で国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約(以下「ISDAマスター契約」という。)を締結することがある。ISDAマスター契約は、通常、ファンドとそのカウンターパーティによって交渉され、その後のすべてのデリバティブ取引に関する二者間の契約条件を規定する。ISDAマスター契約では、カウンターパーティに対して支払うべきまたは受け取るべきすべての金額を単一の正味支払額として相殺することが認められている。

2026年2月28日現在、ファンドはISDAマスター契約に基づく相殺可能な金額およびファンドが受領した担保を差し引いた後のカウンターパーティ別の純額で、以下のデリバティブ資産および負債を保有していた。

カウンターパーティ	相殺対象となる デリバティブ資産 (米ドル)	相殺可能な デリバティブ (米ドル)	非現金担保 受領額 (米ドル)	現金担保 受領額 (米ドル)	デリバティブ資 産純額 (米ドル)
ドイツ銀行	1,948,104	(24)	-	(1,948,080)	-

カウンターパーティ	相殺対象となる デリバティブ負債 (米ドル)	相殺可能な デリバティブ (米ドル)	非現金担保 差入額 (米ドル)	現金担保 差入額 (米ドル)	デリバティブ負 債純額 (米ドル)
ドイツ銀行	24	(24)	-	-	-

9. 現金および現金同等物

現金は、デリバティブ担保金および銀行当座預金からなる。現金同等物は、容易に既知の金額の現金に換金可能であり、価値の変動リスクが極めて低く、短期的な現金需要を満たす目的で保有される短期の流動性の高い投資資産である。投資目的またはその他の目的で保有されるものではない。当年度末時点のすべての当座預金は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーまたは承認されたカウンターパーティに翌日物預金として、あるいは副保管会社に直接保管されている。

以下の表は、2026年2月28日現在、当座預金残高を保有している金融機関の内訳を示している。

2026年2月28日

オルトゥ・クールバ・トラスト -
グローバル株式セクター厳選ファンド
(米ドル)

BNPパリバ、パリ	1,281
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー	2,112
シティバンク、ニューヨーク	117,011
HSBC、ロンドン	40
HSBC、パリ	22
三菱UFJ銀行、東京	10,535,486
	10,655,952

2026年2月28日現在、銀行借越残高はなかった。

10. 分配金

2026年2月28日現在、ファンドにおいては、分配金の支払いは行われていない。現在、ファンドのいかなる受益証券クラスにおいても、分配金の支払いを予定していない。分配可能な利益は、ファンドの資産に留保され該当する受益証券クラスの純資産価格に反映される。

11. 関連当事者

英文財務書類に定義される管理会社、管理会社の取締役および受託会社が、関連当事者とみなされる。関連当事者への支払いは、注記4に開示されているとおり、独立当事者間における取引条件に基づき計算されている。

管理会社の従業員である取締役は、トラストの存続期間中、その役務に対する報酬を受けとる権利を有していない。独立非執行取締役および非執行取締役は、管理会社から報酬を受け取り、いずれの取締役もトラストまたはファンドに対して報酬を請求しない。

ファンドには受益者が1名おり、その受益者がファンドの100%を保有している。当該受益者は株式会社S M B C信託銀行である。

12. 当会計年度 / 期間の純資産計算書

オルトゥ・クールバ・トラスト - グローバル株式セクター厳選ファンド

2026年2月28日			
	純資産 (クラスレベル) (米ドル)	発行済口数	一口当たり 純資産価格 (米ドル)
米ドルクラス受益証券	7,330,162	649,072	11.29
円ヘッジクラス受益証券	2,497,827	378,006	6.61
豪ドルヘッジクラス受益証券	987,441	125,514	7.87

2025年2月28日			
	純資産 (クラスレベル) (米ドル)	発行済口数	一口当たり 純資産価格 (米ドル)
米ドルクラス受益証券 ¹	7,921,213	807,017	9.82
円ヘッジクラス受益証券 ¹	4,110,618	659,771	6.23
豪ドルヘッジクラス受益証券 ¹	720,356	119,158	6.05

¹ 2024年6月11日に運用開始。

13. 偶発債務

管理会社の取締役は、2026年2月28日現在、重要な偶発債務を認識していない。

14. 責任の分離

トラストは、ファンド間で分離された責任を有するアンブレラ・ファンドとして構成されている。アイルランド法上、一つのファンドの資産は、別のファンドの負債を満たすために利用することはできない。ただし、トラストは依然として単一の法主体であり、その名義で資産を保有したり、運用したりす

ることが可能である。2014年ユニット・トラスト法の規定は、ファンド間の責任の分離を規定しているが、これらの規定は、特に現地の債権者の請求を満たす点において、外国の裁判所でまだ検証されていない。したがって、トラストのいずれのファンドの資産も、トラストの他のファンドの負債にさらされる可能性がないかどうかについては疑いの余地がある。

15. 当会計年度中の重要な事象

2025年10月10日付でファンドの英文目論見書補遺が発行された。

当会計年度において、その他の重要な事象はなかった。

16. 後発事象

2026年2月28日に終了した会計年度以降、トラストに影響を与えるような重要な事象はなかった。

17. 財務書類の承認

本財務書類は、2026年7月23日に管理会社の取締役により承認された。

【投資有価証券明細表等】

オルトゥ・クールバ・トラスト
 - グローバル株式セクター厳選ファンド
 投資有価証券明細表
 2026年2月28日現在

デリバティブ金融商品 - 98.3%

OTCトータル・リターン・スワップ

カウンターパーティ	支払率	参照指数	償還日	純資産比率	想定元本 (米ドル)	未実現評価 (損)益 (米ドル)	契約金額 (米ドル)
ドイツ銀行	0.60%	クロッキー・セクター指数 (ティッカー: DBGLS3UT)	2034年 6月12日	17.96%	8,432,475	1,942,533	10,627,470
						1,942,533	10,627,470

ヘッジ対象クラス先渡為替契約

カウンターパーティ	購入額		売却額		満期日	純資産比率	未実現評価(損) 益(米ドル)
ドイツ銀行	米ドル	81,368	日本円	12,675,531	2026年3月31日	0.00%	(23)
ドイツ銀行	米ドル	4,104	豪ドル	5,760	2026年3月31日	0.00%	(1)
ドイツ銀行	豪ドル	1,381,550	米ドル	982,242	2026年3月31日	0.02%	2,202
ドイツ銀行	日本円	399,951,753	米ドル	2,564,768	2026年3月31日	0.03%	3,369
							5,547
デリバティブ金融商品合計							10,633,017

価額(米ドル)						
デリバティブ商品合計 - 98.3%						
(取得価額 8,684,937米ドル)						10,633,017
その他の資産および負債超過現金 - 1.7%						
						182,413
純資産総額 - 100.0%						
						10,815,430

比率は純資産に対する比率として表示されている。

純資産総額比率
デリバティブ金融商品
49.25%

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Annual Report and Audited

Financial Statements 2026

STATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES

As of 28 February 2026

		Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund As of 28 February 2026
Assets:	Notes	
Investments in financial derivative instruments	7, 8	\$ 10,633,041
Cash and cash equivalents	9	10,655,952
Receivable for subscriptions		10,000
Receivable for swap contracts		96,226
Prepaid expenses and other assets		192,645
Total assets		21,587,864
Liabilities:		
Investments in financial derivative instruments	7, 8	24
Collateral due to broker		10,589,407
Payable to Manager	4	4,770
Payable for fund units redeemed		101,817
Dividends and interest payable		7,312
Other accrued expenses	4	69,104
Total liabilities		10,772,434
Net assets		\$ 10,815,430

Signed on behalf of the Manager of the Trust on 23 July 2026

 Paul O'Shea

 Paul Giblin

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Annual Report and Audited

Financial Statements 2026

STATEMENT OF OPERATIONS

For the financial year ended 28 February 2026

		Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund
		Financial year ended 28 February 2026
Investment income:	Notes	
Other income		\$ 17,948
Total investment income		17,948
Expenses:		
Manager fees	4	103,528
Administration fees	4	134,171
Agent Company Fees	4	1,118
Audit fees	4	43,546
Depositary fees	4	19,232
Legal fees	4	5,470
Tax expenses	2, 4	57,551
Other expenses	4	377,798
Total expenses		742,414
Net expenses		742,414
Net investment loss		\$ (724,466)
Realised and unrealised (loss)/gain on investments		
Net realised (loss)/gain on:		
Foreign currency transactions and forward foreign currency contracts		\$ (159,366)
Swap contracts		230,057
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on:		
Foreign currency transactions and forward foreign currency contracts		53,263
Swap contracts		1,913,996
Net realised and unrealised gain/(loss) on investments		2,037,950
Net increase/(decrease) in net assets resulting from operations		\$ 1,313,484

For the financial year ended 28 February 2026, there are no other gains or losses other than those included in the Statements of Operations. All income arises from continuing operations.

Signed on behalf of the Manager of the Trust on 23 July 2026

Paul O'Shea

Paul Giblin

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Annual Report and Audited

Financial Statements 2026

STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS
For the financial year ended 28 February 2026

		Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund
		Financial year ended 28 February 2026
Operations:	Notes	
Net investment income	\$	(724,466)
Net realised gain on investments, foreign currency transactions and forward foreign currency contracts		70,691
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments, foreign currency transactions and forward foreign currency contracts		1,967,259
Net increase/(decrease) in net assets resulting from operations		1,313,484
Capital Unit Transactions:	3	
Proceeds from units sold		
USD Unit Class	\$	861,573
JPY Hedged Unit Class		226,638
AUD Hedged Unit Class		173,252
Cost of units redeemed		
USD Unit Class	\$	(2,420,436)
JPY Hedged Unit Class		(1,959,770)
AUD Hedged Unit Class		(131,498)
Net (decrease)/increase in net assets from unit transactions		(3,250,241)
Total (decrease)/increase in net assets		(1,936,757)
Net assets: Beginning of financial year		12,752,187
Net assets: End of financial year	\$	10,815,430

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Annual Report and Audited

Financial Statements 2026

ORTU CURVA TRUST II SECTOR FOCUSED GLOBAL EQUITY FUND

FINANCIAL HIGHLIGHTS

For the financial year ended 28 February 2026

Financial year End	USD Unit Class 28 February 2026	JPY Hedged Unit Class 28 February 2026	AUD Hedged Unit Class 28 February 2026
Net Asset Value Beginning of Financial year	\$ 9.82	JPY 938.89	AUD 9.72
Net Investment Income*	(0.63)	(61.67)	(0.58)
Net Realised and Unrealised Gain/(Loss) on Investments	2.10	154.45	1.90
Total from Investment Operations	1.47	92.78	1.32
Net Asset Value End of Financial year	\$ 11.29	JPY 1,031.67	AUD 11.04
Total Return	14.97%	9.88%	13.58%
Net Asset Value End of Financial year	\$ 7,330,162	JPY389,973,237	AUD 1,385,591
Ratio of Expenses to Average Net Assets	6.62%	6.88%	6.13%
Ratio of Net Investment Income to Average Net Assets	(6.46)%	(6.72)%	(5.98)%

* Calculated based on average units outstanding during the year ended 28 February 2026.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For the financial year ended 28 February 2026

1. Organisation

Ortu Curva II Trust (the “Trust”), a unit trust established in Ireland on 2 May 2024 under the Unit Trusts Act 1990 under registration number C535962 and the AIF Rulebook issued by Central Bank (the “AIF Rulebook”). The Trust is structured as an umbrella fund and may comprise several funds each representing a separate fund or portfolio of assets. The Units of the Trust may also be divided into different Classes with one or more Classes of Units representing a fund.

The Trust is authorised by the Central Bank of Ireland (the “Central Bank”) as a unit trust pursuant to the Unit Trusts Act 1990. The Central Bank shall not be liable by virtue of its authorisation of the Trust or by reason of its exercise of the functions conferred on it by legislation in relation to the Trust for any default of the Trust. Authorisation of the Trust by the Central Bank does not constitute a warranty by the Central Bank as to the creditworthiness or financial standing of the various parties to the scheme, nor is the Central Bank responsible for the contents of the prospectus. Such authorisation does not constitute an endorsement or guarantee of the Trust by the Central Bank.

The Trust has appointed IQ EQ Fund Management (Ireland) Limited (the “Manager”) as its Alternative Investment Fund Manager (“AIFM”) pursuant to the agreement signed on 2 May 2024 between the Trust and the AIFM (the “AIFM Agreement”). Under the terms of the AIFM Agreement, the AIFM is appointed to carry out the management services in respect of the Trust.

As at 28 February 2026 the Trust comprises of one sub-fund:

- Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund (the “Sub-Fund”) with registered number C537495 is a sub-fund of Ortu Curva II Trust, a Unit Trust with registered number C535962 and established as an umbrella sub-fund with segregated liability between sub-funds. The manager of the Sub-Fund who also acts as AIFM (with responsibility for portfolio management) of the Sub-Fund is IQ EQ Fund Management (Ireland) Limited.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial year ended 28 February 2026

1. Organisation (continued)

The investment objective of the Sub-Fund is to aim to replicate the performance of the Index (as defined below), (or any other index determined by the Manager from time to time to track substantially the same market as the Index). In order to achieve its investment objective, the Sub-Fund will generally invest all of the proceeds from the issue of Units (after deducting therefrom the costs and expenses in connection with the establishment of the Sub-Fund and the offering of Units and a reserve for other charges and expenses payable out of the assets of the Sub-Fund) in one or more total return swaps (each a “Total Return Swap”) to be traded with Deutsche Bank AG (the “Swap Counterparty”) pursuant to a swap agreement (the “Swap Agreement”). In addition to entering into the Total Return Swap, the Sub-Fund may hold cash pending investment, the return of monies to investors or to allow the Sub-Fund to meet certain ongoing charges and expenses which may arise in the course of operations of the Sub-Fund. The Manager will invest for the account of the Sub-Fund more than 50% of the total assets of the Sub-Fund in “securities” within the meaning of the Financial Instruments and Exchange Law of Japan (Law No. 25 of 1948, as amended) (“FIEL”) (such as corporate or government debt securities, commercial paper, units of securities investment trusts and shares of mutual funds) (but excluding such rights listed in each item of Article 2, Paragraph 2 of the FIEL as deemed to be securities) and in derivatives relating to such securities.

Deutsche Bank CROCI® Sectors III USD Total Return Index (the “Index”) (ticker: DBGLS3UT) is a synthetic rules-based proprietary strategy created by Deutsche Bank AG, London Branch. The Index is intended to reflect the performance of thirty stocks selected from three industry sectors in a selection pool of large capitalization stocks in the United States, Europe and Japan. The selection pool consists of (i) the 251 stocks with the largest market capitalization in the S&P 500® Index (the “S&P 500”) (and any current constituent of the Index if it is within the 271 stocks with the largest market capitalization in the S&P 500), (ii) the stocks constituting the EURO STOXX® Large Index (the “STOXX Large”) and (iii) the stocks constituting the TOPIX 100 Index (the “TOPIX 100”, and, together with the S&P 500 and the STOXX Large, (the “Reference Indices”), in each case, excluding certain restricted stocks, the financial stocks identified in accordance with the relevant industry classification standards and certain other stocks as defined in the prospectus).

The Manager has classified the Sub-Fund as an Article 6 Fund pursuant to the EU Sustainable Finance Disclosure Regulation (EU Regulation 2019/2088) (the “SFDR”). The Sub-Fund does not have a sustainable investment objective within the meaning of Article 8 and Article 9 of the SFDR.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial year ended 28 February 2026

2. Significant Accounting Policies

The following is a summary of significant accounting policies consistently followed by the Trust in the preparation of its financial statements. These policies are in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America (" US GAAP ").

- a) Valuation of swaps - swaps contracts are valued on the basis of the recalculated market prices by using the traditional elements of pricing, considering the value, the volatility of the underlying, the interest rates and the residual value of the swaps contracts. Swaps contracts at market value are recorded in the statement of assets and liabilities. Gains or losses on open swap contracts are shown in note 8.
- b) Distributions to Unitholders - It is not intended to declare dividends in respect of any Unit Class of the Sub-Fund. Any distributable profits will remain in the Sub-Fund's assets and be reflected in the Net Asset Value of the relevant Unit Class.
- c) Basis of preparation - The accompanying financial statements have been prepared on a going concern basis in conformity with US GAAP.
- d) Use of Estimates - The preparation of the financial statements in conformity with US GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts in the financial statements and accompanying notes. Management believes that the estimates utilized in preparing its financial statements are reasonable and prudent; however, actual results could differ from these estimates.
- e) Income and Expenses - Dividends are recognized as income on the dates that the related investment is first quoted 'ex-dividend' to the extent information thereon is reasonably available. Interest income and interest expense are recognized on an accruals basis in line with the contractual terms. Interest is accrued on a daily basis.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial year ended 28 February 2026

2. Significant Accounting Policies (continued)

- f) Investment transactions and related income and expenses - Investment and Unitholder transactions are recorded on trade date. The Trust determines the gain or loss realised from the investment transactions by comparing the original cost of the security lot sold with the net sales proceeds on a high cost basis. Within the Sub-Fund, dividend income is recognized on the ex-dividend date or as soon as information is available and interest income is recognized on an accrual basis. Income, expenses (other than expenses attributable to a specific Class), and realised and unrealised gains or losses on investments are allocated to each class of units based on its respective units outstanding.
- g) Cash and Cash Equivalents - Cash and cash equivalents include cash in hand, deposits held on call with banks, other short-term highly liquid investments with original maturities of three months or less and bank overdrafts. All cash at bank balances are held with Brown Brothers Harriman & Co., or with third party institutions approved by the Trust on overnight deposit or directly with a sub-custodian. All deposits held on call with banks are returned to the Trustee the following day. A breakdown of the financial institutions where the cash was deposited at the financial year end is contained in note 9.
- h) Functional and Presentation Currency - Items included in the financial statements are measured using the currency of the primary economic environment in which it operates (the "Functional Currency"). The Trust's Functional and Presentation Currency is US Dollar.
- i) Foreign Exchange Translations - Monetary assets and liabilities denominated in currencies other than the currency stated as the Trust's Functional Currency are translated using the closing rates of exchange at each financial year end. Transactions during the financial year, including purchases and sales of securities, income and expenses, are translated at the rate of exchange prevailing on the date of the transaction.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial year ended 28 February 2026

2. Significant Accounting Policies (continued)

- j) Foreign Currency Exchange Contracts - Transactions during the financial year denominated in foreign currencies have been translated at the rates of exchange ruling at the dates of the transactions. Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated at the rates of exchange ruling at the financial year end date. The results of operations due to fluctuations in foreign exchange rates on investments from gains or losses arising from the sales or changes in values of the portfolio securities are reported separately. Net realised gains (losses) and net change in unrealised gains (losses) on foreign currency related transactions arise from sales of foreign currencies and currency gains or losses between trade date or ex-date and settlement date on security or dividend transactions.
- k) Collateral - The Sub-Fund may accept collateral in the context of the Total Return Swap. Such collateral will be of an appropriate type for the given transaction and the particular counterparty and may be in the form of cash or debt securities issued by countries which are members of the G7 group of countries (Canada, France, Germany, Italy, Japan, the United Kingdom and the United States). It will be transferred, where there is title transfer, to the Trustee (or its delegate) for safekeeping. Where securities are received as collateral they will be valued by the Manager in accordance with the terms of the Prospectus (applying appropriate haircuts where the Manager determines this to be necessary or desirable) and at a frequency determined by the Manager to be appropriate, taking into consideration the type of collateral and the frequency of the Sub-Fund's Redemption Days. Collateral received pursuant to the Total Return Swaps may be re-invested by the Sub-Fund for the purposes of investment in cash or debt securities issued by countries which are members of the G7 group of countries (Canada, France, Germany, Italy, Japan, the United Kingdom and the United States) and may also invest in money market funds.
- l) Operating Expenses - The Trust pays out of its assets all normal operating expenses including depositary fees, administration fees, transfer agent fees, Manager fees, NAV publication and circulation fees, audit & other professional fees, and charges incurred on the acquisition and realisation of investments. Such costs are generally expensed in the financial year incurred.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial year ended 28 February 2026

2. Significant Accounting Policies (continued)

- m) Transaction Costs - Transaction costs are incremental costs that are directly attributable to the acquisition, issue or disposal of a financial asset or financial liability. An incremental cost is one that would not have been incurred if the entity had not acquired, issued or disposed of the financial instrument. Only transaction costs which are separately identifiable are disclosed. These include transaction costs paid to depositary and sub-custodians, identifiable brokerage charges and commissions, identifiable transaction related taxes and other market charges and separately identifiable transaction costs related to financial derivative instruments. These requirements are disclosed in note 5.
- n) Taxation - The Trust is an investment undertaking as defined in Section 739B of the Taxes Consolidation Act, 1997, as amended. Provided the Trust continues to be resident for tax purposes in Ireland and is authorised by the Central Bank of Ireland, the Trust should not be chargeable to Irish tax on its relevant income or gains, other than on the occurrence of a chargeable event. A chargeable event includes any distribution payments to Unitholders or any encashment, redemption, cancellation or transfer of units and the holding of units at the end of each eight year period beginning with the acquisition of such units.

No Irish tax will arise for the Trust on a chargeable event in respect of:

- a Unitholder who is not an Irish resident and not ordinarily resident in Ireland for tax purposes at the time of the chargeable event, provided the necessary signed statutory declarations are held by the Trust and the Trust is not in possession of any information which would reasonably suggest that the information contained therein is no longer materially correct; or the Trust has been authorised by the Irish Revenue Commissioners to make gross payments in the absence of appropriate declarations;
- certain exempted Irish tax resident Investors (as outlined in Section 739D of the Taxes Consolidation Act, 1997, as amended) who have provided the Trust with the necessary signed statutory declarations;
- an exchange of units arising on a qualifying amalgamation or reconstruction of the Trust with another sub-fund;

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial year ended 28 February 2026

2. Significant Accounting Policies (continued)

- any transactions in relation to units held in a recognized clearing system as designated by order of the Revenue Commissioners of Ireland;
- certain exchanges of units between spouses and former spouses on the occasion of judicial separation and/or divorce;
- an exchange by a Unitholder, effected by way of an arm's length bargain where no payment is made to the Unitholder of units in the Trust for other units in the Trust.

Capital gains, dividends and interest (if any) received on investment made by the Trust may be subject to withholding taxes imposed by the country from which the investment income/gains are received and such taxes may not be recoverable by the Trust or its Unitholders.

In the absence of an appropriate declaration, the Trust will be liable for Irish tax on the occurrence of a chargeable event, and the Trust reserves its right to withhold such taxes from the relevant Unitholders.

ASC 740 Income Taxes established financial accounting and disclosure requirements for recognition and measurement of tax positions taken or expected to be taken on a tax return. The Manager has reviewed the Trust's tax positions for all open tax years and has concluded that no provision for income tax is required in the Trust's financial statements.

The Sub-Fund may be subject to Internal Revenue Service (the "IRS") Section 871(m), which imposes a 30% withholding tax on "dividend equivalent payments" in respect of certain types of derivative instruments (including equity or total return swaps) that reference U.S. stocks.

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Annual Report and Audited

Financial Statements 2026

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial year ended 28 February 2026

3. Capital Unit Transactions

As the minimum initial subscription to the Trust will not be less than €100,000 (or its foreign currency equivalent), an investment in the Trust may only be made by a Qualifying Investor (and Knowledgeable Investors). Accordingly, the Trust qualifies as a qualifying investor scheme for the purposes of the Central Bank's Regulations on collective investment schemes, and while the Trust is authorised by the Central Bank, the Central Bank has not set any limits or other restrictions on the investment objectives, the investment policies or the degree of leverage which may be employed by the Trust, other than to stipulate that, without prejudice to the Trust's ability to invest through subsidiary entities, the Trust may not acquire units carrying voting rights which would enable it to exercise a significant influence of the management of an issuer. The Trust may not take or seek to take legal or management control of the issuer of any of its underlying investments. Units may not be issued or transferred to any U.S. Person. The Directors may at their absolute discretion from time to time impose such further investment restrictions as shall be compatible with or in the interest of the Unitholders, in order to comply with the laws and regulations of the countries where Unitholders are located.

The investment restrictions for each sub-fund will be specified by the Manager at the time of creation of each sub-fund and will be specified in the relevant prospectus supplement. The investment restrictions referred to above and in the relevant Supplement are deemed to apply at the time of purchase of the investments. If such limits are exceeded for reasons beyond the control of the relevant sub-fund, or as a result of the exercise of subscription rights, the relevant sub-fund will adopt, as a priority objective, the remedying of the situation, taking due account of the interests of Unitholders.

For the Sub-Fund Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund the following Unit Classes are available for subscription.

Class	Currency Denomination	Minimum Initial Subscription	Minimum Subsequent Subscription /Minimum Holding	Minimum Redemption Amount
USD Unit Class	USD	USD equivalent of €100,000	100.00	1 Unit
JPY Hedged Unit Class	JPY	JPY equivalent of €100,000	10,000	1 Unit
AUD Hedged Unit Class	AUD	AUD equivalent of €100,000	100.00	1 Unit

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial year ended 28 February 2026

3. Capital Unit Transactions (continued)

The minimum amounts set out above may be raised, lowered or waived at the discretion of the Directors (or their delegate) either generally or in relation to any specific subscription or repurchase. Investors must subscribe into a Class in the currency in which that Class is denominated. Repurchase payments are also made in the currency in which the relevant Class is denominated.

Units in the Sub-Fund will be available for subscription at the Net Asset Value per Unit (less any duties and charges) on the relevant Subscription Day. Completed subscription applications should be submitted by the Subscription Cut-Off Time in accordance with the requirements of the section headed “Continuing Offer Application Procedure” of the Prospectus. Cleared settlement monies are required to be forwarded by 11 pm (Tokyo time) on the third Business Day falling after the relevant Subscription Day.

A Unitholder may submit a redemption request, in accordance with the requirements of the section headed “Redemptions” of the Prospectus in respect of any Redemption Day, by submitting a redemption request in advance of the relevant Redemption Cut-Off Time. Units will be redeemed at the Net Asset Value per Unit of the relevant Unit Class on the relevant Redemption Day. The aggregate redemption proceeds payable to a Unitholder will be rounded down to the nearest whole USD0.01, in the case of the USD Unit Class, JPY 1, in the case of the JPY Unit Class and AUD 0.01, in the case of the AUD Unit Class. The benefit of any such rounding will be retained for the account of the Sub-Fund. For the purposes of calculating the redemption price of a Unit, the Trustee and/or the Manager may deduct from the Net Asset Value per Unit an amount which it/they consider(s) to be an appropriate allowance to reflect fiscal and sale charges which would be incurred for the account of the Sub-Fund in realising assets or closing out positions to provide funds to meet redemption requests on a particular Redemption Day.

It is generally expected that redemption proceeds will be circulated to Unitholders within 5 Business Days of the relevant Redemption Day.

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Annual Report and Audited

Financial Statements 2026

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial year ended 28 February 2026

3. Capital Unit Transactions (continued)

All remaining Units in the Sub-Fund will be compulsorily repurchased on the last Business Day of May 2034 or such other date, including a later date, as the Manager may determine and notify to Unitholders, being the date on which the term of the Sub-Fund expires and all remaining units are redeemed ("Fund Maturity Date") and the proceeds of repurchase will be sent to Unitholders within 5 Business Days of redemption, save that if the Net Asset Value of the Sub-Fund falls below USD 15,000,000 on a given Subscription Day, the Manager, in consultation with the Trustee, may, at its discretion, repurchase all but not less than all of the Units of the Sub-Fund then outstanding at the repurchase price calculated on the Expiration Date (as hereinafter defined). However, the Manager must (i) provide four weeks' written notice of repurchase to all Unitholders, such notice expiring on the date stated in the notice (the "Expiration Date") and (ii) repurchase such Units within four weeks following such Expiration Date. Unitholders shall be notified in writing of any such repurchase.

Unit transactions for the financial year ended 28 February 2026 were as follows:

	Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund
	28 February 2026
USD Unit Class	
Opening number of units	807,017
Units sold	88,043
Units redeemed	(245,988)
Closing number of units	649,072
JPY Hedged Unit Class	
Opening number of units	659,771
Units sold	36,896
Units redeemed	(318,661)
Closing number of units	378,006
AUD Hedged Unit Class	
Opening number of units	119,158
Units sold	28,150
Units redeemed	(21,794)
Closing number of units	125,514

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Annual Report and Audited

Financial Statements 2026

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial year ended 28 February 2026

4. Manager and Other Agreements

The Trust has an agreement with the Manager to furnish investment advisory services to the Trust. Under the terms of the agreement, the Manager is entitled to receive management fees in respect of each of the sub-funds, payable out of the assets of the sub-funds, accruing daily and payable monthly in arrears at the annual percentage rate, as set out below.

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund:

Manager's fee

In respect of its provision of management services to the Sub-Fund, the Manager will receive a management fee of 0.11% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Fund, and on notice to Unitholders, up to a maximum rate of 0.15%. The Management Fee is subject to an annual minimum fee of €90,000 per annum per sub-fund and on notice to Unitholders, up to a maximum rate of € 135,000. The Manager is further entitled to receive the one-off onboarding fee of €75,000 upon the initial subscription of Units.

The Manager earned fees of \$103,528 for the financial year ended 28 February 2026. Manager fees payable as at 28 February 2026, amounted to \$4,770.

The Sub-Fund pays all of its own operating expenses (excluding fees and expenses covered by the Management Fee) which may be incurred by the Sub-Fund, including, but not limited to, the following expenses: (i) ongoing legal fees following the launch of the Sub-Fund, including fees and expenses arising in respect of legal or administrative proceedings; (ii) the cost of preparing, printing, publishing, translating and distributing (in such languages as may be necessary) prospectuses, supplements, annual reports, financial statements, notices and other documents or information to current and prospective Unitholders; (iii) the costs and expenses of obtaining and / or maintaining authorisations, registrations and permissions to distribute with the regulatory authorities in any jurisdiction (iv) all expenses arising in respect of the termination or liquidation; (v) investment expenses such as commissions and brokerage fees (including fees related to negotiation of commissions and brokerage fees); (vi) interest on margin accounts and other indebtedness; (vii) taxes, including without limitation, withholding, net income, capital gains, franchise, value added, stamp and transfer taxes, along with any interest and penalties thereon or other additions to such taxes, (viii) unit class specific hedging fees.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial year ended 28 February 2026

4. Manager and Other Agreements (continued)

Administrator and Trustee fee

Brown Brothers Harriman Fund Administration Services (Ireland) Limited (the "Administrator") serves as the Trust's administrator, fund accountant and transfer agent. The Trustee of the Trust is Brown Brothers Harriman Trustee Services (Ireland) Limited. In accordance with and subject to the Trust Deed, the Trustee provides safe keeping for all of the assets of the Trust (including any assets held through a wholly owned subsidiary) which are held under the control of the Trustee in the Trustee's custodial network. The Trustee is also responsible for monitoring the Trust's cash flows, ensuring that all payments made by or on behalf of investors upon the subscription of Units of the Sub-Fund have been received. The Trustee is also responsible for the safe-keeping of the assets of the Trust which includes (a) holding in custody all financial instruments that can be registered in a financial instrument account opened in the Trustee's books and all financial instruments that can be physically delivered to the Trustee; and (b) for other assets, verifying the ownership of such assets and the maintenance of a record accordingly (the "Safekeeping Function") and for other oversight duties. The Trustee may delegate to third parties the safe-keeping of the assets of the Trust subject to the conditions laid down in the AIFMD and, in particular, the Trustee shall satisfy itself that (a) registration of financial instruments held in custody is performed in such manner as is usual market practice in the market in question either in the name of the Trustee, or that of its sub-custodian or nominee or in the name of the Trust, as may in the circumstances be necessary or required; (b) the financial instruments so registered may not be assigned, transferred, exchanged or delivered without the prior authorisation of the Trustee or its sub-custodian or their respective nominees; and (c) the financial instruments so registered shall be segregated from assets belonging to the Trustee, or to the sub-custodian or their respective nominees. The Manager will ensure that investors are informed of any arrangement made by the Trustee to contractually discharge its liability before they subscribe for Units. The Manager will also ensure that Unitholders are informed of any changes with respect to the Trustee's liability without delay.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial year ended 28 February 2026

4. Manager and Other Agreements (continued)

Administrator and Trustee fee (continued)

The Administrator and Trustee shall be entitled to receive fees calculated as a percentage of the Net Asset Value of the Sub-Fund for the provision of administration and trustee services respectively. The fees of the Administrator and the Trustee shall be discharged out of the assets of the Sub-Fund. The fees and the expenses of the Administrator and Trustee are payable monthly in arrears. In respect of its provision of administration services to the Sub-Fund, the Administrator shall be entitled to receive a fee of 0.05% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Fund. Those fees include, but are not limited to, an accounting services fee, which is 0.02% per annum, subject to the certain annual minimum amount of €22,500, a Sub-Fund administration fee, which is 0.02% per annum, subject to the certain annual minimum amount of €22,500, and a transfer agency fee, which is 0.01% per annum, subject to the certain annual minimum amount of \$30,000. In respect of its provision of trustee services to the Sub-Fund, the Trustee shall be entitled to receive a fee of 0.004% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Fund. Any increase in the fees of the Trustee and Administrator above the fee disclosed shall be subject to the approval of Unitholders. In addition to the fees calculated as a percentage of the Net Asset Value of the Sub-Fund, the Administrator and the Trustee shall be entitled to receive safekeeping fees as a percentage of the value of the assets held by it for safekeeping, including, but not limited to, those assets posted to the Sub-Fund as collateral, as well as transaction fees per transaction. The Administrator and the Trustee shall also be entitled to receive any additional fees from the Sub-Fund to cover any reasonable and documented out-of-pocket expenses.

Agent Company fee

The Manager has appointed Deutsche Securities Inc. as the agent company (the "Agent Company") in Japan in relation to the Sub-Fund pursuant to an Agent Company Agreement. Pursuant to the Agent Company Agreement, the Agent Company will perform the following functions:

- (a) distribute to the financial instruments firms or financial institutions, etc. who are members of JSDA ("JSDA Members") and may be selling Units in Japan such prospectuses relating to the Units as may from time to time be required to be prepared in accordance with the provisions of the applicable laws and regulations of Japan;
- (b) make public in Japan the Net Asset Value per Unit;

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial year ended 28 February 2026

4. Manager and Other Agreements (continued)

Agent Company fee (continued)

(c) distribute to the financial instruments firms or financial institutions, etc. who are JSDA Members and may be selling Units in Japan such financial statements and other documents relating to the Sub-Fund as may be from time to time required to be prepared in accordance with the provisions of the applicable laws and regulations of Japan and/or the JSDA Rules;

(d) report to the JSDA and notify the financial instruments firms or financial institutions, etc. who are JSDA Members and may be selling Units in Japan in the event that the Units cease to conform to the Standards for Selection of Foreign Investment Fund Securities as adopted from time to time by the JSDA;

(e) provide management reports (unyo houkokusyo) as set forth in Article 14, Paragraph 1 of the Law Concerning Investment Trusts and Investment Corporations of Japan in an electronic form on behalf of the Manager on the website of the Agent Company; and

(f) carry out on behalf of the Manager any and all acts and things incidental to or reasonably necessary for the Agent Company's performance of any of the above enumerated functions.

The Agent Company Agreement was concluded for an unlimited duration. Subject to the appointment of a successor agent company for the Manager in Japan insofar as such appointment is required in Japan, the Agent Company Agreement may be terminated upon three months' notice in writing by either the Manager or the Agent Company.

In consideration of its duties and functions, including deliveries of the prospectus, management reports and other documents to the Distributor, publication of the Net Asset Value per Unit in Japan and other analogous and ancillary duties, the Agent Company shall be paid an annual agent company fee (the "Agent Company Fee") by the Sub-Fund equal to 0.01% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Fund. The Agent Company Fee shall be accrued daily and be payable monthly in arrears. The Agent Company shall also be entitled to receive out-of-pocket expenses incurred in providing services in respect of the Sub-Fund.

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Annual Report and Audited

Financial Statements 2026

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial year ended 28 February 2026

4. Manager and Other Agreements (continued)

Audit fee

Auditors' remuneration charged by the Trust's audit firm excluding VAT for the financial year was as follows:

	Financial year ended 28 February 2026
- Audit of statutory accounts	\$ 35,876

There were no fees payable to the auditors in respect of non-audit services during the financial year ended 28 February 2026. PricewaterhouseCoopers has been appointed as auditor to the Trust.

Other expenses

Any additional fees in respect of a sub-fund will be set out in the relevant prospectus supplement. Charges and expenses that are not specifically attributable to a particular sub-fund may be allocated pro rata among the sub-funds based on their respective net assets or any other reasonable basis given the nature of the charges at the discretion of the Directors of the Manager.

Prepaid expenses as at 28 February 2026, amounted to \$192,645, consist of prepaid organisational expenses. The organisational expenses incurred in connection with the initial offering of Units in respect of the Sub-Fund, including, but not limited to, one-off fees to the Manager in the amount of €75,000 are not expected to exceed €400,000. The fees outlined above will be amortised over a period of 3 years.

The Swap Counterparty is entitled under the Total Return Swap to a fee, payable out of the assets of the Sub-Fund of 0.6% of the notional value of the Total Return Swap per annum. Any increase in the Index Fee above the fee disclosed shall be subject to the approval of Unitholders.

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Annual Report and Audited

Financial Statements 2026

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial year ended 28 February 2026

5. Transaction Costs

Transaction costs on the purchase and sale of investments are included in the purchase and sale of such investment.

Transaction costs for the financial year ended 28 February 2026 were as follows:

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund	
\$	28,248

Only transaction costs which are separately identifiable are disclosed.

6. Foreign Exchange Translations

The exchange rates against US Dollar as at 28 February 2026 were as follows:

Australian Dollar	1.40321
British Pound	0.74380
Euro	0.84696
Japanese Yen	156.12500

7. Financial Instruments and Associated Risks

The Trust's activities expose it to a variety of financial risks: market risk (including price risk, interest rate risk and foreign currency risk), liquidity risk, credit risk and valuation risk. The nature and extent of the financial instruments outstanding at the Statement of Assets and Liabilities date and the risk management policies employed by the Trust are discussed below.

Market Risk

Market risk is the risk that the value of a financial instrument will change as a result of exposure to market price, interest rate and foreign currency risks.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial year ended 28 February 2026

7. Financial Instruments and Associated Risks (continued)

Market Risk (continued)

- Market Price Risk

Market price risk arises mainly from uncertainty about future prices of financial instruments held. It represents the potential loss the Trust might suffer through holding market positions in the face of their price movements. A sub-fund's exposure to market price risk is driven by its investment objective. The Trust's market price risk is managed by the Manager on a daily basis. The Manager considers the asset allocation of the portfolio in order to spread the risk associated with particular market sectors whilst continuing to follow the Sub-Fund's investment objective.

- Interest Rate Risk

Interest rate risk is the risk that the value of a financial instrument will fluctuate because of changes in market interest rates. The majority of the Trust's assets and liabilities are non-interest bearing. As a result the Sub-Fund is not subject to a significant amount of interest rate risk. Generally, excess cash or cash equivalents are invested at short-term market interest rates.

- Foreign Currency Risk

The value of the assets of the Trust will be affected by fluctuations in the value of the currencies in which the sub-fund's portfolio securities are quoted or denominated relative to the Functional Currency. Currency exchange rates may fluctuate significantly over short periods of time causing, together with other factors, the sub-fund's net asset value to fluctuate.

The Manager may use foreign exchange hedging transactions to hedge the foreign currency exposure of a hedged class not denominated in the base currency of the sub-fund in order to mitigate risk for hedged classes. Details of outstanding forward foreign currency contracts dealt for currency hedging purposes can be found in the Schedule of Investments.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial year ended 28 February 2026

7. Financial Instruments and Associated Risks (continued)

Liquidity Risk

Not all securities or investments held by the Sub-Fund will be listed or rated or actively traded, and consequently liquidity may be low. Moreover, the accumulation and disposal of holdings in some investments may be time consuming or subject to adverse market conditions and may need to be conducted at unfavourable prices. There is also no guarantee that market making arrangements will be in place to make a market and quote a price for all instruments. In the absence of an active secondary market, the Sub-Fund may need to hold the instruments for an undetermined period of time. The Manager seeks to control the liquidity risk of the investment portfolio by a series of internal management measures in order to meet Unitholders' redemption requests; however if sizeable redemption requests are received, the Sub-Fund may need to liquidate its investments at a substantial discount in order to satisfy such requests and the Sub-Fund may suffer losses in trading such instruments.

Derivative transactions, and in particular over-the counter derivative transactions, may not benefit from a liquid secondary market. As such, there is no guarantee that positions may be entered into or unwound at any time or at a price close to the latest book value of such derivative transaction.

Custody Risks

There are risks involved in dealing with custodians or brokers. It is expected that securities and other assets deposited as margin with custodians or brokers will be clearly identified as being assets of the Sub-Fund. However, it may not always be possible to achieve this segregation and there may be practical or time problems associated with enforcing the Sub-Fund's right to its assets, held as margin, in the case of an insolvency of any such party.

The assets of the Sub-Fund may be held by custodians and brokers who become insolvent. If the assets are not segregated, the Sub-Fund would rank as unsecured creditors and the assets may not be fully recoverable.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial year ended 28 February 2026

7. Financial Instruments and Associated Risks (continued)

Custody Risk (continued)

In addition, the Manager may invest for the account of the Sub-Fund, directly or indirectly, in markets where custodial and/or settlement systems are not fully developed. The assets of the Sub-Fund which are traded in such markets and which have been entrusted to sub-custodians, in circumstances where the use of such sub-custodians is necessary, may be exposed to certain risks. Such risks include, but are not limited to, a non-true delivery versus payment settlement, a physical market, and as a consequence the circulation of forged securities, poor information in regards to corporate actions, registration process that impacts the availability of the securities, lack of appropriate legal/fiscal infrastructure and lack of compensation/risk with a central depository.

The Manager manages risk by monitoring the credit quality and financial position of the Depository and such risk is further managed by the Depository monitoring the credit quality and financial positions of sub-custodian appointments.

Settlement Risk

Market practices in relation to the settlement of securities and other transactions and custody of assets may increase risk. The clearing, settlement and registration systems available to effect trades may result in delays and other material difficulties in relation to the settlement of trades and registration of transfers. There is also the possibility that a customer or counterparty to a transaction might fail to perform its contractual commitment. Any problems regarding settlement may affect the Net Asset Value and the liquidity of the Sub-Fund.

Risk relating to unsettled transactions is considered small due to the short settlement period involved and the high credit quality of the broker used. The Sub-Fund monitors the credit rating and financial positions of the broker used to further mitigate this risk.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial year ended 28 February 2026

7. Financial Instruments and Associated Risks (continued)

Credit and Counterparty Risk

The Sub-Fund's security transactions are solely concentrated with one counterparty, Deutsche Bank AG. Substantially all cash balances are placed in custody with Brown Brothers Harriman & Co. The extent of the Sub-Fund's exposure to credit and counterparty risks in respect to these financial assets approximates their carrying value as recorded in the Sub-Fund's Statement of Net Assets.

The Sub-Fund attempts to reduce its exposure to counterparty credit risk related to OTC derivatives and structured products by entering into a master netting agreement with its counterparty, whenever possible. The Sub-Fund entered into an ISDA Master Agreement with Deutsche Bank AG which incorporates a right of set-off across derivative and structured products covered by the Master Agreement.

The Sub-Fund views its maximum risk of loss from counterparty credit risk related to fully-funded OTC derivatives is generally the aggregate unrealised appreciation and outstanding counterparty payments in excess of any collateral pledged by the counterparty to the Sub-Fund. The Sub-Fund's maximum risk of loss from counterparty credit risk related to unfunded OTC derivatives is generally the aggregate unrealised appreciation.

Valuation Risk

Due to the nature of certain investments of the Sub-Fund, the counterparty may be the only party who can provide a valuation of such investments. As such, it may not always be possible to obtain a valuation from an independent third party. If such a situation arises, the Sub-Fund will seek to ensure that any transactions in respect of such investments are executed on normal commercial terms, negotiated at arm's length.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial year ended 28 February 2026

7. Financial Instruments and Associated Risks (continued)

Fair Value of Financial Instruments

The Trust follows the authoritative guidance for fair value measurements. The guidance establishes a framework for measuring fair value and a hierarchy for inputs used in measuring fair value that maximizes the use of observable inputs and minimizes the use of unobservable inputs by requiring that the most observable inputs be used when available. The guidance establishes three tiers of inputs that may be used to measure fair value. The inputs or methodology used for valuing securities are not necessarily an indication of the risk associated with investing in those securities.

Various inputs are used in determining the value of the Trust's investments. These inputs are summarized in the three broad levels listed below:

Level 1 - unadjusted quoted prices in active markets for identical securities.

Level 2 - inputs, other than quoted prices included in Level 1, that are observable either directly or indirectly. These inputs may include:

- o quoted prices for similar assets in active markets,
- o quoted prices for identical or similar assets in markets that are not active,
- o inputs other than quoted prices that are observable for the asset, or
- o inputs derived principally from or corroborated by observable market data by correlation or other means.

Level 3 - significant unobservable inputs (including the Trust's own assumptions in determining the fair value of investments).

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Annual Report and Audited

Financial Statements 2026

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial year ended 28 February 2026

7. Financial Instruments and Associated Risks (continued)

The following is a summary of the fair value hierarchy of the financial assets and liabilities measured at fair value as of 28 February 2026:

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

28 February 2026	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Investments				
Assets				
- Total return swap	\$ -	\$10,627,470	\$ -	\$10,627,470
- Forward foreign currency contracts	-	5,571	-	5,571
Liabilities				
- Forward foreign currency contracts	\$ -	\$ (24)	\$ -	\$ (24)
Total	\$ -	\$10,633,017	\$ -	\$10,633,017

There were no transfers between levels as at 28 February 2026.

8. Derivative Instruments

The Sub-Fund may utilize certain financial derivative instruments for the purposes of unit class hedging. The Manager intends to hedge the foreign currency exposure of the JPY and AUD Unit Classes in order that investors in such classes receive returns substantially in line with that which would be achieved in the base currency. The financial instruments used to implement such strategies will be assets/liabilities of the Sub-Fund as a whole. However, such transactions will be clearly attributable to the relevant JPY and AUD Unit Class, as applicable, and the gains / losses on and the costs of the relevant financial instruments will accrue solely to the relevant JPY or AUD Unit Class, as applicable. There can be no assurance that the Manager will be able to hedge, or be successful in hedging, the currency exposure, in whole or in part, of the JPY and AUD Unit Classes, and the JPY and AUD Unit Classes might be affected by exchange rate fluctuations.

- a) A forward foreign currency contract is a commitment to purchase or sell a foreign currency at a future date at a negotiated forward rate. All commitments are marked-to-market on each valuation date at the applicable foreign exchange rate and any resulting unrealised gain or loss is recorded on such date. Unrealised appreciation or depreciation is included in the Statement of Operations.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial year ended 28 February 2026

8. Derivative Instruments (continued)

The Manager may hedge the foreign currency exposure of a Class not denominated in the base currency of the Sub-Fund in order that investors in that Class receive a return in the currency in which that Class is denominated and not materially affected by changes between the value of the Class currency and the base currency of the Sub-Fund. In this context, foreign exchange hedging will not be used for speculative purposes. Where the designation “Hedged” does not appear in the name of a Class denominated in a currency other than the base currency of the Sub-Fund it is not a hedged class and the Manager will not seek to mitigate the risk of adverse exchange rate fluctuations between the base currency of the Sub-Fund and the currency in which that Class is denominated.

The Manager uses forward foreign currency contracts for hedging purposes only. This strategy may limit investors in hedged unit classes from benefiting if the Class currency falls against the base currency of the Sub-Fund and/or the currency/currencies in which the assets of the Sub-Fund are denominated. Although hedging strategies may not necessarily be used in relation to each Class, the financial instruments used to implement such strategies shall be assets/liabilities of the Sub-Fund as a whole. However, the gains/losses and the costs of the relevant financial instruments used in hedging activities will accrue solely to the relevant hedged class.

b) In order to achieve its investment objective, the Sub-Fund will generally invest all of the proceeds from the issue of Units (after deducting therefrom the costs and expenses in connection with the establishment of the Sub-Fund and the offering of Units and a reserve for other charges and expenses payable out of the assets of the Sub-Fund) in one or more total return swaps (to be traded with the Swap Counterparty pursuant to a swap agreement (the “Swap Agreement”). Further details in relation to the Swap Agreement and the Swap Counterparty are set out in the prospectus. The Total Return Swap will be a fully-funded USD denominated swap (ie some or all of the proceeds from the issue of Units will be paid to the Swap Counterparty on commencement of the Total Return Swap) and will provide the Sub-Fund with exposure to the Index (as defined below). The Sub-Fund's exposure to the Total Return Swap will be (i) increased in the event that the Sub-Fund receives net subscriptions and (ii) decreased in the event that the Sub-Fund receives net redemptions, on a particular Subscription Day/Redemption Day. The performance of the Sub-Fund will be determined by the performance of the Index. In addition to entering into the Total Return Swap, the Sub-Fund may hold cash pending investment, the return of monies to investors or to allow the Sub-Fund to meet certain ongoing charges and expenses which may arise in the course of operations of the Sub-Fund.

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Annual Report and Audited

Financial Statements 2026

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial year ended 28 February 2026

8. Derivative Instruments (continued)

Details on counterparty credit risk are disclosed in detail in the credit risk section of note 7.

The below tables disclose the disaggregated fair value of derivatives instruments as at 28 February 2026 and the related Statement of Operations effects for the financial year ended.

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Fair Values of Derivative Instruments on the Statements of Assets and Liabilities as at 28 February 2026

Asset Derivatives - Investments in financial derivative instruments	Market Price Risk	Foreign Exchange Risk*	Total
- Unrealised appreciation on forward foreign currency contracts	\$ -	\$ 5,571	\$ 5,571
- Total return swap contract at market value	10,627,470	-	10,627,470
	<u>\$ 10,627,470</u>	<u>\$ 5,571</u>	<u>\$ 10,633,041</u>
Liability Derivatives - Investments in financial derivative instruments			
- Unrealised depreciation on forward foreign currency contracts	\$ -	\$ (24)	\$ (24)
	<u>\$ -</u>	<u>\$ (24)</u>	<u>\$ (24)</u>

*For forward foreign currency contracts, the gross value is presented in the Statement of Assets and Liabilities in the Investments in financial derivative instruments line item.

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Annual Report and Audited

Financial Statements 2026

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial year ended 28 February 2026

8. Derivative Instruments (continued)

Effect of Derivative Instruments on the Statements of Operations for the year ended 28 February 2026

	Market Price Risk	Foreign Exchange Risk**	Total
Net Realised Gain/(Loss)			
- Forward foreign currency contracts	\$ -	\$ (160,521)	\$ (160,521)
- Total return swap contract	230,057	-	230,057
	<u>\$ 230,057</u>	<u>\$ (160,521)</u>	<u>\$ 69,536</u>
Net Change in Unrealised Appreciation/ (Depreciation)			
- Forward foreign currency contracts	\$ -	\$ 52,047	\$ 52,047
- Total return swap contract	1,913,996	-	1,913,996
	<u>\$ 1,913,996</u>	<u>\$ 52,047</u>	<u>\$ 1,966,043</u>

**The amounts in this column only represent the realised gain/(loss) and unrealised appreciation/(depreciation) on forward foreign currency contracts.

The table below reflects a breakdown of the average notional amount of forward foreign currency contracts for the financial year ended 28 February 2026:

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund	28 February 2026
USD Unit Class	\$ 5,961***
JPY Hedged Unit Class	3,230,719
AUD Hedged Unit Class	941,559

***Forward foreign currency contracts were held during 1 month of the year.

The table below reflects a breakdown of the average notional amount of total return swap contracts, based on market value, for the financial year ended 28 February 2026:

Sub-Fund	28 February 2026
Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund	\$ 10,621,190

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Annual Report and Audited

Financial Statements 2026

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial year ended 28 February 2026

8. Derivative Instruments (continued)

The Sub-Fund may enter into an International Swaps and Derivative Association, Inc. Master Agreement (" ISDA Master Agreement ") with its counterparties in order to mitigate counterparty risk. The ISDA Master Agreement is typically negotiated by the Sub-Fund and its counterparties, containing the bi-lateral terms and conditions for all subsequent derivative transactions. The ISDA Master Agreement allows for the netting of all amounts owed to or due from a counterparty into a single net payment.

At 28 February 2026 the Sub-Fund had entered into the following derivative assets and liabilities by counterparty net of amounts available for offset under the ISDA Master Agreement and net of any collateral received by the Sub-Fund:

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Counterparty	Derivative Assets Subject to Netting	Derivatives Available for Offset	Non-cash Collateral Received	Cash Collateral Received	Net Amount of Derivative Assets
Deutsche Bank AG	\$ 1,948,104	\$ (24)	\$ -	\$ (1,948,080)	\$ -

Counterparty	Derivative Liabilities Subject to Netting	Derivatives Available for Offset	Non-cash Collateral Pledged	Cash Collateral Pledged	Net Amount of Derivative Liabilities
Deutsche Bank AG	\$ 24	\$ (24)	\$ -	\$ -	\$ -

9. Cash and Cash Equivalents

Cash comprises derivatives collateral and current deposits with banks. Cash equivalents are short-term highly liquid investments that are readily convertible to known amounts of cash, are subject to an insignificant risk of change in value and are held for the purpose of meeting short-term cash commitments rather than for investment or other purposes. All current deposits at the year end are held with Brown Brothers Harriman & Co. or with approved counterparties on overnight deposit or directly with a sub-custodian.

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Annual Report and Audited

Financial Statements 2026

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial year ended 28 February 2026

9. Cash and Cash Equivalents (continued)

The tables below reflect a breakdown of the financial institutions holding current deposits balances as at 28 February 2026:

28 February 2026	Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund
BNP Paribas, Paris	\$ 1,281
Brown Brothers Harriman & Co.	2,112
Citibank, New York	117,011
HSBC, London	40
HSBC, Paris	22
MUFG, Tokyo	10,535,486
	\$ 10,655,952

As at 28 February 2026 there were no bank overdrafts balances.

10. Distributions

As at 28 February 2026, there were no distributions for the Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund. It is currently not intended to declare dividends in respect of any Unit Class of the Sub-Fund. Any distributable profits will remain in the Sub-Fund's assets and be reflected in the Net Asset Value of the relevant Unit Class.

11. Related Parties

The Manager, the Directors of the Manager and the Depositary as defined in the Directory are considered to be related parties. Fees paid to related parties are on an arm's length basis and are disclosed in note 4.

The Directors who are employees of the Manager are not entitled to any remuneration for their services for the life of the Trust. The Independent Non-Executive Directors and the Non-Executive Director are remunerated by the Manager and none of the Directors charge fees to the Trust or the Sub-Fund.

There is one Unitholder owning 100% of the Sub-Fund. The Unitholder is SMBC Trust Bank Ltd.

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Annual Report and Audited

Financial Statements 2026

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial year ended 28 February 2026

12. Statement of Net Assets for the Financial Year/Period

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund		28 February 2026		
	Net Assets at class level	Units outstanding		NAV per unit
USD Unit Class	\$ 7,330,162	649,072	\$	11.29
JPY Hedged Unit Class	\$ 2,497,827	378,006	\$	6.61
AUD Hedged Unit Class	\$ 987,441	125,514	\$	7.87

		28 February 2025		
	Net Assets at class level	Units outstanding		NAV per unit
USD Unit Class ¹	\$ 7,921,213	807,017	\$	9.82
JPY Hedged Unit Class ¹	\$ 4,110,618	659,771	\$	6.23
AUD Hedged Unit Class ¹	\$ 720,356	119,158	\$	6.05

¹ Launched on 11 June 2024.

13. Contingent Liabilities

The Directors of the Manager are not aware of any material contingent liabilities as at 28 February 2026.

14. Segregated Liability

The Trust is structured as an umbrella fund with segregated liability between its sub-funds. As a matter of Irish law, the assets of one sub-fund are not available to meet the liabilities of another. However, the Trust is still a single legal entity that may operate or have assets held on its behalf. While the provisions of the Unit Trust Act 2014 provide for segregated liability between sub-funds, these provisions have yet to be tested in foreign courts, in particular, in satisfying local creditors' claims. Accordingly, it is not free from doubt that the assets of any sub-fund of the Trust may not be exposed to the liabilities of other sub-funds of the Trust.

15. Significant Events During the Financial Year

A supplement to the Sub-Fund was issued on 10 October 2025.

There were no other significant events during the financial year.

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Annual Report and Audited

Financial Statements 2026

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial year ended 28 February 2026

16. Subsequent Events

There were no significant events affecting the Trust after the financial year ended 28 February 2026.

17. Approval of Financial Statements

The financial statements were approved by the Directors of the Manager on 23 July 2026.

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Annual Report and Audited

Financial Statements 2026

ORTU CURVA TRUST II SECTOR FOCUSED GLOBAL EQUITY FUND

SCHEDULE OF INVESTMENTS

As of 28 February 2026

FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS - 98.3%

OTC Total return swap

Counterparty	Payment Made	Reference Index	Termination Date	% of NAV	Notional Amount	Unrealised Appreciation/ (Depreciation)	Contract Value
Deutsche Bank AG	0.60%	Deutsche Bank Croci	12 June 2034	17.96%	\$ 8,432,475	\$ 1,942,533	\$ 10,627,470
Sectors III USD Total						\$ 1,942,533	\$ 10,627,470
Return Index (DBGLS3UT)							

Hedge unit class forward foreign currency contracts

Counterparty		Amount Purchased		Amount Sold	Maturity Date	% of NAV	Unrealised Appreciation/ (Depreciation)
Deutsche Bank AG	USD	81,368	JPY	12,675,531	31 March 2026	0.00%	\$ (23)
Deutsche Bank AG	USD	4,104	AUD	5,760	31 March 2026	0.00%	(1)
Deutsche Bank AG	AUD	1,381,550	USD	982,242	31 March 2026	0.02%	2,202
Deutsche Bank AG	JPY	399,951,753	USD	2,564,768	31 March 2026	0.03%	3,369
							\$ 5,547

Total Financial Derivative Instruments	\$ 10,633,017
--	---------------

Value

TOTAL DERIVATIVE INSTRUMENTS - 98.3%	\$ 10,633,017
(Cost \$8,684,937)	

Other Assets and Cash in Excess of Liabilities - 1.7%	182,413
---	---------

TOTAL NET ASSETS - 100.0%	\$ 10,815,430
---------------------------	---------------

Percentages are stated as a percent of net assets.

% of Total Assets

Financial derivative instruments	49.25%
----------------------------------	--------

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

（２）【2025年２月28日終了年度】

【貸借対照表】

オルトゥ・クールバ・トラスト
- グローバル株式セクター厳選ファンド
資産負債計算書
2025年２月28日現在
（米ドルで表示）

	注記	2025年２月28日現在	
		米ドル	千円
資産			
デリバティブ金融商品への投資	8、9	12,491,680	2,028,524
現金および現金同等物	10	12,334,796	2,003,048
発行受益証券未収金		19,104	3,102
前払費用およびその他の資産		287,736	46,725
資産合計		15,133,316	2,457,499
負債			
デリバティブ金融商品への投資	8、9	46,500	7,551
ブローカーに対する担保		12,094,953	1,964,099
管理会社への未払金	5	2,884	468
未払分配金および未払利息		8,626	1,401
未決済の外国為替取引に係る未払金		6,835	1,110
スワップ契約に係る未払金		196,577	31,922
未払税金	2	4,370	710
その他の未払費用	5	20,384	3,310
負債合計		12,381,129	2,010,572
純資産		12,752,187	2,070,828

2025年８月12日にトラストの管理会社を代表して署名。

[署名]

運用開始日：2024年６月11日

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

オルトゥ・クールバ・トラスト
- グローバル株式セクター厳選ファンド
運用計算書
2025年2月28日に終了した期間
(米ドルで表示)

	注記	2025年2月28日に終了した期間	
		米ドル	千円
投資収益			
その他の収益		1,152	187
投資収益合計		1,152	187
費用			
管理会社報酬	5	33,273	5,403
管理事務代行会社報酬	5	52,741	8,565
代行協会員報酬	5	3,937	639
監査報酬	5	44,829	7,280
受託会社報酬	5	1,973	320
法務報酬	5	6,651	1,080
税金費用	2、5	74,632	12,119
その他の費用	5	189,585	30,787
費用合計		407,621	66,194
純費用		407,621	66,194
投資純収益		(406,469)	(66,007)
投資に係る実現および未実現（損）益			
実現純（損）益			
外国為替取引および先渡為替契約		(1,406)	(228)
スワップ契約		13,464	2,186
未実現評価（損）益の純変動			
外国為替取引および先渡為替契約		(46,616)	(7,570)
スワップ契約		28,537	4,634
投資に係る実現および未実現純（損失）		(6,021)	(978)
運用による純資産の純（減少）		(412,490)	(66,984)

2025年2月28日に終了した期間において、運用計算書に記載されているもの以外のその他の利益または損失はなかった。すべての収益は継続事業から発生している。

2025年8月12日にトラストの管理会社を代表して署名。

[署名]

運用開始日：2024年6月11日

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

オルトゥ・クールバ・トラスト
 - グローバル株式セクター厳選ファンド
 純資産変動計算書
 2025年2月28日に終了した期間
 （米ドルで表示）

	注記	2025年2月28日に終了した期間	
		米ドル	千円
運用：			
投資純収益		(406,469)	(66,007)
投資、外国為替取引、先渡為替契約に係る 実現純利益		12,058	1,958
投資、外国為替取引、先渡為替契約に係る 未実現（評価損）の純変動		(18,079)	(2,936)
運用による純資産の純（減少）		<u>(412,490)</u>	<u>(66,984)</u>
資本株式取引：	3		
株式の売却による収入			
米ドルクラス		9,954,517	1,616,514
円ヘッジクラス		5,388,019	874,960
豪ドルヘッジクラス		793,650	128,881
株式の買戻しによる支払い			
米ドルクラス		(1,765,606)	(286,717)
円ヘッジクラス		(1,199,800)	(194,836)
豪ドルヘッジクラス		(6,103)	(991)
株式取引による純資産の純増加		<u>13,164,677</u>	<u>2,137,812</u>
純資産の増加合計		<u>12,752,187</u>	<u>2,070,828</u>
純資産：期首現在		<u>-</u>	<u>-</u>
純資産：期末現在		<u>12,752,187</u>	<u>2,070,828</u>

運用開始日：2024年6月11日

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

オルトゥ・クールバ・トラスト
- グローバル株式セクター厳選ファンド
財務ハイライト

2025年2月28日に終了した期間の発行済受益証券口数

会計期間末	米ドルクラス 2025年2月28日		円ヘッジクラス 2025年2月28日		豪ドルヘッジクラス 2025年2月28日	
	米ドル	千円	日本円	豪ドル	千円	
期首現在 1 口当たり純資産価 格	10.00	2	1,000.00	10.00	1	
投資純収益 *	(0.34)	(0)	(8.90)	(0.26)	(0)	
投資に係る実現および未実現 純（損）益	0.16	0	(52.21)	(0.02)	(0)	
投資運用からの合計	(0.18)	(0)	(61.11)	(0.28)	(0)	
期末現在 1 口当たり純資産価 格	9.82	2	938.89	9.72	1	
トータル・リターン **	(1.80) %		(6.11) %	(2.80)		
期末現在純資産価額	7,921,213	1,286,326	619,449,679	1,158,408	129,232	
平均純資産に対する費用 率 ***	3.40 %		0.94 %	2.60 %		
平均純資産に対する投資純収 益率 ***	(3.39) %		(0.91) %	(2.59) %		

* 2024年6月12日（最初の純資産価額の計算日）から2025年2月28日までの期間の平均発行済受益証券口数に基づいて計算されている。

** 1年未満の期間については年換算されていない。

*** 1年未満の期間について年換算されている。ただし、専門家費用、監査費用および特定のその他費用（該当する場合）を除く。

運用開始日：2024年6月11日

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

オルトゥ・クールバ・トラスト - グローバル株式セクター厳選ファンド

財務書類に対する注記

2025年2月28日までの期間

1. 組織

オルトゥ・クールバ・トラスト（以下「トラスト」という。）は、1990年ユニット・トラスト法およびアイルランド中央銀行が発行するAIFルールブック（以下「AIFルールブック」という。）に基づき、2024年5月2日にアイルランドで設立されたユニット・トラストで、登録番号はC535962である。トラストはアンブレラ・ファンドとして構成され、それぞれが別個のファンドもしくは資産ポートフォリオである複数のファンドで構成される場合がある。トラストの受益証券は、ファンドを表す一または複数の受益証券クラスを含む、異なるクラスに分割することもできる。

トラストは、1990年ユニット・トラスト法に基づき、アイルランド中央銀行（以下「中央銀行」という。）により、ユニット・トラストとして認可されている。中央銀行は、中央銀行がトラストを認可したことによって、またトラストの債務不履行に起因してトラストに関する法律により与えられる機能を中央銀行が執行することを理由として、責務を負うものではない。中央銀行によるトラストの認可は、当該スキームの様々な当事者の信頼性や財政状態に関する中央銀行による保証を意味するものではない。また、中央銀行は英文目論見書の内容について責任を持つということではない。かかる認可は、中央銀行によるトラストの推奨または保証を意味するものでもない。

トラストは、2024年5月2日にトラストとAIFMとの間で締結された契約（以下「AIFM契約」という。）に基づき、IQ EQファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッド（以下「管理会社」という。）をオルタナティブ投資ファンド運用者（以下「AIFM」という。）に任命した。AIFMは、AIFM契約の条件に従い、トラストに関する管理サービスを遂行するために任命されている。

2025年2月28日現在、トラストは1つのファンドで構成されている。

- オルトゥ・クールバ・トラスト - グローバル株式セクター厳選ファンド

オルトゥ・クールバ・トラスト - グローバル株式セクター厳選ファンド（以下「ファンド」という。）は、登録番号C535962を有するユニット・トラストであるオルトゥ・クールバ・トラストのファンドであり、ファンド間で分離された責任を有するアンブレラ型ファンドとして登録番号C537495で設立された。ファンドの管理会社であり、かつファンドの（ポートフォリオ管理の責任を有する）AIFMとしての役割も果たすのは、IQ EQファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッドである。

ファンドの投資目的は、下記に定義する参照指数（または参照指数と実質的に同じ市場を追跡するために管理会社が随時決定するその他の指数）のパフォーマンスを複製することを目指すことである。ファンドは、その投資目的を達成するため、原則として受益証券の発行手取金（からファンドの設立および受益証券の募集に関連する費用ならびにファンドの資産から支払われるその他の手数料および費用のための準備金を控除した金額）の全額を、スワップ契約（以下「スワップ契約」という。）に従ってドイツ銀行（以下「スワップ・カウンターパーティー」という。）との間で行われる一または複数のトータル・リターン・スワップ（以下、総称して「トータル・リターン・スワップ」という。）へ投資する。トータル・リターン・スワップの締結に加え、ファンドは、留保中の投資、投資家への金銭の返還またはファンドの運用過程で発生する可能性のある特定の継続的な報酬もしくは費用の支払に充てるために、現金を保有することがある。管理会社は、ファンドの計算において、ファンドの総資産の50%

超を金融商品取引法(1948年法律第25号)(改正済)(以下「金商法」という。)に定義される「有価証券」(社債、国債、コマーシャル・ペーパー、証券投資信託の受益証券およびミューチュアル・ファンドの投資証券など。)(有価証券とみなされる金商法第2条第2項各号に掲げる権利を除く。)および当該有価証券に関連するデリバティブに対して投資する。

クロッキー・セクター指数(以下「参照指数」という。)(ティッカー:DBGLS3UT)は、ドイツ銀行ロンドン支店が作成した、合成ルールに基づく独自の戦略である。参照指数は、米国、欧州、日本の大型株により構成されるセレクション・プールにおいて、3セクターから選ばれた30銘柄のパフォーマンスを反映することを意図している。セレクション・プールは、() S&P500指数(以下「S&P500」という。)()の時価総額上位251銘柄(S&P500の時価総額上位271銘柄に含まれる場合は、現在の構成銘柄)、()ユーロストックスラージ指数(以下「ユーロストックスラージ」という。)()の構成銘柄、および() TOPIX100指数の構成銘柄で構成され、S&P500およびユーロストックスラージとあわせて「参考指数」という。ただし、一定の制限銘柄、関連する業種分類基準に従って特定される金融銘柄および英文目論見書に記載するその他の銘柄を除外する。

管理会社はファンドを、サステナブルファイナンス開示規則(EU)2019/2088(以下「SFDR」という。)()における第6条ファンドに分類している。ファンドは、SFDR第8条および第9条の意味における持続可能な投資目的を有していない。

2. 重要な会計方針

以下は、トラストが財務書類を作成するにあたり、一貫して遵守した重要な会計方針の要約である。これらの会計方針は、米国において一般に認められる会計原則(以下「米国GAAP」という。)()に準拠している。

- (a) スワップの評価 — スワップ契約は、伝統的な価格決定要素を用いて再計算された市場価格に基づいて評価される。この評価には、原資産の価値、原資産のボラティリティ、金利およびスワップ契約の残存価値が考慮される。市場価格で評価されたスワップ契約は、資産負債計算書に計上される。未決済のスワップ契約に係る損益は注記10に記載されている。
- (b) 受益者への分配 — ファンドのいかなる受益証券クラスについても分配を宣言する意図はない。分配可能利益は、ファンドの資産に留保され、関連する受益証券クラスの純資産価格に反映される。
- (c) 作成の基礎 — 添付の財務書類は、米国GAAPに準拠し、継続企業の前提に基づいて作成されている。
- (d) 見積りの使用 — 米国GAAPに準拠した財務書類を作成する際、経営陣は財務書類および付随する注記に記載される金額に影響を与える見積りおよび仮定を行う必要がある。経営陣は、財務書類の作成に使用された見積りは合理的かつ適切なものであると考えているが、実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性がある。
- (e) 収益および費用 — 分配は、関連する投資が最初に「分配落ち」と公表された日に、その情報が合理的に入手可能な範囲で収益として認識される。受取利息および支払利息は、契約条件に従って発生主義で認識される。利息は日次で発生する。

- (f) 投資取引および関連する収益と費用 — 投資取引および受益者取引は、取引日に記録される。トラストは、投資取引から生じた損益を、売却された有価証券の元の取得価額と高価法に基づく売却代金の純額を比較することによって決定する。ファンド内において、受取分配金は分配落の日または情報が入手可能になり次第認識され、受取利息は発生主義に基づいて認識される。収益、費用(特定のクラスに帰属する費用を除く。)、および投資に係る実現および未実現損益は、各受益証券クラスの発行済口数に応じて、各受益証券クラスに配分される。
- (g) 現金および現金同等物 — 現金および現金同等物には、手許現金、銀行当座預金、当初満期が3か月未満のその他の流動性の高い短期投資、および当座借越が含まれる。銀行残高のすべての現金は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー、またはトラストによって承認された第三者機関に当座預金として預け入れられているか、または副保管会社に直接預け入れられている。銀行に預けられている当座預金は、翌日に受託会社に返還される。会計期間末に現金が預けられている金融機関の内訳は、注記10に記載されている。
- (h) 機能通貨および表示通貨 — 財務書類に表示される項目は、ファンドの主要な経済環境において使用される通貨(以下「機能通貨」という。)で測定される。トラストの機能通貨および表示通貨は米ドルである。
- (i) 外国為替換算 — トラストの機能通貨として指定された通貨以外の通貨で表示された金融資産および金融負債は、各会計期間末日の為替レートで換算される。有価証券の売買、収益および費用を含む当該会計期間中の取引は、取引日の為替レートで換算される。
- (j) 外国為替契約 — 会計期間中の外貨建取引は、取引日の為替レートで換算される。外貨建の資産および負債は、会計期間末日の為替レートで換算される。外国為替相場の変動による運用実績は、組入有価証券の売却または価値の変動から生じる投資の損益と別々に報告される。外貨建取引に係る実現純損益および未実現損益の純変動は、外国通貨の売却および有価証券取引または分配金取引に係る取引日または分配落ち日と約定日までの間に生じた外国通貨の売却損益および為替差損益になる。
- (k) 担保 — ファンドは、トータル・リターン・スワップに関して担保を受け入れる場合がある。そのような担保は、所定の取引および特定のカウンターパーティーにとって適切な種類のものであり、現金またはG7（カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国および米国）加盟国が発行する債券の形態とすることができる。担保は、所有権の移転がある場合、受託会社（またはその委託先）に移管され保管される。担保として有価証券を受領する場合、ファンドの英文目論見書の条項に従い（管理会社が必要または望ましいと判断した場合は適切なヘアカットを適用して）、担保の種類およびファンドの買戻日の頻度を考慮して管理会社が適切と判断した頻度で、管理会社により評価される。トータル・リターン・スワップに従って受け取った担保は、G7（カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国および米国）加盟国が発行する債券、マネー・マーケット・ファンドまたは現金に投資する目的で、ファンドにより再投資される場合がある。
- (l) 運営費用 — トラストは、受託会社報酬、管理事務代行会社報酬、名義書換代行報酬、管理会社報酬、純資産価格の公表・配布手数料、監査報酬およびその他の専門家報酬、投資の取得および換金に際して発生する費用を含む、すべての通常の運営費用をその資産から支払う。このような費用は、通常、発生した会計期間において費用処理される。

(m) 取引費用 — 取引費用とは、金融資産または金融負債の取得、発行または処分に直接起因する増分費用である。増分費用とは、企業が金融商品を取得、発行または処分しなければ発生しなかったであろう費用である。取引費用のうち、個別に識別可能なもののみを開示している。これらには、受託会社および副保管会社に支払われる取引費用、識別可能なブローカー手数料およびコミッション、識別可能な取引関連の税金およびその他の市場手数料、ならびに金融派生商品に関連する個別に識別可能な取引費用が含まれる。これらの要件は注記6に開示されている。

(n) 税金 - トラストは、1997年租税統合法（改正済）の第739B条に基づく投資信託である。トラストがアイルランドにおいて税務上の居住者であり、アイルランド中央銀行の認可を受けている限り、トラストは、課税事由の発生を除き、その関連する所得または利益に対してアイルランド税が課税されることはない。課税事由には、受益者への分配金の支払い、受益証券の換金、償還、消却、譲渡、および受益証券の取得から起算する各8年間の終了時点における受益証券の保有が含まれる。

トラストは、以下の課税事由に該当する場合、アイルランド税が課税されない：

- 課税事由の発生時にアイルランドの居住者ではなく、かつ税務上アイルランドに通常居住していない受益者。ただし、トラストが必要な署名入りの法定宣誓書を受益者から受領しており、かつトラストが当該宣誓書の内容が実質的に正確でなくなったことを合理的に示唆する情報を保有していない場合。またはトラストがアイルランド税務当局から適切な宣誓書が提出されていない場合でも、総額支払いを実施する権限を付与されている場合。
- 必要な署名入りの法定宣誓書をトラストに提出した（1997年租税統合法（改正済）の第739D条に規定された）アイルランドの税金を免除されるアイルランド居住者である特定の投資家。
- トラストと他のファンドとの適格な併合または再編により生ずる受益証券の交換。
- アイルランドの内国歳入委員会の命令により指定された公認の清算システムにおいて保有される受益証券に関する取引。
- 司法上の別居および／または離婚に際して行われる配偶者と元配偶者間の受益証券交換。
- 受益者がトラストの受益証券を独立当事者間における取引条件によりトラストの他の受益証券と交換する取引であり、受益者に対する支払いが伴わない場合。

トラストによる投資に係るキャピタル・ゲイン、分配金および利息(もしあれば)は、当該投資収益 / 利益を受け取る国により課税対象となる場合があり、かかる税金はトラストまたはその受益者により回収できない場合がある。

適切な申告が行われない場合、課税事由が発生した際には、トラストはアイルランドの租税を負担するものとし、トラストは、かかる租税を関連する受益者から源泉徴収する権利を留保する。

ASC740「法人税等」は、税務申告によって計上された、または計上されると予想されるタックス・ポジションの認識および測定のための財務会計および開示の要件を定めたものである。管理会社は、すべての未確定の課税年度についてトラストのタックス・ポジションを検討し、トラストの財務書類に所得税の引当金を計上する必要はないと結論付けた。

ファンドは、米国の株式に連動する特定の種類のデリバティブ商品(株式またはトータル・リターン・スワップを含む。)に関して、「配当等価物」に対して30%の源泉徴収税を課す米国内国歳入庁(以下「IRS」という。)第871条(m)の対象となる場合がある。

3. 資本金

トラストの受益証券の最低当初申込額は10万ユーロ(もしくは外国通貨による相当額)以上となるため、トラストへの投資は、投資適格者(および知識のある投資家)のみが行うことができる。したがって、トラストは、集団投資スキームに関する中央銀行の規則において、適格投資家スキームとして適格とされている。トラストは中央銀行により認可されているが、中央銀行は、トラストの投資目的、投資方針、またはトラストが採用するレバレッジの程度に関して、トラストが子会社を通じて投資を行う能力を妨げないことを条件に、いかなる制限またはその他の制約も設定していない。トラストは、発行体の経営に重要な影響を及ぼし得る議決権付株式を取得することはできない。トラストは、その投資対象の発行体に対して、法的または経営的な支配権を取得または取得しようとすることはできない。受益証券はいかなる米国人に対しても発行または譲渡することはできない。取締役は、その絶対的な裁量により、受益者が所在する国の法律および規則を遵守するために、受益者の利益に適合しまたは受益者の利益に反しない範囲で追加の投資制限を随時課すことができる。

各ファンドの投資制限は、各ファンドの設立時に管理会社が指定し、関連する英文目論見書補遺に記載される。上記および関連する英文目論見書補遺に記載されている投資制限は、投資の購入時に適用されるものとみなされる。関連するファンドの制御不能な理由により、または、申込権の行使の結果として、これらの制限が超過した場合、関連するファンドは、受益者の利益を十分に考慮した上で、状況の改善を最優先の目的として措置を講じる。

ファンドについては、以下の受益証券クラスが申込可能である。

クラス	表示 通貨	受益証券 1口当たり 当初発行価格	最低当初申込額	最低継続申込額 / 最低保有額	最低 買戻単位
米ドルクラス	米ドル	10米ドル	10万ユーロ相当額の 米ドル	100.00米ドル	1口
円ヘッジクラス	日本円	1,000円	10万ユーロ相当額の 日本円	10,000円	1口
豪ドルヘッジクラス	豪ドル	10豪ドル	10万ユーロ相当額の 豪ドル	100.00豪ドル	1口

上記の最低額は、管理会社の取締役（またはその受任者）の裁量で、全般的にまたは特定の申込みもしくは買戻しに関して、増減または免除される場合がある。投資者によるクラスへの申込みは、当該クラスの表示通貨で行われなければならない。買戻代金もまた、関連するクラスの表示通貨で支払われる。投資者は、2024年5月27日午前9時（東京時間）に開始し、同年6月7日（または管理会社が決定するそれ以降の日）の午後6時（東京時間）に終了する期間（以下「当初申込期間」という。）に行われた申込みに係る決済資金を、2024年6月11日（当初申込期間が変更された場合には、当初申込期間後の2番目の営業日）の午後11時（東京時間）までに、申込契約に記載されている口座に送金しなければならない。

当初申込期間の終了後、ファンドの受益証券は、関連する申込日現在の受益証券1口当たり純資産価格（から費用・手数料を控除した金額）で申込可能である。購入申込みは、英文目論見書に記載の要件に従い申込締切時間までに提出されなければならない。決済資金は、関連する申込日から3営業日後の日の午後11時（東京時間）までに送金されなければならない。

受益者は、英文目論見書に記載の要件に従い、関連する買戻締切時間までに買戻請求を提出することにより、いずれかの買戻日に係る買戻請求を提出することができる。受益証券は、関連する買戻日における関連する受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格で買い戻される。受益者に対して支払われるべき買戻代金の総額は、米ドルクラス受益証券の場合は0.01米ドル、円ヘッジクラス受益証券の場合は1円、豪ドルヘッジクラス受益証券の場合は0.01豪ドル未満を切り捨てた金額とする。かかる端数処理による利益は、ファンドの勘定で留保される。受益証券1口の買戻価格を計算する目的において、受託会社および/または管理会社は、受益証券1口当たり純資産価格から、特定の買戻日における買戻請求を履行する資金を賄うために資産を換金し、またはポジションを手仕舞う際にファンドの勘定で負担する財務費用および販売手数料を反映した、適切な引当てと考える金額を差し引くことができる。

買戻代金は、関連する買戻日から5営業日以内に受益者に配布されることが一般的に予想される。

ファンドの残存する受益証券は、すべて2034年5月の最終営業日または管理会社が決定し、受益者に通知する、ファンドの期間が満了し、すべての残存する受益証券が買い戻される日（以下「ファンドの満期日」という。）を含むその他の日に強制的に買い戻され、買戻代金は買戻後5営業日以内に受益者に支払われる。ただし、いずれかの申込日においてファンドの純資産価額が15,000,000米ドルを下回った場合、管理会社は、受託会社と協議の上、その裁量で、その時点で発行されているファンドの（一部ではなく）すべての受益証券を、失効日（以下において定義する。）に算出された買戻価格で買い戻すことができる。ただし、管理会社は、(i)すべての受益者に対して4週間前に書面による買戻しの通知を行い、当該通知の有効期限は通知に記載された日（以下「失効日」という。）とし、(ii)当該失効日の翌日から4週間以内に当該受益証券を買い戻さなければならない。かかる買戻しについては、受益者に対して書面で通知するものとする。

2025年2月28日に終了した会計期間における受益証券取引は以下のとおりであった。

オルトゥ・クールバ・トラスト
- グローバル株式セクター厳選ファンド

2025年2月28日

米ドルクラス	
期首受益証券口数	-
販売口数	985,673
買戻口数	(178,656)

期末受益証券口数	807,017
----------	---------

円ヘッジクラス

期首受益証券口数	-
販売口数	851,387
買戻口数	(191,616)
期末受益証券口数	659,771

豪ドルヘッジクラス

期首受益証券口数	-
販売口数	120,160
買戻口数	(1,002)
期末受益証券口数	119,158

4. 投資取引

2025年2月28日に終了した会計期間における短期投資を除く投資の売買は以下のとおりであった。

ファンド	買い	売り
オルトゥ・クールバ・トラスト - グローバル株式セクター厳選ファンド	15,926,590米ドル	3,476,912米ドル

5. 管理会社との契約等

トラストは、管理会社との間で、トラストに対する投資助言業務を行うことを合意している。契約の条件に基づき、管理会社は、各ファンドについて、ファンドの資産から支払われるべき管理報酬を受領する権利を有している。当該報酬は、以下に定める年率で、日々発生し、毎月後払いで支払われる。

オルトゥ・クールバ・トラスト - グローバル株式セクター厳選ファンド：

管理会社報酬

ファンドへの運用業務の提供に関して、管理会社は、ファンドの純資産価額の年率0.11%（受益者に通知することにより、0.15%を上限として変更される場合がある。）の管理報酬を受領する。ファンドには年額90,000ユーロ（受益者に通知することにより、135,000ユーロを上限として変更される場合がある。）の最低管理報酬額が設けられている。また、管理会社は、1回限りの設立報酬として受益証券の当初の申込時に75,000ユーロを受領する。

管理会社は、2025年2月28日に終了した会計期間において、33,273米ドルの報酬を受け取った。2025年2月28日現在の未払管理会社報酬は2,884米ドルである。

ファンドは、（ ）ファンドの設定後に継続的に発生する弁護士費用（法的手続または行政手続に関して発生する手数料および費用を含む。）、（ ）現在の投資家および投資家となる予定の者に対する英文目論見書、英文目論見書補遺、年次報告書、財務書類、通知およびその他の文書または情報の作成、印刷、公表、翻訳、配布（必要な言語によるもの）の費用、（ ）販売のためにいずれかの法域において規制当局から承認、登録および許可を取得し、および／または維持するための経費および費用、（ ）解散または清算に関して発生するすべての費用、（ ）コミッションおよびブローカー手数料等の投資費用（コミッションおよびブローカー手数料の交渉に関する費用を含む。）、（ ）証拠金勘定およびその他の債務の利息、（ ）税金（源泉所得税、純所得税、キャピタル・ゲイン税、フランチャイズ税、付加価値税、印紙税、譲渡税を含むが、これらに限定されない。）ならびにこれらにかかる利息および罰金またはその他これらの税金に対する加算金、（ ）クラス固有のヘッジ手数料を含むがこれらに限られない、ファンドが負担することのある自らの運営費用（管理報酬により賄われる手数料および費用を除く。）のすべてを負担する。

管理事務代行会社報酬および受託会社報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ(アイルランド)リミテッド(以下「管理事務代行会社」という。)は、トラストの管理事務代行会社、資金会計士および名義書換代理人としての役割を果たす。トラストの受託会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービシズ(アイルランド)リミテッドである。受託会社は、信託証書に従い、受託会社の保管ネットワークにおいて受託会社の管理下にあるトラストのすべての資産(完全子会社を通じて保有されている資産を含む。)について保管している。受託会社はまた、トラストのキャッシュフローを監視し、ファンドの受益証券の申し込みに際して投資家により、または投資家の代わりに行われたすべての

支払いが受領されたことを確認する責任を負う。受託会社は、トラストの資産の保管についても責任を負う。保管には、以下の事項が含まれる。(a) 受託会社の帳簿に開設された金融商品口座に登録可能なすべての金融商品および受託会社に物理的に引き渡すことが可能なすべての金融商品の保管、(b) その他の資産については、当該資産の所有権を確認し、それに応じた記録を保持すること(以下「保管機能」という。)、およびその他の監督義務。受託会社は、AIFMDに定められた条件に従って、トラストの資産の保管を第三者に委託することができる。特に、受託会社は、以下の事項を確認するものとする。(a) 保管されている金融商品の登録は、状況に応じて、受託会社、副保管会社もしくは名義人、またはトラストの名義のいずれかで、当該市場における通常の市場慣行に従い行われること、(b) 登録された金融商品は、受託会社、副保管会社もしくはそれぞれの名義人の事前の許可なしには、譲渡、移転、交換または引渡しが行われないこと、(c) 登録された金融商品は、受託会社、副保管会社もしくはそれぞれの名義人に属する資産から分離されること。管理会社は、投資家が受益証券を申し込む前に、受託会社がその責任を契約上免除するために措置を講じた場合、その旨を投資家に通知することを確保する。また、管理会社は、受託会社の責任に関するいかなる変更についても遅滞なく受益者に通知されるようにする。

管理事務代行会社および受託会社は、管理事務代行業務および受託業務の提供に対してファンドの純資産価額の割合として計算される報酬を受領する権利を有している。管理事務代行会社および受託会社の報酬は、ファンドの資産から支払われる。管理事務代行会社および受託会社の報酬および費用は、毎月後払いで支払われる。ファンドへの管理事務代行業務の提供に関して、管理事務代行会社は、ファンドの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する権利を有している。この報酬には、年率0.02%の会計業務報酬(年間最低報酬額22,500ユーロ)、年率0.02%のファンド管理事務代行報酬(年間最低報酬額22,500ユーロ)、年率0.01%の名義書換代行報酬(年間最低報酬額30,000米ドル)が含まれるが、これらに限定されるものではない。ファンドへの受託業務の提供に関して、受託会社は、ファンドの純資産価額の年率0.004%の報酬を受領する権利を有している。開示された報酬を上回る受託会社および管理事務代行会社の報酬の増額は、受益者の承認を得る必要がある。ファンドの純資産価額に対する料率として計算される報酬に加えて、管理事務代行会社および受託会社は、ファンドに担保として差し入れられた資産を含むがこれに限定されない、保管のために保有する資産の価値に対する料率としての保管手数料、および取引ごとの取引手数料を受領する権利を有するものとする。管理事務代行会社および受託会社は、ファンドから、合理的であり、書面化された、立替費用を追加で受領する権利も有している。

代行協会員報酬

管理会社は、代行協会員契約に基づき、ドイツ証券株式会社をファンドの日本における代行協会員(以下「代行協会員」という。)として任命している。代行協会員契約において、代行協会員は以下の機能を果たすこととされている。

- (a) 日本証券業協会の協会員(以下「日本証券業協会会員」という。)である金融商品取引業者または金融機関等であって、日本国内で受益証券を販売する可能性のある者に対し、日本の適用法令の規定に従って随時作成が要求される受益証券に係る目論見書を配布すること
- (b) 受益証券1口当たり純資産価格を日本国内において公表すること
- (c) 日本証券業協会会員で日本国内で受益証券を販売する可能性のある金融商品取引業者または金融機関等に対し、日本の適用法令および/または日本証券業協会の規則に従って随時作成が要求されるファンドに係る財務書類その他の書類を配布すること
- (d) 日本証券業協会が随時採択する外国投資信託受益証券の選定基準に適合しなくなった場合、日本証券業協会に報告し、日本証券業協会会員で日本国内で受益証券を販売する可能性のある金融商品取引業者または金融機関等に通知すること

- (e) 投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書（以下「運用報告書」という。）を、管理会社に代わって、電子的な方法により、代行協会のウェブサイトにおいて提供すること
- (f) 代行協会が上記に列挙された機能のいずれかを遂行するために付随する、または合理的に必要なあらゆる行為および事柄を管理会社に代わって遂行すること

代行協会契約は、無期限で締結されている。管理会社の日本における代行協会の後任の任命が日本で必要とされる限り、代行協会契約は、管理会社または代行協会のいずれかが3か月前に書面で通知することにより終了させることができる。

代行協会員は、販売会社に対する目論見書、運用報告書その他の書類の交付、日本における受益証券1口当たり純資産価格の公表その他の類似かつ付随する職務を含む自らの職務および機能の対価として、ファンドにより、ファンドの純資産価額の年率0.01%に相当する代行協会員報酬（以下「代行協会員報酬」という。）を支払われる。代行協会員報酬は、日々発生し、毎月後払いされる。代行協会員は、ファンドに係るサービスを提供する際に負担した立替費用を受領する権利も有している。

監査報酬

当会計期間においてトラストの監査人に支払われた監査報酬のうち、付加価値税等を除いた額は以下のとおりであった。

2025年2月28日に終了した会計期間

- 法定会計監査

30,680米ドル

2025年2月28日に終了した会計期間において、監査以外の業務に関して監査人に支払うべき報酬はなかった。

当会計期間においては、プライスウォーターハウスクーパースがトラストの監査人に選任されている。

その他の費用

ファンドに関する追加の手数料は、関連する英文目論見書補遺に記載されている。特定のファンドに帰属しない料金および費用は、管理会社の取締役の裁量により、それぞれの純資産価額または料金の性質に応じたその他の合理的な根拠に基づいて、ファンド間で比例配分されることがある。

2025年2月28日現在の前払費用は287,736米ドルであり、前払設立費用と法律費用から構成されている。管理会社に対する1回限りの75,000ユーロを含むがこれに限定されない、ファンドに係る受益証券の当初募集に関連して発生する設立費用は、400,000ユーロを超えないと予想される。上記の報酬は3会計期間にわたって償却される。

スワップ・カウンターパーティーは、ファンドの資産から、トータル・リターン・スワップの想定元本の年率0.6%の手数料を受領する権利を有している。当該指数手数料の増額は、受益者の承認を必要とする。

6. 取引費用

投資の売買に係る取引費用は、当該投資の売買に含まれる。

2025年2月28日に終了した会計期間における取引費用は以下のとおりであった。

オルトゥ・クールバ・トラスト
- グローバル株式セクター厳選ファンド

1,194米ドル

取引費用のうち、個別に識別可能なもののみを開示している。

7. 外国為替換算

2025年2月28日現在の米ドルに対する為替レートは以下のとおりである。

豪ドル	1.60810
英ポンド	0.79419
ユーロ	0.96154
日本円	150.69500

8. 金融商品および関連するリスク

トラストの活動は、トラストを様々な財務リスク、すなわち、市場リスク(市場価格リスク、金利リスクおよび為替リスクを含む。)、流動性リスク、信用リスクおよび評価リスクにさらす。資産負債計算書の日付時点で未決済の金融商品の性質と範囲、およびトラストが採用しているリスク管理方針は以下に説明される。

市場リスク

市場リスクとは、市場価格リスク、金利リスクおよび為替リスクへのエクスポージャーの結果として、金融商品の価値が変化するリスクである。

- 市場価格リスク

市場価格リスクは、主に保有する金融商品の将来価格に関する不確実性から生じる。これは、価格変動に直面して保有する市場ポジションを通してトラストが被る可能性のある潜在的な損失を表す。ファンドの市場価格リスクに対するエクスポージャーは、その投資目的によって決定される。トラストの市場価格リスクは、日々、管理会社により管理される。管理会社は、ファンドの投資目的に従いつつ、特定の市場セクターに関連するリスクを分散するために、ポートフォリオの資産配分を検討する。

- 金利リスク

金利リスクとは、市場金利の変動により金融商品の価値が変動するリスクをいう。トラストの資産および負債の大部分は無利息である。その結果、ファンドは重大な金利リスクにさらされない。一般的に、余剰現金または現金同等物は短期の市場金利で運用される。

- 為替リスク

トラストの資産価値は、ファンドの組入有価証券が取引または表示される通貨の価値が機能通貨に対して変動することにより影響を受けることがある。為替レートは、短期間に大きく変動することがあり、その場合、他の要因とともに、ファンドの純資産価格の変動を引き起こすことがある。

管理会社は、ヘッジ対象クラスのリスクを軽減するために、ファンドの基準通貨建てではないヘッジ対象クラスの為替エクスポージャーをヘッジするために、為替ヘッジ取引を使用することができる。為替ヘッジ目的で取引された未決済の先渡為替契約の詳細は、投資有価証券明細表に記載されている。

流動性リスク

ファンドが保有するすべての証券または投資が上場または格付けされ、活発に取引されるとは限らないため、流動性が低くなる可能性がある。さらに、投資対象によっては追加投資または保有資産の処分に時間がかかったり、不利な市場環境の影響を受けたり、不利な価格で行わなければならない場合がある。また、すべての商品について市場形成が行われ、価格が提示される保証はない。活発な流通市場が存在しない場合、ファンドが金融商品を不確定な期間保有する必要性が生じる可能性がある。

管理会社は、受益者の買戻請求に対応するため、一連の内部管理手段によって投資ポートフォリオの流動性リスクをコントロールしようと努めるが、大量の買戻請求があった場合、ファンドはそのような請求に対応するために大幅な割引価格で投資対象を清算する必要がある、ファンドはそのような取引で損失を被る可能性がある。

デリバティブ取引、とりわけ店頭デリバティブ取引は、流動性のある流通市場からの恩恵が受けられないことがある。したがって、ポジションが任意の時点でまたは当該デリバティブ取引の直近の帳簿価額に近接する価格によって構築され、または解消されるという保証はない。

保管リスク

保管者またはブローカーとの取引はリスクを伴う。保管者またはブローカーに証拠金として預託された証券およびその他の資産は、ファンドの資産として明確に特定されることが予想される。しかしながら、この区別を達成することは常に可能とは限らず、かかる当事者の債務超過の場合に、証拠金として保有される資産に対するファンドの権利を行使することに関連する実務上または時間上の問題が生じることがある。

ファンドの資産は、債務超過となった保管者およびブローカーによって保有されることがある。資産が分別されない場合、ファンドは無担保債権者として格付けされ、資産は完全に回収できない可能性がある。

さらに管理会社は、直接間接を問わず、保管および/または決済システムが完全に発展していない市場においてファンドの勘定で投資を行う可能性がある。このような市場で取引され、副保管会社の使用が必要な状況において副保管会社に委託されたファンドの資産は、特定のリスクにさらされる可能性がある。このようなリスクには、非真正の同時決済、実物市場、その結果としての偽造証券の流通、企業

行動に関する情報の不足、証券の利用可能性に影響を与える登録プロセス、適切な法的／財政的インフラの欠如、中央預金機関の補償／リスク基金の欠如などが含まれるが、これらに限定されない。

管理会社は、受託会社の信用状況および財務状況を監視することによりリスクを管理し、当該リスクはさらに、受託会社が副保管会社の信用状況および財務状況を監視することにより管理される。

決済リスク

有価証券および他の取引の決済ならびに資産の保管に関連する市場慣行は、リスクを増大させることがある。取引を執行するために利用可能な清算、決済および登録のシステムは、取引の決済および譲渡の登録に関連して、遅延および他の重大な困難の結果を生ずることがある。顧客または取引のカウンターパーティーがその契約上の約束を履行しないこともあり得る。決済についての問題は、純資産価額およびファンドの流動性に影響を与えることがある。

未決済取引に関連するリスクは、決済期間が短く、利用するブローカーの信用状況が高いことから、小規模であると見込まれている。ファンドは、当該リスクをさらに軽減するため、利用するブローカーの信用格付けおよび財務状況を監視している。

信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク

ファンドの証券取引は、取引相手方であるドイツ銀行1社だけに集中している。実質的にすべての現金残高は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーに保管されている。これらの金融資産に関するファンドの信用リスクおよびカウンターパーティー・リスクに対するエクスポージャーの範囲は、ファンドの資産負債計算書に計上されている帳簿価額に近似している。

ファンドは、可能な限りカウンターパーティーとの間でマスター・ネットリング契約を締結することにより、店頭デリバティブおよび仕組商品に関連するカウンターパーティー信用リスクに対するエクスポージャーを軽減するよう努める。ファンドは、ドイツ銀行との間で、ISDAマスター契約を締結した。当該マスター契約には、当該マスター契約の対象となるデリバティブ商品と仕組商品の間の相殺権が含まれる。

ファンドは、資金調達済の店頭デリバティブに関連するカウンターパーティー信用リスクからの最大損失リスクは、一般的に、カウンターパーティーがファンドに対して差し入れた担保を超える、未実現評価益とカウンターパーティーへの支払残高の合計額であると考えている。ファンドの、資金未調達の店頭デリバティブに関連するカウンターパーティー信用リスクからの最大損失リスクは、一般的に、未実現評価益の合計額である。

評価リスク

ファンドの投資対象の性質上、カウンターパーティーが当該投資対象の評価を提供できる唯一の当事者である可能性がある。そのため、常に独立した第三者から評価を得ることができるとは限らない。このような状況が発生した場合、ファンドは、そのような投資対象に関する取引が、独立した立場で交渉された通常の商業条件で実行されるように努める。

金融商品の公正価値

トラストは、公正価値の測定に関する権威ある指針に従う。当該指針は、入手可能な場合には最も観察可能なインプットを使用するよう要求することにより、公正価値を測定するための枠組みおよび観察可能なインプットの使用を最大化するとともに、観察不能なインプットの使用を最小化するような、公

正価値の測定に使用されるインプットの優先順位を設定する。当該指針は、公正価値を測定するために使用され得るインプットの3つの区分を定めている。有価証券の評価に使用されるインプットまたは方法は、必ずしもそれらの有価証券への投資に伴うリスクを示すものではない。

トラストの投資の価値を決定する際には、様々なインプットが用いられる。これらのインプットは、以下に列挙される3つの大まかなレベルに要約される。

レベル1 - 同一の有価証券の活発な市場における未調整の相場価格。

レベル2 - レベル1に含まれる相場価格以外のインプットで、直接的あるいは間接的に観察可能なインプット。これらのインプットには、以下が含まれ得る。

- ・活発な市場における類似の資産の相場価格
- ・活発でない市場における同一または類似の資産の相場価格
- ・当該資産について観察可能な相場価格以外のインプット
- ・相関関係その他の方法により観察可能な市場データから主に得られた、または裏付けられたインプット

レベル3 - 重要な観測不能なインプット(投資の公正価値を決定する際のトラスト独自の仮定を含む。)。

以下は、2025年2月28日現在、公正価値で測定されている金融資産および金融負債の公正価値レベルの要約である。

オルトゥ・クールバ・トラスト - グローバル株式セクター厳選ファンド

2025年2月28日	レベル1 (米ドル)	レベル2 (米ドル)	レベル3 (米ドル)	合計 (米ドル)
投資				
資産				
- トータル・リターン・スワップ	-	12,491,680	-	12,491,680
負債				
- 先渡為替契約	-	(46,500)	-	(46,500)
合計	-	12,445,180	-	12,445,180

2025年2月28日現在、レベル間の振替はなかった。

9. デリバティブ商品

ファンドは、受益証券クラスのヘッジの目的で、特定のデリバティブ金融商品を利用することができる。管理会社は、円ヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラスの投資者がファンドの基準通貨で達成されるリターンと実質的に同等のリターンを受け取ることができるように、円ヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラスの為替エクスポージャーをヘッジすることを意図している。このような戦略を実行するために使用される金融商品は、ファンド全体の資産/負債となる。ただし、このような取引は、関連する円ヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラスに明確に帰属し、関連する金融商品の損益およびコストはこれらのクラスのみが発生する。なお、管理会社が為替エクスポージャーをヘッジすることができる保証はなく、為替変動の影響を受ける可能性がある。

(a) 先渡為替契約とは、将来のある日に、交渉された先物レートで外貨を売買することを約束するものである。すべての約束は、各評価日に適用される外国為替レートで時価評価され、その結果生じた未実現損益は当該日に計上される。未実現評価損益は、運用報告書に含められる。

管理会社は、ファンドの基準通貨で表示されていない受益証券クラスの投資家が、当該クラスの通貨とファンドの基準通貨との間の価値の変動によって重大な影響を受けずに、当該クラスの表示通貨でリターンを受け取るように、当該クラスの為替エクスポージャーをヘッジすることができる。この文脈において、為替ヘッジは投機的な目的には使用されない。ファンドの基準通貨以外の通貨建てのクラス名に「ヘッジ」の表示がなされていない場合、当該クラスはヘッジ対象クラスではなく、管理会社は、ファンドの基準通貨と当該クラスの表示通貨との間の不利な為替変動のリスクを軽減する措置を講じない。

管理会社は先渡為替契約をヘッジ目的にのみ使用する。この戦略は、ヘッジ対象クラスの投資家が、当該クラスの通貨がファンドの基準通貨および／またはファンドの資産が表示されている通貨に対して下落した場合に、利益を得ることを制限することがある。ヘッジ戦略は、必ずしも各クラスに対して使用されるものではないが、このような戦略を実行するために使用される金融商品は、ファンド全体の資産／負債となる。ただし、ヘッジ活動に使用される関連する金融商品の損益およびコストは、該当するヘッジ対象クラスのみが発生する。

(b) ファンドは、その投資目的を達成するため、原則として受益証券の発行手取金(からファンドの設立および受益証券の募集に関連する費用ならびにファンドの資産から支払われるその他の手数料および費用のための準備金を控除した金額)の全額を、スワップ契約(以下「スワップ契約」という。)に従ってスワップ・カウンターパーティとの間で行われる一または複数のトータル・リターン・スワップへ投資する。スワップ契約およびスワップ・カウンターパーティーについての詳細は、英文目論見書に記載されている。トータル・リターン・スワップは、米ドル建てのファンデッド型(すなわち、トータル・リターン・スワップの下でのエクスポージャーと引き換えに、受益証券の発行手取金の一部または全部がスワップ・カウンターパーティーに対して支払われる。)であり、ファンドに対して、参照指数(以下に定義する。)のエクスポージャーを提供する。ファンドのトータル・リターン・スワップに対するエクスポージャーは、特定の申込日／買戻日において、() ファンドが申込請求を受領した場合には増加し、() ファンドが買戻請求を受領した場合には減少する。ファンドのパフォーマンスは、参照指数のパフォーマンスに連動する。

トータル・リターン・スワップの締結に加え、ファンドは、留保中の投資、投資家への金銭の返還またはファンドの運用過程で発生する可能性のある特定の継続的な報酬もしくは費用の支払に充てるために、現金を保有することがある。

カウンターパーティ信用リスクの詳細は、注記 8 の信用リスクで詳細に開示されている。

以下の表は、2025年2月28日現在のデリバティブ商品の細分化された公正価値と、同日に終了した会計期間における関連する運用計算書への影響を開示している。

オルトゥ・クールバ・トラスト - グローバル株式セクター厳選ファンド

2025年2月28日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値

	市場価格リスク (米ドル)	為替リスク* (米ドル)	合計 (米ドル)
デリバティブ資産 - デリバティブ金融商品への投資			
- トータル・リターン・スワップ契約(市場価格)	12,491,680	-	12,491,680

12,491,680	-	12,491,680
------------	---	------------

デリバティブ負債 - デリバティブ金融商品への投資

- 先渡為替契約に係る未実現評価損	-	(46,500)	(46,500)
	-	(46,500)	(46,500)

* 先渡為替契約については、総額が資産負債計算書のデリバティブ金融商品への投資の項目に表示されている。

2025年2月28日に終了した期間の運用報告書におけるデリバティブ商品の影響

	市場価格リスク (米ドル)	為替リスク ** (米ドル)	合計 (米ドル)
実現純損益			
- 先渡為替契約	-	(7,450)	(7,450)
- トータル・リターン・スワップ契約	13,464	-	13,464
	13,464	(7,450)	6,014
未実現評価損益の純変動			
- 先渡為替契約	-	(46,500)	(46,500)
- トータル・リターン・スワップ契約	28,537	-	28,537
	28,537	(46,500)	(17,963)

** この列の金額は、先渡為替契約に係る実現損益および未実現評価損益のみ表示されている。

以下の表は、2025年2月28日に終了した会計期間における、先物為替契約の平均想定元本の内訳を示している。

オルトゥ・クールバ・トラスト - グローバル株式セクター厳選ファンド

米ドルクラス	-
円ヘッジクラス	4,523,666米ドル
豪ドルヘッジクラス	824,586米ドル

以下の表は、2025年2月28日に終了した会計期間における、市場価値に基づくトータル・リターン・スワップ契約の平均想定元本の内訳を示している。

ファンド

オルトゥ・クールバ・トラスト	12,578,930米ドル
- グローバル株式セクター厳選ファンド	

ファンドは、カウンターパーティ・リスクを軽減するために、カウンターパーティとの間で国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約(以下「ISDAマスター契約」という。)を締結することがある。ISDAマスター契約は、通常、ファンドとそのカウンターパーティによって交渉され、その後のすべてのデリバティブ取引に関する二者間の契約条件を規定する。ISDAマスター契約では、カウンターパーティに対して支払うべきまたは受け取るべきすべての金額を単一の正味支払額として相殺することが認められている。

2025年2月28日現在、ファンドはISDAマスター契約に基づく相殺可能な金額およびファンドが受領した担保を差し引いた後のカウンターパーティ別の純額で、以下のデリバティブ資産および負債を保有していた。

カウンターパーティ	相殺対象となる デリバティブ資産 (米ドル)	相殺可能な デリバティブ (米ドル)	非現金担保 受領額 (米ドル)	現金担保 受領額 (米ドル)	デリバティブ資 産純額 (米ドル)
ドイツ銀行	28,537	(28,537)	-	-	-
カウンターパーティ	相殺対象となる デリバティブ負債 (米ドル)	相殺可能な デリバティブ (米ドル)	非現金担保 差入額 (米ドル)	現金担保 差入額 (米ドル)	デリバティブ負 債純額 (米ドル)
ドイツ銀行	46,500	(28,537)	-	-	17,963

10. 現金および現金同等物

現金は、オプション証拠金および銀行当座預金からなる。現金同等物は、容易に既知の金額の現金に換金可能であり、価値の変動リスクが極めて低く、短期的な現金需要を満たす目的で保有される短期の流動性の高い投資資産である。投資目的またはその他の目的で保有されるものではない。当期間末時点のすべての当座預金は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーまたは承認されたカウンターパーティに翌日物預金として、あるいは副保管会社に直接保管されている。

以下の表は、2025年2月28日現在、当座預金残高を保有している金融機関の内訳を示している。

2025年2月28日

オルトゥ・クールバ・トラスト -
グローバル株式セクター厳選ファンド
(米ドル)

BNPパリバ、パリ	28
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー	1,201
三井住友信託銀行、ロンドン	12,076,652
三井住友銀行、東京	256,915
	12,334,796

2025年2月28日現在、銀行借越残高はなかった。

11. 分配金

2025年2月28日現在、ファンドにおいては、分配金の支払いは行われていない。現在、ファンドのいかなる受益証券クラスにおいても、分配金の支払いを予定していない。分配可能な利益は、ファンドの資産に留保され該当する受益証券クラスの純資産価格に反映される。

12. 関連当事者

管理会社の従業員である取締役は、トラストの存続期間中、注記5に開示されているとおり、その役務に対する報酬を受けとる権利を有していない。独立非執行取締役および非執行取締役は、管理会社から報酬を受け取り、いずれの取締役もトラストまたはファンドに対して報酬を請求しない。

トラストの関連当事者とは、英文財務書類に定義される管理会社、管理会社の取締役および受託会社である。関連当事者への支払いは、注記5に開示されているとおり、独立当事者間における取引条件に基づき計算されている。

13. 当会計期間の純資産計算書

オルトゥ・クールバ・トラスト - グローバル株式セクター厳選ファンド

2025年2月28日

	純資産 (クラスレベル) (米ドル)	発行済口数	一口当たり 純資産価格 (米ドル)
米ドルクラス受益証券 ¹	7,921,213	807,017	9.82
円ヘッジクラス受益証券 ¹	4,110,618	659,771	6.23
豪ドルヘッジクラス受益証券 ¹	720,356	119,158	6.05

¹ 2024年6月11日に運用開始。

14. 偶発債務

管理会社の取締役は、2025年2月28日現在、重要な偶発債務を認識していない。

15. 責任の分離

トラストは、ファンド間で分離された責任を有するアンブレラ・ファンドとして構成されている。アイルランド法上、一つのファンドの資産は、別のファンドの負債を満たすために利用することはできない。ただし、トラストは依然として単一の法主体であり、その名義で資産を保有したり、運用したりすることが可能である。2014年ユニット・トラスト法の規定は、ファンド間の責任の分離を規定しているが、これらの規定は、特に現地の債権者の請求を満たす点において、外国の裁判所でまだ検証されていない。したがって、トラストのいずれのファンドの資産も、トラストの他のファンドの負債にさらされる可能性がないかどうかについては疑いの余地がある。

16. 当会計期間中の重要な事象

当会計期間において、以下の受益証券クラスが運用を開始した。

ファンド	受益証券クラス	運用開始日
オルトゥ・クールバ・トラスト - グローバル株式セクター厳選ファンド	米ドルクラス受益証券	2024年6月11日
オルトゥ・クールバ・トラスト - グローバル株式セクター厳選ファンド	円ヘッジクラス受益証券	2024年6月11日
オルトゥ・クールバ・トラスト - グローバル株式セクター厳選ファンド	豪ドルヘッジクラス受益証券	2024年6月11日

トム・ベリガンは、2024年3月31日付で執行取締役を辞任し、アイルランド中央銀行の承認を得て、2024年5月20日付で非執行取締役に任命された。

ブレンダ・バックリーは、2025年1月31日付でIQ EQファンド・マネジメント(アイルランド)リミテッドの独立非執行取締役を辞任した。

当会計期間において、その他の重要な事象はなかった。

17. 後発事象

2025年2月28日に終了した会計期間末以降、トラストに影響を与えるようなその他の重要な事象はなかった。

18. 財務書類の承認

本財務書類は、2025年8月12日に管理会社の取締役により承認された。

[次へ](#)

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Annual Report and Audited
Financial Statements 2025

STATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES

As of 28 February 2025

		Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund	
		As of 28 February 2025	
Assets:	Notes		
Investments in financial derivative instruments	8, 9	\$	12,491,680
Cash and cash equivalents	10		12,334,796
Receivable for subscriptions			19,104
Prepaid expenses and other assets			287,736
Total assets			25,133,316
Liabilities:			
Investments in financial derivative instruments	8, 9		46,500
Collateral due to broker			12,094,953
Payable to Manager	5		2,884
Dividends and interest payable			8,626
Payable for unsettled foreign cash transactions			6,835
Payable for swap contracts			196,577
Tax Payable	2		4,370
Other accrued expenses	5		20,384
Total liabilities			12,381,129
Net assets		\$	12,752,187

Signed on behalf of the Manager of the Trust on 12 August 2025

Paul O'Shea_____
Paul Giblin

Date of launch - 11 June 2024

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Annual Report and Audited

Financial Statements 2025

STATEMENT OF OPERATIONS

For the financial period from date of authorisation 2 May 2024 to 28 February 2025

		Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund
		Financial period ended 28 February 2025
Investment income:	Notes	
Other income		\$ 1,152
Total investment income		1,152
Expenses:		
Manager fees	5	33,273
Administration fees	5	52,741
Agent Company Fees	5	3,937
Audit fees	5	44,829
Depository fees	5	1,973
Legal fees	5	6,651
Tax expenses	2, 5	74,632
Other expenses	5	189,585
Total expenses		407,621
Net expenses		407,621
Net investment income		\$ (406,469)
Realised and unrealised (loss)/gain on investments		
Net realised (loss)/gain on:		
Foreign currency transactions and forward foreign currency contracts		\$ (1,406)
Swap contracts		13,464
Net change in unrealised (depreciation)/appreciation on:		
Foreign currency transactions and forward foreign currency contracts		(46,616)
Swap contracts		28,537
Net realised and unrealised (loss) on investments		(6,021)
Net (decrease) in net assets resulting from operations		\$ (412,490)

For the financial period ended 28 February 2025, there are no other gains or losses other than those included in the Statements of Operations. All income arises from continuing operations.

Signed on behalf of the Manager of the Trust on 12 August 2025

Paul O'Shea

Paul Giblin

Date of launch - 11 June 2024

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Annual Report and Audited

Financial Statements 2025

STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS

For the financial period from date of authorisation 2 May 2024 to 28 February 2025

		Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund
		Financial period ended 28 February 2025
Operations:	Notes	
Net investment income	\$	(406,469)
Net realised gain on investments, foreign currency transactions and forward foreign currency contracts		12,058
Net change in unrealised (depreciation) on investments, foreign currency transactions and forward foreign currency contracts		(18,079)
Net (decrease) in net assets resulting from operations		(412,490)
Capital Share Transactions:	3	
Proceeds from shares sold		
USD Unit Class	\$	9,954,517
JPY Hedged Unit Class		5,388,019
AUD Hedged Unit Class		793,650
Cost of shares redeemed		
USD Unit Class	\$	(1,765,606)
JPY Hedged Unit Class		(1,199,800)
AUD Hedged Unit Class		(6,103)
Net increase in net assets from share transactions		13,164,677
Total increase in net assets		12,752,187
Net assets: Beginning of financial period		-
Net assets: End of financial period	\$	12,752,187

Date of launch - 11 June 2024

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Annual Report and Audited

Financial Statements 2025

ORTU CURVA TRUST II SECTOR FOCUSED GLOBAL EQUITY FUND

FINANCIAL HIGHLIGHTS

For units outstanding during the financial period from date of authorisation

2 May 2024 to 28 February 2025

	USD Unit Class	JPY Hedged Unit Class	AUD Hedged Unit Class
Financial period End	28 February 2025	28 February 2025	28 February 2025
Net Asset Value Beginning of Financial period	\$ 10.00	JPY 1,000.00	AUD 10.00
Net Investment Income*	(0.34)	(8.90)	(0.26)
Net Realised and Unrealised Gain/(Loss) on Investments	0.16	(52.21)	(0.02)
Total from Investment Operations	(0.18)	(61.11)	(0.28)
Net Asset Value End of Financial period	\$ 9.82	JPY 938.89	AUD 9.72
Total Return**	(1.80)%	(6.11)%	(2.80)%
Net Asset Value End of Financial period	\$ 7,921,213	JPY619,449,679	AUD 1,158,408
Ratio of Expenses to Average Net Assets***	3.40%	0.94%	2.60%
Ratio of Net Investment Income to Average Net Assets***	(3.39)%	(0.91)%	(2.59)%

* Calculated based on average units outstanding during the period from 12 June 2024 (date of the first NAV) to 28 February 2025.

** Not annualised for period less than one year.

*** Annualised for period less than one year, except for professional expense, audit expense and certain other expenses, if applicable.

Date of launch - 11 June 2024

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For the financial period from date of authorisation 2 May 2024 to February 28, 2025

1. Organisation

Ortu Curva II Trust (the “Trust”), a unit trust established in Ireland on 2 May 2024 under the Unit Trusts Act 1990 under registration number C535962 and the AIF Rulebook issued by Central Bank (the “AIF Rulebook”). The Trust is structured as an umbrella fund and may comprise several funds each representing a separate fund or portfolio of assets. The Units of the Trust may also be divided into different Classes with one or more Classes of Units representing a fund.

The Trust is authorised by the Central Bank of Ireland (the “Central Bank”) as a unit trust pursuant to the Unit Trusts Act 1990. The Central Bank shall not be liable by virtue of its authorisation of the Trust or by reason of its exercise of the functions conferred on it by legislation in relation to the Trust for any default of the Trust. Authorisation of the Trust by the Central Bank does not constitute a warranty by the Central Bank as to the creditworthiness or financial standing of the various parties to the scheme, nor is the Central Bank responsible for the contents of the prospectus. Such authorisation does not constitute an endorsement or guarantee of the Trust by the Central Bank.

The Trust has appointed IQ EQ Fund Management (Ireland) Limited (the “Manager”) as its Alternative Investment Fund Manager (“AIFM”) pursuant to the agreement signed on 2 May 2024 between the Trust and the AIFM (the “AIFM Agreement”). Under the terms of the AIFM Agreement, the AIFM is appointed to carry out the management services in respect of the Trust.

As at 28 February 2025 the Trust comprises of one sub-fund:

- Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund (the “Sub-Fund”) with registered number C537495 is a sub-fund of Ortu Curva II Trust, a Unit Trust with registered number C535962 and established as an umbrella sub-fund with segregated liability between sub-funds. The manager of the Sub-Fund who also acts as AIFM (with responsibility for portfolio management) of the Sub-Fund is IQ EQ Fund Management (Ireland) Limited.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial period from date of authorisation 2 May 2024 to 28 February 2025

1. Organisation (continued)

The investment objective of the Sub-Fund is to aim to replicate the performance of the Index (as defined below), (or any other index determined by the Manager from time to time to track substantially the same market as the Index). In order to achieve its investment objective, the Sub-Fund will generally invest all of the proceeds from the issue of Units (after deducting therefrom the costs and expenses in connection with the establishment of the Sub-Fund and the offering of Units and a reserve for other charges and expenses payable out of the assets of the Sub-Fund) in one or more total return swaps (each a "Total Return Swap") to be traded with Deutsche Bank AG (the "Swap Counterparty") pursuant to a swap agreement (the "Swap Agreement"). In addition to entering into the Total Return Swap, the Sub-Fund may hold cash pending investment, the return of monies to investors or to allow the Sub-Fund to meet certain ongoing charges and expenses which may arise in the course of operations of the Sub-Fund. The Manager will invest for the account of the Sub-Fund more than 50% of the total assets of the Sub-Fund in "securities" within the meaning of the Financial Instruments and Exchange Law of Japan (Law No.25 of 1948, as amended) ("FIEL") (such as corporate or government debt securities, commercial paper, units of securities investment trusts and shares of mutual funds) (but excluding such rights listed in each item of Article 2, Paragraph 2 of the FIEL as deemed to be securities) and in derivatives relating to such securities.

Deutsche Bank CROCI® Sectors III USD Total Return Index (the "Index") (ticker: DBGLS3UT) is a synthetic rules-based proprietary strategy created by Deutsche Bank AG, London Branch. The Index is intended to reflect the performance of thirty stocks selected from three industry sectors in a selection pool of large capitalization stocks in the United States, Europe and Japan. The selection pool consists of (i) the 251 stocks with the largest market capitalization in the S&P 500® Index (the "S&P 500") (and any current constituent of the Index if it is within the 271 stocks with the largest market capitalization in the S&P 500), (ii) the stocks constituting the EURO STOXX® Large Index (the "STOXX Large") and (iii) the stocks constituting the TOPIX 100 Index (the "TOPIX 100", and, together with the S&P 500 and the STOXX Large, (the "Reference Indices"), in each case, excluding certain restricted stocks, the financial stocks identified in accordance with the relevant industry classification standards and certain other stocks as defined in the prospectus).

The Manager has classified the Sub-Fund as an Article 6 Fund pursuant to the EU Sustainable Finance Disclosure Regulation (EU Regulation 2019/2088) (the "SFDR"). The Sub-Fund does not have a sustainable investment objective within the meaning of Article 8 and Article 9 of the SFDR.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial period from date of authorisation 2 May 2024 to 28 February 2025

2. Significant Accounting Policies

The following is a summary of significant accounting policies consistently followed by the Trust in the preparation of its financial statements. These policies are in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America (" US GAAP ").

- a) Valuation of swaps - swaps contracts are valued on the basis of the recalculated market prices by using the traditional elements of pricing, considering the value, the volatility of the underlying, the interest rates and the residual value of the swaps contracts. Swaps contracts at market value are recorded in the statement of assets and liabilities. Gains or losses on open swap contracts are shown in note 10.
- b) Distributions to Unitholders - It is not intended to declare dividends in respect of any Unit Class of the Sub-Fund. Any distributable profits will remain in the Sub-Fund's assets and be reflected in the Net Asset Value of the relevant Unit Class.
- c) Basis of preparation - The accompanying financial statements have been prepared on a going concern basis in conformity with US GAAP.
- d) Use of Estimates - The preparation of the financial statements in conformity with US GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts in the financial statements and accompanying notes. Management believes that the estimates utilized in preparing its financial statements are reasonable and prudent; however, actual results could differ from these estimates.
- e) Income and Expenses - Dividends are recognized as income on the dates that the related investment is first quoted 'ex-dividend' to the extent information thereon is reasonably available. Interest income and interest expense are recognized on an accruals basis in line with the contractual terms. Interest is accrued on a daily basis.
- f) Investment transactions and related income and expenses - Investment and Unitholder transactions are recorded on trade date. The Trust determines the gain or loss realised from the investment transactions by comparing the original cost of the security lot sold with the net sales proceeds on a high cost basis. Within the sub-fund, dividend income is recognized on the ex-dividend date or as soon as information is available and interest income is recognized on an accrual basis. Income, expenses (other than expenses attributable to a specific Class), and realised and unrealised gains or losses on investments are allocated to each class of shares based on its respective shares outstanding.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial period from date of authorisation 2 May 2024 to 28 February 2025

2. Significant Accounting Policies (continued)

- g) Cash and Cash Equivalents - Cash and cash equivalents include cash in hand, deposits held on call with banks, other short-term highly liquid investments with original maturities of three months or less and bank overdrafts. All cash at bank balances are held with Brown Brothers Harriman & Co., or with third party institutions approved by the Trust on overnight deposit or directly with a sub-custodian. All deposits held on call with banks are returned to the Trustee the following day. A breakdown of the financial institutions where the cash was deposited at the financial period end is contained in note 10.
- h) Functional and Presentation Currency - Items included in the financial statements are measured using the currency of the primary economic environment in which it operates (the "Functional Currency"). The Trust's Functional and Presentation Currency is US Dollar.
- i) Foreign Exchange Translations - Monetary assets and liabilities denominated in currencies other than the currency stated as the Trust's Functional Currency are translated using the closing rates of exchange at each financial period end. Transactions during the financial period, including purchases and sales of securities, income and expenses, are translated at the rate of exchange prevailing on the date of the transaction.
- j) Foreign Currency Exchange Contracts - Transactions during the financial period denominated in foreign currencies have been translated at the rates of exchange ruling at the dates of the transactions. Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated at the rates of exchange ruling at the financial period end date. The results of operations due to fluctuations in foreign exchange rates on investments from gains or losses arising from the sales or changes in values of the portfolio securities are reported separately. Net realised gains (losses) and net change in unrealised gains (losses) on foreign currency related transactions arise from sales of foreign currencies and currency gains or losses between trade date or ex-date and settlement date on security or dividend transactions.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial period from date of authorisation 2 May 2024 to 28 February 2025

2. Significant Accounting Policies (continued)

- k) Collateral - The Fund may accept collateral in the context of the Total Return Swap. Such collateral will be of an appropriate type for the given transaction and the particular counterparty and may be in the form of cash or debt securities issued by countries which are members of the G7 group of countries (Canada, France, Germany, Italy, Japan, the United Kingdom and the United States). It will be transferred, where there is title transfer, to the Trustee (or its delegate) for safekeeping. Where securities are received as collateral they will be valued by the Manager in accordance with the terms of the Prospectus (applying appropriate haircuts where the Manager determines this to be necessary or desirable) and at a frequency determined by the Manager to be appropriate, taking into consideration the type of collateral and the frequency of the Fund's Redemption Days. Collateral received pursuant to the Total Return Swaps may be re-invested by the Sub-Fund for the purposes of investment in cash or debt securities issued by countries which are members of the G7 group of countries (Canada, France, Germany, Italy, Japan, the United Kingdom and the United States) and may also invest in money market funds.
- l) Operating Expenses - The Trust pays out of its assets all normal operating expenses including depositary fees, administration fees, transfer agent fees, Manager fees, NAV publication and circulation fees, audit & other professional fees, and charges incurred on the acquisition and realisation of investments. Such costs are generally expensed in the financial period incurred.
- m) Transaction Costs - Transaction costs are incremental costs that are directly attributable to the acquisition, issue or disposal of a financial asset or financial liability. An incremental cost is one that would not have been incurred if the entity had not acquired, issued or disposed of the financial instrument. Only transaction costs which are separately identifiable are disclosed. These include transaction costs paid to depositary and sub-custodians, identifiable brokerage charges and commissions, identifiable transaction related taxes and other market charges and separately identifiable transaction costs related to financial derivative instruments. These requirements are disclosed in note 6.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial period from date of authorisation 2 May 2024 to 28 February 2025

2. Significant Accounting Policies (continued)

n) Taxation - The Trust is an investment undertaking as defined in Section 739B of the Taxes Consolidation Act, 1997, as amended. Provided the Trust continues to be resident for tax purposes in Ireland and is authorised by the Central Bank of Ireland, the Trust should not be chargeable to Irish tax on its relevant income or gains, other than on the occurrence of a chargeable event. A chargeable event includes any distribution payments to Unitholders or any encashment, redemption, cancellation or transfer of shares and the holding of shares at the end of each eight year period beginning with the acquisition of such shares.

No Irish tax will arise for the Trust on a chargeable event in respect of:

- a Unitholder who is not an Irish resident and not ordinarily resident in Ireland for tax purposes at the time of the chargeable event, provided the necessary signed statutory declarations are held by the Trust and the Trust is not in possession of any information which would reasonably suggest that the information contained therein is no longer materially correct; or the Trust has been authorised by the Irish Revenue Commissioners to make gross payments in the absence of appropriate declarations;
- certain exempted Irish tax resident Investors (as outlined in Section 739D of the Taxes Consolidation Act, 1997, as amended) who have provided the Trust with the necessary signed statutory declarations;
- an exchange of shares arising on a qualifying amalgamation or reconstruction of the Trust with another sub-fund;
- any transactions in relation to shares held in a recognized clearing system as designated by order of the Revenue Commissioners of Ireland;
- certain exchanges of shares between spouses and former spouses on the occasion of judicial separation and/or divorce;
- an exchange by a Unitholder, effected by way of an arm's length bargain where no payment is made to the Unitholder of shares in the Trust for other shares in the Trust.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial period from date of authorisation 2 May 2024 to 28 February 2025

2. Significant Accounting Policies (continued)

Capital gains, dividends and interest (if any) received on investment made by the Trust may be subject to withholding taxes imposed by the country from which the investment income/gains are received and such taxes may not be recoverable by the Trust or its Unitholders.

In the absence of an appropriate declaration, the Trust will be liable for Irish tax on the occurrence of a chargeable event, and the Trust reserves its right to withhold such taxes from the relevant Unitholders.

ASC 740 Income Taxes established financial accounting and disclosure requirements for recognition and measurement of tax positions taken or expected to be taken on a tax return. The Manager has reviewed the Trust's tax positions for all open tax years and has concluded that no provision for income tax is required in the Trust's financial statements.

The Sub-Fund may be subject to Internal Revenue Service (the "IRS") Section 871(m), which imposes a 30% withholding tax on "dividend equivalent payments" in respect of certain types of derivative instruments (including equity or total return swaps) that reference U.S. stocks.

3. Share Capital

As the minimum initial subscription to the Trust will not be less than €100,000 (or its foreign currency equivalent), an investment in the Trust may only be made by a Qualifying Investor (and Knowledgeable Investors). Accordingly, the Trust qualifies as a qualifying investor scheme for the purposes of the Central Bank's Regulations on collective investment schemes, and while the Trust is authorised by the Central Bank, the Central Bank has not set any limits or other restrictions on the investment objectives, the investment policies or the degree of leverage which may be employed by the Trust, other than to stipulate that, without prejudice to the Trust's ability to invest through subsidiary entities, the Trust may not acquire shares carrying voting rights which would enable it to exercise a significant influence of the management of an issuer. The Trust may not take or seek to take legal or management control of the issuer of any of its underlying investments. Units may not be issued or transferred to any U.S. Person. The Directors may at their absolute discretion from time to time impose such further investment restrictions as shall be compatible with or in the interest of the Unitholders, in order to comply with the laws and regulations of the countries where Unitholders are located.

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Annual Report and Audited

Financial Statements 2025

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial period from date of authorisation 2 May 2024 to 28 February 2025

3. Share Capital (continued)

The investment restrictions for each sub-fund will be specified by the Manager at the time of creation of each sub-fund and will be specified in the relevant prospectus supplement. The investment restrictions referred to above and in the relevant Supplement are deemed to apply at the time of purchase of the investments. If such limits are exceeded for reasons beyond the control of the relevant sub-fund, or as a result of the exercise of subscription rights, the relevant sub-fund will adopt, as a priority objective, the remedying of the situation, taking due account of the interests of Unitholders.

For the Sub-Fund Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund the following Unit Classes are available for subscription.

Class	Currency Denomination	Initial Offer Price per Unit	Minimum Initial Subscription	Minimum Subsequent Subscription /Minimum Holding	Minimum Redemption Amount
USD Unit Class	USD	USD 10.00	USD equivalent of €100,000	100.00	1 Unit
JPY Hedged Unit Class	JPY	JPY 1,000	JPY equivalent of €100,000	10,000	1 Unit
AUD Hedged Unit Class	AUD	AUD 10.00	AUD equivalent of €100,000	100.00	1 Unit

The minimum amounts set out above may be raised, lowered or waived at the discretion of the Directors (or their delegate) either generally or in relation to any specific subscription or repurchase. Investors must subscribe into a Class in the currency in which that Class is denominated. Repurchase payments are also made in the currency in which the relevant Class is denominated. Unitholders must forward cleared settlement monies in respect of any subscription made during the period commencing at 9 am (Tokyo time) on 27 May 2024 and ending at 6 pm (Tokyo time) on 7 June 2024 (or such later date as the Manager may determine) (" Initial Offer Period ") to the account details set out in the Subscription Agreement by 11 pm (Tokyo time) on 11 June 2024 or, in the event of any change in the Initial Offer Period, the second Business Day falling after the close of the Initial Offer Period.

Following the end of the Initial Offer Period, Units in the Sub-Fund will be available for subscription at the Net Asset Value per Unit (less any duties and charges) on the relevant Subscription Day. Completed subscription applications should be submitted by the Subscription Cut-Off Time in accordance with the requirements of the section headed "Continuing Offer Application Procedure" of the Prospectus. Cleared settlement monies are required to be forwarded by 11 pm (Tokyo time) on the third Business Day falling after the relevant Subscription Day.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial period from date of authorisation 2 May 2024 to 28 February 2025

3. Share Capital (continued)

A Unitholder may submit a redemption request, in accordance with the requirements of the section headed “Redemptions” of the Prospectus in respect of any Redemption Day, by submitting a redemption request in advance of the relevant Redemption Cut-Off Time. Units will be redeemed at the Net Asset Value per Unit of the relevant Unit Class on the relevant Redemption Day. The aggregate redemption proceeds payable to a Unitholder will be rounded down to the nearest whole USD0.01, in the case of the USD Unit Class, JPY 1, in the case of the JPY Unit Class and AUD 0.01, in the case of the AUD Unit Class. The benefit of any such rounding will be retained for the account of the Sub-Fund. For the purposes of calculating the redemption price of a Unit, the Trustee and/or the Manager may deduct from the Net Asset Value per Unit an amount which it/they consider(s) to be an appropriate allowance to reflect fiscal and sale charges which would be incurred for the account of the Sub-Fund in realising assets or closing out positions to provide funds to meet redemption requests on a particular Redemption Day.

It is generally expected that redemption proceeds will be circulated to Unitholders within 5 Business Days of the relevant Redemption Day.

All remaining Units in the Sub-Fund will be compulsorily repurchased on the last Business Day of May 2034 or such other date, including a later date, as the Manager may determine and notify to Unitholders, being the date on which the term of the Sub-Fund expires and all remaining units are redeemed (“Fund Maturity Date”) and the proceeds of repurchase will be sent to Unitholders within 5 Business Days of redemption, save that if the Net Asset Value of the Sub-Fund falls below USD 15,000,000 on a given Subscription Day, the Manager, in consultation with the Trustee, may, at its discretion, repurchase all but not less than all of the Units of the Sub-Fund then outstanding at the repurchase price calculated on the Expiration Date (as hereinafter defined). However, the Manager must (i) provide four weeks' written notice of repurchase to all Unitholders, such notice expiring on the date stated in the notice (the “Expiration Date”) and (ii) repurchase such Shares within four weeks following such Expiration Date. Unitholders shall be notified in writing of any such repurchase.

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Annual Report and Audited

Financial Statements 2025

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial period from date of authorisation 2 May 2024 to 28 February 2025

3. Share Capital (continued)

Share transactions for the financial period ended 28 February 2025 were as follows:

	Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund 28 February 2025
USD Unit Class	
Opening number of shares	-
Shares sold	985,673
Shares redeemed	(178,656)
Closing number of shares	807,017
JPY Hedged Unit Class	
Opening number of shares	-
Shares sold	851,387
Shares redeemed	(191,616)
Closing number of shares	659,771
AUD Hedged Unit Class	
Opening number of shares	-
Shares sold	120,160
Shares redeemed	(1,002)
Closing number of shares	119,158

4. Investment Transactions

Purchases and sales of investments, excluding short-term investments, for the financial period ended 28 February 2025 were as follows:

Sub-Fund	Purchases	Sales
Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund	\$ 15,926,590	\$ 3,476,912

5. Manager and Other Agreements

The Trust has an agreement with the Manager to furnish investment advisory services to the Trust. Under the terms of the agreement, the Manager is entitled to receive management fees in respect of each of the sub-funds, payable out of the assets of the sub-funds, accruing daily and payable monthly in arrears at the annual percentage rate, as set out below.

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Annual Report and Audited

Financial Statements 2025

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial period from date of authorisation 2 May 2024 to 28 February 2025

5. Manager and Other Agreements (continued)

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund:

Manager's fee

In respect of its provision of management services to the Sub-Fund, the Manager will receive a management fee of 0.11% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Fund, and on notice to Unitholders, up to a maximum rate of 0.15%. The Management Fee is subject to an annual minimum fee of €90,000 per annum per sub-fund and on notice to Unitholders, up to a maximum rate of € 135,000. The Manager is further entitled to receive the one-off onboarding fee of €75,000 upon the initial subscription of Units.

The Manager earned fees of \$33,273 for the financial period ended 28 February 2025. Manager fees payable as at 28 February 2025, amounted to \$2,884.

The Sub-Fund pays all of its own operating expenses (excluding fees and expenses covered by the Management Fee) which may be incurred by the Sub-Fund, including, but not limited to, the following expenses: (i) ongoing legal fees following the launch of the Sub-Fund, including fees and expenses arising in respect of legal or administrative proceedings; (ii) the cost of preparing, printing, publishing, translating and distributing (in such languages as may be necessary) prospectuses, supplements, annual reports, financial statements, notices and other documents or information to current and prospective Unitholders; (iii) the costs and expenses of obtaining and / or maintaining authorisations, registrations and permissions to distribute with the regulatory authorities in any jurisdiction (iv) all expenses arising in respect of the termination or liquidation; (v) investment expenses such as commissions and brokerage fees (including fees related to negotiation of commissions and brokerage fees); (vi) interest on margin accounts and other indebtedness; (vii) taxes, including without limitation, withholding, net income, capital gains, franchise, valued added, stamp and transfer taxes, along with any interest and penalties thereon or other additions to such taxes, (viii) share class specific hedging fees.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial period from date of authorisation 2 May 2024 to 28 February 2025

5. Manager and Other Agreements (continued)

Administrator and Trustee fee

Brown Brothers Harriman Fund Administration Services (Ireland) Limited (the "Administrator") serves as the Trust's administrator, fund accountant and transfer agent. The Trustee of the Trust is Brown Brothers Harriman Trustee Services (Ireland) Limited. In accordance with and subject to the Trust Deed, the Trustee provides safe keeping for all of the assets of the Trust (including any assets held through a wholly owned subsidiary) which are held under the control of the Trustee in the Trustee's custodial network. The Trustee is also responsible for monitoring the Trust's cash flows, ensuring that all payments made by or on behalf of investors upon the subscription of Units of the Sub-Fund have been received. The Trustee is also responsible for the safe-keeping of the assets of the Trust which includes (a) holding in custody all financial instruments that can be registered in a financial instrument account opened in the Trustee's books and all financial instruments that can be physically delivered to the Trustee; and (b) for other assets, verifying the ownership of such assets and the maintenance of a record accordingly (the "Safekeeping Function") and for other oversight duties. The Trustee may delegate to third parties the safe-keeping of the assets of the Trust subject to the conditions laid down in the AIFMD and, in particular, the Trustee shall satisfy itself that (a) registration of financial instruments held in custody is performed in such manner as is usual market practice in the market in question either in the name of the Trustee, or that of its sub-custodian or nominee or in the name of the Trust, as may in the circumstances be necessary or required; (b) the financial instruments so registered may not be assigned, transferred, exchanged or delivered without the prior authorisation of the Trustee or its sub-custodian or their respective nominees; and (c) the financial instruments so registered shall be segregated from assets belonging to the Trustee, or to the sub-custodian or their respective nominees. The Manager will ensure that investors are informed of any arrangement made by the Trustee to contractually discharge its liability before they subscribe for Units. The Manager will also ensure that Unitholders are informed of any changes with respect to the Trustee's liability without delay.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial period from date of authorisation 2 May 2024 to 28 February 2025

5. Manager and Other Agreements (continued)

Administrator and Trustee fee (continued)

The Administrator and Trustee shall be entitled to receive fees calculated as a percentage of the Net Asset Value of the Sub-Fund for the provision of administration and trustee services respectively. The fees of the Administrator and the Trustee shall be discharged out of the assets of the Sub-Fund. The fees and the expenses of the Administrator and Trustee are payable monthly in arrears. In respect of its provision of administration services to the Sub-Fund, the Administrator shall be entitled to receive a fee of 0.05% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Fund. Those fees include, but are not limited to, an accounting services fee, which is 0.02% per annum, subject to the certain annual minimum amount of €22,500, a Sub-Fund administration fee, which is 0.02% per annum, subject to the certain annual minimum amount of €22,500, and a transfer agency fee, which is 0.01% per annum, subject to the certain annual minimum amount of \$30,000. In respect of its provision of trustee services to the Sub-Fund, the Trustee shall be entitled to receive a fee of 0.004% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Fund. Any increase in the fees of the Trustee and Administrator above the fee disclosed shall be subject to the approval of Unitholders. In addition to the fees calculated as a percentage of the Net Asset Value of the Sub-Fund, the Administrator and the Trustee shall be entitled to receive safekeeping fees as a percentage of the value of the assets held by it for safekeeping, including, but not limited to, those assets posted to the Sub-Fund as collateral, as well as transaction fees per transaction. The Administrator and the Trustee shall also be entitled to receive any additional fees from the Sub-Fund to cover any reasonable and documented out-of-pocket expenses.

Agent Company fee

The Manager has appointed Deutsche Securities Inc. as the agent company (the "Agent Company") in Japan in relation to the Sub-Fund pursuant to an Agent Company Agreement. Pursuant to the Agent Company Agreement, the Agent Company will perform the following functions:

- (a) distribute to the financial instruments firms or financial institutions, etc. who are members of JSDA ("JSDA Members") and may be selling Units in Japan such prospectuses relating to the Units as may from time to time be required to be prepared in accordance with the provisions of the applicable laws and regulations of Japan;

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial period from date of authorisation 2 May 2024 to 28 February 2025

5. Manager and Other Agreements (continued)

Agent Company fee (continued)

(b) make public in Japan the Net Asset Value per Unit;

(c) distribute to the financial instruments firms or financial institutions, etc. who are JSDA Members and may be selling Units in Japan such financial statements and other documents relating to the Sub-Fund as may be from time to time required to be prepared in accordance with the provisions of the applicable laws and regulations of Japan and/or the JSDA Rules;

(d) report to the JSDA and notify the financial instruments firms or financial institutions, etc. who are JSDA Members and may be selling Units in Japan in the event that the Units cease to conform to the Standards for Selection of Foreign Investment Fund Securities as adopted from time to time by the JSDA;

(e) provide management reports (unyo houkokusyo) as set forth in Article 14, Paragraph 1 of the Law Concerning Investment Trusts and Investment Corporations of Japan in an electronic form on behalf of the Manager on the website of the Agent Company; and

(f) carry out on behalf of the Manager any and all acts and things incidental to or reasonably necessary for the Agent Company's performance of any of the above enumerated functions.

The Agent Company Agreement was concluded for an unlimited duration. Subject to the appointment of a successor agent company for the Manager in Japan insofar as such appointment is required in Japan, the Agent Company Agreement may be terminated upon three months' notice in writing by either the Manager or the Agent Company.

In consideration of its duties and functions, including deliveries of the prospectus, management reports and other documents to the Distributor, publication of the Net Asset Value per Unit in Japan and other analogous and ancillary duties, the Agent Company shall be paid an annual agent company fee (the "Agent Company Fee") by the Sub-Fund equal to 0.01% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Fund. The Agent Company Fee shall be accrued daily and be payable monthly in arrears. The Agent Company shall also be entitled to receive out-of-pocket expenses incurred in providing services in respect of the Sub-Fund.

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Annual Report and Audited

Financial Statements 2025

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial period from date of authorisation 2 May 2024 to 28 February 2025

5. Manager and Other Agreements (continued)

Audit fee

Auditors' remuneration charged by the Trust's audit firm excluding VAT for the financial period was as follows:

	Financial period ended 28 February 2025
- Audit of statutory accounts	\$ 30,680

There were no fees payable to the auditors in respect of non-audit services during the financial period ended 28 February 2025. PricewaterhouseCoopers has been appointed as auditor to the Trust for the current financial period.

Other expenses

Any additional fees in respect of a sub-fund will be set out in the relevant prospectus supplement. Charges and expenses that are not specifically attributable to a particular sub-fund may be allocated pro rata among the sub-fund based on their respective net assets or any other reasonable basis given the nature of the charges at the discretion of the Directors of the Manager.

Prepaid expenses as at 28 February 2025, amounted to \$287,736, consist of prepaid organisational expenses and legal expense. The organisational expenses incurred in connection with the initial offering of Units in respect of the Sub-Fund, including, but not limited to, one-off fees to the Manager in the amount of €75,000 are not expected to exceed EUR 400,000. The fees outlined above will be amortised over a period of 3 years.

The Swap Counterparty is entitled under the Total Return Swap to a fee, payable out of the assets of the Sub-Fund of 0.6% of the notional value of the Total Return Swap per annum. Any increase in the Index Fee above the fee disclosed shall be subject to the approval of Unitholders.

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Annual Report and Audited

Financial Statements 2025

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial period from date of authorisation 2 May 2024 to 28 February 2025

6. Transaction Costs

Transaction costs on the purchase and sale of investments are included in the purchase and sale of such investment.

Transaction costs for the financial period ended 28 February 2025 were as follows:

	Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund
\$	1,194

Only transaction costs which are separately identifiable are disclosed.

7. Foreign Exchange Translations

The exchange rates against US Dollar as at 28 February 2025 were as follows:

Australian Dollar	1.60810
British Pound	0.79419
Euro	0.96154
Japanese Yen	150.69500

8. Financial Instruments and Associated Risks

The Trust's activities expose it to a variety of financial risks: market risk (including price risk, interest rate risk and foreign currency risk), liquidity risk, credit risk and valuation risk. The nature and extent of the financial instruments outstanding at the Statement of Assets and Liabilities date and the risk management policies employed by the Trust are discussed below.

Market Risk

Market risk is the risk that the value of a financial instrument will change as a result of exposure to market price, interest rate and foreign currency risks.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial period from date of authorisation 2 May 2024 to 28 February 2025

8. Financial Instruments and Associated Risks (continued)

- Market Price Risk

Market price risk arises mainly from uncertainty about future prices of financial instruments held. It represents the potential loss the Trust might suffer through holding market positions in the face of their price movements. A sub-fund's exposure to market price risk is driven by its investment objective. The Trust's market price risk is managed by the Manager on a daily basis. The Manager considers the asset allocation of the portfolio in order to spread the risk associated with particular market sectors whilst continuing to follow the Sub-Fund's investment objective.

- Interest Rate Risk

Interest rate risk is the risk that the value of a financial instrument will fluctuate because of changes in market interest rates. The majority of the Trust's assets and liabilities are non-interest bearing. As a result the sub-fund is not subject to a significant amount of interest rate risk. Generally, excess cash or cash equivalents are invested at short-term market interest rates.

- Foreign Currency Risk

The value of the assets of the Trust will be affected by fluctuations in the value of the currencies in which the Sub-Fund's portfolio securities are quoted or denominated relative to the Functional Currency. Currency exchange rates may fluctuate significantly over short periods of time causing, together with other factors, the Sub-Fund's net asset value to fluctuate.

The Manager may use foreign exchange hedging transactions to hedge the foreign currency exposure of a hedged class not denominated in the base currency of the Sub-Fund in order to mitigate risk for hedged classes. Details of outstanding forward foreign currency contracts dealt for currency hedging purposes can be found in the Schedule of Investments.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial period from date of authorisation 2 May 2024 to 28 February 2025

8. Financial Instruments and Associated Risks (continued)

Liquidity Risk

Not all securities or investments held by the Sub-Fund will be listed or rated or actively traded, and consequently liquidity may be low. Moreover, the accumulation and disposal of holdings in some investments may be time consuming or subject to adverse market conditions and may need to be conducted at unfavourable prices. There is also no guarantee that market making arrangements will be in place to make a market and quote a price for all instruments. In the absence of an active secondary market, the Sub-Fund may need to hold the instruments for an undetermined period of time. The Manager seeks to control the liquidity risk of the investment portfolio by a series of internal management measures in order to meet Unitholders' redemption requests; however if sizeable redemption requests are received, the Sub-Fund may need to liquidate its investments at a substantial discount in order to satisfy such requests and the Sub-Fund may suffer losses in trading such instruments.

Derivative transactions, and in particular over-the counter derivative transactions, may not benefit from a liquid secondary market. As such, there is no guarantee that positions may be entered into or unwound at any time or at a price close to the latest book value of such derivative transaction.

Custody Risks

There are risks involved in dealing with custodians or brokers. It is expected that securities and other assets deposited as margin with custodians or brokers will be clearly identified as being assets of the Sub-Fund. However, it may not always be possible to achieve this segregation and there may be practical or time problems associated with enforcing the Sub-Fund's right to its assets, held as margin, in the case of an insolvency of any such party.

The assets of the Sub-Fund may be held by custodians and brokers who become insolvent. If the assets are not segregated, the Sub-Fund would rank as unsecured creditors and the assets may not be fully recoverable.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial period from date of authorisation 2 May 2024 to 28 February 2025

8. Financial Instruments and Associated Risks (continued)

Custody Risks (continued)

In addition, the Manager may invest for the account of the Sub-Fund, directly or indirectly, in markets where custodial and/or settlement systems are not fully developed. The assets of the Sub-Fund which are traded in such markets and which have been entrusted to sub-custodians, in circumstances where the use of such sub-custodians is necessary, may be exposed to certain risks. Such risks include, but are not limited to, a non-true delivery versus payment settlement, a physical market, and as a consequence the circulation of forged securities, poor information in regards to corporate actions, registration process that impacts the availability of the securities, lack of appropriate legal/fiscal infrastructure and lack of compensation/risk with a central depository.

The Manager manages risk by monitoring the credit quality and financial position of the Depository and such risk is further managed by the Depository monitoring the credit quality and financial positions of sub-custodian appointments.

Settlement Risk

Market practices in relation to the settlement of securities and other transactions and custody of assets may increase risk. The clearing, settlement and registration systems available to effect trades may result in delays and other material difficulties in relation to the settlement of trades and registration of transfers. There is also the possibility that a customer or counterparty to a transaction might fail to perform its contractual commitment. Any problems regarding settlement may affect the Net Asset Value and the liquidity of the Sub-Fund.

Risk relating to unsettled transactions is considered small due to the short settlement period involved and the high credit quality of the broker used. The Fund monitors the credit rating and financial positions of the broker used to further mitigate this risk.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial period from date of authorisation 2 May 2024 to 28 February 2025

8. Financial Instruments and Associated Risks (continued)

Credit and Counterparty Risk

The Sub-Fund's security transactions are solely concentrated with one counterparty, Deutsche Bank AG. Substantially all cash balances are placed in custody with Brown Brothers Harriman & Co. The extent of the Sub-Fund's exposure to credit and counterparty risks in respect to these financial assets approximates their carrying value as recorded in the Sub-Fund's Statement of Net Assets.

The Sub-Fund attempts to reduce its exposure to counterparty credit risk related to OTC derivatives and structured products by entering into a master netting agreement with its counterparty, whenever possible. The Sub-Fund entered into an ISDA Master Agreement with Deutsche Bank AG which incorporates a right of set-off across derivative and structured products covered by the Master Agreement.

The Sub-Fund views its maximum risk of loss from counterparty credit risk related to fully-funded OTC derivatives is generally the aggregate unrealized appreciation and outstanding counterparty payments in excess of any collateral pledged by the counterparty to the Sub-Fund. The Sub-Fund's maximum risk of loss from counterparty credit risk related to unfunded OTC derivatives is generally the aggregate unrealized appreciation.

Valuation Risk

Due to the nature of certain investments of the Sub-Fund, the counterparty may be the only party who can provide a valuation of such investments. As such, it may not always be possible to obtain a valuation from an independent third party. If such a situation arises, the Sub-Fund will seek to ensure that any transactions in respect of such investments are executed on normal commercial terms, negotiated at arm's length.

Fair Value of Financial Instruments

The Trust follows the authoritative guidance for fair value measurements. The guidance establishes a framework for measuring fair value and a hierarchy for inputs used in measuring fair value that maximizes the use of observable inputs and minimizes the use of unobservable inputs by requiring that the most observable inputs be used when available. The guidance establishes three tiers of inputs that may be used to measure fair value. The inputs or methodology used for valuing securities are not necessarily an indication of the risk associated with investing in those securities.

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Annual Report and Audited

Financial Statements 2025

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial period from date of authorisation 2 May 2024 to 28 February 2025

8. Financial Instruments and Associated Risks (continued)

Fair Value of Financial Instruments (continued)

Various inputs are used in determining the value of the Trust's investments. These inputs are summarized in the three broad levels listed below:

Level 1 - unadjusted quoted prices in active markets for identical securities.

Level 2 - inputs, other than quoted prices included in Level 1, that are observable either directly or indirectly. These inputs may include:

- o quoted prices for similar assets in active markets,
- o quoted prices for identical or similar assets in markets that are not active,
- o inputs other than quoted prices that are observable for the asset, or
- o inputs derived principally from or corroborated by observable market data by correlation or other means.

Level 3 - significant unobservable inputs (including the Trust's own assumptions in determining the fair value of investments).

The following is a summary of the fair value hierarchy of the financial assets and liabilities measured at fair value as of 28 February 2025:

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

28 February 2025	Level 1		Level 2		Level 3	Total
Investments Assets						
- Total return swap	\$	-	\$12,491,680	\$	-	\$12,491,680
Liabilities						
- Forward foreign currency contracts	\$	-	\$ (46,500)	\$	-	\$ (46,500)
Total	\$	-	\$12,445,180	\$	-	\$12,445,180

There were no transfers between levels as at 28 February 2025.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial period from date of authorisation 2 May 2024 to 28 February 2025

9. Derivative Instruments

The Sub-Fund may utilize certain financial derivative instruments for the purposes of share class hedging. The Manager intends to hedge the foreign currency exposure of the JPY and AUD Unit Classes in order that investors in such classes receive returns substantially in line with that which would be achieved in the base currency. The financial instruments used to implement such strategies will be assets/liabilities of the Sub-Fund as a whole. However, such transactions will be clearly attributable to the relevant JPY and AUD Unit Class, as applicable, and the gains / losses on and the costs of the relevant financial instruments will accrue solely to the relevant JPY or AUD Unit Class, as applicable. There can be no assurance that the Manager will be able to hedge, or be successful in hedging, the currency exposure, in whole or in part, of the JPY and AUD Unit Classes, and the JPY and AUD Unit Classes might be affected by exchange rate fluctuations.

- a) A forward foreign currency contract is a commitment to purchase or sell a foreign currency at a future date at a negotiated forward rate. All commitments are marked-to-market on each valuation date at the applicable foreign exchange rate and any resulting unrealised gain or loss is recorded on such date. Unrealised appreciation or depreciation is included in the Statement of Operations.

The Manager may hedge the foreign currency exposure of a Class not denominated in the base currency of the Sub-Fund in order that investors in that Class receive a return in the currency in which that Class is denominated and not materially affected by changes between the value of the Class currency and the base currency of the Sub-Fund. In this context, foreign exchange hedging will not be used for speculative purposes. Where the designation “Hedged” does not appear in the name of a Class denominated in a currency other than the base currency of the Sub-Fund it is not a hedged class and the Manager will not seek to mitigate the risk of adverse exchange rate fluctuations between the base currency of the Sub-Fund and the currency in which that Class is denominated.

The Manager uses forward foreign currency contracts for hedging purposes only. This strategy may limit investors in hedged share classes from benefiting if the Class currency falls against the base currency of the Sub-Fund and/or the currency/currencies in which the assets of the Sub-Fund are denominated. Although hedging strategies may not necessarily be used in relation to each Class, the financial instruments used to implement such strategies shall be assets/liabilities of the Sub-Fund as a whole. However, the gains/losses and the costs of the relevant financial instruments used in hedging activities will accrue solely to the relevant hedged class.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial period from date of authorisation 2 May 2024 to 28 February 2025

9. Derivative Instruments (continued)

b) In order to achieve its investment objective, the Sub-Fund will generally invest all of the proceeds from the issue of Units (after deducting therefrom the costs and expenses in connection with the establishment of the Sub-Fund and the offering of Units and a reserve for other charges and expenses payable out of the assets of the Sub-Fund) in one or more total return swaps (to be traded with the Swap Counterparty pursuant to a swap agreement (the "Swap Agreement")). Further details in relation to the Swap Agreement and the Swap Counterparty are set out in the prospectus. The Total Return Swap will be a fully-funded USD denominated swap (ie some or all of the proceeds from the issue of Units will be paid to the Swap Counterparty on commencement of the Total Return Swap) and will provide the Sub-Fund with exposure to the Index (as defined below). The Sub-Fund's exposure to the Total Return Swap will be (i) increased in the event that the Sub-Fund receives net subscriptions and (ii) decreased in the event that the Sub-Fund receives net redemptions, on a particular Subscription Day/Redemption Day. The performance of the Sub-Fund will be determined by the performance of the Index. In addition to entering into the Total Return Swap, the Sub-Fund may hold cash pending investment, the return of monies to investors or to allow the Sub-Fund to meet certain ongoing charges and expenses which may arise in the course of operations of the Sub-Fund.

Details on counterparty credit risk are disclosed in detail in the credit risk section of note 8.

The below tables disclose the disaggregated fair value of derivatives instruments as at 28 February 2025 and the related Statement of Operations effects for the financial period then ended.

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Annual Report and Audited

Financial Statements 2025

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial period from date of authorisation 2 May 2024 to 28 February 2025

9. Derivative Instruments (continued)

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Fair Values of Derivative Instruments on the Statements of Assets and Liabilities as at 28 February 2025

Asset Derivatives - Investments in financial derivative instruments	Market Price Risk	Foreign Exchange Risk*	Total
- Total return swap contract at market value	\$ 12,491,680	\$ -	\$ 12,491,680
	\$ 12,491,680	\$ -	\$ 12,491,680
Liability Derivatives - Investments in financial derivative instruments			
- Unrealised depreciation on forward foreign currency contracts	\$ -	\$ (46,500)	\$ (46,500)
	\$ -	\$ (46,500)	\$ (46,500)

*For forward foreign currency contracts, the gross value is presented in the Statement of Assets and Liabilities in the Investments in financial derivative instruments line item.

Effect of Derivative Instruments on the Statement of Operations for the period ended 28 February 2025

Net Realised Gain/(Loss)	Market Price Risk	Foreign Exchange Risk**	Total
- Forward foreign currency contracts	\$ -	\$ (7,450)	\$ (7,450)
- Total return swap contract	13,464	-	13,464
	\$ 13,464	\$ (7,450)	\$ 6,014
Net Change in Unrealised Appreciation/ (Depreciation)			
- Forward foreign currency contracts	\$ -	\$ (46,500)	\$ (46,500)
- Total return swap contract	28,537	-	28,537
	\$ 28,537	\$ (46,500)	\$ (17,963)

**The amounts in this column only represent the realised gain/(loss) and unrealised appreciation/(depreciation) on forward foreign currency contracts.

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Annual Report and Audited

Financial Statements 2025

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial period from date of authorisation 2 May 2024 to 28 February 2025

9. Derivative Instruments (continued)

The table below reflects a breakdown of the average notional amount of forward foreign currency contracts for the financial period ended 28 February 2025:

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

USD Unit Class	\$	-
JPY Hedged Unit Class		4,523,666
AUD Hedged Unit Class		824,586

The table below reflects a breakdown of the average notional amount of total return swap contracts, based on market value, for the financial period ended 28 February 2025:

Sub-Fund

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund	\$	12,578,930
---	----	------------

The Sub-Fund may enter into an International Swaps and Derivative Association, Inc. Master Agreement (“ISDA Master Agreement”) with its counterparties in order to mitigate counterparty risk. The ISDA Master Agreement is typically negotiated by the Sub-Fund and its counterparties, containing the bilateral terms and conditions for all subsequent derivative transactions. The ISDA Master Agreement allows for the netting of all amounts owed to or due from a counterparty into a single net payment.

At 28 February 2025 the Sub-Fund had entered into the following derivative assets and liabilities by counterparty net of amounts available for offset under the ISDA Master Agreement and net of any collateral received by the Sub-Fund:

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Counterparty	Derivative Assets Subject to Netting	Derivatives Available for Offset	Non-cash Collateral Received	Cash Collateral Received	Net Amount of Derivative Assets
Deutsche Bank AG	\$ 28,537	\$ (28,537)	\$ -	\$ -	\$ -

Counterparty	Derivative Liabilities Subject to Netting	Derivatives Available for Offset	Non-cash Collateral Pledged	Cash Collateral Pledged	Net Amount of Derivative Liabilities
Deutsche Bank AG	\$ 46,500	\$ (28,537)	\$ -	\$ -	\$ 17,963

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Annual Report and Audited

Financial Statements 2025

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial period from date of authorisation 2 May 2024 to 28 February 2025

10. Cash and Cash Equivalents

Cash comprises options margin and current deposits with banks. Cash equivalents are short-term highly liquid investments that are readily convertible to known amounts of cash, are subject to an insignificant risk of change in value and are held for the purpose of meeting short-term cash commitments rather than for investment or other purposes. All current deposits at the period end are held with Brown Brothers Harriman & Co. or with approved counterparties on overnight deposit or directly with a sub-custodian.

The table below reflect a breakdown of the financial institutions holding current deposits balances as at 28 February 2025:

28 February 2025	Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund
BNP Paribas, Paris	\$ 28
Brown Brothers Harriman & Co.	1,201
Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd., London	12,076,652
Sumitomo Mitsui Banking Corp., Tokyo	256,915
	\$ 12,334,796

As at 28 February 2025 there are no bank overdrafts balances.

11. Distributions

As at 28 February 2025 there were no distributions for the Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund. It is currently not intended to declare dividends in respect of any Unit Class of the Sub-Fund. Any distributable profits will remain in the Sub-Fund's assets and be reflected in the Net Asset Value of the relevant Unit Class.

12. Related Parties

The Directors who are employees of the Manager are not entitled to any remuneration for their services, as disclosed in note 5, for the life of the Trust. The Independent Non-Executive Directors and the Non-Executive Director are remunerated by the Manager and none of the Directors charge fees to the Trust or the Fund.

The Related Parties to the Trust are: the Manager, the Directors of the Manager and the Depositary as defined in the Directory. Fees paid to related parties are on an arms length basis and are disclosed in note 5.

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Annual Report and Audited

Financial Statements 2025

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial period from date of authorisation 2 May 2024 to 28 February 2025

13. Statement of Net Assets for the Financial Period

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund	28 February 2025			
	Net Assets at class level	Shares outstanding		NAV per share
USD Unit Class ¹	\$ 7,921,213	807,017	\$	9.82
JPY Hedged Unit Class ¹	\$ 4,110,618	659,771	\$	6.23
AUD Hedged Unit Class ¹	\$ 720,356	119,158	\$	6.05

¹ Launched on 11 June 2024.

14. Contingent Liabilities

The Directors of the Manager are not aware of any material contingent liabilities as at 28 February 2025.

15. Segregated Liability

The Trust is structured as an umbrella fund with segregated liability between its sub-funds. As a matter of Irish law, the assets of one sub-fund are not available to meet the liabilities of another. However, the Trust is still a single legal entity that may operate or have assets held on its behalf. While the provisions of the Unit Trust Act 2014 provide for segregated liability between sub-funds, these provisions have yet to be tested in foreign courts, in particular, in satisfying local creditors' claims. Accordingly, it is not free from doubt that the assets of any sub-fund of the Trust may not be exposed to the liabilities of other sub-funds of the Trust.

Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund

Annual Report and Audited

Financial Statements 2025

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

For the financial period from date of authorisation 2 May 2024 to 28 February 2025

16. Significant Events During the Financial period

The following share classes were launched during the financial period:

Sub-Fund	Share Class	Launch Date
Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund	USD Unit Class	11 June 2024
Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund	JPY Hedged Unit Class	11 June 2024
Ortu Curva Trust II Sector Focused Global Equity Fund	AUD Hedged Unit Class	11 June 2024

Tom Berrigan resigned as Executive Director effective 31 March 2024 and was appointed as Non-Executive Director effective 20 May 2024 following Central Bank of Ireland approval.

Brenda Buckley resigned as Independent Non-Executive Director of IQ EQ Fund Management (Ireland) Limited effective 31 January 2025.

There were no other significant events during the financial period.

17. Subsequent Events

There were no other significant events affecting the Trust after the financial period ended 28 February 2025

18. Approval of Financial Statements

The financial statements were approved by the Directors of the Manager on 12 August 2025.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2026年6月末日現在）

	米ドル（ 、 を除く。）		千円（ 、 を除く。）
資産総額	9,715,299		1,577,667
負債総額	229,311		37,238
純資産価額	9,485,988		1,540,430
発行済口数	米ドルクラス受益証券	603,546口	
	円ヘッジクラス受益証券	451,513口	
	豪ドルヘッジクラス受益証券	84,510口	
1口当たり純資産価格	米ドルクラス受益証券	10.408米ドル	1,690円
	円ヘッジクラス受益証券	939円	-
	豪ドルヘッジクラス受益証券	10.166豪ドル	1,134円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

1 ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換は、以下の管理事務代行会社が行っています。

管理事務代行会社 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービスズ（アイルランド）リミテッド

取扱場所 アイルランド、ダブリン2、ハーバート・ストリート30

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

2 受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

3 譲渡制限

受益証券は、米国人に対して譲渡することはできません。譲渡人が譲渡する権利を証するために管理会社が合理的に要求する他の証拠とともに、譲渡書が管理事務代行会社の登録事務所または管理会社が合理的に要求するその他の場所において預託されない限り、管理会社取締役は、受益証券の譲渡の登録を拒否します。譲渡人は、譲受人の氏名が受益者名簿に記載されるまで、引き続き当該受益証券の保有者とみなされるものとします。譲受人が既存の受益者ではない場合、管理会社が満足する形で譲受人が英文目論見書添付の申込書を記入しない限り、受益証券の譲渡は登録されません。

管理会社は、その絶対的裁量により受益証券の譲渡の登録を拒否することができます。

4 その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額（2026年6月末日現在）

資本金の額は3,655,000ユーロ（約6億7,745万円）です。なお、一株当たり1.25ユーロ（約232円）の株式2,924,000株を発行済です。

過去5年間に於いて、管理会社の資本金の額の増減はありません。

（2）会社の機構

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。

2【事業の内容及び営業の概況】

IQ EQファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッドはトラストの管理会社です。

管理会社は非公開株式会社で、アイルランド会社法に基づき1989年8月3日にアイルランドで設立され、登録番号は148223です。管理会社は、2014年7月22日にアイルランド中央銀行から、AIFM規制に従ってAIFに対してAIFMとして行動する権限を付与されました。AIFMの主な業務は、トラストのような集団投資スキームへの管理サービスの提供です。

AIFMの役員および従業員は、各サブ・ファンドの業務を効率的に行うために必要な時間およびサービスを割くことになります。しかし、AIFMとその関連会社、プリンシパル、役員および従業員は、相当量の時間と労力を必要とする可能性があり、またそうなることが予想される他の業務に従事しています。

管理会社は、信託証書に基づいて、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資の管理、各サブ・ファンドに関する借入権の行使、および各サブ・ファンドの受益証券の発行について責任を負います。

信託証書およびAIFMD法規の条項に従い、管理会社は受託会社への事前の書面による通知により、信託証書、関連する補足信託証書またはAIFMD法規の下で生じるその権利、特権、権限、義務および裁量の全部または一部を、管理会社が決定する一または複数の個人、機関、会社または団体に委託する権限を有します。管理会社が管理会社の関連会社のために当該委託権限を行使した場合、管理会社は当該関連会社によって生じた損失について責任を負いますが、その責任は当該損失が管理会社自身によって生じた場合に負う範囲にとどまります。管理会社は、管理会社の関連会社ではない委託先が引き起こした損失について責任を負いません。ただし、管理会社が当該委託先を選任する際に、現実詐欺、故意の不履行、または重大な過失がなかったことを条件とします。また、管理会社は、管理会社の関連会社ではない委託先の破産または倒産のみを理由として引き起こされた損失について責任を負わないものとします。管理会社は、信託証書で定められた様々な事柄を理由として、いかなる責任も負いません。管理会社は、トラストおよび各サブ・ファンドがAIFMD法規の適用要件に準拠していることを確認する責任を負います。

管理会社は、AIFM規制の要件に従って、常に最低資本金のレベルを維持します。

管理会社は、専門的過失から生じる責任に対する専門家賠償保険を保有しており、これは管理会社の活動から生じる潜在的な専門家賠償リスクをカバーするために適切なものです。

AIFMD法規におけるその他の要件として、管理会社は、トラストおよび各サブ・ファンドに提供するサービスに適用される、AIFMD法規に含まれるオルタナティブ投資ファンド運用会社のすべての義務、責務、機能を遵守するものとします。

管理会社は、管理事務代行会社から法的にも運営的にも独立しています。管理会社は、その意思決定手続きおよび組織構造により、受益者の公正な扱いを確保するものとします。管理会社は、AIFMD法規、特にAIFM指令の附属書を遵守するための報酬方針を有しています。

管理会社は、サブ・ファンドの管理会社として受ける可能性のあるすべての訴訟、手続き、責任、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士、専門家およびその他の類似の費用を含みます。）または要求に対して、当該サブ・ファンドの信託財産から補償される権利を有します。ただし、管理会社は、ケイマン諸島の裁判所によって、管理会社またはその関連会社、あるいはそれぞれの取締役、役員、従業員の現実詐欺、故意の不履行、重大な過失から生じたと認められた訴訟、手続き、責任、経費、請求、損害、費用、または要求に対して補償されないものとします。疑義を避けるために付言すると、管理会社は、他のサブ・ファンドで発生した、または他のサブ・ファンドの計算のための負債に関して、サブ・ファンドの信託財産からいかなる補償を受ける権利もないものとします。さらに、管理会社と関係する受益者との間で書面で別段の合意がない限り、管理会社は過去または現在の受益者からいかなる補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、受託会社に対し90日前（または受託会社が同意するより短い期間）に書面により通知することにより、および信託証書に定めるその他の状況において、各サブ・ファンドの管理会社を辞任または退職することができます。また、管理会社は、信託証書で定められた状況において解任することができます。

管理会社の取締役の住所はアイルランド、ダブリン2、サー・ジョン・ロジャーソンズ・キー76番です。

2026年6月末日現在、ユニット・トラスト、リミテッド・パートナーシップ、コーポレート・ファンド（ICAVを含みます。）等の、あらゆる形態のAIFおよびUCITSファンドならびに個別ポートフォリオについての投資運用を含む第三者ファンドへの管理会社業務および投資運用業務の提供について、その管理財産額は以下のとおり、合計450億ユーロ（約8兆3,408億円）を超えます。

国別 （設立国または運用が 行われている国）	種類別	本数	純資産総額（ユーロ）
アイルランド	集団資産運用ビークル	130	22,743,956,935
	トラスト	24	2,729,231,670
	公開有限責任会社	72	12,988,242,910
	分別管理運用	10	217,556,675
	小計	236	38,678,988,190
ケイマン諸島	トラスト	7	2,801,848,620
	小計	7	2,801,848,620
ルクセンブルグ	変動資本を有する投資法人	2	328,801,429
	特別リミテッド・パートナーシップ（SLP）	1	687,874,828
	特別リミテッド・パートナーシップ（ScSp）	5	916,137,053
	小計	8	1,932,813,310
イタリア	集団資産運用ビークル	3	1,263,897,474
	非規制ユニット・トラスト	1	42,245,728
	トラスト	5	566,167,844
	変動資本を有する投資法人	2	146,638,288
	小計	11	2,018,949,334
ポルトガル	固定資本を有する投資法人	1	131,653,127
	小計	1	131,653,127
合計		263	45,564,252,581

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の最近事業年度の日本文の財務書類は、アイルランドにおける諸法令および国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるデロイト・アイルランド・エルエルピー（Deloitte Ireland LLP）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について2026年6月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝185.35円）で換算された円換算額が併記されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総額と一致しない場合があります。
- d. 管理会社の年次財務書類は、原文（英語版）のみが監査され、監査報告書が参照しているのは原文（英語版）のみです。年次財務書類および監査報告書がその他の言語に翻訳される場合、管理会社が年次財務書類および監査報告書の訳文の正確性に責任を負います。

（１）【貸借対照表】

包括利益計算書

2025年12月31日終了年度

	注記	2025年12月31日終了年度		2024年12月31日終了年度	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
収益	2	42,180,668	7,818,187	38,402,547	7,117,912
管理費	3	(34,804,269)	(6,450,971)	(29,637,425)	(5,493,297)
予想信用損失減損費用		(378,005)	(70,063)	(127,463)	(23,625)
営業利益		6,998,394	1,297,152	8,637,659	1,600,990
未収利息および類似の収益	5	716,325	132,771	805,657	149,329
未払利息および類似の費用	6	(524,740)	(97,261)	(928,522)	(172,102)
税引前利益	3	7,189,978	1,332,662	8,514,794	1,578,217
法人税等(費用) / 収益	7	(1,001,647)	(185,655)	(966,315)	(179,106)
税引後利益		6,188,331	1,147,007	7,548,479	1,399,111

当社は、当事業年度において、当期利益以外に損益を認識しておらず、すべての業績は継続事業に関連している。

添付の13ページから27ページ(訳注：原文のページ)の注記は、本財務書類の不可欠な一部である。

財政状態計算書

2025年12月31日現在

		2025年12月31日現在		2024年12月31日現在	
	注記	ユーロ	千円	ユーロ	千円
非流動資産					
有形固定資産	14	304,750	56,485	344,500	63,853
非流動資産合計		304,750	56,485	344,500	63,853
流動資産					
債権					
1年以内に受取期日が到来する金額	8	29,634,635	5,492,780	21,297,584	3,947,507
現金及び預金	9	9,283,408	1,720,680	9,052,998	1,677,973
流動資産合計		38,918,043	7,213,459	30,350,582	5,625,480
債務					
1年以内に支払期日が到来する金額	16	(9,038,354)	(1,675,259)	(6,803,540)	(1,261,036)
流動資産純額		29,879,689	5,538,200	23,547,042	4,364,444
資産純額		30,184,439	5,594,686	23,891,542	4,428,297
資本金および剰余金					
株式資本	10	3,655,000	677,454	3,655,000	677,454
吸収合併に伴う資本拠出	10	6,207,624	1,150,583	6,207,624	1,150,583
その他の無額面資本	11	2,072	384	2,072	384
利益剰余金		20,319,743	3,766,264	14,026,846	2,599,876
資本		30,184,439	5,594,686	23,891,542	4,428,297

添付の13ページから27ページ(訳注：原文のページ)の注記は、本財務書類の不可欠な一部である。

取締役会を代表して

2026年4月28日

(署名)

ポール・オシェイ
取締役

(署名)

ポール・ギブリン
取締役

資本変動計算書

2025年12月31日終了年度

	株式資本	資本拠出 積立金	利益剰余金	その他の 無額面資本	合計
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2024年1月1日現在	3,655,000	6,207,624	21,478,367	2,072	31,343,063
宣言された配当金	-	-	(15,000,000)	-	(15,000,000)
過年度の法人税調整額			104,566		
当期包括利益合計(税引後)	-	-	7,548,479	-	7,548,479
2024年12月31日現在	3,655,000	6,207,624	14,131,412	2,072	23,891,542
2025年1月1日現在	3,655,000	6,207,624	14,131,412	2,072	23,996,108
当期包括利益合計(税引後)	-	-	6,188,331	-	6,188,331
2025年12月31日現在	3,655,000	6,207,624	20,319,743	2,072	30,184,439

	株式資本	資本拠出 積立金	利益剰余金	その他の 無額面資本	合計
	千円	千円	千円	千円	千円
2024年1月1日現在	677,454	1,150,583	3,981,015	384	5,809,437
宣言された配当金	-	-	(2,780,250)	-	(2,780,250)
過年度の法人税調整額			19,381		
当期包括利益合計(税引後)	-	-	1,399,111	-	1,399,111
2024年12月31日現在	677,454	1,150,583	2,619,257	384	4,428,297
2025年1月1日現在	677,454	1,150,583	2,619,257	384	4,447,679
当期包括利益合計(税引後)	-	-	1,147,007	-	1,147,007
2025年12月31日現在	677,454	1,150,583	3,766,264	384	5,594,686

キャッシュ・フロー計算書

2024年12月31日から2025年12月31日までの期間

	2025年12月31日終了年度		2024年12月31日終了年度	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
営業活動(に使用した) / によるキャッシュ・フロー				
税引後利益	6,188,331	1,147,007	7,548,479	1,399,111
調整:				
金融費用純額	(191,584)	(35,510)	122,865	22,773
固定資産の減価償却費	39,750	7,368	49,272	9,133
外国為替	270,865	50,205	323,041	59,876
予想信用損失減損費用 / (戻入)	(378,005)	(70,063)	(127,463)	(23,625)
法人税	1,001,647	185,655	966,315	179,106
営業活動によるキャッシュ・フロー（運転資本の増減考慮前）	6,931,004	1,284,662	8,882,509	1,646,373
運転資本の増減				
営業債権およびその他の債権の(増加) / 減少	(8,337,051)	(1,545,272)	5,831,506	1,080,870
営業債務およびその他の債務の(減少) / 増加	2,234,814	414,223	3,187,020	590,714
営業活動による / (に使用した)正味キャッシュ・フロー（運転資本の増減考慮後）	828,767	153,612	17,901,035	3,317,957
法人税支払額	(582,528)	(107,972)	(1,252,838)	(232,214)
営業活動による / (に使用した)正味キャッシュ・フロー	246,239	45,640	16,648,197	3,085,743
投資活動によるキャッシュ・フロー				
利息支払額	(15,828)	(2,934)	(31,920)	(5,916)
その他の投資の購入	-	-	-	-
投資活動による正味キャッシュ・フロー	(15,828)	(2,934)	(31,920)	(5,916)
財務活動によるキャッシュ・フロー				
配当金支払額	-	-	(15,000,000)	(2,780,250)
財務活動による正味キャッシュ・フロー	-	-	(15,000,000)	(2,780,250)
現金および現金同等物期首残高	9,052,998	1,677,973	7,436,721	1,378,396
現金および現金同等物の純増加 / (減少)	230,411	42,707	1,616,277	299,577
現金および現金同等物期末残高	9,283,408	1,720,680	9,052,998	1,677,973

財務書類に対する注記

1. 重要な会計方針の要約

一般情報

当社は、アイルランド共和国の税務上の居住者であり、同国において法人格を有し、事業を行う有限責任会社である。登記事務所の住所は、76サー・ジョン・ロジャーソン・キー、ダブリン2、ダブリン、アイルランドである。

当期に適用した新基準・解釈指針

当期に導入された、当社に重要な影響を及ぼす新しい基準はない。

重要性がある会計方針

以下の会計方針は、当社の財務書類に関連して重要であると考えられる事項を取り扱うにあたり、一貫して適用されている。

法令順守の表明および作成の基礎

本財務書類は、国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)および2014年会社法からなるアイルランドの法令に準拠して作成されている。したがって、当社の取締役(以下「取締役」という。)は、2025年12月31日に終了した期間について作成される財務書類に適用される会計基準および解釈指針に基づく会計方針を用いて、本財務書類を作成している。

本財務書類は、取得原価主義に基づいて作成されている。

継続企業の前提

取締役は、当社が予測可能な将来において、債務を履行するための十分な資金を有して事業を継続することを想定し、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成している。取締役はこれが適切であると判断している。

見積りおよび判断

本財務書類の作成にあたり、経営者は、当社の会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行っている。実際の結果はこれらの見積りと異なる場合がある。

機能通貨

機能通貨および表示通貨

本財務書類は、当社の機能通貨であるユーロで表示されている。

取引および残高

外貨建取引は、取引日の為替レートでユーロに換算される。過去の為替レートで測定された非貨幣性資産はその後再換算されることはない。財政状態計算書日の外貨建貨幣性資産および負債は、同日現在の為替レートでユーロに換算されている。換算によって生じる為替換算差額は、損益計算書に認識される。

受取利息および支払利息

預金で保有される現金の受取利息は、実効金利法を用いて純損益に認識される。支払利息は発生主義で認識される。

手数料収入

手数料は、サービスが提供された時点で、源泉徴収税を控除し、リベートを差し引いた金額で、発生主義で認識される。

有形固定資産

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額および減損累計額を控除した価額で測定される。有形固定資産の当初の取得原価は、その購入価格と、当該資産をその使用目的のために使用可能な状態および場所に設置するための付随費用であるその他の費用で構成される。

修繕や保守など、有形固定資産の稼働後に発生した支出は、通常、当該費用が発生する期間の純損益に計上される。当該支出により、有形固定資産の項目の使用から得られると予想される将来の経済的便益が、当初評価された稼働標準を超えて増加したことを明確に証明できる場合には、当該支出は有形固定資産の追加費用として資産計上される。

減価償却費は、定額法を用いて、資産の取得原価から残存価値を控除した金額を見積耐用年数にわたって配分するように計上される。有形固定資産の耐用年数は以下のとおりである。

コンピューター機器	-	3年
情報技術ソフトウェア	-	10年

適用される耐用年数および減価償却方法は、減価償却の期間および方法が有形固定資産の項目による経済的便益の予測パターンと一致していることを確認するため、定期的に見直される。

資産が除却または処分される場合、取得原価ならびに関連する減価償却累計額および価値の減損は勘定残高から消去され、結果として生じる損益は当期の営業損益に貸方計上または借方計上される。

各報告期間末に、当社は、保有資産に減損の兆候があるかどうかを評価する。減損が特定された場合、当該資産の回収可能価額が計算される。回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、減損損失が費用として認識され、将来の期間の減価償却費が調整される。

金融商品

非デリバティブ金融資産

金融資産の分類

当社は、金融資産を償却原価で測定するものと公正価値で測定するもの（その他の包括利益を通じるもの、または純損益を通じるもの）に分類している。この分類は、金融資産を管理するための当社の事業モデルおよび金融資産のキャッシュ・フローに関する契約条件によって異なる。

償却原価で測定する金融資産

金融資産は、以下の場合に償却原価で測定される。

- ・元本および元本残高に対する利息の支払のみを表すキャッシュ・フローが所定の日に生じる契約条件を有している。
- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。

金融商品を償却原価で認識するためには、これらのテストの両方を満たさなければならない。償却原価で保有される金融資産には、貸付金、現金および現金同等物、ブローカーおよび顧客に対する債権残高などの営業債権およびその他の債権が含まれている。当社は、貸付金ならびに営業債権およびその他の債権を、それらが組成された日に当初認識している。

当社は、償却原価で保有する金融資産について、当該資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、あるいは当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転される取引、または、当社が当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転したわけでも保持しているわけでもないが譲渡資産に対する支配を保持していない取引において、契約上のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡する場合に金融資産の認識を中止する。このような譲渡された金融資産に対する持分のうち、当社により創出または保持されるものは、個別の資産または負債として認識される。

リース

契約の開始時に、当社は、契約がリース、またはリースを含んだものであるかどうかを評価する。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合、当該契約はリースであるかまたはリースを含んでいる。

当社が借手である場合、リースは、リース資産が当社により利用可能となった日に使用权資産とそれに対応するリース負債として認識される。使用权資産は当初取得原価で測定され、その内訳は以下のとおりである。

- ・ 以下を調整したリース負債の当初の金額
 - 開始日以前に支払われたリース料
 - 発生した当初直接コストの加算
 - 原資産の解体・撤去、原資産または敷地の原状回復に要する見積り費用の加算
 - リース・インセンティブの控除

使用权資産は、その後、リース期間にわたって定額法で減価償却される。リース負債は、リース開始日に支払われていないリース料の現在価値で当初測定され、リースに内在する利子率を用いて割り引かれる。

リース料は、負債と金融費用に配分される。金融費用は、各期間の負債の残高に対して每期一定の率の金利を生じさせるように、リース期間にわたって純損益に計上される。使用权資産は、資産の耐用年数とリース期間のいずれか短い方の期間にわたって定額法で減価償却される。

現金および現金同等物

現金および現金同等物には、現金および要求払預金、ならびに価値の変動リスクが低く当初の満期日が3ヶ月以内に到来する換金可能な流動性の高い投資が含まれている。

株式資本

普通株式は、資本に分類される。

普通株式配当金

普通株式配当金は、当社の株主によって承認された期間において、または中間配当の場合には取締役会で承認された時点において、資本に認識される。財政状態計算書日後に宣言された配当金は、注記に開示されている。

減損

非デリバティブ金融資産

償却原価で測定する金融資産

当社は償却原価で測定する金融資産について、予想信用損失(以下「ECL」という。)を認識している。

このアプローチでは、企業は、純損益を通じて公正価値で測定されないすべての負債型金融資産について、予想信用損失に対する損失引当金を認識することが要求されている。これには、IFRS第9号の減損要件が適用されるリース債権、契約資産、ローン・コミットメントおよび金融保証契約が含まれる。

ECLアプローチでは、資産の当初認識時に、当社の過去の信用損失実績と、将来の予測情報を織り込んだ合理的で裏付のある将来の経済状況に対する予測を考慮した上で予想される損失の程度を反映した予想信用損失引当金を設定することが要求される。

当社は、全期間のECLに等しい金額で損失引当金を測定する。ECLを見積もる際に考慮すべき最長の期間は、当社が信用リスクにさらされる最長の契約期間である。

すべての減損損失は少なくとも各報告日に見直される。損失は純損益に認識され、営業債権に対する貸倒引当金に反映される。減損が認識された後に、減損損失の金額を減少させる事象が発生した場合、減損損失の減少分は純損益を通じて戻し入れられる。経営者が必要であると判断する場合、特定の引当金によって引当金が積み増しされる。

従業員給付**短期従業員給付**

短期従業員給付債務は、関連する役務が提供された時点で費用計上される。従業員が提供した過去の役務の結果として、当社が現在、法的または推定的にこの金額を支払う義務を負っており、その義務を信頼性をもって見積ることができる場合には、支払いが見込まれる金額について負債が認識される。

確定拠出制度

確定拠出制度への拠出義務は、関連する役務が提供された時点で費用計上され、退職給付費用として純損益に認識される。前払拠出金は、現金による払戻しまたは将来の支払額の減少が可能な範囲で資産として認識される。確定給付年金制度はない。

2. 収益

	2025年 12月31日 終了年度 ユーロ	2024年 12月31日 終了年度 ユーロ
--	--------------------------------	--------------------------------

収益の内訳は以下のとおりである：

事業の種類別の収益の内訳

報酬および手数料収入	42,180,668	38,402,547
------------	------------	------------

顧客との契約から生じる収益の内訳

以下の表では、顧客との契約から生じる収益を、主要な地域別市場、主要な事業単位および収益認識のタイミング別に分類している。

	2025年 12月31日 終了年度 ユーロ	2024年 12月31日 終了年度 ユーロ
主要な地域別市場		
アイルランド共和国	32,892,846	25,804,523
ケイマン	680,891	2,578,899
フランス	-	1,561,320
イタリア	7,162,192	7,097,547
ポルトガル	79,521	75,001
ルクセンブルク	808,952	700,814
ジャージー	443,355	469,108
南アフリカ	15,901	12,906
英国	40,790	39,830
米国	56,220	62,600
	42,180,668	38,402,547

当社の重要な収益はアイルランド共和国で稼得される。当社の運用資産は、実質的にすべてアイルランドで管理されている。

3. 税引前利益

管理費の内訳は、以下のとおりである。

	注記	2025年 12月31日 終了年度 ユーロ	2024年 12月31日 終了年度 ユーロ
人件費	4	12,866,075	11,126,958
一般管理費		21,898,444	18,461,195
有形固定資産の減価償却費		39,750	49,272
		34,804,269	29,637,425

	2025年 12月31日 終了年度 ユーロ	2024年 12月31日 終了年度 ユーロ
監査報酬	48,200	47,000
	48,200	47,000

4. 人件費

	2025年 12月31日 終了年度 ユーロ	2024年 12月31日 終了年度 ユーロ
当社の平均従業員数	92人	92人

	2025年 12月31日 終了年度 ユーロ	2024年 12月31日 終了年度 ユーロ
報酬総額は以下のとおりである：		
賃金、給与、賞与およびその他の給付	11,904,368	10,235,597
社会福祉費用	961,707	891,361
	12,866,075	11,126,958

5. 未収利息および類似の収益

	2025年 12月31日 終了年度 ユーロ	2024年 12月31日 終了年度 ユーロ
実効金利法に基づく受取利息：		
- グループ会社未収利息	602,046	805,657
- 投資未収利息	114,278	-
	716,325	805,657

グループ内会社に対する債権は無担保であり、返済期限は定められておらず、要求に応じて返済される。単一の取引相手とのグループ残高については、年平均残高が1百万ユーロを超過する場合、年率7.5%(2024年：7.5%)で利息が課される。2025年度のグループ会社未収利息は、合計602,046ユーロ(2024年：805,657ユーロ)であった。

6. 未払利息および類似の費用

	2025年 12月31日 終了年度 ユーロ	2024年 12月31日 終了年度 ユーロ
グループ会社未払利息	508,912	896,602
支払利息および銀行手数料	15,828	31,920
	524,740	928,522

グループ内会社に対する債務は無担保であり、返済期限は定められておらず、要求に応じて返済される。単一の取引相手とのグループ残高については、年平均残高が1百万ユーロを超過する場合、年率7.5%(2024年：7.5%)で利息が課される。2025年度のグループ会社未払利息は、合計508,912ユーロ(2024年：896,602ユーロ)であった。

7. 法人税等

a) 純損益に認識された金額

	2025年 12月31日 終了年度 ユーロ	2024年 12月31日 終了年度 ユーロ
法人税：		
当期課税額	898,747	1,064,349
前期に係る調整額	102,900	(98,034)
当期税金費用 / (収益)	1,001,647	966,315

b) 実効税率の調整表

税金費用は、アイルランドの標準税率に基づく標準税率とは異なる。その相違点は、以下のように説明される。

	2025年 12月31日 終了年度 ユーロ	2024年 12月31日 終了年度 ユーロ
税引前経常利益	7,189,978	8,514,794
前年度からの繰越税額控除		
法人税率12.5%(2024年：12.5%)	898,747	1,064,349
影響：		
前期に係る調整額	102,900	(98,034)
当期法人税費用 / (収益)合計	1,001,647	966,315

c) 将来の税金費用に影響を及ぼす可能性のある要因

2024年財政法は、事業に係る将来の税金費用に重要な影響を及ぼさない。

8. 営業債権およびその他の債権

	注記	2025年 12月31日 現在 ユーロ	2024年 12月31日 現在 ユーロ
1年以内に支払期日が到来する金額			
グループ会社に対する債権	17	21,183,162	13,049,908
未収手数料		7,592,635	7,467,538
前払金		746,696	740,924
当期末収税金		-	276,563
その他の債権		112,142	39,214
		29,634,635	21,574,147

(a)グループ / 親会社に対する債権は無担保であり、返済期限は定められておらず、要求に応じて返済される。

(b)上記の金額は、IFRS第9号に基づく営業債権のECLに関連する378,005ユーロ(2024年：127,463ユーロ)の引当金を控除したものである。

9. 現金および現金同等物

	2025年 12月31日 現在 ユーロ	2024年 12月31日 現在 ユーロ
要求払い現金	9,283,408	9,052,998
	9,283,408	9,052,998

アイルランドの信用機関に預けられている現金および現金同等物は、アイルランド中央銀行によって規制されている。

10. 払込済株式資本

a) 株式資本および株式払込剰余金

	2025年 12月31日 現在 ユーロ	2024年 12月31日 現在 ユーロ
授權		
1株当たり1.25ユーロの普通株式10,000,000株(2024年：10,000,000株)	12,500,000	12,500,000
発行済全額払込済		
1株当たり1.25ユーロの普通株式2,924,000株(2024年：2,924,000株)	3,655,000	3,655,000
資本として表示される払込済株式資本	3,655,000	3,655,000

議決権付普通株式の株主は、配当を受け取る権利があり、当社の株主総会において1株につき1議決権を有し、また、当社の残余財産の持分を受け取る権利を有する。

b) 配当および分配

	2025年 12月31日 現在 ユーロ	2024年 12月31日 現在 ユーロ
配当金支払額ゼロユーロ(2024年：15百万ユーロ)	-	15,000,000

当該期間に関して、取締役によるさらなる配当の提案または支払いはない。

11. その他の無額面資本

	2025年 12月31日 現在 ユーロ	2024年 12月31日 現在 ユーロ
その他の無額面資本	2,072	2,072

2001年の財務書類のユーロへの転換に続き、1998年経済通貨同盟法第25条(3)項に従い、当社の授権・割当株式資本は2003年にユーロに再指定された。再指定された1株当たりの名目額面価額はそれぞれ1.25ユーロとなり、当社の発行済株式資本は2,072ユーロ減少した。これは、資本転換準備基金として知られる基金に移転された。

12. 吸収合併に伴う資本拠出

デイビー・アセット・マネジメント・リミテッドは、2019年11月29日付で当社に吸収合併された。デイビー・アセット・マネジメント・リミテッドの純資産を反映して、6,207,624ユーロが資本拠出として計上された。資本拠出準備金6,207,624ユーロは分配不能である。

13. 退職給付

当社は、確定拠出制度を運営しており、この制度は過半数の従業員および執行取締役を対象としている。

当期に関する当社制度の年金費用総額は486,712ユーロ(2024年：472,497ユーロ)であった。

2025年に2名(2024年：2名)の取締役が当制度に支払いを行った。

14. 有形固定資産

	IT ソフトウェア ユーロ	合計 ユーロ
費用		
2023年12月31日現在	460,448	460,448
追加	-	-
処分	-	-
2024年12月31日現在	460,448	460,448
追加	-	-
処分	-	-
2025年12月31日現在	460,448	460,448
償却累計額		
2023年12月31日現在	66,676	66,676
当期費用	49,272	49,272
2024年12月31日現在	115,948	115,948
当期費用	39,750	39,750
2025年12月31日現在	155,698	155,698
正味帳簿価額		
2025年12月31日現在	304,750	304,750
2024年12月31日現在	344,500	344,500

15. 営業債務およびその他の債務

		2025年 12月31日 現在 ユーロ	2024年 12月31日 現在 ユーロ
1年以内に支払期日が到来する金額			
グループ会社に対する債務	18	6,763,824	3,841,465
未払費用		1,005,079	2,275,542
当期末払税金		1,127,337	-
付加価値税		28,424	31,529
その他の債務		113,690	931,567
		9,038,354	7,080,103

(a) グループ / 親会社に対する債務は無担保であり、返済期限は定められておらず、要求に応じて返済される。

16. リスク管理

当社は、通常の事業活動において様々なリスクを負っている。当社の上級経営者チームによって特定されたリスクは、以下の重大なリスクカテゴリーに大まかに分類される。

- ・信用リスク
- ・市場リスク
- ・流動性リスク
- ・オペレーショナルリスク

本注記では、これらの財務リスクに対する当社のエクスポージャー、当該リスクが当社の将来の財務成績にどのように影響を及ぼす可能性があるか、また当社が当該リスクをどのように測定し管理するかについて説明する。

a)信用リスク

	2025年 12月31日 現在 ユーロ	2024年 12月31日 現在 ユーロ
現金および現金同等物	9,283,408	9,052,998
グループ会社に対する債権	21,183,162	13,971,861
その他の債権	7,704,776	7,506,752
	38,171,346	30,531,611

信用リスクとは、顧客または取引相手が締結したコミットメントを履行できない、または履行する意思がなく、彼らが負っている債務の全額を当社が回収できないリスクである。信用リスクは、確立されたプロセスおよび手続きに基づいて管理・統制されている。

当社は、38.2百万ユーロ(2024年12月：30.5百万ユーロ)の現金残高および営業債権に関して、信用リスクにさらされている。当社は、アイルランド中央銀行が規制する金融機関に資金を預けることにより、銀行預金に関する信用リスクを管理している。現金残高に関する信用リスク・エクスポージャーは日次ベースで、また、営業債権に関しては月次ベースで、当社およびIQ EQグループの財務部門により監視されている。

2025年12月31日現在、AIBに対する信用エクスポージャーは0百万ユーロ(2024年12月：0百万ユーロ)、HSBCに対する信用エクスポージャーは9.283百万ユーロ(2024年12月：9.052百万ユーロ)であった。AIBグループ・ピーエルシーのS&Pの信用格付はBBB+ (2024年12月：BBB)、HSBCの信用格付はA+(2024年12月：A+)である。

顧客報酬から生じる信用リスク・エクスポージャーは、ほとんどの顧客契約において、支払期日が到来した時点で当社が顧客口座から直接報酬を引き落とす権利を有しているため、大部分において限定的である。また、滞留債務者一覧表については、当社およびIQ EQグループのファイナンス・チームが定期的にレビューを行い、適時にフォローアップするための手続きを実施している。

報告日における信用リスクの最大エクスポージャーを表す特定の金融資産の帳簿価額は以下のとおりである。

報告日における営業債権およびその他の債権の取引相手別の内訳は以下のとおりである。

	2025年 12月31日 現在 ユーロ	2024年 12月31日 現在 ユーロ
機関投資家向けブローカーおよび顧客	7,592,635	7,467,538
その他の債権	112,142	39,214
親会社に対する債権	21,183,162	13,049,908
	28,887,938	20,556,660

報告日における営業債権およびその他の債権の期日経過別の内訳は以下のとおりである。

	2025年12月31日現在		2024年12月31日現在	
	正味受取債権	減損引当金	正味受取債権	減損引当金
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
延滞も減損もしていないもの	3,476,828	-	1,186,168	-
0日から30日延滞	1,479,901	117,341	2,051,475	-
1ヶ月から6ヶ月延滞	2,351,893	155,635	4,067,539	-
6ヶ月から1年延滞	304,309	232,222	328,047	-
1年超	484,900	-	28,576	127,463
	8,097,831	505,198	7,661,805	127,463

当社は、償却原価で測定する金融資産の予想信用損失(以下「ECL」という。)に対する予想損失引当金を認識している。営業債権および契約資産に対する損失引当金は、常に全期間のECLに等しい金額で測定される。

個人顧客に対する予想信用損失評価

IFRS第9号の適用に伴い、償却原価で測定するすべての金融資産について、顧客に対する債権、現金および現金同等物ならびにブローカーのマーゲンを含めて見直しを行った。

延滞も減損もしていない営業債権は、主に1ヶ月遅れで受領する管理報酬に関連している。

未決済の債権は個別に検討される。エクスポージャーは、基礎となる顧客口座の金額を参照して計算される。予想損失額は、経過年数および過去の実績、ならびに未収債権の回収において予想される将来の結果に基づいており、これは事業単位によって異なる。期末時点における「予想損失」アプローチに基づく個別減損資産の総額は505,198ユーロ(2024年12月31日：127,463ユーロ)であった。

営業債権は、当社およびグループの財務部門内で管理およびレビューされる明確に定義された方針および手続きを使用して管理・統制される。債務者は適切に管理され、必要に応じて管理口座への評価減が認識される。30日超延滞した営業債権は厳密に監視される。2025年12月31日現在の未回収額は7.5百万ユーロ(2024年12月31日：7.5百万ユーロ)である。

b)流動性リスク

流動性リスクとは、当社が現金およびその他の金融資産の引き渡しによって決済される金融負債に関連する支払義務を履行できない可能性があるリスクである。

流動性リスク管理の目的は、当社が常に、顧客および取引相手に対する契約上および偶発的なコミットメントを履行するために十分な資金を保有することを確実にすることである。

当社は、9,283,408ユーロ(2024年：9,052,998ユーロ)の現金預金にアクセスできる。

c)市場リスク

市場リスクは、損失と利益の両方の可能性を内包しており、為替リスク、価格リスクおよび金利リスクが含まれている。市場リスク管理の目的は、市場リスク・エクスポージャーを許容範囲内で管理・統制することである。

為替リスク

為替リスクとは、外国為替レートの変動が当社の収益および純損益にマイナスの影響を与えるリスクである。

外貨エクスポージャーの管理と監視を確実にするための手続きが整備されている。

当社は、金融資産および金融負債を可能な限り一致した通貨建てにすることにより、限定的な為替変動リスクを軽減している。

価格リスク

価格リスクとは、個々の投資やその発行体に特有の要因、または市場で取引されるすべての金融商品に影響を与えるその他の要因によって引き起こされるかどうかにかかわらず、市場価格の変動により商品の価値が変動するリスクである。

2025年12月31日現在、当社は価格リスクにさらされている投資を保有していない。

金利リスク

当社は、市場金利の実勢水準の変動により、現金および現金同等物ならびに親会社に対する債権について金利リスクにさらされている。

財政状態計算書日現在の当社の利付資産および負債の金利リスク・プロファイルは以下のとおりである。

2025年12月31日現在の金利リスク・プロファイル	固定利付資産	固定利付負債	合計
	ユーロ	ユーロ	ユーロ
現金および現金同等物	9,283,408	-	9,283,408
グループ会社に対する債権	21,183,162	-	21,183,162
グループ会社に対する債務	-	(6,763,823)	(6,763,823)
	30,466,570	(6,763,823)	23,702,747

2024年12月31日現在の金利リスク・プロファイル	固定利付資産	固定利付負債	合計
	ユーロ	ユーロ	ユーロ
現金および現金同等物	9,052,998	-	9,052,998
グループ会社に対する債権	13,049,908	-	13,049,908
グループ会社に対する債務	-	(3,841,465)	(3,841,465)
	22,102,906	(3,841,465)	18,261,441

上記の表に含まれていない当社のその他の金融資産は、利付ではないため、金利リスクの対象とはならない。

d) オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクは、当社のプロセス、人員、技術およびインフラに関連する様々な原因、ならびに法律および規制要件や一般に認められた企業行動規範から生じるリスクのような信用リスクおよび市場リスク以外の外部要因から生じる直接的または間接的な損失のリスクとみなされる。オペレーショナルリスクは、当社のすべての事業から発生し、すべての事業体が直面するものである。

当社の目的は、財務上の損失および当社の評判に対する損害の回避と全体的な費用対効果のバランスをとるために、オペレーショナルリスクを管理することである。オペレーショナルリスクに対処するための統制の整備と実施に関する主たる責任は、上級経営者に課せられている。

この責任は、以下の分野におけるオペレーショナルリスクの管理に関する会社全体の基準の策定によって支えられている。

- ・取引の独立した承認を含む適切な職務分掌の要求
- ・取引の照合および監視のための要求
- ・規制およびその他の法的要求事項への適合
- ・統制および手続きの文書化
- ・業務上の損失および改善措置の提案の報告に関する要求
- ・危機管理計画の策定
- ・研修および専門的能力の開発
- ・倫理・ビジネス基準
- ・リスクの軽減(有効な場合は保険を含む)
- ・事業継続および災害対策計画
- ・情報セキュリティ(サイバー関連リスクを含む)
- ・行動・適性リスク

これらの基準の順守は、当社のリスク・コンプライアンス・チーム、IQ EQグループの内部監査およびIQ EQグループ内の独立した統制機能による支援を受けて、上級経営者が継続的にレビューを行うプログラムによって支えられている。

17. 所有権および関連当事者との取引

当社は、アイルランドで設立された会社であるグリーン・ベイ・アクイジションズ・リミテッドの子会社である。

IQ EQファンドSCSpは、取締役会により、2025年12月31日および2024年12月31日現在、総合的な最終支配当事者であるとされている。

IQ EQグループにおける連結財務書類は、当社を含む、サフィルクスSarIの業績について作成されている。これは、当社の業績が連結される最大および最小のグループである。サフィルクスSarIの登記事務所は、412F、ルート・デッシュ、L-2086ルクセンブルクR.C.S.、ルクセンブルクB201044である。サフィルクスSarIはIQ EQファンドSCSp の支配下にある。

2025年12月31日現在、当社は21,183,162ユーロの債権を有しており、その内訳は以下のとおりであった。

	2025年 12月31日 現在 ユーロ	2024年 12月31日 現在 ユーロ
グリーンベイ・アクイジションズ・リミテッド	6,641,245	5,853,214
IQ EQコーポレート・サービスズ(ホールディングス)リミテッド	7,929,382	4,407,157
IQ EQコーポレート・サービスズ(IRE)リミテッド	708,000	1,539,134
IQ EQアドミニストレーション・サービスズ(UK)	2,543,236	-
IQ EQローン・アドミニストレーション	97,168	-
IQ EQグループ・マネジメント(IOMリミテッド)	60,271	-
サフィルクスSarI	3,203,860	1,250,403
	21,183,162	13,049,908

2025年12月31日現在、当社は6,763,823ユーロの債務を有しており、その内訳は以下のとおりであった。

	2025年 12月31日 現在 ユーロ	2024年 12月31日 現在 ユーロ
IQ EQグループ・マネジメント(IOMリミテッド)	-	3,259,671
IQ EQアドミニストレーション・サービスズ(UK)	-	263,829
IQ EQアドミニストレーション・サービスズ(UK) リミテッド（アイルランド支店）	6,746,508	-
IQ EQファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッド	-	272,147.00
サフィルクスSarI	-	45,803.00
ファンド・マネジメント(ルクセンブルク)	15,000	-
IQ EQ（フィリピン）	2,315	-
IQ EQマックスカンパニー・リミテッド	-	15.00
	6,763,823	3,841,465

当社は、主要な経営幹部を取締役および執行役員と定義している。すべての主要な経営幹部は取締役会のメンバーであり、当期における報酬は以下のとおりである。

	2025年 12月31日 終了年度 ユーロ	2024年 12月31日 終了年度 ユーロ
取締役報酬		
- 給与、賞与および取締役手当	746,114	1,135,970
- 年金制度への拠出	54,140	28,305
	800,254	1,164,275

当期において、当社は、2025年度の年間業績報奨の一環として、主要経営幹部に対して株式オプションをゼロ(2024年：ゼロ)付与した。

18. 後発事象

ポール・オシェイはアイルランドにおけるマネージング・ディレクターに就任し、ポール・ギブリンは英国およびアイルランドにおけるマネージング・ディレクターに就任した。これにより、ポール・オシェイは当社の日常業務の統括責任を担うこととなった。

19. 財務書類の承認

取締役は2026年4月28日に本財務書類を承認した。

IQ EQ Fund Management (Ireland) Limited

STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME

For the year ended 31 December 2025

	Notes	For the Year Ended 31 December 2025	For the Year Ended 31 December 2024
Revenue	2	42,180,668	38,402,547
Administrative expenses	3	(34,804,269)	(29,637,425)
Expected credit loss impairment charges		(378,005)	(127,463)
Operating Profit		6,998,394	8,637,659
Interest receivable and similar income	5	716,325	805,657
Interest payable and similar charges	6	(524,740)	(928,522)
Profit before tax	3	7,189,978	8,514,794
Income tax (charge)/credit	7	(1,001,647)	(966,315)
Profit after tax		€ 6,188,331	€ 7,548,479

The Company had no recognised gains or losses in the financial year other than the profit for the financial year and all results derive from continuing operations.

The accompanying notes on pages 13 to 27 form an integral part of the financial statements.

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION

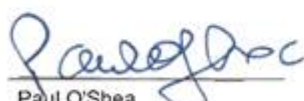
As at 31 December 2025

	Notes	As at 31 December 2025	As at 31 December 2024
Non-current Assets			
Property and equipment	14	304,750	344,500
<i>Total non-current assets</i>		304,750	344,500
Current assets			
Debtors			
Amounts falling due within one year	8	29,634,635	21,297,584
Cash at bank and in hand	9	9,283,408	9,052,998
<i>Total current assets</i>		38,918,043	30,350,582
Creditors			
Amounts falling due within one year	16	(9,038,354)	(6,803,540)
Net current assets		29,879,689	23,547,042
Net assets		€ 30,184,439	€ 23,891,542
Capital and reserves			
Share capital	10	3,655,000	3,655,000
Capital contribution following merger by absorption	10	6,207,624	6,207,624
Other undenominated capital	11	2,072	2,072
Retained earnings		20,319,743	14,026,846
Equity		€ 30,184,439	€ 23,891,542

The accompanying notes on pages 13 to 27 form an integral part of the financial statements.

On behalf of the Board

28 April 2026



Paul O'Shea
Director



Paul Giblin
Director

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

For the year 31 December 2025

	Share Capital	Capital Contribution Reserve	Retained Earnings	Other Undenominated Capital	Total
At 1 January 2024	€ 3,655,000	€ 6,207,624	€ 21,478,367	€ 2,072	€ 31,343,063
Dividends declared	-	-	(15,000,000)	-	(15,000,000)
Prior period tax adjustment	-	-	104,566	-	-
Total comprehensive income after tax for the year	-	-	7,548,479	-	7,548,479
At 31 December 2024	€ 3,655,000	€ 6,207,624	€ 14,131,412	€ 2,072	€ 23,891,542
At 1 January 2025	€ 3,655,000	€ 6,207,624	€ 14,131,412	€ 2,072	€ 23,995,108
Total comprehensive income after tax for the year	-	-	6,188,331	-	6,188,331
At 31 December 2025	€ 3,655,000	€ 6,207,624	€ 20,319,743	€ 2,072	€ 30,184,439

STATEMENT OF CASH FLOW

For the period from 31 December 2024 to 31 December 2025

	For the Year Ended 31 December 2025	For the Year Ended 31 December 2024
Cash flows (used in)/from operating activities		
Profit for the period	€ 6,188,331	€ 7,548,479
<i>Adjustments for:</i>		
Net finance costs	(191,584)	122,865
Depreciation of fixed asset	39,750	49,272
Foreign exchange	270,865	323,041
Expected credit loss impairment charge / (reversal)	(378,005)	(127,463)
Corporation tax	1,001,647	966,315
Operating cash flow before working capital changes	6,931,004	8,882,509
<i>Working capital changes</i>		
(Increase)/Decrease in trade and other receivables	(8,337,051)	5,831,506
(Decrease)/Increase in trade and other payables	2,234,814	3,187,020
Net cash flows from/(used) in operations	828,767	17,901,035
Corporation tax paid	(582,528)	(1,252,838)
Net cash flows from/(used) in operating activities	246,239	16,648,197
Cash flows from investing activities		
Interest paid	(15,828)	(31,920)
Purchase of other investment	-	-
Net cash flows from investing activities	(15,828)	(31,920)
Cash flows from financing activities		
Dividends paid	-	(15,000,000)
Net cash flows from financing activities	-	(15,000,000)
Cash and cash equivalents at beginning of the period	9,052,998	7,436,721
Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents	230,411	1,616,277
Cash and cash equivalents at end of the period	€ 9,283,408	€ 9,052,998

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS**1. Summary of significant accounting policies****General information**

The Company is a limited company which is tax resident, incorporated and operating in Republic of Ireland. The address of its registered office is 76 Sir John Rogersons Quay, Dublin 2, Dublin, Ireland.

New standards and interpretations adopted during the year

There have been no new standards introduced in the current period that have had a significant impact on the Company.

Material accounting policies

The following accounting policies have been applied consistently in dealing with items which are considered material in relation to the Company's financial statements.

Statement of compliance and basis of preparation

These financial statements have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS") and Irish statute comprising the Companies Act 2014. Accordingly, the Directors of the Company (the "Directors") have prepared these financial statements using accounting policies based on standards and interpretations applicable for the financial statements to be prepared for the period ended 31 December 2025.

The financial statements have been prepared under the historical cost convention.

Going concern

The Directors have prepared these financial statements on a going concern basis which assumes that the Company will continue in operational existence for the foreseeable future having adequate funds to meet obligations as they fall due. The Directors are satisfied that this is appropriate.

Estimates and judgements

In preparing these financial statements, management has made judgements, estimates and assumptions that affect the application of the Company's accounting policies and the reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. Actual results may differ from these estimates.

Functional currency*Functional and presentational currency*

These financial statements are presented in euro, which is the Company's functional currency.

Transactions and balances

Transactions in foreign currencies are translated into euro at the foreign exchange rate ruling at the date of the transaction. Non-monetary assets measured at historic exchange rates are not subsequently retranslated. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies at the Statement of Financial Position date are translated to euro at the foreign exchange rate ruling at that date. Foreign exchange differences arising on translation are recognised in the Income Statement.

Interest income and expense

Interest income on cash held on deposit is recognised in profit or loss using the effective interest method. Expenses are recognised on an accrual basis.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)**1. Summary of significant accounting policies (continued)****Fee and commission income**

Fees and commissions are recognised on an accruals basis gross of any withholding tax suffered and net of rebates when the service has been provided.

Property and Equipment

Property and equipment are measured at cost less accumulated depreciation and any accumulated impairment in value. The initial cost of property and equipment comprises its purchase price and other costs directly attributable in bringing the asset to its working condition and location for its intended use.

Expenditure incurred after the property and equipment have been put into operation, such as repairs and maintenance, are normally charged to profit or loss in the period in which the costs are incurred. In situations where it can be clearly demonstrated that the expenditure has resulted in an increase in the future economic benefits expected to be obtained from the use of an item of property and equipment beyond its originally assessed standard of performance, the expenditure is capitalized as additional costs of property and equipment.

Depreciation is charged so as to allocate the cost of assets less their residual values over their estimated useful lives using the straight-line method. The useful lives of property and equipment (in years) are as follows:

Computer equipment	-	3 years
Information Technology Software	-	10 years

The applicable useful life and depreciation methods are reviewed periodically to ensure that the period and method of depreciation are consistent with the expected pattern of economic benefits from items of property and equipment.

When assets are retired or disposed of, the cost and the related accumulated depreciation and any impairment in value are removed from the accounts and any resulting gain or loss is credited or charged to current operations.

At the end of each reporting period, the Company assesses whether there is indication that assets held may be impaired. If impairment is identified, the asset's recoverable amount is calculated. If recoverable amount is below the carrying amount, an impairment loss is recognised as an expense and depreciation adjusted for future periods.

Financial instruments**Non-derivative financial assets****Classification of financial assets**

The Company classifies its financial assets into those to be measured at amortised cost and those to be measured at fair value (either through other comprehensive income, or through profit or loss). The classification depends on the Company's business model for managing financial assets and the contractual terms of the financial assets' cash flows.

Financial assets at amortised cost

Financial assets are measured at amortised cost where they:

- have contractual terms that give rise to cash flows on specified dates, that represent solely payments of principal and interest on the principal amount outstanding,
- are held within a business model whose objective is achieved by holding to collect contractual cash flows.

Both of these tests have to be met in order to account for an instrument to be recognised at amortised cost. Financial assets held at amortised cost include loans, cash and cash equivalents and trade and other receivables including balances due from brokers and clients. The Company initially recognises loans and trade and other receivables on the date that they are originated.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)**1. Summary of significant accounting policies (continued)****Financial instruments (continued)**

The Company derecognises a financial asset held at amortised cost when the contractual rights to the cash flows from the asset expire, or it transfers the rights to receive the contractual cash flows in a transaction in which substantially all the risks and rewards of ownership of the financial asset are transferred or it neither transfers nor retains substantially all the risks and rewards of ownership and does not retain control over the transferred asset. Any interest in such transferred financial assets that is created or retained by the Company is recognised as a separate asset or liability.

Leases

At inception of a contract, the Company assesses whether a contract is, or contains, a lease. A contract is, or contains, a lease if the contract conveys the right to control the use of an identified asset for a period of time in exchange for consideration.

Where the Company is the lessee, leases are recognised as a right-of-use asset and a corresponding lease liability at the date at which the leased asset is available for use by the Company. The right-of-use asset is initially measured at cost, which comprises the following:

- the initial amount of the lease liability adjusted for:
 - lease payments made at or before the commencement date
 - plus any initial direct costs incurred
 - plus any estimate of costs to dismantle and remove the underlying asset or to restore the underlying asset or the site
 - less any lease incentives

The right-of-use asset is subsequently depreciated on a straight-line basis using the lease term. The lease liability is initially measured at the present value of the lease payments that are not paid at commencement date, discounted using the interest rate implicit in the lease.

Lease payments are allocated between the liability and finance cost. The finance cost is charged to profit or loss over the lease period so as to produce a constant periodic rate of interest on the remaining balance of the liability for each period. The right-of-use asset is depreciated over the shorter of the asset's useful life and the lease term on a straight-line basis.

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents include cash and demand deposits, and highly liquid investments that are convertible into cash with an insignificant risk of changes in value with original maturities of less than three months.

Share capital

Ordinary shares are classified as equity.

Dividends on ordinary shares

Dividends on ordinary shares are recognised in equity in the period in which they are approved by the Company's shareholders or, in the case of interim dividend, when it has been approved by the Board of Directors. Dividends declared after the Statement of Financial Position date are disclosed in the notes.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)**1. Summary of significant accounting policies (continued)****Impairment****Non-derivative financial assets***Financial assets measured at amortised cost*

The Company recognises expected credit losses ('ECLs') for financial assets measured at amortised cost.

This approach requires an entity to recognise a loss allowance for expected credit losses on all debt type financial assets that are not measured at fair value through profit or loss, this includes lease receivables, contract assets and loan commitment and financial guarantee contracts to which the impairment requirements of IFRS 9 apply.

The ECL approach requires an expected credit loss allowance to be established upon initial recognition of an asset reflecting the level of losses anticipated after having regard to the Company's historical credit loss experience and its expectation of reasonable and supportable future economic conditions that incorporate more forward-looking information.

The Company measures loss allowances at an amount equal to lifetime ECLs. The maximum period considered when estimating ECLs is the maximum contractual period over which the Company is exposed to credit risk.

All impairment losses are reviewed at least at each reporting date. Losses are recognised in profit or loss and reflected in the bad debt provision against trade receivables. When an event occurs after the impairment is recognised which causes the amount of impairment loss to decrease, the decrease in impairment loss is reversed through profit or loss. This is further enhanced by specific provisions where this is deemed appropriate by management.

Employee benefits*Short-term employee benefits*

Short-term employee benefit obligations are expensed as the related service is provided. A liability is recognised for the amount expected to be paid if the Company has a present legal or constructive obligation to pay this amount as a result of past service provided by the employee, and the obligation can be estimated reliably.

Defined contribution plans

Obligations for contributions to defined contribution plans are expensed as the related service is provided and recognised as retirement benefit costs in profit or loss. Prepaid contributions are recognised as an asset to the extent that a cash refund or a reduction in future payments is available. There are no defined benefit pension arrangements.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

2. Revenue

	For the Year Ended 31 December 2025	For the Year Ended 31 December 2024
Analysis of turnover is as follows:		
Turnover analysed by class of business		
Fee and commission income	€ 42,180,668	€ 38,402,547

Disaggregation of revenue from contracts with customers

In the following tables, revenue from contracts with customers is disaggregated by primary geographical market, main business units and timing of revenue recognition:

	Year Ended 31 December 2025	Year Ended 31 December 2024
Primary Geographical Market		
Republic of Ireland	32,892,848	25,804,523
Cayman	680,891	2,578,899
France	-	1,561,320
Italy	7,162,192	7,097,547
Portugal	79,521	75,001
Luxembourg	808,952	700,814
Jersey	443,355	469,108
South Africa	15,901	12,906
UK	40,790	39,830
United States	56,220	62,600
	€ 42,180,668	€ 38,402,547

The Company's material revenues are earned in the Republic of Ireland. Substantially all the Company's assets under management are managed in Ireland.

3. Profit before taxation

Administration expenses can be broken down as follows:

	Notes	For the Year Ended 31 December 2025	For the Year Ended 31 December 2024
Personnel expenses	4	12,866,075	11,126,958
General and administrative expenses		21,898,444	18,461,195
Depreciation of fixed asset		39,750	49,272
		€ 34,804,269	€ 29,637,425

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

	For the Year Ended 31 December 2025	For the Year Ended 31 December 2024
Auditors' remuneration	48,200	47,000
	€ 48,200	€ 47,000

4. Personnel expenses

	For the Year Ended 31 December 2025	For the Year Ended 31 December 2024
Average number of persons employed by the Company	92	92
Total remuneration amounted to:		
Wages, salaries, bonus and other benefits	11,904,368	10,235,597
Social welfare costs	961,707	891,361
	€ 12,866,075	€ 11,126,958

5. Interest receivable and similar income

	For the Year Ended 31 December 2025	For the Year Ended 31 December 2024
Interest income under the effective interest method on:		
- Interest receivable on group intercompany balances	602,046	805,657
- Interest receivable on investment	114,278	-
	€ 716,325	€ 805,657

Amounts due from intra group companies are unsecured, have no fixed date of repayment and are repayable on demand. Interest is charged on group balances with a single counterparty in excess of an average balance of €1m in the year, at a rate of 7.5% (2024: 7.5%). Interest receivable on group balances in 2025 totaled €602,046 (2024: €805,657).

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

6. Interest payable and similar charges

	For the Year Ended 31 December 2025	For the Year Ended 31 December 2024
Interest payable on group intercompany balances	508,912	896,602
Interest expense & bank charges	15,828	31,920
	<u>€ 524,740</u>	<u>€ 928,522</u>

Amounts due to intra group companies are unsecured, have no fixed date of repayment and are repayable on demand. Interest is charged on group balances with a single counterparty in excess of an average balance of €1m in the year, at a rate of 7.5% (2024: 7.5%). Interest payable on group balances in 2025 totaled €508,912 (2024: €896,602).

7. Income taxes

a) Amounts recognised in profit or loss

	For the Year Ended 31 December 2025	For the Year Ended 31 December 2024
<i>Corporate tax:</i>		
Charge for the year	898,747	1,064,349
Adjustment in respect of previous periods	102,900	(98,034)
Total tax charge/(credit) for the period	<u>€ 1,001,647</u>	<u>€ 966,315</u>

b) Reconciliation of effective tax rate

The tax charge differs from the standard rate of tax, based on the standard rate of tax in Ireland. The differences are explained as follows:

	For the Year Ended 31 December 2025	For the Year Ended 31 December 2024
Profit on ordinary activities before tax	7,189,978	8,514,794
Tax credit brought forward from prior year	-	-
Corporation tax rate of 12.5% (2024: 12.5%)	€ 898,747	€ 1,064,349
<i>Effects of:</i>		
Adjustment in respect of previous periods	102,900	(98,034)
Total Corporation Tax charge/(credit) for the period	<u>€ 1,001,647</u>	<u>€ 966,315</u>

c) Factors that may affect future tax charges

There is no material impact of Finance Act 2024 on the future tax charge of the business.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

8. Trade and other receivables

	Note	As at 31 December 2025	As at 31 December 2024
<i>Amounts falling due within one year</i>			
Amounts due from Group undertakings	17	21,183,162	13,049,908
Fees Receivable		7,592,635	7,467,538
Prepayments		746,696	740,924
Current tax receivable		-	276,563
Other receivable		112,142	39,214
		<u>€ 29,634,635</u>	<u>€ 21,574,147</u>

(a) Amounts due from group/parent undertakings are unsecured, have no fixed date of repayment and are repayable on demand.

(b) The amounts shown above are net of a provision of €378,005 (2024: €127,463) relating to the ECLs for trade receivables in line with IFRS 9.

9. Cash and cash equivalents

	As at 31 December 2025	As at 31 December 2024
Cash on Demand	€ 9,283,408	€ 9,052,998
	<u>€ 9,283,408</u>	<u>€ 9,052,998</u>

Cash and cash equivalents deposited with credit institutions in Ireland are regulated by the Central Bank of Ireland.

10. Called up share capital

a) Share capital and share premium

	As at 31 December 2025	As at 31 December 2024
<i>Authorised</i>		
10,000,000 (2024: 10,000,000) ordinary shares of €1.25 each	<u>€ 12,500,000</u>	<u>€ 12,500,000</u>
<i>Issued and fully paid</i>		
2,924,000 (2024: 2,924,000) ordinary shares of €1.25 each	<u>3,655,000</u>	<u>3,655,000</u>
Called up share capital presented as equity	<u>€ 3,655,000</u>	<u>€ 3,655,000</u>

The holders of ordinary voting shares are entitled to receive dividends and are entitled to one vote per share at meetings of the Company and are entitled to their share of the Company's residual assets.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)**b) Dividends and distributions**

	As at 31 December 2025	As at 31 December 2024
Dividends paid nil (2024: €15m)	€ -	€ 15,000,000

No further dividends have been proposed or paid by directors in respect of the period.

11. Other undenominated capital

	As at 31 December 2025	As at 31 December 2024
Other undenominated capital	€ 2,072	€ 2,072

Following on from the conversion of the Financial Statements to euro in 2001 the authorised and the allotted share capital of the Company were redenominated into euro in 2003, in accordance with section 25(3) of the Economic and Monetary Union Act, 1998. The redenominated nominal par value of each share was redenominated as €1.25 each reducing the issued share capital of the Company by €2,072. This has been transferred to a fund to be known as the Capital Conversion Reserve Fund

12. Capital Contribution following merger by absorption

Davy Asset Management Limited was merged by absorption with the Company on the 29 November 2019. An amount of €6,207,624 was recorded as a capital contribution, reflecting the net assets of Davy Asset Management Limited. The capital contribution reserve of €6,207,624 is non-distributable.

13. Retirement benefits

The Company operates a defined contribution scheme which also covers the majority of employees and Executive Directors.

The total pension charge of the Company scheme for the period amounted to €486,712 (2024: €472,497).

2 Directors paid into the scheme in 2025 (2024: 2).

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

14. Property, Plant and Equipment

	IT Software	Total
Cost		
At 31 December 2023	460,448	460,448
Additions	-	-
Disposals	-	-
At 31 December 2024	€ 460,448	€ 460,448
Additions	-	-
Disposal	-	-
At 31 December 2025	€ 460,448	€ 460,448
Accumulated Amortisation		
At 31 December 2023	66,676	66,676
Charge for the period	49,272	49,272
At 31 December 2024	115,948	115,948
Charge for the period	39,750	39,750
At 31 December 2025	€ 155,698	€ 155,698
Net Book Value		
At 31 December 2025	€ 304,750	€ 304,750
At 31 December 2024	€ 344,500	€ 344,500

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

15. Trade and other payables

	Note	As at 31 December 2025	As at 31 December 2024
<i>Amounts falling due within one year</i>			
Amounts due to Group undertakings	18	6,763,824	3,841,465
Accrued expenses		1,005,079	2,275,542
Current tax payable		1,127,337	-
Value Added Tax		28,424	31,529
Other creditors		113,690	931,567
		€ 9,038,354	€ 7,080,103

- a) Amounts due to group/parent undertakings are unsecured, have no fixed date of repayment and are repayable on demand.

16. Risk Management

The Company assumes a variety of risks in its ordinary business activities. The risks which have been identified by the Senior Management Team within the Company can be broadly classified under the following material risk categories:

- Credit risk
- Market risk
- Liquidity risk
- Operational risk

This note explains the Company's exposure to these financial risks, how they could affect the Company's future financial performance, and how the Company measures and manages these risks.

- a) Credit risk

	As at 31 December 2025	As at 31 December 2024
Cash and cash equivalent	9,283,408	9,052,998
Amounts due from Group undertakings	21,183,162	13,971,861
Other debtors	7,704,776	7,506,752
	€ 38,171,346	€ 30,531,611

This is the risk that a customer or counterparty will be unable or unwilling to meet a commitment that it has entered into and that the Company is unable to recover the full amount that it is owed. Credit risk is managed and controlled on the basis of established processes and procedures.

The Company is exposed to credit risk in respect of its cash balances and trade receivables amounting to €38.2m (Dec 2024: €30.5m). The Company manages its credit risk in respect of bank deposits by placing funds with financial institutions regulated by the Central Bank of Ireland. The exposure to credit risk in relation to the cash balances is monitored on a daily basis and in relation to the trade receivables on a monthly basis by the Company and by IQ-EQ Group Finance.

As at the 31 December 2025, the credit exposure to AIB was €0m (Dec 2024: €0m) and HSBC was €9.283m (Dec 2024: €9.052m). The S&P credit rating for AIB Group plc is BBB+ (Dec 2024: BBB) and HSBC is A+ (Dec 2024: A+).

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

16. Risk Management (continued)

Credit Risk exposure arising from client fees is limited to a large extent as the Company has a right under most client contracts to debit fees directly from client accounts as and when they fall due. In addition, aged debtors listings are reviewed on a regular basis by the Company and the IQ-EQ Group Finance team, with procedures in place to ensure they are followed up in a timely manner.

The carrying value of certain financial assets representing the maximum exposure to credit risk at the reporting date is set out below:

An analysis of trade and other receivables at the reporting date by relevant category of counterparty is set out below;

	As at 31 December 2025	As at 31 December 2024
Institutional brokers and clients	7,592,635	7,467,538
Other debtors	112,142	39,214
Due from parent undertaking	21,183,162	13,049,908
	€ 28,887,938	€ 20,556,660

An aged analysis of trade and other receivables at the reporting date is set out below;

	As at December 2025		As at December 2024	
	Net receivable	Impairment provision	Net receivable	Impairment provision
Not past due or impaired	3,476,828	-	1,185,168	-
Past due 0 - 30 days	1,479,901	117,341	2,051,475	-
Past due 1 - 6 months	2,351,893	155,835	4,067,539	-
Past due 6 months - 1 year	304,309	232,222	328,047	-
More than 1 year	464,900	-	28,576	127,463
	8,097,831	505,198	7,661,805	127,463

The Company recognises expected loss allowances for expected credit losses ("ECLs") for financial assets at amortised cost. Loss allowances for trade receivables and contract assets are always measured at an amount equal to the lifetime ECLs.

Expected credit loss assessment for individual customers

In line with the adoption of IFRS 9 all financial assets measured at amortised cost were reviewed including amounts due from clients, cash and cash equivalents and broker margins.

Trade receivables that are neither past due nor impaired relate mainly to management fees that are received one month in arrears.

Outstanding receivables are considered separately. Exposures are calculated with reference to the amount of the underlying customer account. Expected loss amounts are based on ageing and historic experience and expected future outcomes in collecting outstanding receivables, which differs by business unit. The total amount of individually impaired assets under the "expected loss" approach at the period-end was €505,198 (31 December 2024: €127,463).

Trade receivables are managed and controlled using well defined policies and procedures, which are managed and reviewed, within the Company and Group Finance department. Debtors are managed appropriately and write downs to the management accounts are recognised when and if required. Trade receivables aged over 30 days are closely monitored. Outstanding debtors amount to €7.5m as at 31 December 2025 (31 December 2024: €7.5m).

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)**17. Risk Management (continued)****a) Liquidity risk**

Liquidity risk is the risk that the Company may be unable to meet the payment obligations associated with its financial liabilities that are settled by delivering cash and other financial assets.

The objective of liquidity risk management is to ensure that, at all times, the Company holds sufficient funds to meet its contracted and contingent commitments to its customers and counterparties.

The Company has access to cash deposits of €9,283,408 (2024: €9,052,998).

b) Market risk

Market risk embodies the potential for both losses and gains and includes currency risk, price risk and interest rate risk. The objective of market risk management is to manage and control market risk exposures within acceptable parameters.

Foreign currency risk

Foreign currency risk is the risk that movements in foreign currency exchange rates will have a negative impact on the Company's turnover and profit or loss.

There are procedures in place to ensure foreign currency exposures are managed and monitored.

The Company mitigates its limited foreign currency exchange rate risk by ensuring, insofar as possible, that both financial assets and liabilities are denominated in matching currencies.

Price risk

Price risk is the risk that the value of a financial instrument will fluctuate as a result of changes in market prices, whether caused by factors specific to an individual investment, its issuer or other factors affecting all instruments traded in the market.

At 31 December 2025 the Company did not hold any investments exposed to price risk.

Interest rate risk

The Company is subject to exposure to interest rate risk on Cash and cash equivalents and amounts due from parent companies due to fluctuations in the prevailing levels of market interest rates.

The interest rate risk profile of the Company's interest bearing assets and liabilities as at the statement of financial position date was as follows:

	Fixed Rate Interest Assets	Fixed Rate Interest Liabilities	Total
Interest rate risk profile at 31 December 2025			
Cash and cash equivalents	9,283,408	-	9,283,408
Amounts due from Group undertakings	21,183,162	-	21,183,162
Amounts due to Group undertakings	-	(6,763,823)	(6,763,823)
	€ 30,466,570	€ (6,763,823)	€ 23,702,747
Interest rate risk profile at 31 December 2024			
Cash and cash equivalents	9,052,998	-	9,052,998
Amounts due from Group undertakings	13,049,908	-	13,049,908
Amounts due to Group undertakings	-	(3,841,465)	(3,841,465)
	€ 22,102,906	€ (3,841,465)	€ 18,261,441

Other financial assets of the Company not included in the above table are not interest bearing and therefore not subject to interest rate risk.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)**17. Risk Management (continued)****c) Operational risk**

Operational risk is deemed to be the risk of direct or indirect loss arising from a wide variety of causes associated with the Company's processes, personnel, technology and infrastructure, and from external factors other than credit and market risks such as those arising from legal and regulatory requirements and generally accepted standards of corporate behaviour. Operational risks arise from all the Company's operations and are faced by all business entities.

The objective of the Company is to manage operational risk so as to balance the avoidance of financial losses and damage to the Company's reputation with overall cost effectiveness. The primary responsibility for the development and implementation of controls to address operational risk is assigned to senior management.

This responsibility is supported by the development of overall Company standards for the management of operational risk in the following areas:

- Requirement for appropriate segregation of duties, including the independent authorisation of transactions
- Requirement for the reconciliation and monitoring of transactions
- Compliance with regulatory and other legal requirements
- Documentation of controls and procedures
- Requirement for the reporting of operational losses and proposed remedial action
- Development of contingency plans
- Training and professional development
- Ethical and business standards
- Risk mitigation, including insurance where this is effective
- Business continuity and disaster planning
- Information security including cyber related risk
- Conduct and suitability risk

Compliance with these standards is supported by a programme of ongoing review by senior management, supported by the Company's Risk and Compliance teams, IQ-EQ Group Internal Audit and independent control functions within the IQ-EQ Group.

18. Ownership and related party transactions

The Company is a subsidiary of Green Bay Acquisitions Limited, a company incorporated in Ireland.

IQ EQ Fund SCSp was considered collectively by the Board to be the ultimate controlling party at 31 December 2025 and 31 December 2024.

Within the IQ-EQ Group consolidated financial statements are prepared for Saphilux Sarl the results of which include the Company. This is the largest and smallest group the Company's results are consolidated in. Saphilux Sarl has its registered office at 412F, route d'Esch, L-2086 Luxembourg R.C.S. Luxembourg B201044. Saphilux Sarl is controlled by IQ EQ Fund SCSp.

IQ EQ Fund Management (Ireland) Limited

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

At 31 December 2025, the Company was due an amount of €21,183,162 comprised of:

	As at 31 December 2025	As at 31 December 2024
Green Bay Acquisitions Limited	6,641,245	5,853,214
IQ EQ Corporate Services (Holdings) Limited	7,929,382	4,407,157
IQ EQ Corporate Services (IRE) Limited	708,000	1,539,134
IQ EQ Admin Serv(UK)	2,543,236	-
IQ EQ Loan Admin	97,168	-
IQ EQ Group Management (IOM Ltd)	60,271	-
SAPHILUX Sarl	3,203,860	1,250,403
	€ 21,183,162	€ 13,049,908

18. Ownership and related party transaction (continued)

At 31 December 2025, the Company owed an amount of €6,763,823 comprised of:

	As at 31 December 2025	As at 31 December 2024
IQ EQ Group Management (IOM Ltd)	-	3,259,671
IQ EQ Administration Services (UK)	-	263,829
IQ EQ Admin Svs (UK) Ltd (Ireland branch)	6,746,508	-
IQ EQ Fund Services (Ireland) Limited	-	272,147.00
SAPHILUX Sarl	-	45,803.00
Fund Mgmt (Lux)	15,000	-
IQEQ (Philippines)	2,315	-
IQ EQ MaxComply Limited	-	15.00
	€ 6,763,823	€ 3,841,465

The Company defines its key management personnel as the members of the Board and executive management.
All key management personnel are members of the Board and compensation for the period comprised the following:

	Notes	For the Year Ended 31 December 2025	For the Year Ended 31 December 2024
Directors' remuneration			
- Salary, bonus, and Directors' fees		746,114	1,135,970
- Contribution to pension schemes		54,140	28,305
		€ 800,254	€ 1,164,275

During the period, the Company granted Nil share options (2024: Nil) to key management personnel as part of the 2025 annual performance related awards.

19. Subsequent events

Paul O'Shea has assumed the role of Managing Director, Ireland while Paul Giblin has taken on the role of Managing Director, UK and Ireland. Paul O'Shea therefore has assumed responsibility for overseeing the day-to-day running of the Company.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)**20. Approval of financial statements**

The Directors approved the Financial Statements on 28 April 2026.

（２）【損益計算書】

管理会社の損益計算書については、「（１）貸借対照表」の項目に記載した管理会社の包括利益計算書を御参照ください。

4【利害関係人との取引制限】

受託会社、管理事務代行会社または管理会社に関係する団体によるファンドの資産の取引は禁止されていません。ただし、かかる取引は、受益者の最善の利益のために、あたかも独立当事者間で交渉される通常の取引条件で実行されたかのように行われます。受託会社が独立かつ能力を有すると承認した者もしくは受託会社の関与する取引の場合は管理会社が独立かつ能力を有すると承認した者による取引の評価、または組織された投資取引所の規則に基づき当該取引所で合理的に利用可能な最善の条件での取引の実行、およびこれらが現実的でない場合、受託会社（または受託会社の関与する取引の場合は管理会社）が上記の原則に適合していると判断した条件で行われる取引は、受益者の最善の利益のために、あたかも独立当事者間で交渉される通常の取引条件で実行されたかのように行われたものとみなされます。管理会社は、利益相反が公正に解決されるよう努めます。

管理会社またはその関連会社の従業員または役員は、直接または間接に受益証券を取得することができます。当該個人による受益証券の取得または売却は、すべての受益者に適用される条件よりも有利でない条件で行われるものとします。管理会社は、当該個人による受益証券の申込みまたは買戻しの規模および時期が、管理会社もしくはその関連会社またはそれらの従業員もしくは役員が受益者およびトラストに対して負ういづれの義務にも抵触しないことを確保するための内部手続を維持します。

ブローカーは、随時、トラストが投資家から追加的な資金を調達することを支援することができます（ただし、義務ではありません。）。また、管理会社の代表者は、投資ファンドへの投資に興味を持つ投資家のために、かかるブローカーがスポンサーとなっているカンファレンスやプログラムにおいて、講演を行うことがあります。このような「資本導入」イベントを通じて、トラストの投資予定者は、管理会社と面談する機会を得ることができます。現在、管理会社またはトラストは、ブローカーに対し、そのようなイベントの開催またはそのようなイベントに出席した投資予定者が最終的に行った投資について、報酬を支払っておらず、また将来報酬を支払うことも予定していません。特定のブローカーによって開催するイベントに参加することにより、管理会社は、トラストの仲介、ファイナンスおよびその他の活動に関連して、かかるブローカーを使用する義務を負うことはなく、そのような状況において、ブローカーに対し特定の金額の仲介を割り当てることを約束することもあります。

管理会社は、証券取引を行うために様々なブローカーやディーラーを利用しています。トラストのための取引（トラストの他のファンドとのクロス投資に関連するものは除きます。）は、手数料／価格、取引を実行するブローカーおよびディーラーの能力、ブローカーおよびディーラーの設備、信頼性および財務責任を含む多くの要素を考慮して、最良執行に基づき、ブローカーおよびディーラーに割り当てられます。管理会社は、競争入札を募る必要はなく、また利用可能な最低手数料コストを求める義務はありません。取引手数料は、実行または調査サービスの提供に対してのみ利用されます。

ブローカーは、ブローカーが提供する様々な商品やサービスの見返りを受け取ることを希望して、事業のレベルを提案することがあります。ブローカーが実際に受け取る仲介業務は、提案された配分よりも少ない場合もありますが、全体の仲介業務は、上述したすべての考慮要素に基づいて配分されるため、提案された水準を超える場合もあります（また、超えてしまう場合も多くあります。）。ブローカーは、調査サービスまたは商品を提供していると識別されていないために、事業の受注から除外されることはありません。トラストのブローカーから受領した投資情報は、管理会社が管理会社のすべての勘定にサービスを提供する際に利用することができ、そのような情報のすべてをトラストに関連して管理会社が使用する必要はありません。しかしながら、管理会社は、そのような投資情報は、トラストが別途利用可能な調査を補完することにより、トラストに利益をもたらすと考えています。

取引および投資判断において、管理会社は、ブローカーによって管理会社に提示されるアイデアおよび提案を考慮することがあり、それを通じて管理会社は、トラストに関する取引を随時実施することがあります。ただし、このようなブローカーのアイデアおよび提案の利用は、管理会社には何らの義務も発生しないような方法または管理会社が当該ブローカーに対して当該アイデアまたは提案に関して支払いを行う義務、または当該ブロー

カーとの間もしくは当該ブローカーを通じてトラストのために取引を行う義務が生じない方法で行われるものとします。

管理会社およびその関連会社は、たとえそのような活動がトラストと競合する可能性があり、かつ／または管理会社およびその関連会社の相当な時間および資源を必要とする可能性があるとしても、追加の投資ファンドの組成、他の投資顧問関係の構築または他の事業活動への従事を制限されることはありません。これらの活動は、その時点において利益相反を生み出すものとみなすことができ、管理会社とその投資要員は、トラストの業務に専念せずに、その労力をトラストの業務と管理会社の他の顧問先の資金運用およびその他の事業活動との間で配分することができます。

非上場証券を評価する能力のある人物がトラストの関連当事者である場合、トラストが支払うべき手数料は、純資産価額に基づいており、トラストの投資の価値が上昇するにつれて増加する可能性があるため、潜在的な利益相反が生じる可能性があります。

管理会社取締役は、トラストとの取引もしくは取決めまたはトラストが利害関係を有する取引もしくは取決めの当事者またはその他利害関係人となることができます。ただし、当該管理会社取締役は、当該取引もしくは取決めの締結前に、当該取引もしくは取決めにおける重大な利害関係の性質および範囲を管理会社取締役に開示していることを条件とします。管理会社取締役が別段の決定をしない限り、管理会社取締役は、自身が重要な利害関係を有するいかなる契約もしくは取決めまたは提案に関しても、当該利害関係を最初に開示した上で投票することができます。2026年6月末日現在、英文目論見書に開示される場合を除き、管理会社取締役および関係者は、トラストの受益証券、トラストの重要な利益またはトラストとの合意もしくは取決めについて、いかなる利害関係もしくは損益も有していません。管理会社取締役は、利益相反が公正に解決されるよう努めます。

業務委託に関する追加的な利益相反

上記の利益相反に加えて、以下の状況において、管理会社とその許可された業務委託先の間で利害が衝突することがあります。（ ）管理会社とその業務委託先が同一グループのメンバーであるか、またはその他の契約関係を有している場合で、その業務委託先が管理会社を支配するか、またはその行為に影響を及ぼす能力を有している場合（かかる場合、支配の程度が大きいほど、利害衝突の可能性が高まります。）、（ ）業務委託先とファンドの投資家が同一グループのメンバーであるか、またはその他の契約関係を有している場合で、ファンドの投資家が業務委託先を支配するか、またはその行為に影響を及ぼす能力を有している場合（かかる場合、支配の程度が大きいほど、利害衝突の可能性が高まります。）、（ ）業務委託先が、ファンドまたはファンドの投資家の費用で、財務上の利益を得るか、または財務上の損失を回避する可能性がある場合、（ ）業務委託先が、管理会社またはファンドに提供されたサービスまたは活動の結果に利害関係を有している可能性がある場合、（ ）業務委託先が、ファンドまたはファンドの投資家の利益よりも他の顧客の利益を優先するための金銭的またはその他のインセンティブを有している可能性がある場合、（ ）業務委託先が、管理会社およびファンドに提供される集団ポートフォリオ管理活動に関連して、当該サービスの標準手数料または当該サービスの料金以外の金銭、商品またはサービスの形で、管理会社以外の者から誘因を受け、または受ける可能性がある場合。

5【その他】

（１）定款の変更

管理会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

（２）事業譲渡または事業譲受

関係当局からの事前の認可を条件として、管理会社は、当該事業を行うことを承認されている他の管理会社に対し、その事業を譲渡することができます。かかる状況において、管理会社は、なお法人として存続します。

（３）出資の状況

該当事項はありません。

（４）訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前一年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）「受託会社」

名称	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシーズ（アイルランド）リミテッド (Brown Brothers Harriman Trustee Services (Ireland) Limited)
資本金の額	2026年6月末日現在、1,500,000米ドル（約2億4,359万円）
事業の内容	同社は、1995年3月29日にアイルランドで設立された有限責任会社です。その主たる事業は、集団投資スキームの資産の預託会社および受託会社として活動することです。

（2）「管理事務代行会社」

名称	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシーズ（アイルランド）リミテッド (Brown Brothers Harriman Fund Administration Services (Ireland) Limited)
資本金の額	2026年6月末日現在、700,000米ドル（約1億1,367万円）
事業の内容	同社は、トラストのような集団投資スキームへの管理サービスを提供することを目的として1995年3月29日にアイルランドで設立された有限責任会社です。

（3）「代行協会員」

名称	ドイツ証券株式会社
資本金の額	2025年12月末日現在、43,796百万円
事業の内容	同社は、日本において第一種金融商品取引業等を営んでいます。

（4）「販売会社」

名称	株式会社S M B C 信託銀行
資本金の額	2026年6月末日現在、875億5,000万円
事業の内容	同社は、銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務および併営業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（１）「受託会社」

ファンドの受託業務を行います。

（２）「管理事務代行会社」

ファンドの資産の管理事務代行業務を行います。

（３）「代行協会員」

日本における代行協会員業務を行います。

（４）「販売会社」

日本における受益証券の販売・買戻業務を行います。

3【資本関係】

管理会社と他の関係法人の間に資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

アイルランド共和国における投資信託制度の概要

1．アイルランド共和国における投資信託制度の概要

1989年までは、アイルランドのユニット型の投資商品の市場は、生命保険会社によってまたは生命保険会社と共同して管理されるユニット関連ファンドが支配的であった。ユニット関連投資信託は、生命保険会社が管理するスキームであり、受益者は投資信託の投資証券の実質的所有者ではなく、通常、生命保険商品の一部をなす投資信託がもつ投資実績に連動する利益を享受する権利を有する。

1972年ユニット・トラスト法の下で登録された契約型投資信託は、ユニット関連ファンドと比較して、税金上非効率的であるので、アイルランドにおいては殆ど利用されていなかった。1972年ユニット・トラスト法は廃止され、1990年ユニット・トラスト法およびこれに基づく規則および規制（以下「ユニット・トラスト法」という。）により代替された。

1989年ヨーロッパ共同体（U C I T S）規則（以下「1989年規則」という。）および1989年金融法（同法は、1989年規則に基づき設立されたアイルランドの登録契約型投資信託およびファンドの税法上の取扱いを変更した。）の施行後、E C規則に基づき、U C I T S型の投資信託の設定および変動資本を有する会社型ファンドの設立が認められた。

2．アイルランドの投資信託の形態

(A) 1989年6月1日（E C規則の初版の施行日である。）までは、アイルランドの投資信託の法的枠組は、1893年受託会社法および1972年ユニット・トラスト法（ユニット・トラスト法により代替された。）に定められていた。2011年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（改正済）（以下「E C規則」という。）は、欧州議会および理事会の2009年7月13日付通達2009 / 65 / E C、2010年7月1日付通達2010 / 43 / E Uおよび2010年7月1日付通達2010 / 44 / E U（改正済）（以下「U C I T Sに関する指令」という。）を履行する。1989年規則および1990年ユニット・トラスト法により、アイルランドの投資信託制度は変更され、投資信託に関連したアイルランドの会社法の規定の一部も改正された。E C規則は、随時改正される2013年中央銀行（監督および施行）法（第48条(1)）（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）2019年規則およびこれに基づきまたはこれに関連してアイルランド中央銀行（以下「中央銀行」という。）が発行するあらゆる指針によって補足される（以下「中央銀行のU C I T Sに関する規則」という。）。

オルタナティブ投資ファンド運用者指令2011 / 61 / E U（以下「A I F M D」という。）は2013年7月21日に施行され、2013年7月16日にアイルランドにおいて2013年ヨーロッパ連合（オルタナティブ投資ファンド運用者）規則（改正済）（以下「2013規則」という。）により現地法化された。2013規則は、投資家のために定義された投資方針に従って投資元本を投資する目的で多くの投資家から投資元本を調達する、アイルランドにおいて設立されるU C I T S以外の投資信託（その投資コンパートメントを含む。）（以下「A I F」という。）に適用される。A I F M D 指令（E U）2024 / 927（以下「A I F M D 指令」という。）は2024年4月15日に施行され、2026年5月1日にアイルランドにおいて2026年ヨーロッパ連合（オルタナティブ投資ファンド運用者）規則（改正済）（以下、2013年規則と併せて「A I F M規則」という。）により現地法化された。A I F M D 指令はU C I T Sに関する指令も改正している。A I F M規則は、中央銀行が発行するA I Fルールブック（以下「A I Fルールブック」という。）によって補足される。

2023年3月15日付欧州議会および理事会規則（E U）2023 / 606により改正された欧州長期投資ファンドに関する2015年4月29日付欧州議会および理事会規則（E U）2015 / 760（以下「E L T I F規則」という。）は、アイルランドにおける欧州長期投資ファンド（以下「E L T I F」という。）の設立を促進するもので、E L T I F規則に定める基準を満たすE U A I F Mが運用するE U A I Fである。

(1) アイルランドにおける以下の種類の投資信託は、E C規則および / またはその設立準拠法規によって分類される。

(a) 契約型投資信託、一般契約型投資信託、固定資本を有する会社型投資信託、変動資本を有する会社型投資信託およびアイルランド集団資産運用ピークル(以下「ICA V」という。)としての構造を持つEC規則の下に認可される譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。)

(b) 以下として設立されるAIF

- 1990年ユニット・トラスト法の下に登録されるユニット・トラスト(以下「AIFの契約型投資信託」という。)
- 2005年および2020年アイルランド投資信託、投資会社およびその他規定法(以下「投資信託、投資会社およびその他規定法」という。)の下に設立される一般契約型投資信託(以下「AIFの一般契約型投資信託」という。)
- 1994年および2020年有限責任組合理型投資信託法の下に認可される有限責任組合理型投資信託
- 2014年会社法(改正済)(以下「2014年会社法」という。)パート24により認可される会社型投資信託、および
- 2015年および2020年アイルランド集団資産運用ピークル法(以下「ICA V法」という。)に基づくICA V

(2) UCITSとしての適格性を有し、ヨーロッパ連合のいずれか一つの加盟国(以下「EU加盟国」という。)内に所在するすべてのファンドは、他のEU加盟国において、UCITSに関する指令に基づく通知手続を遵守し、かつ同国での販売に関する現地の規則に従うことを条件として、その株式または受益証券を自由に販売することができる。認可されたオルタナティブ投資ファンド運用者(以下「AIFM」という。)を有するAIFは、AIFMDの要件に従い、他のEU加盟国において機関投資家に対してその株式または受益証券を自由に販売することができる。

(3) EC規則は、ある一定の例外はあるが、UCITSを以下のように定義している。

(a) 公衆から調達した投資元本を()譲渡性のある証券、()EC規則に規定されるその他の流動性金融資産に集合的に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運用することを唯一の目的とする投資信託、および

(b) 受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買戻しまたは償還される投資信託。UCITSの受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と甚だしい差異を生じることがないようにするためにUCITSが実施する措置は、かかる買戻しまたは償還に相当すると見做される。

(B) EC規則は、上記の定義に該当するが、EC規則の下でUCITSたる適格性を有しない下記の投資信託を列挙している。

(a) クローズド・エンド型のファンド

(b) ヨーロッパ連合(以下「EU」という。)またはその一部において、受益証券の公募を行わずに投資元本を調達するファンド

(c) 信託証書、設立証書または会社型投資信託の定款に基づきEU非加盟国の公衆に対してのみ受益証券を販売しうるファンド

(C) アイルランドにおける投資信託には以下の形態がある。

(1) 契約型投資信託(Unit Trusts)

(2) 一般契約型投資信託(Common Contractual Funds)

(3) 有限責任組合理型投資信託(Investment Limited Partnership)

(4) 会社型投資信託(Investment Companies)

(a) 変動資本を有する会社型投資信託

(b) 固定資本を有する会社型投資信託

(5) ICA V

UCITSおよびAIFは契約型投資信託、一般契約型投資信託、会社型投資信託またはICA Vとして設定しうる。さらにAIFは、有限責任組合理型投資信託としても設定しうる。

(D) (1) 税制度についての主な規定は1997年統合租税法(改正済)に定められている。

- (2) U C I T SおよびA I Fの認可された契約型投資信託は、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。
- (3) U C I T SおよびA I Fの認可された一般契約型投資信託は、租税上パススルーされるためアイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税が免除される。
- (4) 認可されたU C I T SおよびA I Fの会社型投資信託、変動資本を有する会社型投資信託およびI C A Vは、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。

3. それぞれの型の投資信託の仕組みの概要

(A) 契約型投資信託（以下「ユニット・トラストおよび一般契約型投資信託」という。）

このタイプの投資信託の構造は、共有資産（以下「ファンド」という。）、管理会社および受託会社の3要素に基づいている。

(1) ファンドの概要

ファンドは法人格を持たないが、その投資により利益および残余財産の分配に等しく参加する権利を有する引受人の混合的な投資を構成する投資信託として定義される。ファンドは会社として構成されていないので、各投資者は株主ではなく、その権利は、受益者を代表する受託会社と管理会社との間の契約関係に基づく、契約上の権利としての性質を持つ。

投資者は、受益権を取得することによって、受益者としての相互の関係を承認する。受益者、管理会社および受託会社の関係は信託証書に基づいている。本項における信託証書の記載は、一般契約型投資信託の設立証書にも同様に適用される。

(2) 発行の仕組み

ファンドの受益権は、信託証書に規定される発行日の純資産価格に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、受託会社の監督のもとで、受益権を表象する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益権の買戻請求は、いつでも行うことができるが、信託証書に一定の規定がある場合はこれに従い、また、U C I T S型ユニット・トラストおよび一般契約型投資信託の場合にはE C規則の規定に従い、買戻請求が停止される。この買戻請求権は、U C I T S型ユニット・トラストおよび一般契約型投資信託に関しては、E C規則に基づいている。信託証書に規定がある場合に限り、その範囲内で、一定の事項につき受益者に議決権が与えられる。これは、信託証書の変更の提案に適用されることもある。

分配方針は信託証書の定めに従う。

(3) U C I T S型ユニット・トラストまたは一般契約型投資信託に関する諸規則

E C規則により、一定の要件および中央銀行による要件の導入の可能性が規定されている。

認可を得るための主な要件は以下のとおりである。

- (a) 管理会社は、ファンドの管理運用業務を信託証書または設立証書（いずれか適用あるもの）に従って執行すること。
- (b) U C I T S型ユニット・トラストまたは一般契約型投資信託の受益証券の発行価格および買戻価格は、少なくとも1ヶ月に二度は計算されること。
- (c) 中央銀行のU C I T Sに関する規則およびこれに対応する申請書には、目論見書、信託証書または設立証書（いずれか適用あるもの）および重要契約に関する一定の開示要件が規定されること。

(4) 投資制限

契約型投資信託に適用される投資制限に関しては、U C I T Sに適用される制限とNON - U C I T Sに適用される制限に区別される。

() U C I T Sの投資制限は、E C規則に規定されており、主な制限は以下のとおりである。

1 認可された投資対象

U C I T Sの投資対象は以下に限定される。

- 1.1 E U加盟国もしくはE U非加盟国の証券取引所に正式に上場されているか、またはE U加盟国もしくはE U非加盟国の定期的取引が行われ、公認かつ公開の規制された市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融市場証券
- 1.2 発行後間もない譲渡性のある証券で、証券取引所またはその他の市場（上記）への正式上場が1年以内に認められる予定の証券
- 1.3 規制された市場で取引されるもの以外の短期金融市場証券
- 1.4 U C I T S型ユニット・トラストの受益証券
- 1.5 A I Fの受益証券
- 1.6 金融機関における預金
- 1.7 金融派生商品
- 2 投資制限
 - 2.1 U C I T Sは、第1項に記載されたもの以外の譲渡性のある証券および短期金融市場証券に純資産の10%を超えて投資することはできない。
 - 2.2 U C I T Sは、発行後間もない譲渡性のある証券で、証券取引所またはその他の市場（1.1項に記載）への正式上場が1年以内に認められる予定の証券に純資産の10%を超えて投資することはできない。本制限はルール144 A証券として認知される特定の米国証券に対するU C I T Sによる投資については適用されない。
 - （ ）当該証券が、発行後1年以内に米国証券取引委員会に登録されるという条件で発行される場合。
 - （ ）当該証券が流動性のない証券でない場合。すなわち、かかる証券がU C I T Sによって評価される価格でまたはおおよそその価格でU C I T Sにより7日以内に換金されることができる場合。
 - 2.3 U C I T Sは、同一発行体の譲渡性のある証券または短期金融市場証券に純資産の10%を超えて投資することはできない。ただし、U C I T Sがその資産の5%を超えて投資する各発行体の譲渡性のある証券および短期金融市場証券の総額は、純資産総額の40%未満とする。
 - 2.4 （2.3項の）10%制限は、E U加盟国に登録上の事務所を置き、法律により債券所持人を保護するための特別公的監督に服する金融機関が発行する債券については25%まで引き上げられる。U C I T Sがその純資産の5%を超えて同一発行体の当該債券に投資する場合、かかる投資の総額はU C I T Sの純資産総額の80%を超えてはならない。本条項の利用を意図しない限り、本制限を含める必要はなく、また本制限が中央銀行の事前の承認を要するという事実に言及しなければならない。
 - 2.5 （2.3項の）10%制限は、譲渡性のある証券または短期金融市場証券がE U加盟国もしくはその地方公共団体またはE U非加盟国または一もしくは複数のE U加盟国がそのメンバーである公的国際機関により発行または保証されている場合、35%まで引き上げられる。
 - 2.6 2.4項および2.5項に記載された譲渡性のある証券および短期金融市場証券は、2.3項に規定された40%制限を適用する際には考慮されないものとする。
 - 2.7 U C I T Sは、同一機関に行われた預金にその資産の20%を超えて投資してはならない。
 - 2.8 店頭市場（以下「O T C」という。）派生商品の取引相手方に対するU C I T Sのリスク・エクスポージャーは、純資産の5%を超えてはならない。

かかる制限は、欧州経済領域（以下「E E A」という。）で認可されている金融機関、1988年7月の「バーゼル自己資本比率規制合意」の調印国（E E A加盟国以外）によって認可されている金融機関またはジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可されている金融機関については10%まで引き上げられる。
 - 2.9 上記の2.3項、2.7項および2.8項に関わらず、同一機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融市場証券への投資、または同一機関により行われた預金および／または同

一機関により実行された店頭派生商品取引から発生する取引相手方に関するリスク・エクスポージャーの二種以上の組合せは、純資産の20%を超えてはならない。

2.10 上記の2.3項、2.4項、2.5項、2.7項、2.8項および2.9項に記載された制限は合算することはできず、そのため同一機関に対するリスク・エクスポージャーは純資産の35%を超えてはならない。

2.11 グループ会社は、2.3項、2.4項、2.5項、2.7項、2.8項および2.9項においては同一発行体とみなされる。ただし、純資産の20%の制限が、同一グループ内の譲渡性のある証券および短期金融市場証券への投資に適用されることがある。

2.12 UCITSは、EU加盟国、その地方公共団体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する異なる譲渡性のある証券および短期金融市場証券に純資産の100%まで投資することができる。

個々の発行体は、信託証書、設立証書、設定証書(以下「IOI」という。)または定款および目論見書に記載されなければならない、また以下のリストから引用されることがある。

OECD加盟国政府(関係銘柄は投資適格であること)、中華人民共和国政府、ブラジル政府(銘柄は投資適格であること)、インド政府(銘柄は投資適格であること)、サウジアラビア政府(銘柄は投資適格であること)、シンガポール政府、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州議会、欧州金融協会、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行(世界銀行)、米州開発銀行、欧州連合、連邦抵当金庫(ファニー・メイ)、連邦住宅金融抵当公社(フレディ・マック)、政府抵当金庫(ジニー・メイ)、学生ローン組合(サリー・メイ)、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社、ストレート・AファンディングLLC、輸出入銀行

UCITSは、少なくとも6種類の銘柄の証券を保有しなければならない、かつ同一銘柄の証券が純資産の30%を超えてはならない。

3 投資信託(以下「CIS」という。)への投資

3.1 UCITSは、純資産の20%を超えて同一CISに投資することはできない。投資先CISがアンブレラ型投資信託である場合、当該アンブレラ型投資信託の各サブ・ファンドは、本制限において個別CISとみなすことができる。UCITSの投資先のCISの資産は、UCITSの投資制限の遵守にあたって考慮する必要はない。

3.2 AIFへの投資は、合計で純資産の30%を超えてはならない。

3.3 CISは、純資産の10%を超えて他のオープン・エンド型CISに投資することを禁止されている。

3.4 UCITSが、UCITSの管理会社によるかまたはUCITSの管理会社が共通の管理・支配関係もしくは直接・間接に実質的な株式所有の関係を有する他の会社によって直接または委任により管理されている他のCISの受益証券に投資する場合、当該管理会社または他の会社は、当該他のCISの受益証券に対するUCITS投資について申込、転換または買戻しに係る手数料を請求することはできない。

3.5 UCITSの管理会社/投資運用会社/投資顧問会社が他のUCITSの受益証券への投資により手数料(割戻し手数料を含む。)を受領する場合、かかる手数料はUCITSの資産に払い込まなければならない。

4 指数連動UCITS

4.1 UCITSは、中央銀行のUCITSに関する規則に規定された基準を満たしかつ中央銀行により承認されている指数に追随することをその投資方針としている場合、同一機関が発行した株式および/または債務証券に純資産の20%を限度に投資することができる。

4.2 4.1項の制限は、異常な市況により正当であると認められる場合には35%まで引き上げられ、同一発行体に適用されることがある。

5 一般条項

- 5.1 投資会社、またはその運用するC I Sのすべてについて行為する管理会社は、発行体の経営に重要な影響を及ぼし得る議決権付株式を取得することはできない。
- 5.2 U C I T Sは、以下を超えて取得することはできない。
- () 同一発行体の無議決権株式の10%
 - () 同一発行体の債務証券の10%
 - () 同一C I Sの受益証券の25%
 - () 同一発行体の短期金融市場証券の10%
- (注) 上記()、()および()の制限は、取得時において債務証券の総額または短期金融市場証券の総額または発行済証券の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- 5.3 5.1項および5.2項は以下については適用されないものとする。
- () E U加盟国またはその地方公共団体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融市場証券
 - () E U非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融市場証券
 - () 一または複数のE U加盟国がそのメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融市場証券
 - () あるE U非加盟国の法律に基づき当該保有がU C I T Sが当該国の発行体の証券に投資し得る唯一の方法とされる場合に、当該国に登録上の事務所を置く発行体の証券に主にその資産を投資する当該国で設立された会社の資本金中にU C I T Sが保有する株式。かかる免除が適用されるのは、E U非加盟国の会社がその投資方針において2.3項乃至2.11項、3.1項、3.2項、5.1項、5.2項、5.4項、5.5項および5.6項に規定される制限を遵守する場合に限られるが、かかる制限を超過する場合には、下記の5.5項および5.6項に従うものとする。
 - () 子会社が所在する国において、受益者の請求に基づく受益証券の買戻しについて管理、助言または販売業務のみを自らのために実行する子会社の資本金中に一または複数の投資会社が保有する株式
- 5.4 U C I T Sは、その資産を構成する譲渡性のある証券または短期金融市場証券に付帯する引受権を行使する際に本書の投資制限に従う必要はない。
- 5.5 中央銀行は、最近認可されたU C I T Sに対しその認可日から6ヶ月間2.3項乃至2.12項、3.1項、3.2項、4.1項および4.2項の規定の適用除外を認めることがあるが、かかるU C I T Sはリスク分散原則を遵守するものとする。
- 5.6 U C I T Sが支配できない理由からまたは引受権の行使の結果として本書に規定された制限を超える場合、U C I T Sは、受益者の利益を適正に考慮しつつ、当該事態の改善をその販売取引の優先目的としなければならない。
- 5.7 投資会社または管理会社またはユニット・トラストを代理する受託会社または一般契約型投資信託の管理会社のいずれも、以下について担保を付さずに販売することはできない。
- 譲渡性のある証券
 - 短期金融市場証券(U C I T Sによる短期金融市場証券の空売りは禁止されている。)
 - C I Sの受益証券、または
 - 金融派生商品
- 5.8 U C I T Sは付随的に流動資産を保有することができる。
- 5.9 U C I T Sは、その事業の目的上必要な不動産および動産を取得することができる。
- 5.10 U C I T Sは、貴金属またはこれを表象する証券を取得してはならない。
- 6 金融派生商品(以下「F D I」という。)
- 6.1 U C I T SはF D Iに投資することができる。ただし、

- () 関連する指標となる項目または指数は、譲渡性のある証券、短期金融市場証券、C I S、預金、金融指標(中央銀行のU C I T Sに関する規則に規定された基準を満たすもの)、金利、為替レートまたは通貨の一または複数で構成される。
 - () F D Iに投資することにより、U C I T Sが当該投資を行わない限り想定されないリスク(U C I T Sが直接的なエクスポージャーを有することのできない商品/発行体/通貨へのエクスポージャー等)に曝されることがない。
 - () F D Iに投資することにより、U C I T Sがその投資目的から逸脱することがない。
- 6.2 F D Iは、E U加盟国またはE U非加盟国において制限され、定期的に運営され、認可されかつ一般に公開されている市場で取引されなければならない。信託証書、設立証書、I O Iまたは通常定款には、U C I T Sが投資を行う市場を記載しなければならない。各証券取引所および市場に関する規制は、中央銀行によりケース・バイ・ケースで定められる。
- 6.3 U C I T SはO T Cで取引されるF D Iに投資することができる。ただし、
- () 取引相手方は、E E Aで認可されている金融機関、1988年7月の「バーゼル自己資本比率規制合意」の調印国(E E A加盟国以外)によって認可されている金融機関もしくはジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可されている金融機関であるか、またはE E A加盟国において金融商品市場通達に従い認可されている投資法人であるか、または米国証券取引委員会による総合監督下機関としての規制の対象機関であるものとする。
 - () 取引相手方に信用格付が付されている場合、かかる格付は信用力評価において考慮されるものとする。取引相手方が、かかる信用格付機関によってA 2格(または同等格付)以下の短期格付に格下げされた場合、その取引相手方について新たな信用力評価が遅滞なく行われる。
 - () 取引相手方に対するリスク・エクスポージャーは、中央銀行のU C I T Sに関する規則で規定された制限を超過しない。
 - () U C I T Sは、取引相手方が合理的な範囲で正確にかつ信頼できる方法で取引を評価し、U C I T Sの請求に応じていつでも公正価額にて取引を終了することを確認しなければならない。
 - () U C I T Sは、O T Cデリバティブに信用性があることを確認する適切なシステムを有する。U C I T Sは、取引相手方による評価または、U C I T Sもしくは独立した価格決定業者により算定された評価等の代替評価のいずれかをを用いてO T Cデリバティブを評価することを選択することができるが、U C I T Sまたはその他の当事者が、評価を遂行するための適切な人材および技術手段を有することを条件とする。U C I T Sは、O T Cデリバティブを毎日評価しなければならない。
- U C I T Sが、代替評価を用いてO T Cデリバティブを評価する場合、U C I T Sは国際的な最善の慣行に従い、I O S C OおよびA I M A等の機関により定められたO T C商品の評価に関する原則を遵守する。代替評価は、マネジャー、取締役もしくはゼネラル・パートナーにより任命され、当該目的のため受託会社により承認された適格者により提供される評価、または当該評価額が受託会社により承認されている場合のその他の手段による評価である。また代替評価は、毎月、取引相手方による評価と照合しなければならない。重大な相違が発生した場合、かかる相違は、迅速に調査および説明されなければならない。
- U C I T Sが、取引相手方による評価を用いてO T Cデリバティブを評価する場合、評価は、当該目的のため受託会社により承認されかつ取引相手方から独立している者により承認または検証されなければならない。独立した検証は、U C I T Sについて少なくとも毎週実行されなければならない。
- 6.4 F D Iの裏付資産(譲渡性のある証券または短期金融市場証券に組み込まれたF D Iを含む。)に対するポジション・エクスポージャーは、直接投資によるポジションと関係する場合に合算される際、中央銀行のU C I T Sに関する規則で規定された投資制限を超過しては

ならない。(本項は指数型F D Iについては適用されないが、裏付指数は中央銀行のU C I T Sに関する規則で規定された基準を満たすものであることを条件とする。)

- 6.5 U C I T Sは、レバレッジされる指数連動U C I T Sを除き、コミットメント・アプローチ、バリュー・アット・リスク(以下「V a R」という。)・アプローチまたは適切なその他の高度なリスク測定手法を用いて、そのグローバル・エクスポージャーを計算する。コミットメント・アプローチを用いるU C I T Sは、そのグローバル・エクスポージャーがその純資産総額を超えないことを確保しなければならない。バリュー・アット・リスク・アプローチを用いるU C I T Sは、グローバル・エクスポージャーを計算するにあたり、相対的V a Rアプローチまたは絶対的V a Rアプローチを用いることができる。相対的V a Rアプローチを用いる場合、U C I T SのV a Rは、関連する参照ポートフォリオのV a Rの二倍以下であってはならない。絶対的V a Rアプローチを用いる場合、U C I T SのV a Rは、その純資産価額の20%を超えてはならない。

- 6.6 U C I T Sのため将来の約定額を生じるF D I取引は以下のようにカバーされることを要する。

- 裏付資産の現物引渡しを要するF D Iの場合、資産は常にU C I T Sが保管しなければならない。
- 自動的にまたはU C I T Sの裁量により現金決済が行われるF D Iの場合、U C I T Sは常に、エクスポージャーをカバーするに十分な流動資産を保有していなければならない。

- 6.7 O T Cデリバティブの取引相手方に対するリスク・エクスポージャーは、かかる相手方がU C I T Sに担保を提供し、担保が常に下記の基準を満たす場合、軽減されることがある。

- () 流動性：現金を除き、受領する担保は流動性が高く、先行販売価格に近い価格で速やかに売却されるよう、規制された市場または価格設定に対して透明性を有する多面的取引システムにおいて取引されなければならない。
- () 評価：受領する担保は、少なくとも日次ベースで評価され、大幅な価格変動を示す資産は、十分に保守的な超過担保が提供されない限り、担保として受諾すべきではない。
- () 発行体の信用度：受領する担保は、信用度が高くななければならない。
- () 相関関係：受領する担保は、取引相手方から独立しており、取引相手方の実績と高い相関関係がないと予想される機関により発行されなければならない。
- () 分散性(資産の集中)：担保は、国、市場および発行体に関し、十分に分散されていない。
- () 直ちに利用できること：受領する担保は、いつでも、取引相手方を考慮することなく、または取引相手方からの承認を得ることなく、U C I T Sによって完全に実行されるものでなければならない。

- 6.8 信用デリバティブの取引が認められるのは、かかる商品が、() 上記6.1項()に記載された資産の信用リスクを当該資産に関するその他のリスクと切り放して移すことができる場合、() 結果的に、E C規則に規定されない資産の引渡しまたは移転(現金の形態を含む。)を生じない場合、() 上記6.3項に規定されたO T Cデリバティブに関する基準に従う場合、および() その資産が信用デリバティブの裏付証書として使用される企業の非公開情報を信用デリバティブの取引相手方が入手する可能性から発生するU C I T Sと取引相手方の間の情報のひずみに関するリスクについて、かかる商品のリスクが、U C I T Sのリスク管理プロセスおよびその内部管理構造により十分にヘッジされる場合である。U C I T Sは、F D Iの取引相手方がU C I T Sの関係当事者または信用リスク発行者である場合、最大限の注意をもってリスクの査定を行わなければならない。

- 6.9 U C I T Sは、F D Iのポジションに付随するリスクの監視、判定および管理を行うためのリスク管理プロセスを採用しなければならない。U C I T Sは中央銀行に対し、F D Iへ

の投資計画およびリスク評価方法の詳細を提供しなければならない。中央銀行に対する当初届出には、以下の事項に関する情報を含むことが要求される。

- 譲渡性のある証券および短期金融市場証券に内包されたデリバティブを含む認可されたF D Iの種類、
- 対象リスクの詳細、
- 該当する量的制限およびかかる制限の監視・執行方法、
- リスク予想方法。

当初届出書に関する重要な変更は、事前に中央銀行に通知されなければならない。中央銀行は通知された変更につき異議を唱えることがあり、中央銀行が異議を唱えた変更および/または関連投資を行うことはできない。

6.10 U C I T Sは中央銀行に対し、そのF D Iポジションにかかる年次報告書を提出しなければならない。かかる報告書は、上記6.8項に記載される様々な項目に関する情報を記載した上、U C I T Sの年次報告書とともに提出されなければならない。U C I T Sは、中央銀行の要求により、いつでもかかる報告書を提出しなければならない。

() A I Fとして設立されるファンドの投資制限

A I Fに適用される特定の投資制限は、A I Fルールブックに規定されており、当該A I Fが個人投資家向けのA I Fであるか適格投資家向けのA I Fであるかを参照して、また、A I Fの設立に関連する投資先の資産の種類を参照して決定されている。E L T I Fに適用される特定の投資制限はE L T I F規則に定められており、E L T I Fが機関投資家のみを対象として販売されているか否かを参照して決定される。E L T I Fは、E L T I F規則およびA I Fルールブックに従って、機関投資家向けE L T I F、適格投資家向けE L T I Fまたは個人投資家向けE L T I Fのいずれかとして中央銀行の認可を受けることができる。

個人投資家向けのNON - U C I T S類は、個人投資家向けのA I Fに代替され、個人投資家向けのA I Fは投資および借り入れについて制限を受ける。例えば借り入れはその純資産の25%を超えることはできないが、U C I T Sとは対比的に、借り入れは投資目的のみならず、買戻し請求に対応するため行うことができる。

適格投資家向けA I Fは、法的形態、適格投資家、許可される投資対象および関連あるサービス提供者について旧A I F M D適格投資家向けファンドの主な特徴のほとんどを維持している。適格投資家向けA I Fは、投資、借り入れまたはレバレッジに上限がないことから、ヘッジ・ファンドおよびその他のオルタナティブ投資戦略を促進する。

(5) 管理会社

() E C規則ならびに中央銀行のU C I T Sに関する規則により、U C I T Sの契約型投資信託または一般契約型投資信託の管理会社は以下の要件を満たすことを要する。

- (a) アイルランド共和国内に、その登記上の事務所および本店を有する法人であること。
- (b) 125,000ユーロに相当する最低財源を有すること(以下「財源要件」という。)。運用投資信託の純資産価額が250,000,000ユーロを上回る場合、管理会社は純資産価額が250,000,000ユーロを上回った金額の0.02%に相当する追加資金(以下「追加額」という。)を提供しなければならない。()金融機関または保険会社により同額の保証を得る場合および()中央銀行が保証書を承認する場合、管理会社はかかる追加金額の50%までの額を支払う必要はない。管理会社が保有すべき財源要件と追加額の合計は、10,000,000ユーロを超える必要はない。
- (c) 受託会社を兼任しないこと。
- (d) 管理会社の取締役のうち最低二名はアイルランド居住者であること。

() ユニット・トラスト法の下で設立されたA I Fの契約型投資信託または投資信託、投資会社およびその他規定法の下で設立されたA I Fの一般契約型投資信託の管理会社は、A I Fルールブックに基づく以下の要件を満たすことを要する。

- (a) アイルランド法または他のE U加盟国の法律に基づき設立された法人であること。
- (b) 最低125,000ユーロまたは最新の年次決算書における支出総額の四分の一のいずれか多い方の額に相当する最低財源を常に有すること。

(c) A I Fの管理会社および受託会社の業務に対する有効なコントロールが互いに独立して行使されること。

(d) 管理会社の取締役は、A I Fの受託会社の取締役を兼任しないこと。

(e) 管理会社の取締役のうち最低二名はアイルランドの居住者であること。

- () 各A I Fは、A I F M規則の要件に従ってA I F Mを任命しなければならない。A I F Mは外部の機関であってもよく、または、A I FはA I F M(要するに自己運用のA I F)としての認可を申請することもできる。A I F Mは、A I F M規則およびA I F Mルールブックに記載される資本金、組織、手続きその他に関する要件に従う。

(6) 受託会社

- () 信託証書または設立証書に定められる受託会社は、信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)に従い、ファンドの有する全ての証券および現金を保管することにつき責任を負う。さらに、受託会社は、買付金を含む現金ポジションおよび現金移動の完全な監督を要する現金精査の責任を負う。

受託会社は、ファンド資産の日々の管理に関し、以下の業務を行わなければならない。

- (a) 契約型投資信託または一般契約型投資信託のために管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却がE C規則、ユニット・トラスト法、または投資信託、投資会社およびその他規定法および信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)に従って遂行されるようにすること。

- (b) 受益証券の価格がE C規則(UCITSの契約型投資信託または一般契約型投資信託の場合)および信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)に従い計算されるようにすること。

- (c) 管理会社の指示をE C規則もしくはユニット・トラスト法または投資信託、投資会社およびその他規定法または信託証書もしくは設立証書(いずれか適用あるもの)に抵触しない限り実行すること。

- (d) ファンド資産の取引において、特定取引に関して容認しうる市場慣行の制限時間内に対価が受領されるようにすること。

- (e) 契約型投資信託または一般契約型投資信託の収益がE C規則(UCITSの契約型投資信託または一般契約型投資信託の場合)および信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)に従って充当されるようにすること。

- (f) 各年次計算期間における契約型投資信託または一般契約型投資信託(いずれか適用あるもの)の管理に関する管理会社の行為を調査し、かつ、その結果を受益者に報告すること。かかる報告書は、() 信託証書または設立証書およびE C規則またはユニット・トラスト法または投資信託、投資会社およびその他規定法(いずれか適用あるもの)により、管理会社および受託会社の投資および借入権限に課せられた制限を遵守し、かつ() その他については信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)の条項およびE C規則またはユニット・トラスト法または投資信託、投資会社およびその他規定法(いずれか適用あるもの)を遵守して、管理会社が当該期間に契約型投資信託または一般契約型投資信託(いずれか適用あるもの)を管理したか否かについて記載し、また遵守していない場合には、遵守していない点およびそれに対して受託会社がとった措置を内容としている。

- (g) E C規則、ユニット・トラスト法もしくは投資信託、投資会社およびその他規定法(いずれか適用あるもの)、または中央銀行により課された条件もしくは目論見書の条項に対する重大な違反について中央銀行へ速やかに通知すること、また上記に対する軽微な違反について4週間以内には是正されない場合は中央銀行へ通知すること。

- (h) 組入証券の効率的な運用の目的でNON-UCITSの契約型投資信託またはNON-UCITSの一般契約型投資信託によって締結された契約の要項を遵守すること。

- () UCITSの契約型投資信託または一般契約型投資信託の受託会社の要件は、以下のとおりである。

- (a) アイルランド国内にその登記上の事務所を有するか、または他のEU加盟国にその登記上の事務所を有する場合は、アイルランド国内に営業所を設立していること。

- (b)() アイルランドで認可された金融機関であり、払込資本金が中央銀行の認可要件に明記される限度額以上または外貨建て相当額であること、または、
- () アイルランドで認可されている金融機関のアイルランドで設置された支店であり、払込資本金が中央銀行の認可要件に明記される限度額以上であること、または、
- () E C 規則に基づく預託機関としての業務を実施するための認可を中央銀行から受け、自己資本規則に定められる要件以上の自己資本比率要件に服し、自己資本規制指令に基づく当初自己資本金額以上の自己資本を有する別箇の法的主体であること。
- () 受託会社はE C 規則の下でその機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点で、中央銀行の要求を満たすこと。

受託会社は管理会社および受益者に対し、受託会社の保管機能の一部として保管されている金融商品の損失(受託会社がかかる金融商品に関する自らの保管機能を委託しているか否かを問わない。)について責任を負うが、金融商品の損失が受託会社の合理的な支配のおよばない外部事象の結果生じたものであり、かつそれを防ぐために行った合理的なあらゆる努力にもかかわらずかかる外部事象の結果が不可避であったことを受託会社が証明できる場合を除くものとする。受託会社はまた、金融商品の損失に関するもの以外の、受託会社の過失または自身の職務の適切な遂行を意図的に怠ったことによるあらゆる損失についても責任を負う。受益者に対する責任は、直接もしくは管理会社を通じて間接的に訴求されるが、それは受託会社、管理会社および受益者間の関係の法的性質による。

- () A I F の受託会社の要件は以下のとおりである。
- (a) アイルランド法または他のE U加盟国の法律に準拠して設立された法人であること。
- (b)() 通達2006 / 48 / E C に従って認可されている金融機関であること。または
- () 通達2006 / 49 / E C 第20条(1)に基づく自己資本比率要件(オペレーショナル・リスクに関する資本要件を含む。)に服し、通達2004 / 39 / E C に従って認可され、通達2004 / 39 / E C の別紙 のB(1)に従って顧客の勘定において金融商品の保管および管理の付随的サービスを提供する投資会社であること。かかる投資会社は、いかなる場合においても、通達2006 / 49 / E C 第9条に言及される当初資本金額以上の自己資金を有するものとする。
- () アイルランドで設立された会社で、
- (aa) 金融機関の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金融機関は中央銀行の認可要件に明記される限度額以上の払込資本金を有していること)。
- (bb) 中央銀行によって、かかる金融機関と同等であると見做されるE U非加盟国の機関の完全子会社であること(ただし、預託機関の債務は親機関によって保証され、かかる親機関は中央銀行の認可要件に明記される限度額以上の払込済資本金を有していること)。
- (cc) 健全性規制および継続的監督に服する別のカテゴリーの機関であり、2011年7月21日時点でE C 規則に基づく受託会社として適格と中央銀行が決定した機関カテゴリーに該当すること。
- () 受託会社は、その機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点で中央銀行の要求を満たすこと。受託会社は、その業務を効率的に行うのに十分な運用財源を有するという点で、中央銀行の要求を満たすこと。その上、その取締役および経営者は、高潔な人物であり、適切な水準の知識と経験を有していなくてはならない。受託会社は、その従業員が適性を有し、十分に訓練を受け、適切に監督される旨保証できるように、適切な記録と充分な手配をもって、その社内業務を合理的な方法で組織・監督しなければならない。法令を遵守するために適切に決められた手続きがなされなければならない、受託会社は、開放的かつ協力的な方法で当局に対応しなければならない。

(7) 関係法人

(a) 投資顧問会社

契約型投資信託または一般契約型投資信託の管理会社は他の会社と頻繁に投資顧問契約を締結し、この契約に従って、投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針および信託証書

または設立証書（いずれか適用あるもの）中の投資制限に従い、組入証券の分散組入および証券の売買に関する継続的な助言および運用業務をファンドに提供する。

(b) 販売会社および販売代理人

管理会社は、ファンドの受益証券の公募または私募による販売のため、単独もしくは複数の販売会社および／または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができるが、その義務はない。

現行の目論見書には販売手数料および特定の申込方法または募集計画について適切な記載がなければならぬ。

(B) 有限責任組合型の投資信託

有限責任組合型の投資信託は1994年および2020年の有限責任組合型投資信託法に基づいている。有限責任組合型の投資信託は中央銀行の認可および監督に服し、中央銀行はこれらに条件を付すことができる。

(C) 会社型の投資信託

() 会社型の投資信託は、これまでE C規則およびアイルランドの会社法に基づき、公開有限責任会社として設立されてきた。

U C I T SまたはA I Fの形態を有する会社型投資信託のすべての株式は、通常、株主に対し、株主総会において1株につき1票の議決権を与える。ただし、一人の者が年次株主総会で本人または代理人として議決権を行使し得る株式数についてのアイルランド法の制限に従い、かつ、一定の範疇に属する者に関しまたは一人の者が保有し得る株式の割合に関して定款中に定められる議決権に関するその他の制限に従う。A I Fは、一定の状況において無議決権付株式を発行することができる。

変動資本を有する会社型投資信託の資本金は定額ではない。その株式は無額面である。変動資本を有するA I Fの会社型投資信託の定款は、会社の発行済株式資本の最低額および上限額を記載しなければならない。ただし、定款は、株主の特別決議により変更することができる。

固定資本を有するU C I T S型の会社型投資信託の資本金は、その定款により上限（授權資本）が定められる。授權資本は、株主総会により増額することができる。株式は額面でまたはプレミアム付で発行することができる。

固定資本を有する会社型投資信託の最低当初授權資本として2ユーロまたはその外貨相当額が、2014年会社法により、要求されている。

管理会社またはファンド管理事務代行会社のサービスを利用しないU C I T S型の会社型投資信託は、以下の事項を満たさなければならない。

- 300,000ユーロに相当する最低払込済資本を有すること。これは、事後に株主の資金と置換可能な当初払込済資本として行うことができる。
- その業務を有効に遂行し、中央銀行のU C I T Sに関する規則の規定を遵守するために十分な管理リソースを有していることにつき、継続的に中央銀行の要求を満たす。
- 中央銀行が要求する検討を行うため、中央銀行と会議を行う。これに関し、かかる会議の目的において、会社型投資信託は中央銀行が特定する資料（業務方法および会社の監査役が発行したマネジメント・レターを含む。）を提供することを要求される。

() 変動資本を有する会社型投資信託（V C C）

V C Cは公開有限責任会社であり、株主のためにその資産を各種組入証券に投資することを唯一の目的とする。その株式は公募または私募により販売され、その資本金の額は常に会社の純資産相当額である。

V C Cは、公開有限責任会社の特殊な形態であり、2014年会社法の規定は、（U C I T Sとの関係で）E C規則によって制限されない限度で適用される。

V C Cは次の仕組みを有する。

V C Cは、オープン・エンドまたはA I FのV C C形態の場合はクローズ・エンドの会社として設立することができる。V C Cがオープン・エンド型である場合、株式は、定款に規定された発行または買戻しの日のV C Cの株式の純資産価格で継続的に発行され、また買戻される。発行株式は無額面

で全額払い込まなければならない。資本勘定は、株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

EC規則は、UCITS VCCについて特定の要件を規定している。

- (a) VCCの資本金は常にVCCの純資産額に等しく、従って、法定準備金を設けない。
- (b) 取締役および監査人ならびにこれらの変更は中央銀行に届け出て、その承認を得ること。
- (c) 定款中にこれに反する規定がない場合、VCCはいつでも株式を発行することができること。
- (d) VCCは、株主の求めに応じて株式を買戻すこと。
- (e) VCCの株式は、VCCの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買戻されること。
- (f) 特定の期間内にVCCに純発行価格相当額が払い込まれない限り、VCCは株式を発行しないこと。
- (g) VCCの定款中に株式の発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、資産評価の原則および方法を明記すること。
- (h) 定款中に、適用法規に従って、株式の発行および買戻しの停止条件を明記すること。
- (i) 定款中に発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定すること(UCITSについては1ヶ月に最低2回とする。)。中央銀行は、UCITSに評価日を減らすことが株主の利益を害さないという条件のもとで、かかる評価日を月に一度に減らすことを認めることがある。
- (j) 定款中にVCCが負担する費用を規定すること。
- (k) 株式は全額払い込まれなくてはならず、かつ株式は無額面であること。
- (l) 設立発起人に対する株式または類似証券の発行は法律により定める制限に従うこと。

上記の規則は、AIFのVCCに同様に適用される。ただし、中央銀行が(d)の適用除外を認めて、VCCがクローズド・エンド型である場合、および(k)についてAIFのVCCが、一部払込済株式の発行が認められる適格投資家向けのAIFとして設立されている場合については、この限りではない。

() 固定資本を有する会社型投資信託(FCC)

一般に、かかる会社の資本は、1株1ユーロの、100人の設立発起人株式と1株1セントの大量の種類のない優先株式との二種類に分けられる。発起人株式は会社の普通株式であり、これに対して種類のない優先株式が優先する。種類のない株式は、記名式株式または参加株式として発行される。参加株式は、ファンドの投資者に発行され、かつ多額のプレミアム付で発行される。額面金額が会社の固定資本を形成し、プレミアムは、株式プレミアム勘定に入れられる。株主が株式を会社に売却することを希望する場合、かかる株式のセント表示の額面は新しく発行された株式の手取金から償還され、一方、株式のプレミアム金額は、プレミアム勘定から償還される。会社が株式を償還するが引受人に新株を発行しない場合は、会社は、新株の手取金を提供する管理会社に対して、額面株式の形態の種類のない株式を1株1セントで発行することができる。償還に際して株主に償還されるプレミアムの額は、特定の時における会社の資産価値による。資本に関するこうした重要な点を除き、FCCはあらゆる点でVCCに類似している。ただし、2014年会社法の一部の規定は、AIFのVCCに適用されない。

() ICAP

ICAPは2014年会社法に基づき設立された一般的なアイルランド企業の地位を有していない。それに代わり、ICAPはICAPが一般企業とは区別されることを可能にするための独自の法的制度を有している。このため、投資信託スキームに関連しないか、適切ではない会社法制度の当該部分に服していない。ICAPは、多くのサブ・ファンドおよびクラス受益証券を持つアンブレラ型として設立することができ、株式市場に上場することができる。投資家はICAPの証券を所有し、ICAPは投資家需要に応じて継続的に証券を発行または買い戻すことができる。この点に関しては、ICAPおよびその他のオープン・エンド型CISの間に相違はない。ICAPは、IOIとして運営規約を有する。有限責任会社の基本定款と同様に、IOIはICAPの設立文書となる。IOIに変更ある場合においては、預託機関が変更によりIOIが(契約型投資信託の信託証書の変更に係る要

件と同様に)投資家の利益が損なわれないことを証明する場合、投資家の事前の合意を取得する必要はない。

() 会社型投資信託の投資制限

上記3.(A)(4)()および()記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、UCITS型およびAIF型それぞれの会社型投資信託に同様に適用される。

() 関係法人

(a) 預託機関

UCITSである会社型投資信託およびICAVの資産の保管は、EC規則により、受託会社/保管銀行に委託されなければならない。

上記3.(A)(6)(a)から(g)に記載の契約型投資信託の受託会社に適用される要件および義務は、会社型投資信託の保管銀行に適用される。ただし、(a) 契約型投資信託または一般契約型投資信託に関する記載は、会社型投資信託またはICAVに関する記載として、(b) 受益証券の記載は、株式の記載、(c) ユニット・トラスト法または投資信託、投資会社およびその他規定法の記載は、2014年会社法のパート24またはEC規則(いずれか適用あるもの)の記載および(d) 信託証書または設立証書の記載は、会社型投資信託の定款またはICAVのIOIの記載として解釈される。

AIFの契約型投資信託または一般契約型投資信託の受託会社に関する要件は、AIFM規則およびAIFルールブックの要件に従うAIFの会社型投資信託およびICAVの預託機関にも同様に適用される。

(b) 投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記3.(A)(7)「関係法人」中の記載事項は、実質的に、会社型投資信託の投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

4. アイルランドにおける投資信託の準拠法

(A) 設立関係法令

() 2014年会社法が、UCITSまたはAIFにおける管理会社、およびVCCまたはFCCの形態の会社型の投資信託に対し適用される。以下の要件は、公開有限責任会社の場合に適用される。

() 会社設立の要件

最低2名の株主が存在すること。

FCCの形態で設立された公開有限責任会社の発行済資本金の最低額は2ユーロである。ただし、管理会社が上記3.(C)()に規定されるとおり任命されていない場合は、UCITS型会社型投資信託に関する要件を参照。

() 定款の記載事項

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

(a) 引受株主の身元

(b) 会社の形態および名称

(c) 会社の目的

(d) 引受資本および授權資本(もしあれば)の額。さらに、UCITSではないVCCの定款には、当該時の会社の発行済株式資本が定款記載の最低額を下回らずまた上限額を超過していない旨記載しなければならない。

(e) 申込時の払込額

(f) 引受資本および授權資本を構成する株式の種類の記載

(g) 記名式または無記名式の株式の形態および転換権(もしあれば)に対する制限規定

(h) 現金払込以外の出資の内容、条件、出資者の氏名

(i) 発起人に認められている特権または特典の理由およびその内容

(j) 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)に関する記載

(k) 取締役および監査役の選任に関する規約ならびにかかる機関の詳細および権限

(l) 存続期間(適用ある場合)

(m) 会社の設立に際しもしくは設立によって会社に請求されるかまたは会社が負担する全ての費用および報酬の見積

(n) アンブレラ・ファンドとして設立され、かつ投資信託、投資会社およびその他規定法に基づくアンブレラ・ファンドのサブ・ファンドとの間で債務を分離することができる会社型投資信託の場合、各サブ・ファンドの資産は該当サブ・ファンドにのみ帰属するものであり、他のサブ・ファンドの債務またはこれに対する請求の弁済に直接または間接的に用いないものとし、また、かかる目的での資産利用は不可能とすることに関する規定。

() E C 規則には契約型投資信託の設定および運用ならびに会社型投資信託の設立に関する規定がある。

設立要件

上記の株式の全額払込に関する特別要件が必要とされている。

() アイルランドにおける U C I T S の認可

(a) アイルランド内の U C I T S は中央銀行から認可を受けることを要する。E C 規則に従わない U C I T S は認可を拒否、または取消されることがある。当該決定に対し不服がある場合には、第一審裁判所（高等法院）に訴えることができる。認可の拒否または取消の決定が効力を発生した場合、当該 U C I T S は解散および清算される。

(b) 中央銀行の権限と義務は、E C 規則に定められ、同規則により U C I T S の監督権が中央銀行に付与されている。

(c) E C 規則による目論見書等の要件

E C 規則は、ファンドに、目論見書、主要投資家情報文書（以下「K I I D」という。）および/または主要情報文書（以下「K I D」という。）（該当する場合）、年次報告書ならびに半期報告書の公表を義務付けている。E C 規則は上記書類に関する要件を以下のように定めている。

() U C I T S は目論見書、K I I D および/または K I D、これらの変更、年次報告書ならびに半期報告書を中央銀行に提出しなければならない。

() 目論見書、K I I D および/または K I D、直近の年次報告書ならびに以後発行された半期報告書は、契約締結前に無料で投資者に提供されなければならない。

() 年次報告書および半期報告書は、目論見書に特定される場所で一般公衆に入手可能とされなければならない。

() 年次報告書および半期報告書は、要求があった場合、無料で受益者に提供されなければならない。

() その該当期間の終了から、(aa) 年次報告書は 4 ヶ月以内に、(bb) 監査済または未監査の半期報告書は 2 ヶ月以内に公表されなければならない。

(d) E C 規則によるその他の要件

() 公募または売出しの申請

E C 規則は、アイルランドで設定された U C I T S はアイルランドで活動を行うためには中央銀行の認可を受けなければならない旨規定している。

() 信託証書、設立証書、I O I または定款の事前承認

E C 規則は、U C I T S は、中央銀行が信託証書、設立証書、I O I または定款を承認した場合にのみ許可される旨規定している。

() 他の E U 加盟国における株式または受益証券の自由な販売

アイルランドの U C I T S は、他の E U 加盟国における販売に関する現地の規則を遵守することを条件として、当該国においてその株式または受益証券を自由に販売するために、U C I T S に関する指令に基づく通知手続を利用することができる。

() 目論見書の記載内容

管理会社または会社型投資信託により発行される目論見書は、投資者が提案された投資についての確かな情報に基づいた判断を行えるようにするための必要情報、少なくとも E C 規則に記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に添付された文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

() 財務状況の報告および監査

EC規則は、年次報告書に記載される財務情報は2014年会社法に従い監査を授権された一もしくは複数の監査人による監査を受けなければならない旨、監査報告書は、少なくとも財務情報がUCITSの資産および負債の状態を正しく記載していることを認証する旨、ならびに監査人は中央銀行に対して、監査人が認識すべきすべての点についての中央銀行が要求する情報および証明を提供しなければならない旨規定している。

() 財務報告書の提出

EC規則は、中央銀行が、当該認可が関係する事業に関する情報および中央銀行がその法的機能の適正な履行のために必要とみなす情報の提供をUCITSに対し要求できる旨規定している。

EC規則は、中央銀行がUCITSに対し、月次財務報告書の提出を要求できる旨規定している。

() 罰則規定

EC規則に基づく違反につき有罪判決を受けた者は、(a) 即決判決としてA級の罰金刑もしくは6ヶ月以下の禁固刑もしくはその両方、または(b) 起訴状に基づく有罪判決として500,000ユーロ以下の罰金刑もしくは3年以下の禁固刑もしくはその両方に処される。

() アイルランドにおけるAIFの認可

アイルランドにおいて設立される各AIFは、AIFM規則および中央銀行の規制を受ける場合はAIFルールブックを遵守することを要求されるものとする。

5. 清算

投資信託の清算については、投資信託の形態に応じ、信託証書、設立証書、定款またはIOIおよび2014年会社法またはICAV法に規定されている。

契約型投資信託または一般契約型投資信託の清算の場合、信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)の規定に従って、受託会社が清算し、ファンドの資産を分配する。

会社型投資信託の清算の場合、会社型投資信託は2014年会社法またはICAV法に従って清算される。

会社型投資信託の清算の場合、以下の三つの形態をとりうる。

(A) 構成員による任意清算

清算人は、構成員の総会によって選任される。

(B) 会社債権者による任意清算

取締役会が会社債権者に対して、会社が会社債権者に対する債務を支払うことができないことを知らせた場合、会社債権者が清算人を選任する。

(C) 裁判所による清算

裁判所は、会社または会社債権者の申請に基づいて、裁判所の監督に服する清算人を選任する。

6. 税制

(A) ファンド株主または受益者等の税関係・証明

現在のアイルランド法のもとにおいては、1997年統合租税法第739B条に基づく投資信託を構成する契約型および会社型の投資信託(以下それぞれ「投資信託」という。)とともに、所得税、キャピタル・ゲイン税、財産税または相続税が投資信託に課せられることはない。かかるアイルランドの投資信託は、受益証券または株式の発行、譲渡、買戻し、償還もしくは消却または申込の際に印紙税、文書税、譲渡税または登録税を課されない。

両方の投資信託が、その投資証券について受領する配当および利子については、その支払国において源泉課税を受けることがある。

(上記に規定する)投資信託の株主または受益者はいずれも、当該法人またはファンドから受取る分配についてアイルランドにおいて源泉課税を受けることはない。ただし、その株主または受益者が税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者でない場合(またはアイルランド税金法に基

づく「免税投資家」の資格を有する場合)およびこれに関して各株主または受益者により適切な申告がなされている場合に限る。

2000年アイルランド金融法により、アイルランドのファンドに対する重要な変更が法制化された。アイルランドのインターナショナル・ファイナンシャル・サービスズ・センター(以下「IFSC」という。)に基盤を有するファンドのみに対して授与され、アイルランド非居住者(特定の例外は除く)に対しては適用されないとする免税の優遇的地位は、現在では適用されない。このためファンドの実質的管理事務および支配機能はアイルランド国内に存在しなければならないものの、「IFSC」ファンドの管理会社および管理事務代行会社は、ファンドが免税の地位を享受することを目的に必ずしもIFSCを拠点とする必要はなくなった。

アイルランドの居住者ではない、または(個人およびトラストの場合)アイルランドの「通常の居住者」ではない投資家で、他の理由からアイルランドの税金を免除される投資家の税法上の取扱いは、適切な申告がなされていることを条件として、2000年アイルランド金融法の可決による変化はない。アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではない投資家には、居住地/住所地の国において適用される法制に従った課税が行われる。

アイルランドにおける課税は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である投資家に関して、特定の「課金事象」の発生に際して生じる。

投資信託がアイルランドに居住する非免税の受益者に対して分配金を支払う場合、当該投資信託は分配金からアイルランドの税金を控除する。控除されるアイルランドの税金の金額は、(a) 25%の税率の適用を受けるために適切な申告を行っている会社である受益者に対して分配金が支払われる場合は分配金の25%、(b) その他のすべての場合においては分配金の38%となる。投資信託は、このように控除した税金をアイルランド歳入庁に支払う。

(B) 法人税

すべての管理会社は、その関連ある課税対象取引利益につき12.5%のアイルランド法人税率の特典を受ける。

第4【参考情報】

ファンドについては以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2025年8月29日	有価証券報告書（第1期）
2025年8月29日	有価証券届出書
2025年11月28日	半期報告書（第2期中）
2025年11月28日	有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項はありません。

[次へ](#)

別紙

定 義

文脈上別異に解すべき場合を除き、本書において、以下の用語は、それぞれ以下に定める意義を有します。

決算日	ファンドの年次財務諸表が作成される日をいい、毎年2月の最終暦日または管理会社が随時決定するその他の日をいいます（初回の決算日は2025年2月28日です。）。ファンドが終了した場合は、受益者に対し最終的な分配が行われた日をいいます。
会計期間	ファンドについて、決算日に終了する期間であって、最初の期間の場合には、当該ファンドの受益証券の最初の発行日に、その後の期間の場合には、前会計期間の終了時に開始する期間をいいます。
ユニット・トラスト法	アイルランドの1990年ユニット・トラスト法ならびに同法に従って発出された指針および同法の再制定法（修正の有無を問いません。）をいいます。
管理事務代行契約	管理会社と管理事務代行会社との間で締結された2024年5月2日付管理事務代行契約（随時修正されます。）をいいます。
管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシーズ（アイルランド）リミテッドまたはアイルランド中央銀行の要件に従ってトラストの管理事務代行会社として任命された後継会社をいいます。
代行協会員	受益証券の募集に関する管理会社の日本における代行協会員としてのドイツ証券株式会社またはファンドに関して随時選任されるその他の者をいいます。
代行協会員契約	特定のファンドに関する代行協会員をするための管理会社と代行協会員との間で締結された2024年5月2日付の代行協会員契約をいいます。
AIF	投資家のために定義された投資方針に従って投資元本を投資する目的で多くの投資家から投資元本を調達する、アイルランドにおいて設立されるUCITS以外の投資信託（その投資コンパートメントを含みます。）をいいます。

AIFMD	指令2003 / 41 / ECおよび指令2009 / 65 / ECならびに規則(EC) No. 1060 / 2009および規則(EU) No. 1095 / 2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令をいいます。
AIFMDレベル2	委員会委託規則(EU) No.231 / 2013をいいます。
AIFMD規則	欧州共同体(オルタナティブ投資ファンド運用者指令)規則(2013年S . I .No.257。随時行われる改正を含みます。)をいいます。
オルタナティブ投資ファンド運用会社またはAIFM	AIFMDに定められる意味の範囲内のオルタナティブ投資ファンド運用者(現在管理会社)をいいます。
監査人	プライスウォーターハウスクーパース アイルランド、または、トラストの独立監査人として随時選任されるその他の公認会計士事務所をいいます。
認可ユニット・トラスト	ユニット・トラスト法に従ってアイルランド中央銀行によりアイルランドにおいて認可されたユニット・トラストをいいます。
基準通貨	ファンドに関して、各受益証券が指定される通貨(管理会社が別段の決定を行う場合を除き、米ドルとします。)をいいます。
営業日	()ニューヨーク、ロンドン、ダブリン、東京およびシドニーの各地において銀行が営業を行っている各日、東京証券取引所、ニューヨーク証券取引所、ユーロネクスト・パリ証券取引所、フランクフルト証券取引所が営業を行っている各日(土曜日または日曜日を除きます。)ならびに/または()管理会社が受託会社と協議した上でファンドに関して随時決定し、あらかじめ受益者に通知するその他の一もしくは複数の日をいいます。
アイルランド中央銀行	アイルランド中央銀行または承継事業体をいいます。
クラスまたは受益証券クラス	ファンドに関して管理会社が設立した受益証券のクラスをいいます。
クラス基準通貨	あるクラスが指定される通貨(管理会社取締役が別段の決定を行い、かつ、英文目論見書において開示される場合を除き、米ドルとします。)をいいます。

管理会社取締役	管理会社の取締役をいいます。
販売会社	株式会社S M B C信託銀行または受益証券の販売者として随時選任されるその他の者をいいます。
転換書式	請求に応じて管理事務代行会社から入手可能な、クラス間での受益証券の転換に関する申込書式をいいます。
特別決議	集会に出席し当該集会で投票する権利を有する受益者に対し、14日以上前の書面による通知（通知が送達されたか、または送達されたとみなされる日および通知が行われた日を含みます。）が送達された集会において当該決議につき投じられた賛成票および反対票の総数の75％以上を構成する多数により承認された決議、またはトラストもしくは関連するファンドの受益証券の75％以上を表章する受益者の書面による同意により承認された決議をいいます。
金融商品取引法	日本の金融商品取引法（1948年法律第25号）（改正済）をいいます。
金融庁	日本の金融庁をいいます。
ファンド	グローバル株式セクター厳選ファンドをいいます。
ファンドの満期日	2034年5月の最終営業日、または、管理会社が決定し、受益者に通知される、ファンドが償還され、残存するすべての受益証券が買い戻される日（2034年5月の最終営業日以降の日を含みます。）をいいます。

ヘッジありクラス	管理会社により随時ファンドの基準通貨以外の通貨で指定され、かつ、英文目論見書に定められる各クラスをいいます。
参照指数	参照指数スポンサーにより作成された合成ルールベースの独自のインデックスであり、ブルームバーグ・ティッカーはDBGLS3UTである、クロッキー・セクター指数をいいます。
投信法	日本の投資信託及び投資法人に関する法律（1951年法律第198号）（改正済）をいいます。
アイルランド居住者	アイルランドの税務上、アイルランド共和国の居住者である企業、またはアイルランド共和国に居住しているか、もしくは通常居住しているその他の者をいいます。アイルランド歳入委員会が示した居住および通常居住の概念の要約については「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、（5）課税上の取扱い、（B）アイルランド」の項をご参照ください。
アイルランド歳入委員会	課税および関税を所管するアイルランドの当局をいいます。
関東財務局	日本の財務省関東財務局をいいます。
管理会社	IQ EQファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッド、またはアイルランド中央銀行の事前の承認を得た上でトラストの管理者として任命された後継会社をいいます。
EU加盟国	欧州連合の加盟国をいいます。
純資産価額	上記「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 5 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産価額の計算」に定める規定に従って算出された、申込日または買戻日におけるファンドの純資産価額をいいます。
受益証券1口当たり 純資産価格	上記「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 5 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産価額の計算」に定める規定に従って算出された、申込日または買戻日における当該ファンドまたは受益証券クラスに帰属する1口当たり純資産価格をいいます。
普通決議	トラストもしくは関連する受益証券に影響を及ぼす事項に関する総会のいずれか該当するものに出席し投票する権利を有する受益者の議決権行使総数の単純過半数により、またはトラストもしくは関連するファンドの受益証券の50%以上を表章する受益者の書面による同意により可決された決議をいいます。
英文目論見書	トラストおよびファンドに関する英文目論見書およびその後に発行される英文目論見書補遺をいいます。

適格投資家

以下をいいます。

(a) 指令2004 / 39 / EC (金融商品市場指令) の別紙 に定められる意味の範囲内の専門家顧客である投資者、

(b) EUの金融機関、MiFID企業もしくはUCITS運用会社から、トラストへの投資を十分に理解するための適切な専門知識、経験および見識を有している旨の評価を受けている投資者、または

(c) 以下のいずれかを管理会社に提供することにより自らが情報を得ている投資者であることを証明する投資者であって、

() 当該投資者が見込まれる投資のメリットおよびリスクを適切に評価することを可能にする金融および取引に係る事項に関する見識および経験を当該投資者が有していることの確認書。

() 当該投資者自らの勘定とするか、または他者の勘定とするかを問わず、当該投資者による取引にはトラストの財産と同種の財産の運用、取得または処分が伴うことの確認書。

かつ、

自らがかかる最低基準を満たしており、予定されている投資に伴うリスクおよびかかる投資には投資額をすべて失う可能性が内在する点を認識していることを管理会社に対し書面により証明する投資者。

買戻締切時間	関連する買戻日の前営業日の午後6時（日本時間）をいいます。
買戻日	（ ）各営業日および／または（ ）管理会社が受託会社と協議した上で、ファンドに関して随時決定し、受益者に通知するその他の一もしくは複数の日をいいます。
買戻請求	管理会社および管理事務代行会社が随時合意する買戻請求書をいいます。
申込契約	管理事務代行会社からの要求に応じて入手できる初回申込書をいいます。
申込締切時間	関連する申込日の前営業日の午後6時（日本時間）をいいます。
申込日	（ ）各営業日および／または（ ）管理会社が受託会社と協議した上で、ファンドに関して随時決定し、受益者に通知するその他の一もしくは複数の日をいいます。
追加購入価格	（ a ）関連する申込日現在の受益証券1口当たり純資産価格（または受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格（該当する場合））に（ b ）管理会社の絶対的な裁量により管理会社が決定することがある追加のコミッション、申込手数料および／または販売手数料を加えた金額をいいます。
英文目論見書補遺	アイルランド中央銀行の要件に従ってトラストが発行する英文目論見書の補遺または補足をいいます。
TCA	アイルランドの1997年租税統合法（その後の改正を含みます。）をいいます。
トラスト	オルトゥ・クールバ・トラスト をいいます。
信託証書	アイルランド中央銀行の定める要件に従って、管理会社と受託会社との間で締結された2024年5月2日付の信託証書をいいます。

受託会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシーズ（アイルランド）リミテッドまたはアイルランド中央銀行の事前の承認を得た上でトラストの受託会社として任命された後継会社をいいます。
受益証券販売・買戻契約	ファンドに関する日本における販売会社を任命するための2024年5月2日付の受益証券販売・買戻契約をいいます。
受益者	トラストのいずれかのファンドの受益証券を保有する者をいいます。
米国	アメリカ合衆国（州およびコロンビア特別区を含みます。）、その領土、領地およびその他の管轄区域をいいます。
米ドル	米国の法定通貨である米ドルをいいます。
米国人	（ ）米国の個々の市民もしくは居住者、（ ）米国においてもしくは米国法に基づき設立されもしくは組織されたか、もしくは米国のいずれかの州（コロンビア特別区を含みます。）の法律に基づき組織されたパートナーシップもしくは法人、（ ）その源泉にかかわらず、その収益に米国連邦所得税が課される遺産、（ ）信託（（ ）米国内の裁判所が当該信託の管理に対して主たる監督権を行使することができ、かつ、一もしくは複数の米国人が当該信託のすべての実質的な決定を支配する権限を有する場合、または（ y ）当該信託が米国連邦所得税の適用上米国人として扱われることを有効に選択している場合）、または（ ）米国連邦所得税の適用上、上記のいずれかであるものとして扱われるその他の者もしくは事業体をいいます。
評価日	各申込日および買戻日ならびに / または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の日をいいます。
評価時点	当該評価日の午後6時（ニューヨーク時間）または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定し、受益者に通知するその他の時点をいいます。
日本円、円	日本の法定通貨をいいます。

オルトゥ・クールバ・トラスト の受益者に対する 独立監査人の報告書

財務書類の監査に関する報告書

監査意見

我々の意見では、オルトゥ・クールバ・トラスト の財務書類は、

- ・ 2025年2月28日現在のトラストの資産、負債および財務状態ならびに同日に終了した期間（以下「期間」という。）の実績およびキャッシュフローについて真実かつ公正な概観を与えており、また
- ・ 米国において一般に認められている会計原則に従って適正に作成されている。

我々は、年次報告書および監査済財務書類に含まれる、以下から構成される財務書類を監査した。

- ・ 2025年2月28日現在の資産負債計算書
- ・ 同日に終了した期間の運用計算書
- ・ 同日に終了した期間の純資産変動計算書
- ・ 2025年2月28日現在の投資有価証券明細表
- ・ 会計方針の記述を含む財務書類に対する注記

監査意見の根拠

我々は、国際監査基準（アイルランド）（以下「ISA（アイルランド）」という。）および適用される法律に準拠して監査を行った。

ISA（アイルランド）のもとでの我々の責任は、本報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」の区分に詳述されている。我々は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

独立性

我々は、IAASA倫理規定を含む、アイルランドにおける財務書類の監査に関連のある倫理規定に基づき、トラストに対して独立性を保持しており、また、我々は、当該規定で定められるその他の倫理上の責任を果たした。

継続企業の前提に関する結論

我々が行った監査業務に基づき、個別にまたは全体として、財務書類の発行が承認される日から12か月以内の期間において、トラストが継続企業として存続する能力に対して重大な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性を識別していない。

財務書類の監査において、我々は、管理会社が財務書類の作成において、継続企業の前提により会計処理を実施することは適切であると結論付けた。

しかしながら、将来のすべての事象または状況を予見することはできないため、この結論はトラストの継続企業として存続する能力を保証するものではない。

継続企業の前提に関する我々の責任および管理会社の責任については、本報告書の該当セクションに記載されている。

その他の記載内容の報告

その他の記載内容は、年次報告書および監査済財務書類のうち、財務書類および監査報告書以外のすべての情報である。管理会社は、その他の記載内容に対して責任を有している。我々の財務書類に対する監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって我々は、当該その他の記載内容に対して、監査意見、または本報告書で明確に記載された範囲を除き、いかなる保証も表明しない。財務書類の監査における我々の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または我々が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。我々は、明らかに重要な不一致または重要な虚偽記載を識別した場合には、財務書類の重要な虚偽表示であるのか、またはその他の記載内容の重要な虚偽記載であるのかを結論付けるための手続きを実施するよう求められている。我々は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。我々は、これらの責任に基づき報告すべき事項はない。

財務書類および監査に対する責任

財務書類に対する管理会社の責任

管理会社の業務報告書により詳細に説明されているように、管理会社は、適切なフレームワークに準拠して財務書類を作成し、当該財務書類が真実かつ公正な概観を提供するものであることを充足させる責任を有している。

また管理会社は不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために管理会社が必要と判断した内部統制に対する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、管理会社は、トラストが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を表示する責任を有し、また、管理会社に事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類の監査に対する監査人の責任

我々の監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、I S A（アイルランド）に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証（guarantee）するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

我々の監査の試査には、データ監査手法を用いた特定の取引および残高の完全な母集団の試査が含まれることがある。ただし、通常は、完全な母集団を試査するのではなく、限られた数の項目を試査の対象として選択する必要がある。我々は、サイズやリスクの特性に基づいて、特定の項目を試査の対象にすることがよくある。それ以外の場合は、監査サンプリングを用いて、サンプルが選択された母集団について結論を出すことができる。

財務書類の監査に対する我々の責任の詳細については、I A A S Aのウェブサイト

[https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-](https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-a98202dc9c3a/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf)

[a98202dc9c3a/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf](https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-a98202dc9c3a/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf)に示されている。

当記載は我々の監査報告書の一部を構成する。

本報告書の利用

意見を含む本報告書は、欧州連合（オルタナティブ投資ファンド運用者）規則2013年法に準拠して全体としての受益者のためにのみ作成されたものであり、その他の目的はない。意見を述べるにあたり、我々が事前に同意書で明確に同意している場合を除き、我々は、その他の目的に対して責任を負わず、また、本報告書を閲覧するその他の者または本報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではない。

ブライスウォーターハウスクーパース

勅許会計士および登録監査人

ダブリン

2025年8月12日

[次へ](#)

Independent auditors' report to the unitholders of Ortu Curva II Trust

Report on the audit of the financial statements

Opinion

In our opinion, Ortu Curva II Trust's financial statements:

- give a true and fair view of the Trust's assets, liabilities and financial position as at 28 February 2025 and of its results and cash flows for the period from 2 May 2024 to 28 February 2025 (the "period"); and
- have been properly prepared in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

We have audited the financial statements, included within the Annual Report and Audited Financial Statements, which comprise:

- the Statement of Assets and Liabilities as at 28 February 2025;
- the Statement of Operations for the period then ended;
- the Statement of Changes in Net Assets for the period then ended;
- the Schedule of Investments as at 28 February 2025; and
- the notes to the financial statements, which include a description of the accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (Ireland) ("ISAs (Ireland)") and applicable law.

Our responsibilities under ISAs (Ireland) are further described in the Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We remained independent of the Trust in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Ireland, which includes IAASA's Ethical Standard, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

Conclusions relating to going concern

Based on the work we have performed, we have not identified any material uncertainties relating to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the Trust's ability to continue as a going concern for a period of at least twelve months from the date on which the financial statements are authorised for issue.

In auditing the financial statements, we have concluded that the manager's use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is appropriate.

However, because not all future events or conditions can be predicted, this conclusion is not a guarantee as to the Trust's ability to continue as a going concern.

Our responsibilities and the responsibilities of the manager with respect to going concern are described in the relevant sections of this report.

Reporting on other information

The other information comprises all of the information in the Annual Report and Audited Financial Statements other than the financial statements and our auditors' report thereon. The manager is responsible for the other information. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or, except to the extent otherwise explicitly stated in this report, any form of assurance thereon. In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If we identify an apparent material inconsistency or material misstatement, we are required to perform procedures to conclude whether there is a material misstatement of the financial statements or a material misstatement of the other information. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report based on these responsibilities.

Responsibilities for the financial statements and the audit

Responsibilities of the manager for the financial statements

As explained more fully in the Statement of Manager's Responsibilities set out on page 5, the manager is responsible for the preparation of the financial statements in accordance with the applicable framework giving a true and fair view.

The manager is also responsible for such internal control as the manager determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the manager is responsible for assessing the Trust's ability to continue as a going concern, disclosing as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the manager intends to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (Ireland) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

Our audit testing might include testing complete populations of certain transactions and balances, possibly using data auditing techniques. However, it typically involves selecting a limited number of items for testing, rather than testing complete populations. We will often seek to target particular items for testing based on their size or risk characteristics. In other cases, we will use audit sampling to enable us to draw a conclusion about the population from which the sample is selected.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the IAASA website at:

https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-a98202dc9c3a/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf.

This description forms part of our auditors' report.

Use of this report

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the unitholders as a body in accordance with the European Union (Alternative Investment Fund Managers) Regulations 2013 and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

Chartered Accountants and Registered Auditors

Dublin

12 August 2025

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出
代理人が別途保管している。

オルトゥ・クールバ・トラスト のファンドの受益者に対する 独立監査人の報告書

財務書類の監査に関する報告書

監査意見

我々の意見では、オルトゥ・クールバ・トラスト の財務書類は、

- ・ 2026年2月28日現在のファンドの資産、負債および財務状態ならびに同日に終了した年度のファンドの損失について真実かつ公正な概観を与えており、また
- ・ 米国において一般に認められている会計原則に従って適正に作成されている。

我々は、年次報告書および監査済財務書類（以下「年次報告書」という。）に含まれる、以下から構成される財務書類を監査した。

- ・ 2026年2月28日現在の資産負債計算書
- ・ 同日に終了した年度の運用計算書
- ・ 同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・ 2026年2月28日現在の投資有価証券明細表
- ・ 会計方針の記述を含む財務書類に対する注記

監査意見の根拠

我々は、国際監査基準（アイルランド）（以下「ISA（アイルランド）」という。）および適用される法律に準拠して監査を行った。

ISA（アイルランド）のもとでの我々の責任は、本報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」の区分に詳述されている。我々は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

独立性

我々は、IAASA倫理規定を含む、アイルランドにおける財務書類の監査に関連のある倫理規定に基づき、トラストに対して独立性を保持しており、また、我々は、当該規定で定められるその他の倫理上の責任を果たした。

継続企業の前提に関する結論

我々が行った監査業務に基づき、個別にまたは全体として、財務書類の発行が承認される日から12か月以内の期間において、ファンドが継続企業として存続する能力に対して重大な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性を識別していない。

財務書類の監査において、我々は、管理会社の取締役が財務書類の作成において、継続企業の前提により会計処理を実施することは適切であると結論付けた。

しかしながら、将来のすべての事象または状況を予見することはできないため、この結論はファンドの継続企業として存続する能力を保証するものではない。

継続企業の前提に関する我々の責任および管理会社の取締役の責任については、本報告書の該当セクションに記載されている。

その他の記載内容の報告

その他の記載内容は、年次報告書のうち、財務書類および監査報告書以外のすべての情報である。管理会社の取締役は、その他の記載内容に対して責任を有している。我々の財務書類に対する監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって我々は、当該その他の記載内容に対して、監査意見、またはいかなる保証も表明しない。

財務書類の監査における我々の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または我々が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。我々は、明らかに重要な不一致または重要な虚偽記載を識別した場合には、財務書類の重要な虚偽表示であるのか、またはその他の記載内容の重要な虚偽記載であるのかを結論付けるための手続きを実施するよう求められている。我々は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。我々は、これらの責任に基づき報告すべき事項はない。

財務書類および監査に対する責任

財務書類に対する管理会社の取締役の責任

管理会社の業務報告書により詳細に説明されているように、管理会社の取締役は、適切なフレームワークに準拠して財務書類を作成し、当該財務書類が真実かつ公正な概観を提供するものであることを充足させる責任を有している。

また管理会社の取締役は不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために管理会社の取締役が必要と判断した内部統制に対する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、管理会社の取締役は、ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を表示する責任を有し、また、管理会社の取締役に事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類の監査に対する監査人の責任

我々の監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、I S A（アイルランド）に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証（guarantee）するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

我々の監査の試査には、データ監査手法を用いた特定の取引および残高の完全な母集団の試査が含まれることがある。ただし、通常は、完全な母集団を試査するのではなく、限られた数の項目を試査の対象として選択する必要がある。我々は、サイズやリスクの特性に基づいて、特定の項目を試査の対象にすることがよくある。それ以外の場合は、監査サンプリングを用いて、サンプルが選択された母集団について結論を出すことができる。

財務書類の監査に対する我々の責任の詳細については、I A A S Aのウェブサイト

https://iaasa.ie/wp-content/uploads/docs/media/IAASA/Documents/audit-standards/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdfに示されている。

当記載は我々の監査報告書の一部を構成する。

本報告書の利用

意見を含む本報告書は、欧州連合（オルタナティブ投資ファンド運用者）規則2013年法に準拠して全体としてのファンドの受益者のためにのみ作成されたものであり、その他の目的はない。意見を述べるにあたり、我々が事前に同意書で明確に同意している場合を除き、我々は、その他の目的に対して責任を負わず、また、本報告書を閲覧するその他の者または本報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではない。

プライスウォーターハウスクーパース

勅許会計士および登録監査人

ダブリン

2026年7月23日

[次へ](#)

Independent auditors' report to the unitholders of the sub-fund of Ortu Curva II Trust

Report on the audit of the financial statements

Opinion

In our opinion, Ortu Curva II Trust's financial statements:

- give a true and fair view of the sub-fund's assets, liabilities and financial position as at 28 February 2026 and of its loss for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

We have audited the financial statements, included within the Annual Report and Audited Financial Statements (the "Annual Report"), which comprise:

- the Statement of Assets and Liabilities as at 28 February 2026;
- the Statement of Operations for the year then ended;
- the Statement of Changes in Net Assets for the year then ended;
- the Schedule of Investments as at 28 February 2026; and
- the notes to the financial statements, which include a description of the accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (Ireland) ("ISAs (Ireland)") and applicable law. Our responsibilities under ISAs (Ireland) are further described in the Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We remained independent of the trust in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Ireland, which includes IAASA's Ethical Standard and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

Conclusions relating to going concern

Based on the work we have performed, we have not identified any material uncertainties relating to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the ability of the sub-fund to continue as a going concern for a period of at least twelve months from the date on which the financial statements are authorised for issue.

In auditing the financial statements, we have concluded that the directors of the Manager's use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is appropriate.

However, because not all future events or conditions can be predicted, this conclusion is not a guarantee as to the ability of the sub-fund to continue as a going concern.

Our responsibilities and the responsibilities of the directors of the Manager with respect to going concern are described in the relevant sections of this report.

Reporting on other information

The other information comprises all of the information in the Annual Report other than the financial statements and our auditors' report thereon. The directors of the Manager are responsible for the other information. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or any form of assurance thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If we identify an apparent material inconsistency or material misstatement, we are required to perform procedures to conclude whether there is a material misstatement of the financial statements or a material misstatement of the other information. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report based on these responsibilities.

Responsibilities for the financial statements and the audit

Responsibilities of the directors of the Manager for the financial statements

As explained more fully in the Statement of Manager's Responsibilities set out on page 5, the directors of the Manager are responsible for the preparation of the financial statements in accordance with the applicable framework giving a true and fair view.

The directors of the Manager are also responsible for such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors of the Manager are responsible for assessing the ability of the sub-fund to continue as a going concern, disclosing as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors of the Manager intend to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (Ireland) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

Our audit testing might include testing complete populations of certain transactions and balances, possibly using data auditing techniques. However, it typically involves selecting a limited number of items for testing, rather than testing complete populations. We will often seek to target particular items for testing based on their size or risk characteristics. In other cases, we will use audit sampling to enable us to draw a conclusion about the population from which the sample is selected.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the IAASA website at: https://iaasa.ie/wp-content/uploads/docs/media/IAASA/Documents/audit-standards/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf. This description forms part of our auditors' report.

Use of this report

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the unitholders of the sub-fund as a body in accordance with the European Union (Alternative Investment Fund Managers) Regulations 2013 and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

Chartered Accountants and Registered Auditors

Dublin

23 July 2026

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

（訳文）

**I Q E Qファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッドのメンバーに対する
独立監査人の監査報告書****財務書類監査に関する報告****I Q E Qファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッド（以下「会社」という。）の財務書類に関する監査意見**

我々の意見では、財務書類は、

- ・ 2025年12月31日現在の会社の資産、負債および財政状態ならびに同日に終了した事業年度の利益について真実かつ公正な見方を示しており、かつ
- ・ 関連する財務報告の枠組み、特に2014年会社法の要求事項に準拠して適切に作成されている。

我々が監査した財務書類は以下により構成されている。

- ・ 包括利益計算書
- ・ 財政状態計算書
- ・ 資本変動計算書
- ・ キャッシュ・フロー計算書、および
- ・ 関連する注記 1 から20（注記 1 に記載された重要性がある会計方針の情報を含む）

これらの作成の際に適用された関連する財務報告の枠組みは、2014年会社法および国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が発行し、欧州連合が採用しているIFRS会計基準（以下「関連する財務報告の枠組み」という。）である。

監査意見の根拠

我々は、国際監査基準（アイルランド）（以下「ISA（アイルランド）」という。）および適用可能な法令に準拠して監査を行った。本基準のもとでの我々の責任は、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」セクションに後述されている。

我々は、アイルランド監査・会計監督当局が発行した倫理基準を含む、アイルランドにおける財務書類監査に関連する倫理要件に従って、会社から独立しており、当該要件に従ってその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続事業に関する結論

財務書類の監査において、我々は、取締役が継続企業の前提に基づいて財務書類を作成することは適切であるという結論に達した。

我々が実施した手続きに基づき、個別にまたは集計しても、財務書類の発行が承認された日から少なくとも12ヶ月、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性は認められていない。

継続企業に関する我々の責任および取締役の責任は、本報告書の関連するセクションに記載されている。

その他の記載内容

その他の記載内容は、取締役報告書および監査済財務書類のうち、財務書類および監査報告書以外の情報である。取締役は、取締役報告書および監査済財務書類に含まれるその他の記載内容について責任を有する。我々の監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、我々は監査意見を表明したり、本報告書に明示的に記載されている場合を除き、当該その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

我々の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または我々が監査の過程で得た知識と間に重要な相違があるかどうかを考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽表示の兆候があるかどうかに注意を払うことにある。我々は、そのような重要な相違または明らかに重要な虚偽記載を識別した場合、当該財務書類に重要な虚偽記載があるかどうか、またはその他の記載内容に重要な虚偽記載があるかどうかを判断することが求められる。当該作業のみに基づいて、我々はその他の記載内容において重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、我々が報告すべき事項はない。

取締役の責任

取締役の責任に関する記述で詳しく説明されているように、取締役は、2014年会社法に準拠した真実かつ公正な概観を提供する財務書類を作成し、また不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役が判断した内部統制に対して責任を有する。

財務書類を作成するに当たり、取締役は、会社が継続企業として存続できる能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、取締役が会社を清算もしくは業務を停止する意思を有する場合、あるいはそうするより他に現実的な代替方法がない場合を除き、継続企業の前提に基づき財務書類を作成する責任を有している。

財務書類監査に対する監査人の責任

我々の目的は、全体として財務書類に不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を含む監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の確証であるが、ISA（アイルランド）に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽記載を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽記載は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

当該財務書類の監査に対する我々の責任の詳細については、IAASA のウェブサイト

(<https://iaasa.ie/publications/description-of-the-auditors-responsibilities-for-the-audit-of-the-financial-statements>) に記載されている。この説明は、我々の監査報告書の一部を構成する。

その他の法的小および規制上の要件に関する報告

2014年会社法で定められたその他の事項に関する意見

監査の過程で行われた作業のみに基づいて、我々は以下を報告する。

- ・我々は、監査の目的上必要と認められるすべての情報および説明を入手した。
- ・我々の意見では、会社の会計記録は、財務書類が容易かつ適切に監査されることを可能にするのに十分であった。
- ・財務書類は会計記録と一致している。
- ・我々の意見では、取締役報告書に記載された情報は財務書類と整合している。
- ・我々の意見では、我々のレビュー対象として指定された取締役報告書は、2014年会社法第28条で要求されるサステナビリティ報告を含まない点を除き、2014年会社法に準拠して作成されている。

例外事項として我々が報告すべき事項

監査の過程で得た会社とその環境に関する知識および理解に基づき、我々は取締役報告書において重要な虚偽表示を特定していない。

法律で定められた取締役の報酬および取引の開示が行われていない場合、我々の意見としてこれを報告することを要求している2014年会社法の規定に関して、我々が報告すべき事項はない。

本報告書の利用

本報告書は2014年会社法第391条に準拠して、組織としての会社のメンバーに対してのみ作成されるものである。我々の監査業務は、我々が監査報告書において要求されている事項を会社のメンバーに対して表明するために実施されたものであり、それ以外の目的はない。法律で認められる最大限の範囲で、我々は、我々の監査手続、本報告書、または我々が形成した意見について、会社および会社のメンバー以外のいかなる者に対しても責任を負うものではない。

（署名）

ジム・ミーガン

勅許会計士および法定監査人

デロイト・アイルランド・エルエルピーを代表して

デロイト・アンド・トウシュ・ハウス、29アールズフォート・テラス、ダブリン2

2026年4月28日

（ ）上記は、英語で作成された監査報告書の訳文として記載されたものです。訳文においては原本の内容を正確に表すよう細心の注意が払われていますが、いかなる内容の解釈、見解または意見においても、原語で記載された監査報告書原本が本訳文に優先します。

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF
IQ EQ FUND MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

Report on the audit of the financial statements

Opinion on the financial statements of IQ EQ Fund Management (Ireland) Limited (" the company ")

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view of the assets, liabilities and financial position of the company as at 31 December 2025 and of the profit for the financial year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with the relevant financial reporting framework and, in particular, with the requirements of the Companies Act 2014.

The financial statements we have audited comprise:

- the Statement of Comprehensive Income;
- the Statement of Financial Position;
- the Statement of Changes in Equity;
- the Statement of Cash Flow; and
- the related notes 1 to 20, including material accounting policy information as set out in note 1.

The relevant financial reporting framework that has been applied in their preparation is the Companies Act 2014 and IFRS Accounting Standards as issued by the International Accounting Standards Board (IASB) and as adopted by the European Union (" the relevant financial reporting framework ").

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (Ireland) (ISAs (Ireland)) and applicable law. Our responsibilities under those standards are described below in the " Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements " section of our report.

We are independent of the company in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Ireland, including the Ethical Standard issued by the Irish Auditing and Accounting Supervisory Authority, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Conclusions relating to going concern

In auditing the financial statements, we have concluded that the directors' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is appropriate.

Based on the work we have performed, we have not identified any material uncertainties relating to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the company's ability to continue as a going concern for a period of at least twelve months from when the financial statements are authorised for issue.

Our responsibilities and the responsibilities of the directors with respect to going concern are described in the relevant sections of this report.

Other information

The other information comprises the information included in the Directors' Report and Audited Financial Statements, other than the financial statements and our auditor's report thereon. The directors are responsible for the other information contained within the Directors' Report and Audited Financial Statements. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, except to the extent otherwise explicitly stated in our report, we do not express any form of assurance conclusion thereon.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF
IQ EQ FUND MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

Our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If we identify such material inconsistencies or apparent material misstatements, we are required to determine whether there is a material misstatement in the financial statements or a material misstatement of the other information. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact.

We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of directors

As explained more fully in the Directors' Responsibilities Statement, the directors are responsible for the preparation of the financial statements and for being satisfied that they give a true and fair view and otherwise comply with the Companies Act 2014, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (Ireland) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on IAASA's website at: <https://iaasa.ie/publications/description-of-the-auditors-responsibilities-for-the-audit-of-the-financial-statements>. This description forms part of our auditor's report.

Report on other legal and regulatory requirements

Opinion on other matters prescribed by the Companies Act 2014

Based solely on the work undertaken in the course of the audit, we report that:

- We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit.
- In our opinion the accounting records of the company were sufficient to permit the financial statements to be readily and properly audited.
- The financial statements are in agreement with the accounting records.
- In our opinion the information given in the directors' report is consistent with the financial statements.
- In our opinion, those parts of the directors' report specified for our review, which does not include sustainability reporting when required by Part 28 of the Companies Act 2014, have been prepared in accordance with the Companies Act 2014.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF
IQ EQ FUND MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

Matters on which we are required to report by exception

Based on the knowledge and understanding of the company and its environment obtained in the course of the audit, we have not identified material misstatements in the directors' report.

We have nothing to report in respect of the provisions in the Companies Act 2014 which require us to report to you if, in our opinion, the disclosures of directors' remuneration and transactions specified by law are not made.

Use of our report

This report is made solely to the company's members, as a body, in accordance with Section 391 of the Companies Act 2014. Our audit work has been undertaken so that we might state to the company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the company and the company's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Jim Meegan

For and on behalf of Deloitte Ireland LLP

Chartered Accountants and Statutory Audit Firm

Deloitte & Touche House, 29 Earlsfort Terrace, Dublin 2

28 April 2026

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。